

各国の開発途上国に対する
人材育成支援活動に関する調査研究

2013 年 2 月

WASHINGTON | CORE

4340 East-West Highway, #1110
Bethesda, MD 20814, U.S.A.

目次

はじめに	1
1 総括・分析	2
2 調査対象国・地域等別情報	9
2.1 WIPO	9
2.1.1 支援機関概要	9
2.1.2 支援活動状況	15
2.1.3 産業界の関与のあり方	28
2.1.4 今後の支援活動予定	28
2.1.5 支援活動に関する評価	30
2.1.6 開発途上国のニーズへの対応	30
2.1.7 参考：支援活動詳細	31
アフリカ局による支援活動	32
アラブ局による支援活動	68
アジア太平洋局による支援活動	93
ラテンアメリカ・カリブ局による支援活動	158
国別参加者数（アフリカ局）	205
国別参加者数（アラブ局）	222
国別参加者数（アジア局）	226
国別参加者数（ラテンアメリカ・カリブ局）	237
2.2 米国	245
2.2.1 支援機関概要	245
2.2.2 支援活動状況	246
2.2.3 産業界の関与のあり方	259
2.2.4 今後の支援活動予定	259
2.2.5 支援活動に関する評価	259
2.2.6 開発途上国のニーズへの対応	260
2.2.7 参考：支援活動詳細	261
2012 年の支援活動詳細	262
2011 年の支援活動詳細	285
2010 年の支援活動詳細	312
2.3 欧州	322
2.3.1 支援機関概要	322
2.3.2 支援活動状況	324
2.3.3 産業界の関与のあり方	334
2.3.4 今後の支援活動予定	334
2.3.5 支援活動に関する評価	335
2.3.6 開発途上国のニーズへの対応	335
2.3.7 参考：支援活動詳細	336
2.4 韓国	354
2.4.1 支援機関概要	354
2.4.2 支援活動状況	355
2.4.3 産業界の関与のあり方	365
2.4.4 今後の支援活動予定	365
2.4.5 支援活動に関する評価	365
2.4.6 開発途上国のニーズへの対応	365
2.4.7 参考：支援活動詳細	365
2.5 中国	371

2.5.1	支援機関概要	371
2.5.2	支援活動状況	376
2.5.3	産業界の関与のあり方	382
2.5.4	今後の支援活動予定	382
2.5.5	支援活動に関する評価	382
2.5.6	開発途上国のニーズへの対応	382
2.5.7	参考：支援活動詳細	382
2.6	豪州	387
2.6.1	支援機関概要	387
2.6.2	支援活動状況	390
2.6.3	産業界の関与のあり方	398
2.6.4	今後の支援活動予定	398
2.6.5	支援活動に関する評価	398
2.6.6	開発途上国のニーズへの対応	399
2.6.7	参考：支援活動詳細	399
2.7	仏国	407
2.7.1	支援機関概要	407
2.7.2	支援活動状況	407
2.7.3	産業界の関与のあり方	413
2.7.4	今後の支援活動予定	413
2.7.5	支援活動に関する評価	413
2.7.6	開発途上国のニーズへの対応	413
2.7.7	参考：支援活動詳細	413

図表目次

図表 1 調査対象国・地域等ごとの人材育成活動の概括一覧	4
図表 2 WIPO 組織図	10
図表 3 WIPO への FIT の推移（全て推定値、単位：1,000 スイスフラン）	14
図表 4 WIPO による支援活動（支援対象国別）	16
図表 5 WIPO による支援活動（支援対象分野別）	17
図表 6 WIPO による支援活動（支援対象者別）	18
図表 7 WIPO による支援活動（支援手法別）	19
図表 8 WIPO の E-Learning コース	20
図表 9 WIPO の E-Learning の基礎コースの一例	26
図表 10 USPTO 組織図	245
図表 11 USPTO による支援活動（支援対象国別）	247
図表 12 USPTO による支援活動（支援対象分野別）	247
図表 13 USPTO による支援活動（支援対象者別）	249
図表 14 USPTO による支援活動（支援手法別）	250
図表 15 GIPA の E-learning モジュールの視聴画像の一例	251
図表 16 GIPA の E-learning モジュールのアウトラインとメモの一例	252
図表 17 GIPA の E-learning モジュールの受講終了認定証の一例	252
図表 18 USPTOTraining.gov の特許・商標審査研修モジュールの視聴画像の一例	256
図表 19 欧州委員会傘下の総局及びサービス	322
図表 20 EU による支援活動（支援対象国別）	327
図表 21 EU による支援活動（支援対象分野別）	328
図表 22 EU による支援活動におけるスピーカー等	329
図表 23 EU による支援活動（支援手法別）	330
図表 24 IRP2 による E-Learning コースの一例	331
図表 25 IRP2 による E-Learning コースの一例（ノート欄）	332
図表 26 EU によるセミナー等への参加人数	333
図表 27 KIPO の組織図	354
図表 28 IIPTI による支援活動（支援対象国別）	356
図表 29 IIPTI による支援活動（支援対象者別）	357
図表 30 IIPTI による支援活動（支援手法別）	358
図表 31 IP Panorama によるコースの一例（シナリオ）	360
図表 32 IP Panorama によるコースの一例（説明）	361
図表 33 IP Xpedite によるコースの一例	363
図表 34 SIPO 組織図	372
図表 35 CIPTC の E-learning モジュールの視聴画像の一例	381
図表 36 IP Australia 組織図	387
図表 37 IP オーストラリアによる支援活動（支援対象国別）	391
図表 38 IP オーストラリアによる支援活動（支援対象者別）	392
図表 39 IP オーストラリアによる支援活動（スピーカー・研修講師別）	393
図表 40 IP オーストラリアによる支援活動（支援手法別）	394
図表 41 INPI による支援活動（支援対象国別）	408
図表 42 INPI による支援活動（支援分野別）	409
図表 43 INPI による支援活動（支援対象者別）	410
図表 44 INPI による支援活動（支援手法別）	411

はじめに

本報告書は特許庁の平成 24 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業の一環として実施した「各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究」の結果を取りまとめたものである。本調査研究は、各国が実施する人材育成支援の具体的な情報や支援の特徴、今後の支援施策の動向を把握することで、日本におけるより効果的な人材育成支援事業の企画・立案に資することを目的としている。

本調査研究における調査対象は以下の 7 国・地域等である。

1. 世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization: WIPO）
2. 米国： 米国特許商標庁（United States Patent and Trademark Office: USPTO）
3. 欧州： 欧州委員会（European Commission） / 欧州連合（European Union: EU）
4. 韓国： 韓国特許庁（Korean Intellectual Property Office: KIPO）
5. 中国： 中国国家知識産権局（State Intellectual Property Office of the People's Republic of China: SIPO）
6. 豪州： IP オーストラリア（IP Australia）
7. フランス： 工業所有権庁（Institut National de la Propriété Industrielle: INPI）

本調査研究では、上記の全機関を対象に文献調査及びアンケート調査を、そして韓国、米国、欧州については更にヒアリング調査を実施した¹。調査結果を基に、本報告書の 1 章では各国・地域等の比較や分析を行い、2 章において調査対象国・地域等ごとの詳細情報を紹介している。

¹ 本調査研究で集められた情報において著作権転載許諾が必要なものはない。

1 総括・分析

調査対象となった7国・地域等における過去3年間の人材育成支援活動を概括すると（図表1参照）、まず、国・地域等によって支援体制に違いがあることがわかる。例えばWIPOは、アフリカ、中東、アジア太平洋、そしてラテンアメリカ・カリブの4地域において、それぞれ地域事務局を設置しており、各事務局が、担当地域における知的財産支援活動の一環として人材育成支援にも従事している。一方、USPTO、KIPO、SIPOには国内外の人材育成活動に特化した部署があり、開発途上国への人材育成支援も担当している。またEUは、支援プロジェクトの大枠を決め、支援活動に必要な予算を拠出するものの、支援活動の実施はプロジェクトごとに欧州共同体商標意匠庁（Office for Harmonization in the Internal Market: OHIM）や欧州特許庁（European Patent Office: EPO）などの機関に委託している。EUの知的財産支援活動は、貿易政策に関する支援活動の一環として実施されているものが多いことも特徴の1つである。

調査対象国・地域等による支援対象国の傾向を見ると、先進国よりも開発途上国を対象に支援活動が展開されている。これは、先進国がTRIPS協定を順守するべく、開発途上国に対して支援を提供していることが背景にあると考えられる。とりわけ、米国やEUなど、エンフォースメント強化を重視している国・地域は、知的財産制度が発展途上であり、かつ知的財産侵害の被害が深刻な開発途上国における支援に注力しており、支援を通して侵害の軽減を目指していることが推察される。特定の国に対する支援としては中国への支援が多いことも、同国での知的財産侵害が先進国にとって大きな懸念材料となっているためであるといえる。同時に、新興市場として影響力を増し続ける中国との関係を深めるという目的もある可能性がある。

エンフォースメント強化を目的とした人材育成支援活動が中国に集中しているため、各国・地域等による支援活動に重複が生じている可能性は高い。しかし、米国が、以前に人材育成支援を受けたことがない候補を優先的に支援対象者に選定しているように、重複を避けるための動きも見られている。今後、このような工夫や支援国間での調整が行われれば、重複を避けることが可能になると考えられる。

一方、他国からの支援が集まる中国による支援対象国を見ると、中国が積極的に関係を構築しているアフリカ諸国の他、朝鮮民主主義人民共和国やベトナム、キューバなど、旧共産主義の国々への支援が顕著である。また、アラブ湾岸諸国向けのプログラムを実施するなど、アラブ諸国とも強い関係にあることに加えて、チベットに対して2000年から毎年セミナーを開催しているように、自国の領土とみなしている地域（チベットやモンゴル）との知的財産交流も活発となっている。このように中国は、先進国による研修を受けるのみならず、開発途上国に対して人材育成支援を提供するという、両方の活動を同時並行で進めてきたユニークな国である。支援の受け手である中国が、他国に対して支援を提供するという、いわば伝道師的な役割を持つという観点からも、中国への支援活動の重要性は大きいといえる。

調査対象国・地域等による支援対象分野では、エンフォースメント強化支援と審査実務支援が顕著となっている。従って、支援対象者もエンフォースメントや審査に従事する政府職員や知的財産権担当官庁職員が多く、研修講師やスピーカーにおいても支援提供国の知的財産権担当官庁職員や知的財産権担当官庁以外の政府職員が務めているケースが多く見られた。

調査対象国・地域等による支援手法を見ると、セミナーやワークショップ、会議などが多い。また、WIPOや米国、韓国を中心に、E-Learningを活発に利用しているケースも見られた。E-Learningは利便性が高く、セミナーやワークショップなどに比べれば低コストで実施できることが利点である。また、インターネットさえあれば世界中どこからでも受講できるため、幅広い国・地域で支援活動を展開できることや、内容や言語によっては、グローバルの観点

から知的財産について学んだり、英語能力を向上させたりできるなど、国内の人材育成に活用することが可能であることも、E-Learning の魅力の 1 つである。一方、受講の有無は支援対象者の意思に委ねられてしまうことが課題であるため、従来の対面式の人材育成支援と組み合わせたり、E-Learning を受講するインセンティブを用意したりするなどの工夫が必要とされる。例えばウェビナーのようにライブでの遠隔研修を実施する際に、講師がその場で受講者からの質問に対応できるようにするなど、講師との交流を持つ機会を提供することで、受講を奨励できる可能性もある。

政府機関が実施する知的財産人材育成支援活動における産業界の関与のあり方としては、企業や業界団体の関係者をスピーカーや講師に招くケースが散見された。しかし、前述のように、エンフォースメント強化支援や審査実務支援を対象とする支援活動では政府職員が講師になることが多く、講師としての産業界の関与は限定的であるといえる。また、研修カリキュラムの一環として企業を訪問するという関与のあり方は韓国のみで確認されたが、KIPO が所在する大田と企業が集中するソウルとの物理的距離や、自社の知的財産活動について英語で説明できる社員の不足などの課題も指摘されている。日本においては、物理的距離が問題になる可能性は低いことから、研修カリキュラムに企業訪問を組み入れることを検討する価値はあると思われる。韓国と同様に英語の問題が浮上する可能性はあるが、企業の知財担当者が英語で説明する機会を持つことは、国内のグローバル人材の育成にもつながると考えられる。

開発途上国を対象とした支援活動では、開発途上国によるニーズに対応し、支援を受け入れやすくすることも重要となる。本調査研究では、調査対象国・地域等の多くが、開発途上国の要望を確認し、その要望に基づいた支援を提供しようとする姿勢を見せていたことが明らかになった。一方で、欧州による支援プロジェクトでは、支援活動における優先分野について、欧州と支援対象国の認識が一致せず、プロジェクトの中断を余儀なくされるなど、支援の受け入れが必ずしも円滑に進むわけではないことも浮き彫りとなっている。また、「知的財産は医薬品へのアクセスを阻害するもの」という国民の認識が強い場合、政府が知的財産を推進することに対して国民が反発する懸念があり、政府も支援の受け入れに消極的になることもあると指摘されている。他方、開発途上国の地元企業による知的財産活動が活発化し、消費者が先進国企業による製品の魅力を認識し始めたことなどから、開発途上国は知的財産の重要性を認識しつつあるとの見方もあり、開発途上国における知的財産支援の受け入れ態勢は国によって異なることが示唆されている。いずれにせよ、開発途上国のニーズを正確に把握するとともに、先進国と開発途上国の認識が一致するよう、意思の疎通を密にすることが重要であるといえる。

グローバル経済における開発途上国・新興国の重要性は高まっており、これらの国々における知的財産保護を強化し、知的財産審査に親和性を持たせることは、先進国企業による海外進出を促進する上でも重要となっている。特に、韓国のように、開発途上国への人材育成が自国のグローバル経済発展において戦略的意義を持つことを理解している国は、今後より一層この分野での技術支援を拡充していくことが予想される。既に高い評価を受けている日本の知的財産人材育成支援活動であるが、今後は、海外市場と日本企業をつなぐ橋渡しとしての役割も期待される。

図表 1 調査対象国・地域等ごとの人材育成活動の概括一覧

		WIPO	米国	欧州	韓国	中国	豪州	フランス
TRIPS 協定順守以外の支援目的		知的財産を活用した経済開発支援	エンフォースメント強化	エンフォースメント強化	- 海外とのネットワーク構築 - 国内の英語人材の育成 (E-Learning における目的) - 知的財産侵害の軽減と韓国による認識の共有 (E-Learning における目的)	該当情報なし	該当情報なし	該当情報なし
支援体制		4 つの地域事務局が担当地域への支援を実施	人材育成に特化した部署が支援を実施	支援の実施は、EU 機関や EPO に委託	人材育成に特化した部署が支援を実施	人材育成に特化した部署が支援を実施	該当情報なし ²	該当情報なし
支援対象国	主な支援対象国	途上国	途上国	調査対象国・地域等及び先進国	途上国	途上国	途上国	調査対象国・地域等及び先進国
	特徴	4 つの地域事務局が開発途上国を全体的に網羅	知的財産侵害が深刻な国への支援を重視	中国を中心に、知的財産侵害が深刻な国への支援を重視	中国やベトナムへの支援が多い	アフリカ地域の他、社会主義・共産主義国への支援が多い	アジア・太平洋地域の発展途上国が中心	人材育成支援は中国が多いが、人材育成以外の支援活動も見ると、モロッコ、アラブ首長国連邦、ブラジル、チュニジアなどとの関わりが多い

² 国際政策・協力部（International Policy and Cooperation Section）が人材育成支援にも従事しているようであるが、具体的な支援体制は明らかにならなかった。

		WIPO	米国	欧州	韓国	中国	豪州	フランス
支援分野	主な支援分野	審査実務支援	エンフォースメント強化	エンフォースメント強化	審査実務支援	審査実務支援	審査実務支援	エンフォースメント強化支援
	特徴	主な支援対象者は知的財産権担当官庁職員	主な支援対象者は知的財産権担当官庁を含めた政府職員	主な支援対象者は知的財産権担当官庁を含めた政府職員	開発途上国に韓国の審査ノウハウを教えることを目的とする	主な支援対象者は知的財産権担当官庁職員	支援対象者、講師ともに、知的財産権担当官庁職員が多い	主な支援対象者は知的財産権担当官庁を含めた政府職員
支援手法	主な支援手法	セミナー等	セミナー等及び、招へい研修	セミナー等	招へい研修	セミナー等	専門家派遣（主にIP オーストラリア所属の専門家を派遣）	招へい研修（海外知的財産権担当官庁職員によるフランスの大学での研修を支援するケースが多い）
	E-Learning	無料（基礎）・有料（上級）のE-Learning コースを提供	知的財産保護・エンフォースメントに関するE-Learning を提供	IPR2 プロジェクトを通じて、知的財産保護・エンフォースメントに関するE-Learning を提供	WIPO や APEC と協力して、中小企業向けのプログラムや、知的財産情報に関するプログラムを提供	中国の特許法と特許システムに関するE-Learning コースを1件提供	実施していない（2013年より実施予定）	該当情報なし

	WIPO	米国	欧州	韓国	中国	豪州	フランス
英語以外の言語への対応	フランス語やアラブ語、スペイン語、中国語などで提供されている活動もある。 E-learning を、アラビア語、中国語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語などで提供	スペイン語や中国語で提供したり、通訳を用意することもある。 E-learning は、スペイン語、フランス語、アラブ語、ロシア語などで提供	中国に特化したプロジェクト、IPR2 のサイトは中国版も作成	E-learning は、アラブ語、フランス語、スペイン語などの国連公用語でも提供	該当情報なし	該当情報なし	該当情報なし
実績（年間平均） ³	実施回数：117 回（2012 年） 予算：該当情報なし 参加人数：911 人以上（2012 年）	実施回数：51 回（2012 年） 予算：2013 年度の予算請求額は 948 万 9,000 ドル（GIPA） 参加人数：該当情報なし	実施回数：11 回（2011 年） 予算：該当情報なし 参加人数：セミナー等には毎回 50 ～100 人が参加	実施回数：10 回（2012 年） 予算：約 24 億ウォン 参加人数：502 人（2011 年）	実施回数：3 回（2012 年） 予算：該当情報なし 参加人数：33 人以上（2012 年）	実施回数：8 回（2012 年） 予算：啓もう・教育・国際プログラム予算は 773 万豪ドル（2011 年） 参加人数：53 人（2012 年）	実施回数：12 回（2011 年） 予算：該当情報なし 参加人数：4 人以上（2011 年）
レシピエントへのフォローアップ	ラテンアメリカ・カリブ局はアンケート調査を実施。アジア太平洋局は支援対象国を訪問して活動の影響を調査	アンケート調査を実施	該当情報なし	実施していない	該当情報なし	アンケート調査を実施（筆記式の評価シートなど）	該当情報なし

³本調査研究で特定された支援活動に基づく。予算は支援活動の規模を把握しやすいもののみを紹介している。また、参加人数については、不明な活動もあるため、必ずしも支援活動全体における参加人数を示してはいない。

	WIPO	米国	欧州	韓国	中国	豪州	フランス
産業界の関与	アジア太平洋局やラテンアメリカ・カリブ局は商工会議所と連携しているものの、全体として産業界の関与は低い	セミナーの講師として産業界から専門家を起用。また、USTR が作成するスペシャル 301 条レポートにおいて産業界からのコメントを募っており、その際に、知的財産人材育成支援に関する産業界のニーズが判明することもある	Nokia 社の弁護士をはじめ、企業関係者数人をスピーカーとして招へいしたこともあるが、全体として産業界の関与は少ない	支援活動における産業界の関与には寄付などの金銭的な関係はなく、IIPTI が民間企業に講師としての参加や企業訪問の受け入れを要請している	該当情報なし	特定のテーマ、業界、状況に応じて、民間企業の代表者やコンサルタントなどを起用し、技術支援を実施。また、技術支援を実際に提供している組織に対し、民間人を推薦する場合もある	産業界との協議の下、模倣品対策の必要な国に対して、教育、研修、協力体制といった支援を提供している
今後の活動予定	地域事務局の多くで、オンデマンドでの支援活動は削減する見通し。また、地域によっては政治・安全保障上の理由から支援活動が難しいケースもある	該当情報なし	知的財産分野への支援が重要であると見なされた国においては、新たな支援が行われる可能性あり。近年に民主化が進んだミャンマーに対して、知的財産制度確立に向けた支援が提供される可能性もある	IIPTI による支援活動の予算は拡大される見通しで、既に支援を提供している国との関係を維持しつつ、新たな支援対象国を加える予定	該当情報なし	支援予算を変更する計画はなし。オーストラリアの国際戦略に基づき、支援対象国と支援手法をケースバイケースで決定している	該当情報なし

	WIPO	米国	欧州	韓国	中国	豪州	フランス
支援活動に関する評価	WIPO の内部独立 監査機関である 内部監査部門が 毎年支援活動を 評価するほか、コ ンサルタントが WIPO の開発アジ ェンダに対する 技術支援を包括 的に評価したこ ともある	GIPA が支援活動 参加者に対して 行ったアンケート に基づいた評価 を実施	支援対象国に駐 在する EU 代表部 (EU Delegation) が実施	IIPTI 外による評 価としては、韓国 政府（行政安全 部）が IIPTI の活 動を評価してい る他、KIPO も内 部評価を実施	該当情報なし	評価に関しては、 技術支援の内容 や種類によって ケースバイケー スで行われる	該当情報なし
開発途上国によるニ ーズへの対応	各地域事務局と もに、支援対象 国のニーズ評価 を行ったうえで、 支援活動を計画 している	海外政府からの 要請に対応。他の 連邦省庁による 外国政府職員と の協議でニーズ が特定されるこ ともある	支援活動の方向 性を決める国・地 域別戦略を策定 する際には、開 発途上国の政府機 関や企業、非営利 機関と相談しな がら当該国のニ ーズを特定して いる	支援対象国・機関 からの要請に基 づいて支援活動 の内容を決定す る	該当情報なし	開発途上国のニ ーズについては、 関係機関から要 望を聞く形で対 応している	該当情報なし

注：「該当情報なし」とある項目は本調査研究で情報が収集できなかったものを示している。

出典：本調査研究の結果を基に作成

2 調査対象国・地域等別情報

本章では、各調査対象国・地域等における知的財産人材育成支援の実態について説明する⁴。

2.1 WIPO

本節では、世界知的所有権機構（World Intellectual Property Organization: WIPO）による人材育成支援活動について紹介する。

2.1.1 支援機関概要

<機関概要>

WIPO は、国際連合に所属する知的財産専門機関として 1967 年に設立されており、スイスのジュネーブに本部を構える。WIPO のミッションは、特許、著作権、商標、意匠などの知的財産をイノベーションや創造性を促進させる手段とするべく、国際的な知的財産制度の開発・利用を促進することである。このミッションを遂行するために、WIPO は以下の活動を行っている⁵。

- 特許、商標、意匠、原産地名称などを国際的に保護したり、知的財産を巡る係争を解決したりする制度を運営
- 各国のニーズに沿った知的財産に関する国際的な法的枠組みの開発を支援
- 知的財産に関する知識共有や知的財産の取引を簡素化するために、情報交換用の無料データベースや技術プラットフォームなどのインフラを構築
- 経済開発を支援するための知的財産の使用におけるキャパシティビルディング

WIPO の加盟国は現在 185 ヶ国であり⁶、職員数は 1,300 人以上となっている⁷。

WIPO の組織体制は下図の通りとなる。なお、開発セクタ（Development Sector）の下に、後述する 4 つの地域事務局及び WIPO アカデミー（WIPO Academy）が所属している⁸。

⁴ アンケートで回答が得られなかった支援活動については、支援分野や支援手法などをワシントンコアの判断で分類しているため、支援提供国の認識とは異なる可能性がある。また支援活動詳細で紹介している概要も文献情報に基づくものが多く、限定的なものとなっている。

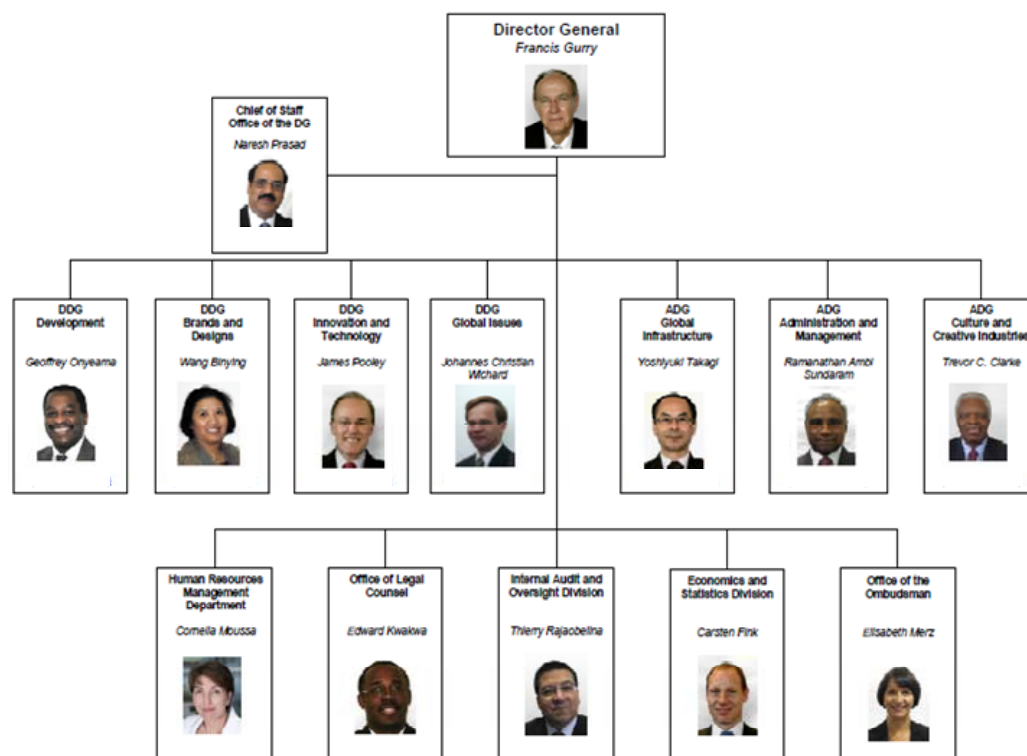
⁵ WIPO, “What is WIPO?”. <http://www.wipo.int/about-wipo/en/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

⁶ WIPO, “What is WIPO?”. <http://www.wipo.int/about-wipo/en/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

⁷ WIPO, “Frequently Asked Questions about WIPO”.
<http://www.wipo.int/about-wipo/en/faq.html> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

⁸ WIPO, “WIPO's Senior Management Team”.
<http://www.wipo.int/about-wipo/en/management.html> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

図表 2 WIPO 組織図



出典：WIPO⁹

<支援活動担当部署>

WIPO では、アフリカ、中東、アジア太平洋、ラテンアメリカ・カリブの各地域において、WIPO 加盟国による知的財産の効果的な使用による開発のための国家キャパシティ強化を支援している。これらの地域の技術支援は、アフリカ局（Africa Bureau）、アラブ局（Arab Bureau）¹⁰、アジア太平洋局（Asia Pacific Bureau）、ラテンアメリカ・カリブ局（Bureau for Latin America and the Caribbean）の 4 つの地域事務局（Regional Bureaus）が、WIPO の他の部署と協力しながら実施している。技術支援は、①国家知的財産・イノベーション戦略の開発、②開発に特化した各国ごとの規制枠組みの確立、③経済発展・イノベーションを促進する技術インフラの近代化による組織の強化、④経済発展の戦略的ツールとしての知的財産の管理・使用を向上させるための人材育成・組織強化を目的としたキャパシティビルディングの 4 点に焦点が置かれており¹¹、人材育成支援活動も重視されていることがわかる。

WIPO の 4 つの地域事務局の組織概要及び人材育成の活動概要は以下の通りである¹²。なお、人材育成活動に携わる機関として、WIPO アカデミーについても併せて紹介している。

① アフリカ局

⁹ WIPO, “WIPO’s Senior Management Team”.

http://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/en/pdf/organigram/visio-org_en.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

DDG は Deputy Director General、ADG は Assistant Director General の略称。

¹⁰ 中東の地域事務局であるが、支援対象はアラブ諸国となっていることもあり、本報告書では英語表記に近い「アラブ局」と表記する。

¹¹ WIPO, “Regional Bureaus”. <http://www.wipo.int/eds/en/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹² 各地域事務局に対して個別に実施したアンケート調査の回答に基づくため、地域事務局ごとの記載内容は統一されていない。

アフリカ局は、アフリカ諸国 45 ヶ国の知的財産権の保護・促進能力と、持続性のある経済・技術・文化の発展のための適切な知的財産の使用能力を開発・強化することを目的としており¹³、アフリカ諸国の国家知的財産戦略の策定を支援したり、知的財産に関する認識を向上させるための活動を行っている。アフリカ局は現在職員 3 人で構成されているが、2013 年 5 月には専門家 2 人が増員される予定となっている¹⁴。

アフリカ局では、担当地域の支援対象国から支援要請を受けた場合は、適切な WIPO の各部門（商標部門、特許部門、著作権部門など）に連絡し、各部門が研修などの支援を提供するために最適な WIPO 職員もしくは外部専門家の派遣を決定している。また、WIPO アカデミーと協働した支援活動も行っており、例えば、カメルーンのヤウンデ大学（University of Yaoundé）やジンバブエのアフリカ大学（Africa University）の知的財産法修士学科における知的財産法修士課程の学生に対して奨学金を提供している。更に、アフリカ局は、WIPO のエンフォースメント、イノベーション・技術、特許といった各部門とも協働し、アフリカ諸国における知的財産の啓もう活動を共同実施している。啓もう活動では、概ね 2 日～3 日間にわたるイベントが、年間平均で約 20 回開催されている。これらのイベントでは、裁判官や知的財産審査官なども対象となっている¹⁵。

② アラブ局

アラブ局は、アラブ諸国 20 ヶ国の知的財産制度の確立・近代化を支援するほか、各国の個人及び組織が、知的財産制度を経済・社会・文化の発展のためのツールとして活用することを奨励することをミッションとしており、各国の知的財産に関する国際義務に準拠するための法律及び知的財産のエンフォースメントに関する政策の改訂などに関与している。また同局では、WIPO の他の部門と協力し、アラブ諸国のイノベーション・創造性・著作権などのマネジメントといった分野において、専門家による助言や研修なども提供している¹⁶。また同局は、WIPO アカデミーが実施するプログラムも支援している¹⁷。

人材育成については、アラブ局では以下の 4 種類の研修を実施・支援している¹⁸。

- 主に特許・商標の審査や出願に関するアラブ地域の知的財産権担当官庁（以下、知的財産庁）での実地研修（On-the-job training: OJT）
- 大学や技術センターなどにおける特許出願やライセンスに特化した研修プログラム
- 知的財産に対する認識を高める啓もうプログラム（裁判官や税関職員などエンフォースメントセクタの人材も対象とする）
- WIPO アカデミー主催の研修プログラムの支援

アラブ局は、WIPO の地方部局以外の WIPO 部門とも協力しており、同局の活動の約 6 割が他部門との連携によるものとなっている。このような連携においては、アラブ局が主体となり、支援対象国のニーズを特定したり、支援対象国から支援要請を受け取る他、最も効果的な支援方法について WIPO に助言したりといった活動も行われている。残り 4 割の活動は、支援対象国の知的財産戦略の策定支援が中心となっている。同局では、WIPO に加盟するア

¹³ WIPO, “Africa Bureau: Highlights of Activities”.
<http://www.wipo.int/africa/en/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁴ WIPO アフリカ局によるアンケート回答より。

¹⁵ WIPO アフリカ局によるアンケート回答より。

¹⁶ WIPO, “Arab Bureau: Highlights of Activities”.
<http://www.wipo.int/arab/en/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁷ WIPO アラブ局によるアンケート回答より。

¹⁸ WIPO アラブ局によるアンケート回答より。

アラブ諸国に対して、総合的な知的財産アプローチを取ることを奨励しており、そのための知的財産戦略の策定を支援している。具体的には、知的財産専門家を雇い、支援対象国の知的財産ニーズを特定するほか、アラブ諸国連盟（League of Arab States）や湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council : GCC）との知的財産保護問題に関する会合の開催、イスラム諸国会議機構（Organization of the Islamic Conference）との提携などの活動を行っている¹⁹。

アラブ局は現在、法令制度の確立、IT 近代化、人材育成などのキャパシティビルディングに注力している一方、知的財産インフラの開発にはあまり力を入れていない。モロッコ、アルジェリア、チュニジアといった北西アフリカ諸国（マグリブ）には、比較的良質な知的財産庁があるといい、これらの地域では、イノベーション、技術移転局（Technology Transfer Offices : TTOs）の設立、地元製品を奨励するための地理的表示の利用拡大といった取り組みがなされている。一方、湾岸諸国では、キャパシティビルディングと知的財産戦略策定支援が中心となっている²⁰。

③ アジア太平洋局

アジア太平洋局では、開発途上国 38 ヶ国に対して、各国のニーズや状況に合った技術支援を提供している。具体的な支援分野は、①知的財産政策・戦略に関する支援、②イノベーションと技術移転の促進、③ライセンスやその他の事業活動を通じた知的財産価値の創造、著作権など経済価値のある権利の促進、④企業における知的財産の戦略的な使用、⑤知的財産庁の自動化を含めた知的財産制度の近代化、⑥知的財産に関する啓もう活動・情報流布、⑦WIPO による知財保護の利用推進となっている²¹。

③ ラテンアメリカ・カリブ局

ラテンアメリカ・カリブ局は、ラテンアメリカ・カリブ地域の 33 ヶ国に対して、知的財産制度や法的枠組みの策定・強化、エンフォースメントの実施といった支援を提供している。同局は、ディレクター1 人及びその他の職員 6 人で構成されており、WIPO 所属の専門家・コンサルタント約 15 人及び、数ヶ月単位で期間で雇用する外部コンサルタント約 20 人と協力して活動している²²。

ラテンアメリカ・カリブ地域について、ラテンアメリカ・カリブ局は各国それぞれで優先すべき技術支援活動をまとめた国家知的財産開発計画を 2 年ごとに策定している。ラテンアメリカ・カリブ局の技術支援の基礎となるのは以下の 4 項目である²³。

- インフラ：国家レベルの適切な特許・商標の登録・管理システムを開発するためのソフトウェア（ハードウェアは対象外）と人材育成支援を含めた知的財産庁の近代化支援。ラテンアメリカ・カリブ局は、WIPO のインフラ近代化部門と提携して、各国知的財産庁のインフラ近代化に関するニーズ査定を行う査定人を派遣するといった要請にも応じている。1 国の知的財産庁を現代化するための支援に約 300 万ドルかかるという。
- 国家知的財産戦略：これまでに、ラテンアメリカ・カリブ地域 14 ヶ国のステークホルダーと協力して、各国の知的財産状況の分析に基づいた知的財産戦略の策定を支援した実績を持つ。更に、これらの知的財産戦略を具体化するための知的財産プログラムの導入を支援している。

¹⁹ WIPO アラブ局によるアンケート回答より。

²⁰ WIPO アラブ局によるアンケート回答より。

²¹ WIPO, “Asia Pacific Bureau: Highlights of Activities”.
<http://www.wipo.int/aspac/en/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²² WIPO ラテンアメリカ・カリブ局によるアンケート回答より。

²³ WIPO ラテンアメリカ・カリブ局によるアンケート回答より。

- 立法支援：これまでにラテンアメリカ・カリブ地域 17 ヶ国において、WIPO 専属弁護士が知的財産法の起草を支援している。ラテンアメリカ・カリブ局が直接的に知的財産法の起草支援を提供することはないが、WIPO の法・政策顧問部門（Legislative and Policy Advice Section）と共に支援活動を調整するという役割を担っている。
- キャパシティビルディング：裁判官、警察官、管理職レベルの知的財産庁職員などを対象とした研修。WIPO アカデミーは、E-Learning 及び WIPO アカデミー本部での研修コースを提供する一方、ラテンアメリカ・カリブ局は、オンデマンド²⁴で研修を提供している。

ラテンアメリカ・カリブ局の活動の 4 分の 3 はキャパシティビルディングとなっており、これには知的財産関連の職員・専門家の育成やインフラの支援が含まれている。そのうち約 70% が人材育成のための研修で、研修以外のキャパシティビルディング活動としては、知的財産庁の近代化が挙げられる。従って、研修は同局による技術支援の大きな位置を占めている。また、支援対象者は知的財産庁職員及び民間実務者が多い。ラテンアメリカ・カリブ諸国は概して、著作権よりも特許や商標に関するキャパシティビルディング支援を求める傾向が強い²⁵。

ラテンアメリカ・カリブ局による人材育成支援活動の特徴は、定期的、組織的そして長期的な研修コースを提供する WIPO アカデミーとは異なり、支援対象国のニーズに対応した即時的な研修となっている点である。同局は、担当地域の国から要請があれば、数日間から数週間以内に、要請に基づくワークショップやセミナーを著名な専門家を招待して準備することができる。ラテンアメリカ・カリブ局の活動の 80% はキャパシティビルディング（WIPO アカデミーの活動は含まない）であり、そのうち約 70% が人材育成のための研修となっている。研修以外のキャパシティビルディング活動としては、知的財産庁の近代化が挙げられる²⁶。

⑤ WIPO アカデミー

WIPO アカデミーは 1998 年に設置された部署で、WIPO における知的財産教育を担当している。特に、知的財産と貿易やイノベーション、健康、応用科学、情報技術、創作産業との関係を重視しており、発明家や企業関係者、知的財産専門家、政策立案者、知的財産庁職員、学生、教授などの多様な支援対象者に対して、対面式と E-Learning を組み合わせた教育・研修コースを提供している²⁷。

<他の機関との関係>

① WIPO 全体

WIPO による他の機関との連携の 1 つに、加盟国からの任意拠出金である信託基金（Fund in Trust: FIT）に基づく支援活動が挙げられる。各国からの FIT の資金の流れは下図表の通りである。なお、FIT に関しては、オーストラリアが 2012 年 6 月、FIT として WIPO に 200 万オーストラリアドルを拠出することで WIPO と覚書を交わしている²⁸。

²⁴ 長期的な活動計画に基づく支援ではなく、要請が来るたびに応じる支援形態。

²⁵ WIPO ラテンアメリカ・カリブ局によるアンケート回答より。

²⁶ WIPO ラテンアメリカ・カリブ局によるアンケート回答より。

²⁷ WIPO. “About WIPO Academy”. <http://www.wipo.int/academy/en/about/index.html> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁸ Knowledge Ecology International, “AUD \$2 million Australia-WIPO MOU targets TIGAR, neglected diseases, developing IP systems and technology transfer”. <http://keionline.org/node/1443> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

図表 3 WIPO への FIT の推移（全て推定値、単位：1,000 スイスフラン）

国	2008 年/ 2009 年の 搬出金	2010 年/ 2011 年の 搬出金	2011 年末 での残高	2012 年/ 2013 年の 搬出金	2012 年/ 2013 年に 利用できる 金額
ブラジル	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
フィンランド	N/A	160	50	100	150
フランス	N/A	600	100	300	400
イタリア	253	N/A	649	500	1,149
ドイツ-日本	640	N/A	N/A	N/A	N/A
日本	4,292	5,932	2,526	6,798	9,324
ポルトガル	N/A	151	188	151	339
韓国	1,844	1,776	1,112	2,026	3,138
スペイン	944	907	100	475	575
米国	724	764	320	592	912
EU-バングラディッシュ ユ	644	1,060	N/A	N/A	N/A
EU-パキスタン	N/A	N/A	214	972	1,186
合計	9,902	11,350	5,045	10,942	17,173

出典：WIPO²⁹

② 地域事務局

各地域事務局による他機関との連携は以下の通りとなる³⁰。

アフリカ局

国連機関などと、技術的協力という形で提携しているが、金銭的な支援は受けていない。また、非政府機関や国際開発関連機関とも連携は行っていない³¹。

アラブ局

現在は外部機関との金銭的関係はないものの、アラブ諸国連盟と湾岸協力会議との提携を通じて、中東での知的財産プロジェクトを支援するための外部予算を確保する可能性を模索している。また、現在は国連機関とは連携していないものの、国際貿易センター（International Trade Center）のような国連機関と、知的財産政策の実施に関する協力について模索している³²。

ラテンアメリカ・カリブ局

担当地域における国際及び地方レベルの政府機関や NGO のほか、高等教育機関とも提携して支援活動を行っている。同局は、以下のような各国政府組織、国際組織、地域組織と連携している³³。

²⁹ WIPO, “WIPO Program and Budget”.

http://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/en/budget/pdf/budget_2012_2013.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

WIPO, “PROGRAM AND BUDGET FOR THE 2010/11 BIENNIAL”.

http://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/en/budget/pdf/budget_2010_2011.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

WIPO, “REVISED PROGRAM AND BUDGET FOR THE 2008/09 BIENNIAL”.

http://www.wipo.int/about-wipo/en/budget/pdf/rev_prog_budget_08_09.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁰ アジア太平洋局については明確な情報が確認できなかった。

³¹ WIPO アフリカ局によるアンケート回答より。

³² WIPO アラブ局によるアンケート回答より。

³³ WIPO, “Bureau for Latin America and the Caribbean”.

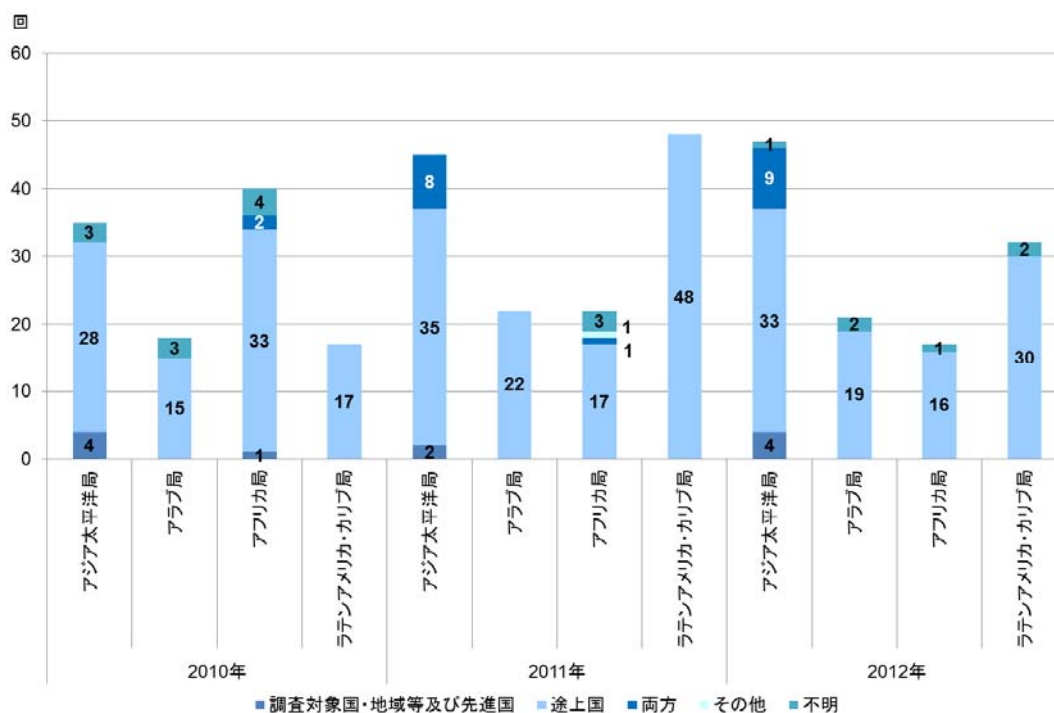
機関名	ホームページ
中米統合事務局（Secretariat for Central American Integration : SIECA）	www.sieca.org.gt
アンデスコミュニティ（The Andean Community）	www.comunidadandina.org
東カリブ海諸国機構（Organization of Eastern Caribbean States : OECS）	www.oecs.org
カリブ共同市場事務局（Secretariat of the Caribbean Common Market : CARICOM）	www.caricom.org
ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（Economic Commission for the Latin American and the Caribbean : EC ラテンアメリカ・カリブ）	www.ec ラテンアメリカ・カリブ.org
南米共同市場（Common Market of the South : MERCOSUR）	www.mercosur.org
スペイン特許商標庁（Spanish Patent and Trademark Office : OEPM）	www.oepm.es
欧州特許庁（European Patent Office : EPO）	www.european-patent-office.org
スペイン文化庁（Spanish Ministry of Cultural Affairs）	www.mcu.es/organizacion/Organigrama/Organigrama.html

2.1.2 支援活動状況

(1) 支援対象国

WIPO による支援活動の対象国を、①調査対象国・地域等及び先進国、②途上国、③調査対象国・地域等及び先進国と途上国の両方の区分で見ると、アジア太平洋、アラブ、アフリカ、ラテンアメリカ・カリブの全ての地域事務局において、途上国のみを支援対象とした活動が最も多い（図表 4 参照）。また、支援活動数については、アジア太平洋局とアラブ局が増加傾向であるのに対し、アフリカ局とラテンアメリカ・カリブ局では減少傾向となっている。

図表 4 WIPO による支援活動（支援対象国別）



出典：WIPO による技術支援データベースを基に作成³⁴

なお、アフリカ局が現在最も支援に力を入れている国は、ルワンダ、タンザニア、南アフリカ、カメルーン、セネガル、コートジボアール、ガボン、ナイジェリア、コンゴなどとなっている³⁵。

また、アラブ局による支援対象国のうち、イランやリビア、イエメン、イラクといった国々については、安全保障や政治的な理由から支援活動を提供することが困難となっている。一方、中東地域全体を対象とした支援活動については、アラブ局は担当する地域における全ての国に参加することを奨励している³⁶。

(2) 支援対象分野

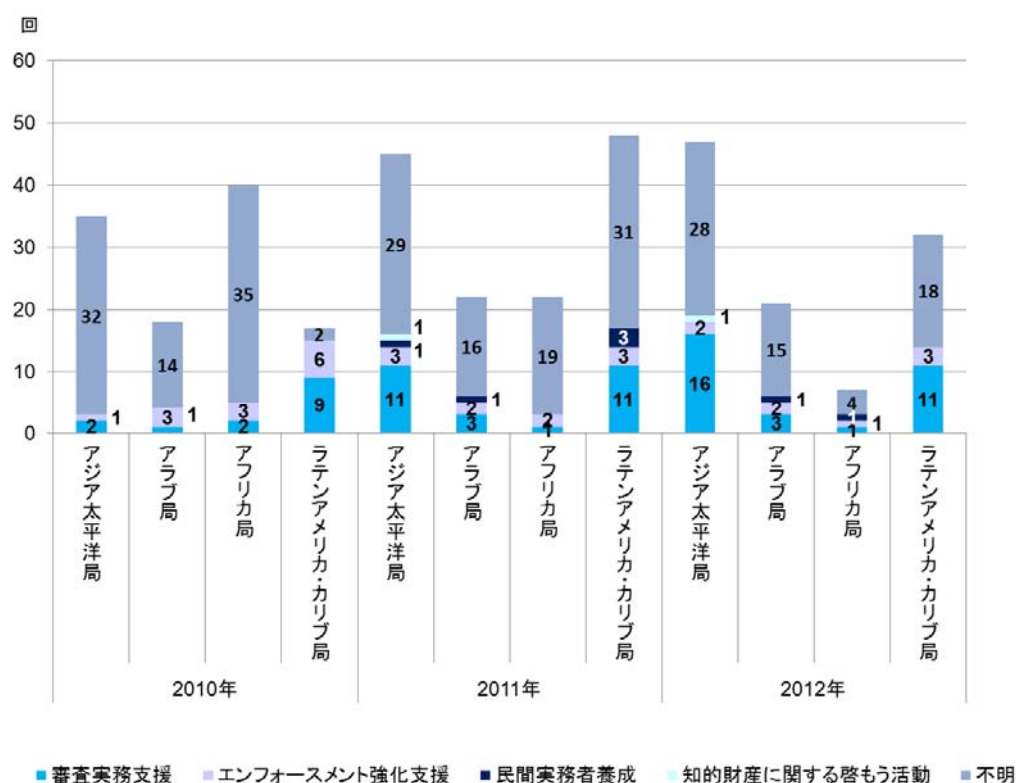
支援対象分野が判明しているものの中では審査実務支援が多く、これにエンフォースメント強化支援が続いている（図表 5 参照）。特に、アジア太平洋局とラテンアメリカ・カリブ局では審査実務支援が多い。

³⁴ WIPO, “Technical Assistance Database”. www.wipo.int/tad/en/ [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁵ WIPO アフリカ局によるアンケート回答より。

³⁶ WIPO アラブ局によるアンケート回答より。

図表 5 WIPO による支援活動（支援対象分野別）



出典：WIPO による技術支援データベースを基に作成³⁷

また、支援対象者を見ると、知的財産庁職員及びその他の政府職員を対象とした活動が多い（図表 6 参照）。アジア太平洋局及びラテンアメリカ・カリブ局では知的財産庁職員を対象とした活動が多いほか、アフリカ局及びラテンアメリカ・カリブ局では法廷関係者向けの活動が多く展開されている。

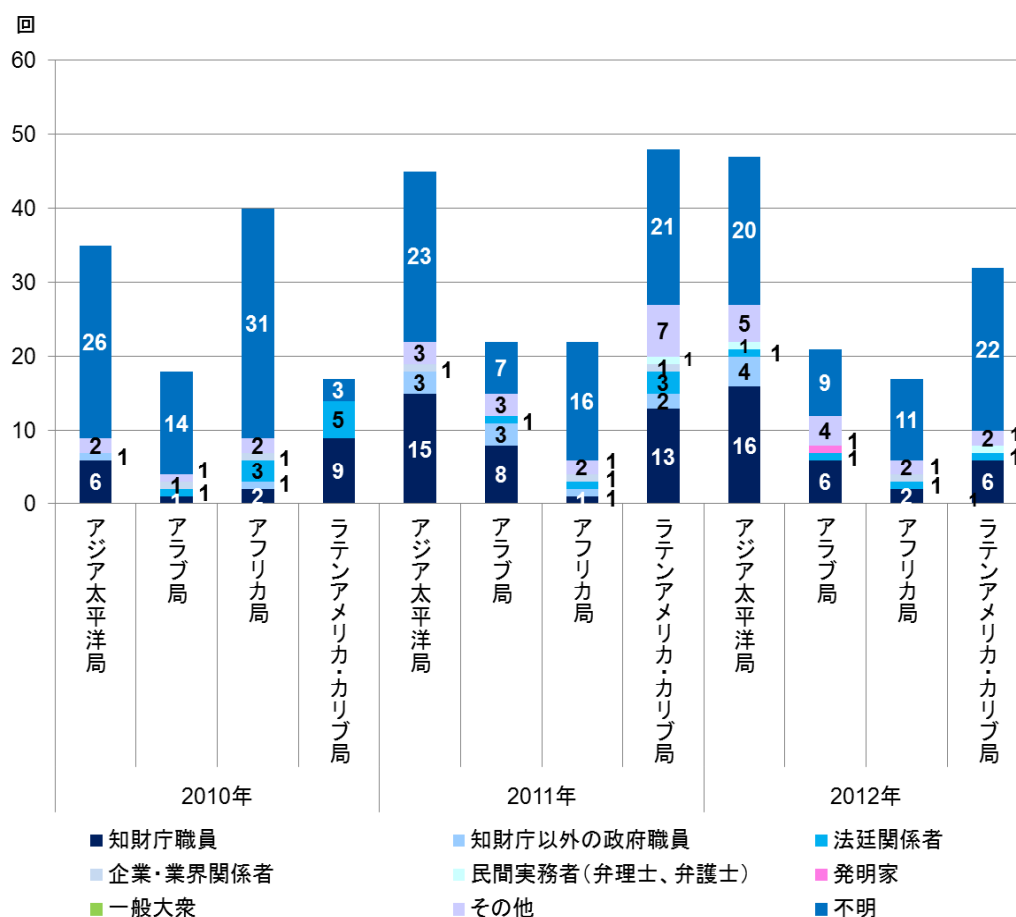
なお、ラテンアメリカ・カリブ局では、1 年ほど前より、同局が提供する知的財産関連の研修コース、ワークショップ、セミナーなどの支援を受けている知的財産庁に対して、民間機関をこれらのイベントに招待することを要請し始めている。また、各国の商工会がその知的財産庁に対して、企業向けの知的財産研修を要請できるようにしたほか、知的財産庁がラテンアメリカ・カリブ局に対して、商工会でそのような研修を企業向けに提供するように要請できているようになっている³⁸。一方、アフリカ局が実施するワークショップなどに、中小企業を中心に業界関係者が参加しているが、同局が知的財産庁に対して積極的に民間セクタの参加を奨励することなく、民間セクタに特化した支援活動を計画することもない³⁹。

³⁷ WIPO, “Technical Assistance Database”. www.wipo.int/tad/en/ [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁸ WIPO ラテンアメリカ・カリブ局によるアンケート回答より。

³⁹ WIPO アフリカ局によるアンケート回答より。

図表 6 WIPO による支援活動（支援対象者別）



注：1つの活動に複数の種類の支援対象者が参加していることがある。

出典：WIPO による技術支援データベースを基に作成⁴⁰

(3) 支援手法

支援手法を見ると、セミナー、ワークショップ、会議など（以下セミナー等）⁴¹が最も多く⁴²、これに招へい研修が続いている（図表 7 参照）。専門家派遣や、資金提供（セミナー等への参加資金を支援）といった支援手法も、セミナー等や招へい研修と比べると頻度は大幅に少ないものの、複数の地域事務局で実施されている⁴³。

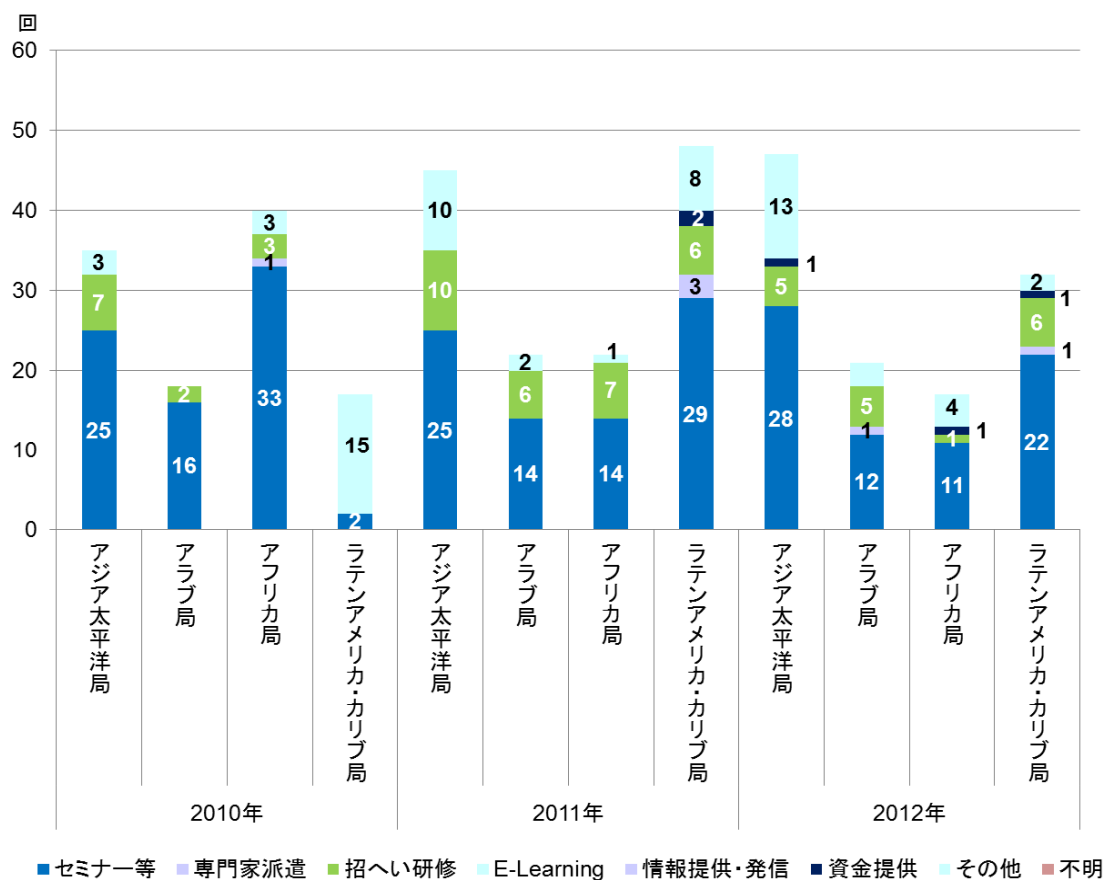
⁴⁰ WIPO, “Technical Assistance Database”, www.wipo.int/tad/en/ [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

⁴¹ セミナーとワークショップの区別は曖昧であり、ラウンドテーブルや会議など、同様の支援手法も存在するため、本報告書では、これらを「セミナー等」という 1 つの支援手法に分類している。

⁴² WIPO による技術支援データベースでは、セミナーシリーズであっても個別のセミナーが 1 つの支援活動として紹介されているため、セミナー等の活動件数が多くなっている可能性がある。

⁴³ E-Learning は、WIPO 地域事務局による活動ではないため、活動数には反映せず、詳細を報告書本文で詳しく紹介している。

図表 7 WIPO による支援活動（支援手法別）



出典：WIPO による技術支援データベースを基に作成⁴⁴

<E-Learning>

WIPO は、知的財産に関する E-Learning を 1998 年より提供している。E-Learning には、基礎コースが 3 コース、上級コースが 11 コースあり、コースごとに複数のモジュール別に構成されている（詳細は以下の図参照）。WIPO の E-Learning を利用するには、インターネットに接続可能なスピーカー付きコンピューター、Internet Explorer 5 以上、Real Player ソフトウェアなどが必要となっている。言語は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語の 7 種類が用意されており、これら以外の言語でのコースも要請に応じて提供しているという⁴⁵。講師陣は世界各国の大学の著名な学者で構成されており、受講者との交流は、オンラインフォーラムや電子メールを通じて行われる⁴⁶。以下、WIPO 通信教育で提供されているコースとモジュールを紹介する。

⁴⁴ WIPO, “Technical Assistance Database”. www.wipo.int/tad/en/ [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

⁴⁵ <http://www.wipo.int/academy/en/faq.html#dl> [最終アクセス日 2012 年 11 月 15 日]

⁴⁶ WIPO, “Distance Learning”. http://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/index.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

図表 8 WIPO の E-Learning コース

コース名	対応言語	期間（所要時間）	対象者	料金	モジュール
基礎コース					
Intellectual Property Primer (DL-001)	アラブ語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語	所要時間は約 3 時間	知的財産の基礎知識を有する者	無料	Module 1: Introduction Module 2: Overview of IP Module 3: Copyright Module 4: Related Rights Module 5: Trademarks Module 6: Geographical Indications Module 7: Industrial Designs Module 8: Patents Module 9: New Plant Varieties Module 10: Unfair Competition Module 11: Enforcement of IP Rights Module 12: Emerging Issues in IP
General Course on Intellectual Property (DL-101)	アラブ語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語	6 週間（約 55 時間）	知的財産権の管理に携わる実務関係者及び知的財産の基礎知識を有する者	無料	Module 1: Guide to Studying the Course Module 2: Introduction to IP Module 3: Copyright Module 4: Related Rights Module 5: Trademarks Module 6: Geographical Indications Module 7: Industrial Design Module 8: Patents Module 9: WIPO Treaties Module 10: Unfair Competition Module 11: Protection of New Varieties of Plants Module 12: IP and Development- The WIPO Development Agenda （2011 年から新設） Module 13: Summary and Discussion on Intellectual Property Rights Final Exam
General Primers - Introduction to the Patent Cooperation Treaty (DL-101PCT)	アラブ語、中国語、英語、フランス語、ロシア語	所要時間は約 3 時間	PCT システムに関する基礎知識を有する者	無料	Module 1: What is the PCT? Module 2: Why Use the PCT? Module 3: Preparing the PCT Application Module 4: Filing the PCT Application Module 5: Electronic Filing Using PCT-SAFE Module 6: Patent Agents and Common Representatives

コース名	対応言語	期間（所要時間）	対象者	料金	モジュール
	ア語、スペイン語				Module 7: The International Search and Written Opinion of the ISA Module 8: International Publication Module 9: International Preliminary Examination Module 10: Entry into the National Phase Module 11: Special International Phase Procedures Module 12: Procedures for Inventions in the Field of Biotechnology Module 13: Access by Third Parties to the File of a PCT Application Module 14: PCT Outlook
上級コース					
Copyright and Related Rights (DL-201)	アラブ語、英語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語	12 週間（約 120 時間）	弁護士、著作権局のマネージャ、放送・出版業界関係者、DL-101 の受講を終了した学者・大学生	80 ドル～400 ドル	Module 1: The concept of copyright, the historical background and the international framework Module 2: The Berne Convention: principles and notions of works Module 3: The Berne Convention: content protection - rights and limitations Module 4: The Berne Convention: special types of works and situations Module 5: The TRIPS Agreement and the WIPO Copyright Treaty Module 6: Related rights Module 7: Sui generis regimes of protection, sui generis rights and unfair competition Module 8: The TRIPS Agreement and enforcement issues Module 9: Collective management of rights Module 10: Copyright on the Internet Module 11: IP and Development - Lecture: Public Domain and Flexibilities under Copyright and Related Rights Final Exam
Electronic Commerce and Intellectual Property (DL-202)	アラブ語、英語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語	12 週間（約 120 時間）	弁護士、著作権局のマネージャ、放送・出版業界関係者、DL-101 の受講を終了した学者・大学生	80 ドル～400 ドル	Level I: A foundation for understanding the basic concepts inherent in e-commerce and IP Module 1: Intellectual Property in Electronic Commerce – Introduction Level II: IP aspects of e-commerce in the areas of trademarks, patents and copyright Module 2: Internet Domain Names and Trademarks Module 3: Electronic Business and Patents Module 4: Digital Content and Copyright Level III: Sub-topics that pertain to the areas identified above. Module 5: Managing Intellectual Property Online Module 6: International Implications and Enforcement Level IV: Four topics pertaining to Development and Competition in IP Module 7: IP and Development: Four topics on Flexibilities and Competition in IP. Final Exam

コース名	対応言語	期間（所要時間）	対象者	料金	モジュール
Biotechnology and Intellectual Property (DL-204)	英語、フランス語、ポルトガル語、スペイン語	12 週間（約 120 時間）	知的財産庁の職員、非政府機関や国際機関の職員、知的財産関連の弁護士・研究者・科学者・学生、知的財産に関して十分な知識を持つ者	80 ドル～400 ドル	Section I: Principles of Biotechnology-Associated IP
					Module 1: Overview of Biotechnology and IP
					Module 2: International Framework of Biotechnology and IP
					Section II: Current Biotechnology Practice
					Module 3: Reading a Biotechnology Patent
					Module 4: The Process of Getting a Biotechnology Patent
					Module 5: Searching Patent Databases
					Section III: Application and Commercialization of Biotechnology IP
					Module 6: Biotechnology Research and Intellectual Property Rights Management
					Module 7: Licensing and Enforcing Intellectual property Rights
					Module 8: Commercializing your Biotechnology Invention – A Case Study
					Section IV: Biotechnology and Development
					Module 9: IP and Development - Lecture on Flexibilities and Public Domain under Patents for Biotechnology
					Final Exam
Patents (DL-301)	英語、フランス語、ポルトガル語、スペイン語	12 週間（約 120 時間）	弁護士、知的財産庁の職員、研究開発の関係者、大学生（DL-101の事前受講を推奨）	80 ドル～400 ドル	Module 1: The Macro-Economic Impact of the Patent System
					Module 2: The Patent Application Process
					Module 3: The Different Layers of the International Patent System and Regional Patent Protection Mechanisms
					Module 4: Kinds of Intellectual Property Protection Based on Types of Inventions
					Module 5: Legal Issues of the Patenting Process
					Module 6: Enforcement
					Module 7: New Issues, Important Cases and Discussions
					Module 8: IP and Development - Lecture on Flexibilities and Public Domain under Patents
					Final Exam
Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications (DL-302)	英語、フランス語、ポルトガル語、スペイン語	12 週間（約 120 時間）	弁護士、知的財産庁の職員、研究開発の関係者、大学生（DL-101の事前受講を推奨）	80 ドル～400 ドル	Module 1: The Role of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications in the Market
					Module 2: Trademarks, Geographical Indications and Industrial Designs as Financial Assets in support of Branding. Case Reading(s)
					Module 3: Geographical Indications
					Module 4: Industrial Designs
					Module 5: Protection Against Unfair Competition
					Module 6: IP and Development - Lecture on Flexibilities and Public Domain
					Final Exam
Arbitration and Mediation	英語、フ	7 週間（約	知的財産法に	80 ドル	Module 1: The WIPO Arbitration and Mediation Center
					Module 2: Mediation

コース名	対応言語	期間（所要時間）	対象者	料金	モジュール
Procedure under the WIPO Rules (DL-317)	フランス語、ポルトガル語、スペイン語	60 時間	関する実的な知識を持つ者	～400 ドル	Module 3: Arbitration and Expedited Arbitration Module 4: Conducting the Arbitration Final Exam
Patent Information Search (DL-318)	英語	12 週間（約 120 時間）	弁護士、知的財産庁の職員、研究開発の関係者、大学生（DL-101 の事前受講を推奨）	80 ドル～400 ドル	Module 1: The Value of Patent Information Module 2: Patent Searching Activities and the Strategic Use of Patent Information Module 3: Techniques for Searching Patent Documents (11 drills) Module 4: Patent Information Search Training Module 5: Caution and Risks of Patent Searching Module 6: Introduction to the Patent Search and Freedom to Operate Reports (2-3 Drills) Module 7: IP Development - Thematic Development Issues in Patent Search: Introduction to Traditional Knowledge and Green Technologies (2-4 Patent Search Drills) Final Exam
Basics of Patent Drafting (DL-320)	英語	12 週間（約 120 時間）	発明家、科学者、エンジニア（DL-101 の事前受講を推奨）	80 ドル～400 ドル	Module 1: Why You Might Want a Patent? Module 2: Overview of Patents Module 3: Drafting a Patent Application Module 4: Notes and Practical Exercises on Drafting Patent Specification Final Exam
Managing Intellectual Property in the Book Publishing Industry (DL-401)	英語	10 週間（約 80 時間）	知的財産と出版に関する豊富な知識を持つ者（DL-101、DL-201、もしくは DL-202 の事前受講を推奨）	80 ドル～400 ドル	Module A: Unit A1 - Negotiating with authors: copyright ownership Module A: Unit A2 - Moral rights and ethical responsibilities Module A: Unit A3 - Publisher-author contracts Module A: Unit A4 - Negotiating with authors: financial agreements Module A: Unit A5 - Working with other content suppliers Module A: Unit A6 - Terminating the agreement Module B: Unit B1 - Negotiating publishing partnerships Module B: Unit B2 - Benefiting from subsidiary rights – buying, selling and licensing Module B: Unit B3 - Book fairs Module B: Unit B4 - Managing copyright assets Module B: Unit B5 - Managing online copyright and licensing Module B: Unit B6 - Copyright infringement Final Exam
Intellectual Property	英語	12 週間	知的財産の管	80 ドル	Module 1: Guide to Studying the Course Module 2: Introduction and an Overview of Intellectual Property Management

コース名	対応言語	期間（所要時間）	対象者	料金	モジュール
Management (DL-450)		（約 120 時間）	理・保護に関する実務関係者（DL-101 の事前受講を推奨）	～400 ドル	Module 3: Economic Perspectives on Intellectual Property Module 4: Innovation and Intellectual Property Protection Module 5: Intellectual Property Value and Finance Module 6: Intellectual Property and Commercialization Module 7: On line Intellectual Property Management Module 8: Strategy for Intellectual Property Management Module 9: IP and Development - Lecture: Managing Patents, IP Flexibilities and Public Domain Final Exam
WIPO-UNISA Intellectual Property Specialization Program	英語	1 モジュール 14 週間（一学期に 2 モジュール以上の受講は推奨されていない）	南アフリカ大学（University of South Africa: UNISA）の学位課程への入学要件を満たす者	1 モジュール 1,200 南アフリカランド（約 136 ドル）	Collective Management of Copyright; Performers' Rights Essential Copyright Law Essential Competition Law Essential Industrial Design Law Essential Patent Law Essential Trademark Law Internet Aspects of Copyright & Trademarks Legal Aspects of Electronic Commerce Traditional Knowledge & Biodiversity Final Exam

出典：WIPO ウェブサイト⁴⁷を基に作成

⁴⁷ WIPO, “Distance Learning”.

http://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/index.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

① 受講資格及び受講料

WIPO による E-Learning コースの多くは、複数のモジュールと最終試験（Final Exam）で構成されているが、基礎コースには最終試験がないコースも含まれる。最終試験は電子メールで送信するエッセイ形式となっており、合格すると受講者にはコース修了証が与えられる。基礎コースは受講を希望する者全てが受講可能である一方で、上級コースは、基礎コースの受講していることや、特定の上級コースの受講していること、知的財産の実務関係者であること、知的財産関係の学生であることなど、コース受講に必要な基礎知識を既に習得していることが推奨されている。受講料は、基礎コースは無料、上級コースは有料となっており、上級コースの 1 コース当たりの受講料は、以下のように受講生の属性によって 5 種類に分かれている。

上級コース	受講料
一般料金	400 ドル
学生料金	250 ドル
特定国*1 の一般受講生を対象とした特別料金	120 ドル
特定国*1 の学生受講生を対象とした特別料金	80 ドル
WIPO-UNISA 知的財産特化プログラム（WIPO-UNISA Intellectual Property Specialization Program*2）	1 モジュール 1,200 南アフリカランド（約 136 ドル）

注 1：特定国とは、WIPO が技術協力プログラムを提供している国を指す⁴⁸

注 2：WIPO と南アフリカ大学の共同コース

出典：WIPO⁴⁹

② 基礎コースの概観

WIPO の E-Learning を受講するには、まず、専用ホームページ（<http://lms.wipo.int/>）でアカウントを作成する。基礎コースでは、それぞれのモジュールで知的財産の基礎知識に関する情報を PC の画面上で受講者が読んで学び（図表 9 参照）、最終試験がある基礎コースではエッセイ形式の最終試験を電子メールで送信し、試験に合格すれば修了となる。各コース及びモジュールにはディスカッションフォーラムが設定されており、受講者同士が質問や議論を交わしたりできるようになっている。また、音声やストリーミング動画ベースのモジュールも、基礎コースでは提供されていない。基礎コースの受講期間を見ると、「知的財産の一般コース（General Course on Intellectual Property: DL-101）」の受講期間は約 55 時間（6 週間⁵⁰）、「知的財産の入門書（Intellectual Property Primer: DL-001）」と「特許協力条約の入門（Introduction to the Patent Cooperation Treaty: DL-101PCT）」の受講期間は約 3 時間⁵¹となっている。

⁴⁸ 特定国のリストは以下を参照。

WIPO, “List of countries where WIPO holds technical cooperation programs”.

http://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/country_list.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

⁴⁹ WIPO, “Distance Learning Tuition Fees”.

http://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/fees.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

⁵⁰ WIPO, “General Course on Intellectual Property (DL-101)”.

http://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/dl101.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

⁵¹ WIPO, “Intellectual Property Primer (DL-001)”.

http://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/dl001.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

図表 9 WIPO の E-Learning の基礎コースの一例



出典：WIPO⁵²

③ 上級コースの概観

上級コースを受講する際にも、上述の E-Learning 専用ホームページ (<http://lms.wipo.int/>) でアクセスを作成する必要がある。厳密な受講資格は設定されていないが、各コースのテーマに関する十分な基礎知識を有していることが推奨されている。上級コースには、各コースのテーマに準じた専門講師が指定されており、ディスカッションフォーラムを通じて受講者との質問や議論が交わされる⁵³。また、基礎コースとは異なり、上級コースでは、音声・動画ストリーミングや、ビデオ会議といった IT 技術を利用した講義が提供されている⁵⁴。上級コースの受講期間については、60 時間（7 週間）から 120 時間（12 週間）となっている⁵⁵。ただし、WIPO が南アフリカ大学と共同で提供している WIPO-UNISA 知的財産特化プログラム（WIPO-UNISA Intellectual Property Specialization Program）については、全 9 モジュール中 8 つのモジュールを選択することが修了の要件で、各モジュールの受講時間は 14 週間となっている。なお、WIPO-UNISA 知的財産特化プログラムについては、受講料も 1 モジュールにつき 1,200 南アフリカランド（約 136 ドル）となっており、他の上級コースと比べて受講時間も長いだけでなく、受講料も高く設定されている⁵⁶。

(4) 支援実績

<実施回数>

WIPO は、2010 年に 110 件、2011 年に 137 件、2012 年に 117 件の支援活動を実施している。うち、セミナー等、専門家派遣、招へい研修の実施数は以下の通りとなる。

支援手法	2012 年	2011 年	2010 年
セミナー等	73	82	76
専門家派遣	2	3	1
招へい研修	17	29	12

⁵² WIPO, “General Course on Intellectual Property (DL-101)”.

http://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/dl101.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

⁵³ http://www.wipo.int/export/sites/www/freepublications/en/training/467/wipo_pub_467_2013.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

⁵⁴ WIPO, “WIPO ACADEMY EDUCATION AND TRAINING PROGRAMS PORTFOLIO”.

<http://www.wipo.int/academy/en/faq.html#dl> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

⁵⁵ http://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/dl101.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

⁵⁶ WIPO, “General Course on Intellectual Property (DL-101)”.

http://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/wipo_unisa.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

<年間予算額>

2012 年及び 2013 年の 2 年間における WIPO の予算は、1 億 4,434 万 7,000 スイスフランとなっている⁵⁷。2010 年及び 2011 年予算が 1 億 1,854 万 8,000 スイスフラン⁵⁸であることから、WIPO の予算は拡大しているといえる。

なお、アフリカ局の 2012 年の予算は 130 万ドルであり、予算額は近年あまり上下していない。近年の予算額ではアフリカ諸国の国家知的財産開発計画の策定を支援するのには不十分であることから、アフリカ諸国は、国連開発計画（United Nation Development Programme : UNDP）のような開発援助パートナー組織と提携して WIPO の支援では足りない部分を補填している⁵⁹。

アラブ局の予算は約 200 万ドルで、WIPO の他の地域事務局とは異なり、財政難ではないという⁶⁰。

一方、ラテンアメリカ・カリブ局の予算は年間 130 万ドルである⁶¹。ラテンアメリカ・カリブ局におけるラテンアメリカへの支援活動資金は、スペインから拠出されている他、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、コロンビア、ポルトガルが貢献するスペインアメリカ信用基金（Ibero-American trust fund）から 10 万ユーロが提供されている。ラテンアメリカ・カリブ局の予算の 15%はカリブ諸国への支援活動に充当されており、残りはラテンアメリカ諸国への支援活動に使用されている。人口・面積比で見ると、カリブ諸国への支援活動への予算の割合が高くなっているが、これは、同地域での国民平均所得や生活水準がラテンアメリカ諸国と比べて高いことから、必然的に知的財産関連の支援活動を提供するコストも高いことが要因とみられる⁶²。

<参加人数>

WIPO の支援活動の参加人数は、2012 年が 911 人以上、2011 年が 1,801 人以上、2010 年が 1,598 人以上、過去三年間合計では 4,310 人以上となっている（※参加人数がわかっているもののみ：支援活動ごとの参加人数は 2.1.7 を参照）。

(5) レシピエントに対する支援後のフォローアップの手法

フォローアップの有無及び手法は地域事務局ごとに異なっている。例えば、アフリカ局では、担当する啓もう活動イベントの参加者に対してフォローアップは行っておらず⁶³、アラブ局も、個別の研修生に対し支援の成果についてフォローアップをすることは困難であると考えている⁶⁴。

一方、アジア太平洋局は、プログラムが効果的に実施されているかを把握するために、支援対象国を訪問し、活動の影響を評価している。更に、1～2 ヶ国を取り上げ、その国で実施される支援活動が及ぼした長期的影響などを、一定期間にわたって評価することもある⁶⁵。更に、ラテンアメリカ・カリブ局でも、支援活動の恩恵を確認するべく、参加者に対してア

⁵⁷ http://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/en/budget/pdf/budget_2012_2013.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

⁵⁸ WIPO, “PROGRAM AND BUDGET FOR THE 2010/11 BIENNIUM”.
http://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/en/budget/pdf/budget_2010_2011.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

⁵⁹ WIPO アフリカ局によるアンケート回答より。

⁶⁰ WIPO アラブ局によるアンケート回答より。

⁶¹ WIPO アカデミーがラテンアメリカ・カリブ地域に対して提供する研修のための予算は含まれていない。

⁶² WIPO ラテンアメリカ・カリブ局によるアンケート回答より。

⁶³ WIPO アフリカ局によるアンケート回答より。

⁶⁴ WIPO アラブ局によるアンケート回答より。

⁶⁵ WIPO アジア太平洋局によるアンケート回答より。

ンケート調査を実施している⁶⁶。

2.1.3 産業界の関与のあり方

<WIPO 全体>

WIPO では、特に著作権やその他の権利に関する支援プログラムにおいて、政府や産業界のステークホルダーが協力して模範的政策を確立・維持することを重視している。具体的には、創造産業における契約ガイドラインの策定や、音楽産業やスポーツ産業における協力政策の強化といった取り組みが行われている⁶⁷。また WIPO は、WIPO の活動に民間セクターや非政府機関の意見を取り込むことを重視している⁶⁸。

産業界からの意見の吸い上げについては、WIPO はこれまでに、アフリカ諸国におけるファッションデザイン産業の現状について、特にこの分野が直面する課題や機会、制約に重点を置き調査する「アフリカのファッションデザイン資産の保護強化及び実用化における知的財産の寄与に関する研究会」、ネパールの映画産業の全てのステークホルダーに対して、著作権の重要性を説明することを目的とする「映画産業専門家向けの著作権に関する全国ワークショップ」、コスタリカと中米地域における経済・社会開発のツールとしてのスポーツ産業を振興させる知的財産戦略について討論する「知的財産とスポーツに関する小地域セミナー」といった支援活動を通じて産業界と意見を交換した実績を持つ⁶⁹。

<地域事務局>

アジア太平洋局は、産業界を取り込んだ活動を行っている。金銭的な貢献はないが、共同で活動を実施することはあり、その際には、産業界は、実施する支援のタイプを把握し、明確に理解した上で、活動の計画を進め、講演者と共に、アジア太平洋局の支援プログラムや活動に参加している。また、同局は、商工会議所との協働活動も行っている他、他の国々や、特許協会などの組織が、会議、会合、講演会などに同局を招聘する場合もある。いずれの連携においても、産業界は、支援活動を実施するための会場選定や現地専門家の特定といった面で協力するが、資金は提供していない⁷⁰。一方、アフリカ局では、支援活動の提供において、産業界が関与することはない⁷¹。

ラテンアメリカ・カリブ局では、同局担当者がラテンアメリカ・カリブ諸国を訪問する際には、商工会の代表者とも会合を持っている。その際に、当該国の知的財産庁長官も召集し、特許審査プロセスの遅延といった知的財産関連の問題が生じている場合、知的財産庁関係者と産業界との間の意見調整を行うこともある。このような会合を通して、知的財産支援活動に関するニーズが特定される場合もあり、ラテンアメリカ・カリブ局は、会合に参加した知的財産庁と産業界の意見の相違を解決するべく、知的財産庁の運営改善を目的とした人材研修を提案するなどの対応も行っている⁷²。

2.1.4 今後の支援活動予定

WIPO の収入は増加しているものの、WIPO の各部門・局の予算はプログラム・予算委員会

⁶⁶ WIPO ラテンアメリカ・カリブ局によるアンケート回答より。

⁶⁷ WIPO, “WIPO PROGRAM AND BUDGET”.

http://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/en/budget/pdf/budget_2012_2013.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

⁶⁸ WIPO アフリカ局によるアンケート回答より。

⁶⁹ WIPO, “WIPO PROGRAM AND BUDGET”.

http://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/en/budget/pdf/budget_2012_2013.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

⁷⁰ WIPO アジア太平洋局によるアンケート回答より。

⁷¹ WIPO アフリカ局によるアンケート回答より。

⁷² WIPO ラテンアメリカ・カリブ局によるアンケート回答より。

(Program and Budget Committee) が途上国と先進国を交えた交渉で決定しているため、今後の計画を予想することは困難となっている。この会合では、先進国は地域事務局の予算削減を求め、途上国は予算拡大を求める傾向が強い⁷³。

<アフリカ局>

アフリカ局における新しい支援対象国として、これまでアラブ局の支援対象国の一部であった南スーダンが挙げられる⁷⁴。また、アフリカ局の支援は、国ごとの知的財産開発計画に基づいているものが主体であり、同計画に沿わないオンデマンド支援を減らすようにしている。具体的には、支援対象国からオンデマンドでの支援要請があった場合には、要請内容が当該国の知的財産開発計画に一致していることを同局に証明することを求めている⁷⁵。

<アラブ局>

予算については、アラブ局では予算を使いきれっていないため、今後予算が拡大することは見込んでいない。また、支援対象国についても、新しい支援対象国が追加される予定はない。今後、中東地域におけるアラブ局のプレゼンスと活動は拡大すると見られているが、政治的に不安定な国々が、アラブ局がその支援プログラムを十分に実施するための障害になる可能性も指摘されている⁷⁶。

アラブ局における今後の支援活動の方向性として、オンデマンドの支援活動を削減することが挙げられている。これは、アフリカ局と同様に、支援対象国の知的財産開発計画を反映した支援活動を優先するとの意図によるもので、同局は、知的財産開発計画を策定する過程でのニーズ査定において、当該国に包括的なニーズの提示を奨励している。ただし、会議や訪問研修に限定したオンデマンドの支援要請については、可能な限り対応する予定であるという⁷⁷。

アラブ局が最近開始した支援活動として、サウジアラビアでの特許出願に関する研修プログラムや、湾岸諸国とオマーンにおける、裁判官、消費者、業界団体、その他のステークホルダー向けの啓もうプログラムが挙げられる。2013 年には、アラブ局はマグリブ諸国（アフリカ北西部に位置するアラブ諸国）に対して商標に関する研修プログラムを、湾岸諸国に対しては、特許の分類や検索に関する研修プログラムを提供する予定となっている。更に、異なる研究機関を集結させた技術・イノベーション支援センター（Technology and Innovation Support Centers）を中心とした支援プログラムを立ち上げており、湾岸諸国に参加を求める予定である。他にも、エジプトとアルジェリアに対して、知的財産に関する現状を調査する活動を計画していたが、両国の政治・治安情勢が不安定なため実施が延期されている⁷⁸。

アラブ局はまた、WIPO アカデミーとイタリアのトリノ大学（University of Turin）が共同で設立した知的財産法修士プログラムへの研修生に奨学金を提供する予定である⁷⁹。

<ラテンアメリカ・カリブ局>

チリ、ペルー、コロンビア、コスタリカ、メキシコといった知的財産の発展が目覚ましい国々は、今後も多くの支援を受ける可能性が高い。これらの国々は、知的財産制度を取り入れる必要性が高いだけでなく、制度導入において大きな進展が近い将来に見られると期待されているため、ラテンアメリカ・カリブ局の予算の多くが充当されると予測されている。またこ

⁷³ WIPO ラテンアメリカ・カリブ局によるアンケート回答より。

⁷⁴ WIPO アフリカ局によるアンケート回答より。

⁷⁵ WIPO アフリカ局によるアンケート回答より。

⁷⁶ WIPO アラブ局によるアンケート回答より。

⁷⁷ WIPO アラブ局によるアンケート回答より。

⁷⁸ WIPO アラブ局によるアンケート回答より。

⁷⁹ WIPO アラブ局によるアンケート回答より。

これらの国々は、人材育成支援を最も多く要請しているという特徴もあるという⁸⁰。

2.1.5 支援活動に関する評価

WIPO の内部独立監査機関である内部監査部門（Internal Audit and Oversight Division）が、毎年 WIPO の支援活動の査定を行っている⁸¹。WIPO の監査部門の職員は、任意で選定した国を訪問し、様々なステークホルダーや組織と会合して情報を十分収集した上で、WIPO の支援プログラムの効果に関する報告書を作成している⁸²。また、コンサルタントグループが WIPO の開発アジェンダに対する技術支援を包括的に評価しており、WIPO の開発支援の向上に関する 286 の提言を行ったこともある。更に、コンサルタントを雇って、無作為に抽出した支援活動が十分に機能しているか調査することもあるという⁸³。

地域事務局レベルでは、アラブ局は最近、モロッコとアルジェリアにある技術・イノベーション支援センターにおいて、これらのセンターで実施されるイニシアティブの頻度、難度、利益について評価を開始している⁸⁴。

また同局は、研修生に対する効果を検証するためのアンケート調査も実施している。アンケート調査の結果では、研修生による研修に対する評価は常に好意的なものとなっている。また、研修生から、支援活動がもたらした恩恵について称賛する電子メールが届くことも稀にあるという。アラブ局は更に、研修講師が研修の目的に合っていたかについての内部的な分析も行っている⁸⁵。

2.1.6 開発途上国のニーズへの対応

アフリカ局は、以下の 3 つのアプローチを通じて各国のニーズを特定している⁸⁶。

- 各国からのオンデマンド支援の要請
- 各国の国家知的財産開発計画の策定： WIPO がコンサルタントを国に派遣し、1 ヶ月から 6 ヶ月にわたり、同国の政府や産業界と共に、経済、社会、文化的な状況の評価する。その後、その国における知的財産開発や知的財産奨励に関するニーズを特定し、各国のニーズに沿った技術支援活動が策定される。
- WIPO 総会（WIPO General Assembly）： 各国の知的財産庁幹部は毎年、WIPO 総会に出席している。アフリカ局は、参加者と会合し、翌年の計画や活動について協議している。

アラブ局の活動は、支援対象国のニーズに基づいて展開されており、各国からの支援要請に適切に対応するよう取り組んでいる。また、今後の 2 年間の適切な知的財産プログラムを確立するため、各国の知的財産開発計画も策定している。計画策定の際には、当該地域の専門家や元 WIPO 職員などによるニーズ査定が行われ、支援対象国の政府や産業界などとの会合に基づき、当該国の状況が分析されている。ニーズ査定の結果は、ニーズ査定ミッション報告書（Needs Assessment Mission Report）にまとめられ、この中で、支援対象国における優先課題が特定されている。その後、当該国は知的財産開発計画の内容について支援要請を行う。WIPO の他の部門の専門家の関与が必要な場合は、アラブ局はその活動の日程や場所に

⁸⁰ WIPO ラテンアメリカ・カリブ局によるアンケート回答より。

⁸¹ WIPO, “Evaluations”. <http://www.wipo.int/about-wipo/en/oversight/iaod/evaluation/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

⁸² WIPO アラブ局によるアンケート回答より。

⁸³ WIPO ラテンアメリカ・カリブ局によるアンケート回答より。

⁸⁴ WIPO アラブ局によるアンケート回答より。

⁸⁵ WIPO アラブ局によるアンケート回答より。

⁸⁶ WIPO アフリカ局によるアンケート回答より。

ついて調整しながら、具体的な活動を計画している。なお、各国の知的財産開発計画の連絡先は、その国の知的財産庁の職員か、知的財産庁の管轄省庁の高官が務める場合が多いという⁸⁷。

アジア太平洋局は、当該国ニーズを包括的に評価し、評価後もニーズを把握するための情報収集を続けている。また、支援対象国には、同局の渉外を担当するオフィスがあり、緊密に協力しながら作業を進めている。支援対象国との情報交換は、支援活動を改善するための関連情報を定期的に収集する機会にもなっているという⁸⁸。

ラテンアメリカ・カリブ局の支援活動は、各国の知的財産開発計画に関連している必要があるため、各国に対して、オンデマンドで支援を要請する際には、支援活動の参加者や支援が必要な理由を知的財産開発計画に基づいて詳細に説明することを求めている。

ラテンアメリカ・カリブ局は、ラテンアメリカ・カリブ各国の知的財産庁及び、知的財産関連省庁（環境、気候変動、農業、食料安全保障、ヘルスケア・医療など）を訪問するなど、支援対象国との関係作りを重視している。また同局は、支援対象国ごとに知的財産開発計画を毎年策定している。策定プロセスは、①ラテンアメリカ・カリブ諸国が自国にとって必要と考えるキャパシティビルディング研修の希望リストを提案し、その後、②ラテンアメリカ・カリブ局が、各国の既存の知的財産開発計画や、知的財産に関する脆弱性に関する分析・評価、前年に実施した支援活動なども参照した上で、支援活動の優先事項を決定するという流れになっている⁸⁹。

ラテンアメリカ・カリブ局は、オンデマンド支援によって、各国の支援要請に対して迅速に対応できると考えている。同局は豊富な知的財産専門家ネットワークを持っており、支援要請に応じて、適切な講師を特定することができる。ただし、ラテンアメリカ・カリブ諸国が要請するオンデマンド支援の要請の 70%は、リソース不足や、知的財産に関する分析・評価内容と一致していないといった理由から却下されているという。また、オンデマンドでの支援は、要請を受けた順に提供されているため、チリ、コロンビア、コスタリカといった国々は、ジュネーブの代表者や大使を通じたラテンアメリカ・カリブ局へのロビー活動や、支援要請書簡を利用して WIPO に積極的に支援要請している⁹⁰。

2.1.7 参考：支援活動詳細

次ページ参照。なお、「国別人数」で「有」と記されている活動については、参加人数の国別内訳を別表に示している。

⁸⁷ WIPO アラブ局によるアンケート回答より。

⁸⁸ WIPO アジア太平洋局によるアンケート回答より。

⁸⁹ WIPO ラテンアメリカ・カリブ局によるアンケート回答より。

⁹⁰ WIPO ラテンアメリカ・カリブ局によるアンケート回答より。

アフリカ局による支援活動

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
1/4/2010	3/10/2010	準修士課程プログラム： ポルトガル工業所有権庁 (Instituto Nacional da Propriedade Industrial： INPI)・リスボン大学との 協力協定（リスボン、ポ ルトガル）		不明	不明	ポルトガル	サントメ・プリンシ ペ、モザンビーク、 ギニアビサウ、カー ボヴェルデ、アンゴ ラ	5	有	ポルトガ ル語（主 要言語）
1/12/2010	1/14/2010	知的財産権侵害がもたら す経済的・社会的影響に 関する裁判官向け小地域 セミナー（ブラザヴィル、 コンゴ共和国）		エンフォ ースメン ト強化支 援	セミナー 等	コンゴ共 和国	ルワンダ、赤道ギニ ア、コンゴ民主共和 国、コンゴ共和 国、チャド、中央ア フリカ、カメルーン、ブルンジ	7	有	フランス 語（主要 言語）
1/18/2010	1/20/2010	ケニア・ナミビア・ウガ ンダ当局向け著作権管理 団体訪問研修（ロンドン）		不明	招へい研 修	英国	ケニア、ナミビア、 ウガンダ	3	有	
1/21/2010	1/22/2010	ケニア・ウガンダ当局向 けノルウェー複製権機構 (KOPINOR) への訪問研 修（オスロ）		不明	招へい研 修	ノルウェー	ウガンダ、ケニア	2	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
1/26/2010	1/29/2010	世界複製権機構 (International Federation of Reproduction Rights Organisations: WIPO-IFRRO) - アフリカ広域知的財産機関 (African Regional Industrial Property Organization: ARIPO) の共催による文学及び芸術作品の共同管理に関する研修		不明	その他	ジンバブエ	エチオピア、レソト、モーリシャス、ナミビア、スワジランド、ウガンダ、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ	12	有	
3/1/2010	3/2/2010	振興・イノベーションのための世界知的財産インフラに関するハイレベルフォーラム（東京）		不明	セミナー等	日本	ジンバブエ、チュニジア、南アフリカ、ナイジェリア、ナミビア、ケニア、チャド、カメルーン、ベナン、アルジェリア	14	有	
3/1/2010	3/4/2010	標章の国際登録に関するマドリッド協定とニース及びウィーン国際分類システムについてのワークショップ（カボローネ）		審査実務支援	セミナー等	ボツワナ	ボツワナ	40		
3/7/2010	3/10/2010	第4回アフリカ科学技術閣僚会議（AFRICAN MINISTERIAL CONFERENCE ON SCIENCE AND TECHNOLOGY : AMCOST）（カイロ）		不明	セミナー等	エジプト	エジプト	1		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
3/16/2010	3/18/2010	科学とテクノロジー：コートジボワールの技術発展：その戦略とは？（アビジャン）		不明	セミナー等	コートジボワール	コートジボワール	80		フランス語（主要言語）
4/22/2010	4/28/2010	ルワンダ著作権当局（Rwandan Copyright Authorities）との協議	ルワンダ著作権当局との協議。新設されたルワンダ著作権当局の管理職及び関係者を対象に、集中管理団体（Collective Management Society）の運営・管理や義務について助言を提供する。	審査実務支援	セミナー等	ルワンダ	ルワンダ			
4/24/2010	4/24/2010	著作権とジャーナリストやラジオDJのために著作権がもたらす成果に関する研修セミナー（ヤウンデ）		エンフォースメント強化支援	セミナー等	カメルーン	カメルーン	70		フランス語
4/26/2010	4/9/2010	文学及び芸術作品（映像・写真）マネジメントに関するWIPO・OAPI・IFRROによる第二回地域研修（ヤウンデ）		不明	その他	カメルーン	ブルキナファソ、トーゴ、セネガル、ニジェール、マリ、ギニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、チャド、カメルーン	39	有	フランス語（主要言語）

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
4/26/2010	4/26/2010	トピックの説明	ルワンダの経済・社会・文化開発における知的財産の重要性に関するセミナー。ルワンダにおける集中管理団体の役割と重要性に焦点を当てる。	不明	セミナー等	ルワンダ	ルワンダ	60		
4/27/2010	4/30/2010	カサブランカにおける知的財産の戦略的使用に基づく技術移転のワークショップ		不明	セミナー等	モロッコ	ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、エジプト、ケニア、レソト、マラウイ、マリ、モーリタニア、モロッコ、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、南アフリカ、トーゴ、チュニジア、ザンビア、ジンバブエ	23	有	フランス語
5/3/2010	5/4/2010	COMESA（東南部アフリカ市場共同体）地域内知的財産権に関するブレインストーミングワークショップ		不明	セミナー等	ジンバブエ				

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
5/8/2010	5/10/2010	伝統的知識と遺伝資源及びフォークロアの保護に関するアフリカ連合ワークショップ		不明	セミナー等	スイス	アンゴラ、ブルンジ、モロッコ、ニジェール、ナイジェリア、南アフリカ、チュニジア、ザンビア	9	有	フランス語
5/17/2010	5/20/2010	ギニア人リサーチャー4人とコートジボワール政府職員向けチュニジア標準・産業財産庁（INNORPI）訪問研修		不明	招へい研修	チュニジア	ギニア、コートジボワール、チュニジア	7	有	フランス語（主要言語）
5/20/2010	5/26/2010	中央アフリカ共和国の文学的・美術的所有権の草案策定及び中央アフリカ著作権局（BUCADA）再創設に関する国家セミナーへの参加（バンギ）	中央アフリカ共和国の文学的・美術的所有権の草案策定及び中央アフリカ著作権局再創設に関する国家セミナー。目的は、中央アフリカ著作権局の再編に関する国家セミナーの現代化に関する中央アフリカ共和国の法規制を見直すこと。	不明	セミナー等	中央アフリカ	中央アフリカ	60		フランス語
5/20/2010	6/18/2010	中央アフリカ著作権局（BUCADA）の再編とその戦略計画の策定に関する国家セミナーへの参加（バンギ）		不明	セミナー等	マリ	中央アフリカ			フランス語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
5/20/2010	7/30/2010	中央アフリカ共和国の文学的・美術的所有権の草案策定及び中央アフリカ著作権局（BUCADA）再創設に関する国家セミナーへの参加（バンギ）		不明	セミナー等	ブルキナファソ	ブルキナファソ			フランス語（主要言語）
5/24/2010	5/26/2010	国際知的財産学会（International Association for the Advancement of Teaching and Research in Intellectual Property : ATRIP）年次会議（ストックホルム）		不明	セミナー等	スウェーデン	ナイジェリア、中国	2	有	
5/26/2010	5/28/2010	知的財産権に関する裁判官向け研修セミナー（アビジャン、コートジボワール）		不明	セミナー等	コートジボワール	コートジボワール	80		フランス語
6/3/2010	6/4/2010	知的財産・ソフトウェア・eヘルスに関する地域セミナー：傾向・課題・見通し（キガリルワンダ）		不明	セミナー等	ルワンダ	ジンバブエ、ザンビア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、モザンビーク、マラウイ、ケニア、エチオピア、コンゴ民主共和国、コートジボワール、カメルーン、ブルンジ	22	有	フランス語
6/9/2010	6/11/2010	WIPO・モロッコ共催の技術・イノベーションサポートセンター（Technology and		不明	セミナー等	モロッコ		80		フランス語（主要言語）

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
		Innovation Support Center: TISC) プロジェクト及び特許情報に関するワークショップ								
6/9/2010	6/11/2010	ARIPO 共催の特許情報の有用性・研究結果の実用化に関する地域セミナー（ハラレ、ジンバブエ）		不明	セミナー等	ジンバブエ	ジンバブエ、ザンビア、タンザニア、ウガンダ、スワジランド、スーダン、南アフリカ、シエラレオネ、ナイジェリア、ナミビア、モザンビーク、マラウイ、リベリア、レソト、ケニア、 ガンビア、エチオピア、ボツワナ	53	有	
6/21/2010	6/23/2010	中小企業を主要対象とした知的財産の戦略的活用に関するセミナー（オジワロンゴ、ナミビア）		不明	セミナー等	ナミビア	ナミビア	60		
6/23/2010	6/25/2010	第2回アフリカ科学カンファレンス（アディスアベバ）		不明	セミナー等	エチオピア	エチオピア			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
7/5/2010	7/7/2010	アフリカ知的財産機関 (OAPI) 加盟国のための知的財産分野における準地域育成セミナー (ヤウンデ)		不明	セミナー等	カメルーン	ブルキナファソ、トーゴ、セネガル、ルワンダ、ニジェール、モーリタニア、マリ、マダガスカル、ギニアビサウ、ギニア、赤道ギニア、ジブチ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、コンゴ共和国、チャド、中央アフリカ、カメルーン、ブルンジ、ベナン	50	有	フランス語
7/5/2010	7/9/2010	第8作業部会 - マドリッド制度 (ジュネーヴ)		不明	セミナー等	スイス				
7/6/2010	7/9/2010	知的財産及び植物産出の保護に関するセミナー		不明	セミナー等	カメルーン	カメルーン	1		フランス語
7/12/2010	7/13/2010	ガーナ共和国の事務局長、法務長官、法務大臣による会合	ガーナ共和国の Betty Iddrisu 事務局長、法務長官、法務大臣による会合。	不明	専門家派遣	スイス				
7/13/2010	7/15/2010	アルジェリアにおける技術・イノベーション支援センター (Technology and Innovation Support Center: TISC) プロジェクトの実施・特許情報に関するワークショップ		不明	セミナー等	アルジェリア	アルジェリア	100		フランス語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
7/14/2010	7/16/2010	知的財産政策に関するフォーラム		不明	セミナー等	アンゴラ	アンゴラ、ジンバブエ、モザンビーク、ケニア	5	有	ポルトガル語
8/2/2010	8/10/2010	伝統的知識・フォークロアの表現に関するプロトコル採択のための外交会議（スワコプムント、ナミビア）		不明	セミナー等	ナミビア	ザンジバル、ジンバブエ、ザンビア、タンザニア、ウガンダ、スワジランド、スーダン、南アフリカ、ソマリア、シエラレオネ、ルワンダ、ナイジェリア、ナミビア、モザンビーク、モーリシャス、マラウイ、リベリア、レソト、ケニア、ガンビア、エチオピア、ブルンジ、ボツワナ	19	有	
10/4/2010	10/8/2010	アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）共催の特許に関する地域ワークショップ		不明	セミナー等	ナミビア	ザンジバル、ジンバブエ、ザンビア、タンザニア、ウガンダ、スワジランド、スーダン、南アフリカ、シエラレオネ、セーシェル、ルワンダ、ナイジェリア、ナミビア、モザンビーク、モーリシャス、マラウイ、リベリア、レソト、ケニ	24	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
							ア、ガンビア、エチオピア、ブルンジ、ボツワナ、アンゴラ			
11/2/2010	11/4/2010	技術・イノベーション支援に関する地域カンファレンス		不明	セミナー等	エチオピア	ザンビア、タンザニア、ウガンダ、セネガル、サントメ・プリンシペ、ルワンダ、ナイジェリア、ナミビア、モロッコ、マラウイ、マダガスカル、レソト、ケニア、ギニア、エチオピア、エジプト、コンゴ民主共和国、コートジボワール、カメルーン、ベナン	28	有	フランス語
11/5/2010	11/7/2010	著作権及び著作隣接権に関する常設委員会（Standing Committee on Copyright and Related Rights: SCCR）に備えたアフリカのグループワークショップ	SCCR に備えたアフリカのグループワークショップ。	不明	セミナー等	スイス	アルジェリア、アンゴラ、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、ケニア、ナイジェリア、セネガル、チュニジア、ジンバブエ	11	有	フランス語
11/10/2010	11/16/2010	アフリカ知的財産機関（African Intellectual Property Organization : OAPI）加盟国の知的財産		不明	セミナー等	中国	トーゴ、ニジェール、モーリタニア、マリ、ギニアビサウ、ギニア、赤道ギ	35	有	フランス語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
		権庁長官向け知的財産に関する地域間セミナー					ニア、コートジボワール、コンゴ共和国、中国、チャド、中央アフリカ、カメルーン、ベナン			
12/10/2010	12/11/2010	司法官向け知的財産権の認識強化に関する全国会議		エンフォースメント強化支援	セミナー等	ガーナ	ザンビア、南アフリカ	2	有	
12/13/2010	12/16/2010	国家知的財産政策フォーラム・ステークホルダー・現地当局による会議		不明	セミナー等	ガーナ	ケニア	2		
1/17/2011	1/28/2011	タンザニア連合共和国ザンジバルのクロープの小規模生産者向け部門別知的財産戦略のニーズ評価と技術的サポート	タンザニアの農業部門向けフォーラム。目的は、知的財産とその戦略的使用が国内外市場における農業セクタの競争力強化への影響に関する知識取得と、タンザニア農業セクタの知的財産関連機関とSMEの関係者が知的財産関連問題について協働できる土台の構築など。	不明	セミナー等	タンザニア	タンザニア			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
4/4/2011	4/12/2011	技術的キャパシティビルディング、経済成長、シエラレオネ知的財産開発計画（Intellectual Property Development Plan : IPDP）の立案と策定のための知的財産の活用に関する全国政策フォーラム：特別サービス合意（Special Service Agreement : SSA）Mboya 氏及び Ouma 氏	技術的キャパシティビルディング、経済成長、シエラレオネ知的財産開発計画（IPDP）の立案と策定のための知的財産の活用に関する全国政策フォーラム。主な目的は、知的財産の様々な側面と、それらの国家開発への寄与に関する理解を深めることを視野に入れて、上級政策立案者、政府関係者、国会議員、産業界、研究開発機関、学界の代表者らに、国内外からの講演者と意見交換し、経験を共有する機会を与えることである。	不明	セミナー等	シエラレオネ	シエラレオネ			
5/17/2011	5/25/2011	専門家派遣		不明	セミナー等	ブルンジ	ブルンジ	100		フランス語
5/26/2011	5/27/2011	東アフリカ共同体 (EAC) 加盟国における知的財産の戦略的使用に関する準地域フォーラム	東アフリカ共同体加盟国における知的財産の戦略的使用に関するフォーラム。主な目的は、	不明	セミナー等	ブルンジ	タンザニア、ルワンダ、ブルンジ	34	有	フランス語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
			国家権威と公的・民間セクタのステークホルダとの意見交換の場を提供すること。							
6/5/2011	6/19/2011	アフリカのファッションデザイン資産 (FASHION DESIGN ASSETS: FDA) の保護強化及び実用化における知的財産の寄与に関する研究会	アフリカの FDA の保護強化及び実用化における知的財産の役割に関する研究会。アフリカ諸国におけるファッションデザイン産業 (Fashion Design Industry: FDI) の現状について、特にこの分野が直面する課題や機会、制約に重点を置き調査する。また、地域特有の創造性の保護と、国内及び国際輸出市場におけるアフリカの創造的ファッションデザイン製品 (衣料、家具、インテリアデザイン) の実用化と競争力の強化をするマーケティングや販売技術に関し、知的	不明	招へい研修	エチオピア	ナイジェリア、エチオピア			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
			財産制度がどの程度理解され使用されているかも検証する。							
7/16/2011	8/4/2011	アフリカのファッションデザイン資産（FDA）の保護強化及び実用化における知的財産の寄与に関する研究会	アフリカの FDA の保護強化及び実用化における知的財産の役割に関する研究会。アフリカ諸国のファッションデザイン産業（FDI）の現状について、特に同分野が直面する課題や機会、制約に重点を置き調査する。また、地域特有の創造性の保護と、国内及び国際輸出市場におけるアフリカの創造的ファッションデザイン製品（衣料、家具、インテリアデザイン）の実用化と競争力の強化をするマーケティングや販売技術に関し、知的財産制度がどの程度理解され使用さ	不明	招へい研修	セネガル	カメルーン、セネガル、ジンバブエ			フランス語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
			れているかも検証する。							
9/5/2011	9/16/2011	ボツワナにおける知的財産開発計画：特別サービス協定（Special Service Agreement: SSA）契約と知的財産会計分野視察	アフリカ地域事務局とボツワナ政府による国際知的財産プラン開発計画を構築する会議。国際知的財産協定へのボツワナの義務の履行に敬意を表したうえで、同国の開発のニーズに準じて実施される。	不明	招へい研修	ボツワナ	ボツワナ			
9/7/2011	9/8/2011	汎アフリカ知的所有権機関（Pan-African Intellectual Property Organization: PAIPO）のステークホルダー向けワークショップ	PAIPO のステークホルダー向けのワークショップ。セネガルのダカールにてアフリカ連合（AU）委員会が WIPO を招いて 2011 年 9 月 7 日と 8 日に開催。	不明	セミナー等	セネガル	セネガル			フランス語
9/14/2011	9/16/2011	経済開発における知的財産の重要性に関する全国フォーラム	経済開発における知的財産の重要性に関するフォーラム。アンゴラ政府代表部から、知的財産に関する全国フォーラムの開催に対する支援要請に対して、同代表部が、	不明	セミナー等	アンゴラ	アンゴラ	100		ポルトガル語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
			著作権及び伝統的知識・伝統的文化表現の保護に関するフォーラムを、2011年4月に開催することを受諾したもの。最近開催された開発と知的財産に関する委員会（Committee on Development and Intellectual Property : CDIP）の会合を通じて、在ジュネーヴアンゴラ政府代表部の職員やアンゴラ知的財産庁長官 Licenca Barros 氏と協議を重ね、知的財産政策全国フォーラムの開催が決定している。							
9/21/2011	9/22/2011	経済開発における知的財産の戦略的活用に関する全国セミナー及び、知的財産開発計画 (Intellectual Property Development Plan : IPDP) の実施に関するレビュー会議	経済開発における知的財産の戦略的活用に関する全国セミナー及び、知的財産開発計画 (IPDP) の実施に関するレビュー会議。IPDP 実施の第1段	不明	セミナー等	セーシェル	セーシェル			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
			階が、セーシェル IPDP 運営委員会との協議を経て、2012 年に開始されることになっているため、今後 2 年間のスケジュール・活動内容について、同運営委員会とのレビュー会議の開催を提案する。また、今後 2 年間に実施される活動のいくつかは、同時期の作業計画に組み入れることができるほか、知的財産に対する認識の低さなど、IPDP で特定された課題のいくつかに対応するために、意識向上のための 1 日プログラムの開催も提案する。							
9/22/2011	9/22/2011	アフリカのファッションデザイン資産（FDA）の保護強化及び実用化における知的財産の寄与に関する研究会	アフリカの FDA の保護強化及び実用化における知的財産の役割に関する研究会。アフリカ諸国のファッション	不明	招へい研修	英国				

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
			デザイン産業（FDI）における現状について、特に同分野が直面する課題や機会、制約に重点を置き調査する。							
9/25/2011	9/30/2011	アフリカのファッションデザイン資産（FDA）の保護及び商業化の強化における知的財産の寄与に関する研究会	アフリカのFDAの保護強化及び実用化における知的財産の役割に関する研究会。ファッションデザイン産業は、女性が活躍の場を広げる成長産業であることを認識したうえで、同研究会では、特にインフォーマルセクタにおける女性デザイナーとその他の仕事（編み物、染め物、デザイン、縫い物等）を持つ女性特有の苦境について考える。また、彼女たちのイノベーションや創造性の活用、能力向上と達成感の獲得に焦点を当て吟味する。	不明	招へい研修	フランス				フランス語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
9/26/2011	9/30/2011	カーボベルデ共和国代表団による WIPO 本部訪問	カーボベルデ共和国代表団による WIPO 本部訪問。カーボベルデ共和国の知的財産機関設置委員会ロジェリオ・モンテイロ委員長が、2011 年 6 月 6 日付の書簡で、新規創設機関のための協力プログラムに関して議論をするために、WIPO 本部への訪問を計画することを依頼。そのため、総会開催期間の第 1 週目にモンテイロ委員長と副委員長が本部を訪問し、WIPO 総会に参加し、アフリカ局や様々な部門と議論を行い、ポルトガル語を公用語とするその他のアフリカ国家 (PALOPS) の代表団と面談することができるよう計画が提案された。	不明	招へい研修	スイス	カーボヴェルデ	2	有	ポルトガル語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
10/17/2011	10/21/2011	特許出願書類作成に関するWIPO-アフリカ広域知的財産機関（African Regional Intellectual Property Organization: ARIPO）地域ワークショップと2ヶ月間の通信講座	特許出願書類作成に関するワークショップと通信講座。ARIPO 長官がWIPO に共同開催を要請したもの（2010年12月7日の書簡：ARIPO.10/1/2 参照）。WIPO は、このような支援活動は、同機関のアフリカ事務局とイノベーション及び技術移転部門の2011年の研究プログラムに既に含まれていたことから、この要請に快く応じた。	審査実務支援	セミナー等	ジンバブエ	ボツワナ、ガンビア、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、ウガンダ、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ	16	有	
10/18/2011	10/19/2011	中部アフリカ経済通貨共同体（CEMAC）における知的財産の戦略的役割に関する準地域フォーラム	中部アフリカ経済通貨共同体における知的財産の戦略的役割に関するフォーラム。中部アフリカ経済通貨共同体での、経済、社会、文化及び技術の発展のための知的財産の戦略的役割を検証する。	不明	セミナー等	ガボン	赤道ギニア、コンゴ共和国、チャド、中央アフリカ、カメルーン	8	有	フランス語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
10/24/2011	12/31/2011	コンゴ民主共和国 (Democratic Republic of the Congo : DRC) における知的財産権効果的活用のための戦略設計に関する全国フォーラム・ステークホルダー会議・ニーズ評価	コンゴ民主共和国における知的財産権効果的活用のための戦略設計に関するフォーラム。 2010年9月9日～10日にコンゴ民主共和国のキンシャサに派遣された協議団が好評を博したことを受けて、そのフォローアップとして、同国産業大臣が2回にわたり、WIPO 本部訪問を計画したが、国内事情により、実現させることができなかったことが、同フォーラム実施の背景となっている。	不明	セミナー等	コンゴ民主共和国	コンゴ民主共和国			フランス語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
10/25/2011	10/28/2011	東南部アフリカ市場共同体 (Common Market for Eastern and Southern Africa: COMESA) の高官 3 人による WIPO 本部訪問視察	COMESA 高官による WIPO 訪問視察。COMESTA の通商、税関、金融責任者は、WIPO に立法に関する支援を要請しており、これに対して WIPO 事務局長は 2011 年 9 月 26 日、特許発明部門と立法政策相談部門が用意した COMESA の知的財産モデル政策及び知的財産モデル法に関するコメントを COMESA に送った。そして WIPO は、知的財産に関する包括的なブリーフィングと正式な協議をするため COMESA の訪問受け入れを表明している。	不明	招へい研修	スイス	ザンビア	3	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
11/9/2011	11/11/2011	アフリカ知的財産機関（OAPI）加盟国及びその他のアフリカ国家の行政官向け知的財産分野に関する地域育成セミナー	アフリカ知的財産機関加盟国及びその他のアフリカ国家の行政官向け知的財産分野に関するセミナー。アフリカ知的財産機関とフランス知的財産権庁（INPI）との意見交換により、WIPO が前年同様に、アフリカ知的財産機関加盟国とフランス語圏国家の行政官向けの知的財産分野におけるサブ地域育成セミナーの開催を計画したもの。（2011 年 11 月 9 日～11 日、ガボン、リーブルヴィル）	エンフォースメント強化支援	セミナー等	ガボン	ブルキナファソ、トーゴ、セネガル、ルワンダ、ニジェール、モーリタニア、マリ、マダガスカル、ギニアビサウ、ギニア、赤道ギニア、ジブチ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、コンゴ共和国、チャド、中央アフリカ、カメルーン、ブルンジ、ベナン	20	有	フランス語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
11/14/2011	11/18/2011	アフリカ広域知的財産機関（African Regional Industrial Property Organization : ARIPO）加盟国の工業所有権庁長官・幹部職員向け地域間セミナー	アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）加盟国の工業所有権庁長官・幹部職員を対象としたセミナー。2011年の作業プログラムの枠組みに沿って、アフリカ局では、ARIPO加盟国の工業所有権庁長官を対象に、中国で地域間セミナーを開催することを決定した。中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）との共催であり、地域機関からの協力も得ている同セミナーを通じて、アフリカ諸国が中国の多彩な知的財産経験を学ぶことが期待されている。	不明	セミナー等	中国	ジンバブエ、ザンビア、タンザニア、ウガンダ、スワジランド、スーダン、シエラレオネ、ルワンダ、ナイジェリア、ナミビア、モザンビーク、モーリシャス、マラウイ、リベリア、レソト、ケニア、ガンビア、エチオピア、中国、ブルンジ、ボツワナ、アンゴラ	21	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
11/28/2011	12/2/2011	知的財産に関する時事的問題についての WIPO・ARIPO 円卓会議＋ARIPO 審議会＋ARIPO 閣僚会議	アフリカ広域知的財産機関（African Regional Intellectual Property Organization: ARIPO）審議会と ARIPO 閣僚会議の常会（2011 年 11 月 28 日から 12 月 2 日にかけてガーナのアクラで開催）。前年と同様に、アフリカ事務局は審議会と同時開催となる知的財産関連問題に関する円卓会議に向けて準備した。	不明	セミナー等	ガーナ	アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ケニア、レソト、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、ウガンダ、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ	27	有	
12/5/2011	12/9/2011	Ogada 氏の派遣		不明	不明	ガーナ				
12/12/2011	12/13/2011	第 51 回アフリカ知的財産機関（OAPI）実行委員会通常セッションへの参加	第 51 回アフリカ知的財産機関実行委員会通常セッションへの参加。アフリカ知的財産機関が、2011 年 12 月 12 日と 13 日に、コナクリ（ギニア）で開催される第 51 回アフリカ知的財産機関実行委員会通常セッ	エンフォースメント強化支援	セミナー等	ギニア	トーゴ、シエラレオネ、セネガル、サントメ・プリンシペ、ルワンダ、マダガスカル、ギニアビサウ、ギニア、ガンビア、赤道ギニア、ジブチ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、コンゴ共和国、中央アフリ	18	有	フランス語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
			ションに、WIPO をオブザーバーとして招待したもの。				カ、カーボヴェルデ、カメルーン、ブルンジ、ベナン			
2/9/2012	2/10/2012	知的財産に関する欧州フォーラム：知的財産、その他の権利と同様の人権	知的財産に関するフォーラム。WIPO を代表し、「知的財産に関する欧州フォーラム：知的財産、その他の権利と同様の人権」に参加する。	不明	セミナー等	フランス				フランス語
2/12/2012	2/13/2012	知的財産と知的財産と遺伝資源、伝統的知識及びフォークロア（Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore: GRTKF）に関する国際地質学会議（International Geological Congress: IGC）に備えた第 20 回アフリカグループワークショップ	知的財産と GRTKF に関する国際会議向けワークショップ。アフリカ連合政府代表団がジュネーブのアフリカグループと協調し、2012 年 2 月 14 日から 22 日にかけて開催する ICG 会議に備えるため、WIPO にも支援を要請している。	不明	セミナー等	スイス	アルジェリア、カメルーン、ケニア、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、南アフリカ、スーダン、チュニジア、ジンバブエ		有	フランス語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
2/29/2012	3/1/2012	国家開発・経済成長プログラムを補完する知的財産の戦略的活用に関する全国知的財産フォーラム	国家開発・経済成長プログラムを補完する知的財産の戦略的活用に関するフォーラム。マラウイ政府からの要請に従って、効果的な知的財産制度を同国に設けるために実施される。この問題に関しては、第49回 WIPO 一般総会において、マラウイ代表団と討議しており、現行の知的財産政策プロセス復活の必要性、目標達成のための適切な枠組みの構築（すなわち、同国における効果的な知的財産制度の確立）の必要性に関しても協議されている。	不明	セミナー等	マラウイ	マラウイ			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
3/27/2012	3/29/2012	西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）における知的財産権の経済・社会的な影響に関する司法・行政関係者向けセミナー	西アフリカ経済通貨同盟における知的財産権の経済・社会的な影響に関する司法・行政関係者向けセミナー。西アフリカ経済通貨同盟は、加盟国が自由で競争的な市場と合理化・調和された法的環境で競争力を強化することを通し、グローバル経済に最も良い形で参入できることを促すミッションを有しており、同同盟は加盟国のために、知的財産の促進を効果的に行える政策の実施を希望している。	エンフォースメント強化支援	セミナー等	ブルキナファソ	ブルキナファソ、セネガル、ニジェール、マリ、ギニアビサウ、コートジボワール、ベナン	14	有	フランス語
4/16/2012	4/20/2012	アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）共催の研究開発結果の実用化・中小企業の競争力に関するセミナー	アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）との共催による研究開発結果の実用化・中小企業の競争力に関するセミナー。日本信託基金の2011年・2012年アフ	不明	セミナー等	ナミビア	ジンバブエ	16		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
			リカ・後発開発途上国向け作業計画において、日本国特許庁（JPO）の協力を得て同セミナーを開催するために、ARIPOに5万スイスフランの投入が決定されている。							
4/16/2012	4/24/2012	ガンビア共和国の国家知的財産政策及び戦略の策定に関するニーズ評価・技術支援	ガンビア共和国の国家知的財産政策及び戦略の策定に関するニーズ評価・技術支援フォーラム。主な目的は、予備調査結果を再検討した上で同国のビジョン・優先課題に対する理解を得ることと、ステークホルダーの間で、知的財産を活用した開発に対する認識を高めることとなっている。	不明	セミナー等	ガンビア	ガンビア			
4/16/2012	4/27/2012	第7回インターGI（Inter GI 2012）国際研修	地理的表示に関する研修。モンペリエ（フランス）で開催される。	不明	不明	フランス	チュニジア、ヨルダン	2	有	フランス語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
4/17/2012	4/19/2012	ポルトガルを公用語にするアフリカ国家（PALOPS）向けの知的財産フォーラム	ポルトガルを公用語にするアフリカ国家向けの知的財産フォーラム。2011年9月29日付の書簡で、産業財産国家サービス局（SENAPI）ドミンゴ・シルヴァ・トリンダッド局長は、ポルトガルを公用語にするアフリカ国家のための知的財産フォーラムをサオ・トム・エ・プリンシプで開催することを依頼し、それが受理されたものの。	不明	セミナー等	サントメ・プリンシペ	サントメ・プリンシペ、モザンビーク、ギニアビサウ、カーボヴェルデ、アンゴラ	48	有	フランス語
6/18/2012	6/19/2012	文化・音楽産業に関するワークショップ及び、文化産業・著作権・集団管理に関する評価ミッションの調査	文化・音楽産業に関するワークショップ及び、文化産業・著作権・集団管理に関する評価ミッションの調査。 WWIPO 事務局長とチュニジア政府代表とのジュネーブでの会談の後、評価ミッションと文化、	不明	その他	チュニジア	チュニジア			フランス語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
			音楽産業と著作権、関連する権利の集団管理に関するワークショップを中心とした複数の活動のチュニジアでの実施が決定されたもの。							
7/10/2012	7/12/2012	商標審査官向け分類基準に関する研修プログラム	アフリカ及び後発開発途上国向け 2011-2012 年 Funds-in-Trust 研修計画に基づいて策定された研修プログラム。JPO とケニア工業所有権機関（KIPI）との協議に関しては、2012 年 7 月 10 日～12 日ケニアのナイロビで開催される。主な目的は、商標処理能率向上のため審議官の技能強化、商標登録出願への国際的需要増に対応する工業所有権局（IPOs）の能力向上、商標審査官の情報と成功事例の意見交換と	審査実務支援	その他	ケニア	ボツワナ、エジプト、エチオピア、ケニア、レソト、リベリア、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、ルワンダ、シエラレオネ、スーダン、ウガンダ、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ	15	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
			なっている。							
7/17/2012	7/19/2012	特許協力条約に関する全国セミナー	特許協力条約 (PCT) に関する全国セミナー。PCT の手続きに関する理解を高めることを目的とする。	不明	セミナー等	ルワンダ	ルワンダ			
8/24/2012	8/31/2012	アフリカ伝統医学国際週間 (International Week of the African Traditional Medicine : SIMTA) への伝統医学促進協会 (Association for Promotion of Traditional Medicin) 会員 4 人の参加支援	アフリカ伝統医学国際週間への伝統医学促進協会会員 4 人の参加支援。アフリカ人の医療知識と、貧困に苦しむアフリカ人が手ごろな価格で入手できるように改善された伝統医薬品の生産に関する科学研究の実現を主要な目的とする伝統医学促進協会が、WIPO に対し、伝統医療医師が使用するアフリカの植物 1,000 種を扱った論文に関する辞書を印刷・配布することを依頼したもの。	不明	不明	マリ	マリ	3		フランス語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
9/11/2012	9/12/2012	研究における国際特許制度・特許協力条約の役割に関する全国セミナー		民間実務者養成	資金提供	ブルンジ	ブルンジ			フランス語
10/8/2012	10/12/2012	ブルンジ・マダガスカル当局・調査員向けバマコ訪問研修	ブルンジ・マダガスカル当局・調査員向けスタディーツアー。 2011年9月15日と2012年2月9日付の書簡によると、ブルンジ政府はWIPOに、国の伝統的知識の管理強化を目的に以下の職員に研修支援を要請した：①伝統医薬促進ナショナルサービス（National Service for Promotion of Traditional Medicine）代表の Jocelyne Miburo 氏、②アドバイザーの Nadine Muhimpundu 氏、③ブタ伝統医薬センター設立者の Abbé Léopold Mvukiye 氏、④アクション・アゲインスト・マラリア（Action de lutte	不明	招へい研修	マリ	ブルンジ、マダガスカル、マリ	6	有	フランス語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
			contre la malaria : ALUMA-Burundi) の調査員 Innocent Nahigombeye 氏。なお、この要請は、各国の知的財産の活用能力の向上を求めた「ニーズ審査報告書 (Needs Assessment Report)」中の、WIPO の専門家の助言に基づいている。							
10/22/2012	10/24/2012	アフリカ知的財産機関 (African Intellectual Property Organization : OAPI) 加盟国・フランス語圏諸国向け知的財産権の尊重強化に対する裁判官の認識を高めるための小地域セミナー		不明	セミナー等	コートジボワール	ブルキナファソ、トーゴ、セネガル、ルワンダ、ニジェール、モーリタニア、マリ、マダガスカル、ギニアビサウ、ギニア、赤道ギニア、ジブチ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、コンゴ共和国、コモロ、チャド、中央アフリカ、カメルーン、ブルンジ、ベナン	46	有	フランス語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
11/30/2012	11/30/2012	スタートアップ・アカデミー・プロジェクトフェーズⅡ：エジプトとのサハラ以南アフリカ（Sub-Saharan Africa : SSA）特別協議	スタートアップ・アカデミー・プロジェクトフェーズⅡに基づくエジプトとのサハラ以南アフリカ特別協議。支援内容は、個別書類の準備、研修担当者対象研修プログラムを実施することのできる専門家の特定や、内部人材・外部人材対象研修プログラムのカリキュラム開発など。	不明	セミナー等	エジプト	エジプト			
12/11/2012	12/13/2012	中部アフリカ経済通貨共同体（Communauté Économique et Monétaire de l'Afrique Centrale : CEMAC）加盟国の出身者向け産業・創造産業に関する小地域研修セミナー	中部アフリカ経済通貨共同体加盟国の出身者向け産業・創造産業に関するセミナー。主なアジェンダは、参加者に経済、社会、文化発展の政策ツールとして、知的財産に関する認知を促すために、①経済、社会、文化発展と対応する知的財産保護制度の実施の重要性を創造産業に示	不明	セミナー等	カメルーン	セネガル、赤道ギニア、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、チャド、中央アフリカ、カメルーン	36	有	フランス語（主要言語）

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語
			す、②創造産業、民間企業、非営利組織、公的機関の発展に関連パートナー戦略を策定する、③創造産業分野で起業家精神の発展を支援する、④参加者、産業経営者、創造産業企業が法的・商業的にできるだけ最適な条件で文化プロジェクトを策定・発展できるようにしている。							

注：空欄は下記データベースに情報が記載されていなかったことを示す。

出典：WIPO による技術支援データベースを基に作成⁹¹

⁹¹ WIPO. “Technical Assistance Database”. www.wipo.int/tad/en/ [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

アラブ局による支援活動

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
2/8/2010	2/12/2010	ジプチ知的財産庁職員 2 人向け OMPIC（モロッコ工商業所有権庁）訪問研修		不明	招へい研修	モロッコ	モロッコ			フランス語、アラブ語（主要言語）
2/18/2010	2/19/2010	スーダンの古文書及び博物館の収集品のデジタル化計画に関わる専門家 3 人の WIPO 訪問研修		不明	招へい研修	スイス				アラブ語（主要言語）
3/2/2010	3/3/2010	文章・画像ベースの作品の権利の集中管理に関する地域セミナー		不明	セミナー等	アラブ首長国連邦	モロッコ、モーリタニア、リビア、レバノン、クウェート、ヨルダン、イラク、エジプト、バーレーン、アルジェリア	15	有	アラブ語
3/17/2010	3/18/2010	KIPO・アラブ連盟：League of Arab States：LAS）共催の知的財産の戦略的活用に関するアラブ地域シンポジウム		不明	セミナー等	エジプト	イエメン、アラブ首長国連邦、チュニジア、シリア、スーダン、サウジアラビア、オマーン、モロッコ、レバノン、クウェート、ヨルダン、エジプト、バーレーン、アルジェリア	28	有	アラブ語
3/23/2010	3/24/2010	発明と投資の関連性に関する地域セミナー		不明	セミナー等	シリア	シリア			アラブ語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
4/25/2010	4/26/2010	知的財産に関する全国セミナー：社会・経済・文化開発のための戦略		不明	セミナー等	ジブチ	ジブチ、モロッコ、アルジェリア	3	有	アラブ語（主要言語）
4/27/2010	4/27/2010	知的財産権のイノベーションと尊重に関するフォーラム		エンフォースメント強化支援	セミナー等	チュニジア	チュニジア			フランス語、アラブ語
5/18/2010	5/19/2010	ヨルダン司法関係者向け特別ワークショップ		エンフォースメント強化支援	セミナー等	ヨルダン	ヨルダン、エジプト	4	有	アラブ語（主要言語）
5/31/2010	6/2/2010	ロカルノ協定（Locarno Agreement）に基づく産業デザインの国際分類に関するワークショップ		審査実務支援	セミナー等	オマーン				アラブ語（主要言語）
6/1/2010	6/2/2010	フェズ大学（モロッコ）共催の知的財産の経済・文化・社会的重要性に関するセミナー		不明	セミナー等	モロッコ	モロッコ			フランス語、アラブ語
6/1/2010	6/2/2010	フェズ大学（モロッコ）共催の知的財産の経済・文化・社会的重要性に関するセミナー		不明	セミナー等	モロッコ	モロッコ			フランス語、アラブ語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
6/15/2010	6/17/2010	レバノンのバイルートにおけるウィズダム大学学長（THE DEAN UNIVERSITY OF WISDOM）と WIPO の共催による知的財産講座		不明	セミナー等	レバノン	レバノン			フランス語（主要言語）、アラブ語（主要言語）
6/21/2010	6/22/2010	UAE の司法関係者向け特別ワークショップ		エンフォースメント強化支援	セミナー等	アラブ首長国連邦				アラブ語（主要言語）
6/24/2010	6/25/2010	ドメイン名及び商標の紛争解決促進に関するワークショップ		不明	セミナー等	モロッコ	モロッコ			アラブ語（主要言語）
6/29/2010	6/30/2010	工業意匠の国際保護に関するアラブ地域セミナー（チュニジア）		不明	セミナー等	チュニジア	チュニジア、モリタニア、リビア、レバノン、クウェート、ヨルダン、イラク、エジプト、ジブチ、バーレーン、アルジェリア	10	有	フランス語、アラブ語
7/5/2010	7/7/2010	WIPO-アラブ諸国連合（League of Arab States: LAS）共催の知的財産への情報技術の使用に関するワークショップ		不明	セミナー等	エジプト	アルジェリア、バーレーン、ジブチ、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モリタニア、モロッコ、オマーン、パレスチナ、カタール、サウジアラ	38	有	アラブ語（主要言語）

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
							ビア、スーダン、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエメン			
7/19/2010	7/20/2010	調停に関する全国セミナー		不明	セミナー等	シリア	シリア	2		アラブ語
7/21/2010	7/22/2010	繊維産業の中小企業向け知的財産に関する全国セミナー		不明	セミナー等	シリア	シリア	2		アラブ語
5/9/2011	6/12/2011	ビジネス及び産業の競争力向上における知的財産の役割に関するワークショップ	ビジネス及び産業の競争力向上における知的財産の役割に関するワークショップ。レバノン通商大臣が2011年4月にWIPOのAbdel Ghaffar氏との会合の中で、トピックをレバノンの重要課題としてWIPOに開催を要求したもの。	不明	セミナー等	レバノン	レバノン			アラブ語
5/10/2011	5/12/2011	知的財産と技術管理に関する大学及び研究機関向けワークショップ	知的財産と技術管理に関するワークショップ。ヨルダンの大学と研究機関の技術移転事務局の知的財産及び技術の責任者が、国家レベルの技術移転システム確立の機会と課題について	民間実務者養成	セミナー等	ヨルダン	ヨルダン			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			て意見交換するほか、各組織の知的財産ポリシーの確立を含む技術移転の過程において、知的財産と技術管理のスキルを確立する。							
5/30/2011	6/2/2011	商標に関する全国セミナー：出願から発行まで（アラブ首長国連邦）	商標の手続きに関するセミナー。新卒者採用に伴う知的財産庁の拡大を受けて、新卒職員の理解・能力向上を目的として、経済省が商標に関する実務研修の支援要請をしたもの。また、ステークホルダーに、実施・エンフォースメントの様々な側面について、見解を共有する機会を与える。	不明	セミナー等	アラブ首長国連邦	アラブ首長国連邦			アラブ語
6/6/2011	6/8/2011	チュニジア外交官 5 人向け WIPO 訪問研修	チュニジア外交官向けの WIPO 訪問研修。目的は、チュニジアの若手外交官に知的財産の概念を習熟させ、知的財産に関する多国間交渉ができるように最近の	不明	招へい研修	スイス	チュニジア	5		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			動向に対する意識を高めてもらうこと。							
6/27/2011	6/29/2011	スーダン当局者 3 人向け OMPIC（モロッコ工業所有権庁）訪問研修	スーダン当局者向けのモロッコ訪問研修。目的は、スーダンの政府職員が、モロッコの産業財産の戦略的発展計画と商標に対する比較的包括的な規制・立法システムとりわけスーダンで論議の的になっている商標の検索システムの調整プロセスについて知見を広げる。	不明	招へい研修	モロッコ	モロッコ、スーダン			アラブ語
6/27/2011	7/1/2011	知的財産に関する研修ワークショップ：成功する技術のライセンス譲渡：知的財産・イノベーション・技術移転に関する国家セミナー	知的財産に関するワークショップ、成功する技術のライセンス譲渡及び、知的財産・イノベーション・技術移転に関するセミナー。アジェンダは、成功する技術のライセンス譲渡と技術譲渡契約の交渉方法、知的財産、イノベーション、技術移転に関する国家セミナー：持続可能	不明	不明	モロッコ	モロッコ	90		フランス語、アラブ語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			な開発のための戦略的ツールなど。（カサブランカ、2011年4月21日～22日）							
6/27/2011	7/1/2011	知的財産に関する研修ワークショップ：成功する技術のライセンス譲渡：知的財産・イノベーション・技術移転に関する国家セミナー	知的財産に関するワークショップ、成功する技術のライセンス譲渡及び、知的財産・イノベーション・技術移転に関するセミナー。アジェンダは、成功する技術のライセンス譲渡と技術譲渡契約の交渉方法、知的財産、イノベーション、技術移転に関する国家セミナー：持続可能な開発のための戦略的ツールなど。（カサブランカ、2011年4月21日～22日）	不明	不明	モロッコ	モロッコ	10		
7/26/2011	7/27/2011	知的財産権エンフォースメントに関するワークショップ	知的財産権エンフォースメントに関するワークショップ。主な目的は、①TRIPS協定第3部に係る司法当局者の能力向上、②模造品の定義とその悪影響に対す	エンフォースメント強化支援	セミナー等	スーダン	スーダン	50		アラブ語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			る意識向上、③WIPO戦略目標第5の枠組みに係るエンフォースメント問題への取り組み、④模造品と著作権侵害阻止のための国家エンフォースメント戦略の構築となっている。							
9/11/2011	9/14/2011	PCT のシステムに関する国家セミナー	PCT のシステムに関する国家セミナー。2011年6月14日付のアルジェリア政府代表の要望書で、アルジェリア高等教育・科学研究大臣がWIPO に対し、PCT システムの使用と調査商品の商品化に関する研修ワークショップの計画に寄与することを依頼したものの。	不明	セミナー等	アルジェリア	アルジェリア	40		フランス語、アラブ語
10/17/2011	10/21/2011	ヨルダン当局者3人向けマドリッド協定とPCT（特許協力条約）に関する国際登録分野に関するモロッコ工業所有権庁（THE MOROCCAN INDUSTRIAL AND	ヨルダン当局者向けのモロッコ訪問研修。目的は、ヨルダン政府職員が、モロッコの産業財産の戦略的發展計画と商標に対する比較的包括	審査実務支援	招へい研修	モロッコ	モロッコ、ヨルダン	3		アラブ語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
		COMMERCIAL PROPERTY OFFICE : OMPIC) 訪問研修	的な規制・立法システムについて知見を広げること。							
10/17/2011	10/28/2011	ヨルダン知的財産庁代表向けジュネーブの GI（地理的表示）に関する講座	ヨルダン知的財産庁向けの GI に関する講座。ヨルダン産業財産保護総局長 Mr. Khaled Arabeyyat 氏は 2011 年 6 月 26 日付の書簡（No.19505）で、2011 年 10 月 17 日から 28 日までジュネーブで開催される InterGI 主催の 2 週間講座への参加資金援助を WIPO に要請しており、WIPO は Khaled 婦人の同講座への参加費及び航空運賃を負担することを申し出た。	不明	セミナー等	スイス	ヨルダン	1		
10/25/2011	10/26/2011	工業意匠保護の重要性に関するアラブ地域シンポジウム	工業意匠保護の重要性に関するシンポジウム。主な目的は、アラブ諸国に対して、ヘーグ制度の利点を理解させてその活用を奨励するほか、国内、特に民間セクタでの工業意匠	不明	セミナー等	クウェート	パレスチナ、イエメン、アラブ首長国連邦、チュニジア、シリア、スーダン、サウジアラビア、カタール、オマーン、モロッコ、モーリタニア、リビア、レバノン、ヨルダン、イラ	38	有	アラブ語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			の創作・開発・経済的活用を高めること。				ク、エジプト、ジブチ、バーレーン、アルジェリア			
10/31/2011	11/1/2011	商標・特許に関する全国セミナー：出願から発行まで	商標・特許の手続きに関するセミナー。主な目的は、①審査、オブジェクション・取消、発行、登録商標の維持など、商標出願の取扱いについて学ぶこと、②参加者に対して、商標庁と第三者との間のコミュニケーションに関して、ベストプラクティス、最新動向を紹介することなど。	不明	セミナー等	ヨルダン	ヨルダン			アラブ語
11/9/2011	11/12/2011	科学研究技術アカデミー（Academy of Scientific Research and Technology: ASRT）40周年祝賀会	ASRTの40周年祝賀会。ASRTの長官は、同祝賀会の開催に当たり、Pooley氏に対し、2011年11月11・12日に開かれる祝賀会への出席と、2011年11月10日に開かれるエジプト知的財産委員会メンバーとの協議への参加を要請した。また同長官	不明	セミナー等	エジプト	エジプト			アラブ語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			は、イベント中のワークショップで、WIPO 職員と国際的に著名な講師を招き特許に関するプレゼンテーションを実施してもらうことを WIPO に要請している。							
11/16/2011	11/17/2011	西アジア経済社会委員会（Economic and Social Commission for Western Asia: ESCWA）加盟国の大学及び研究機関向け知的財産と技術移転に関する地域ワークショップ	ESCWA 加盟国の大学及び研究機関向け知的財産と技術移転に関する地域ワークショップ。アジェンダは、①ESCWA 加盟国の政治家及び大学や研究機関の技術責任者が、国家レベルの技術移転システムを確立する上での課題と機会について議論する、②研究結果の創出、保護、活用の過程において組織内で知的財産と技術を管理し、組織の知的財産方針を確立する重要性を理解する、③国の技術移転システムを強化する	不明	セミナー等	ヨルダン	ヨルダン			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			ためのベストプラクティスを特定する、④技術移転と実用化の過程における知的財産権の戦略的使用を議論する、⑤ ESCWA 加盟国内の知的財産及び技術管理に関する研究機関や大学の上級職員間のネットワークを構築するとなっている。							
11/21/2011	11/26/2011	ジブチ共和国の知的財産庁の新長官向け訪問研修	ジブチ知的財産庁向けのモロッコ訪問研修。ジブチの経済金融商業大臣が、ジブチ知的財産庁の新長官と同庁職員 1 人の訪問研修に関する支援を WIPO に要請して実現したもの。	不明	招へい研修	モロッコ	モロッコ、ジブチ	2		アラブ語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
11/27/2011	11/29/2011	PCT（特許協力条約）に関する研修ワークショップ	PTCに関する研修ワークショップ。スーダン知的財産庁の長官とWIPOのPCT国際協力部の合意により、PCTに基づく基本的手続きと、以下のトピックを取り上げる：PCTシステムの概論～国際段階・第1章「願書」「形式要件」「出願期限と料金」「国際検索」「補充国際検索」「国際公開」、国際段階・第2章「請求書の提出」「国際予備審査」、PCT電子出願とその他電子サービス、国内段階、国際特許分類。	審査実務支援	セミナー等	スーダン	スーダン			
11/29/2011	11/30/2011	リビアのトリポリにおける商標と地理的表示に関するワークショップ	商標と地理的表示に関するワークショップ。レバノン北部のステークホルダーを対象に、商標と地理的表示に関する情報を提供する。	不明	セミナー等	レバノン	レバノン	1		アラブ語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
12/5/2011	12/8/2011	スーダン税関職員 4 人向け訪問研修	スーダン税関職員向けのモロッコ税関への訪問研修。アジェンダは、①知的財産権分野でのモロッコの経験を学ぶ、②モロッコ税関による国境での知的財産権の扱いについて学ぶ、③特に知的財産権の分野でのモロッコ税関との協力体制を構築する、④モロッコ税関から押収した偽造品・海賊版の扱い方について学ぶとなっている。	不明	招へい研修	モロッコ	モロッコ、スーダン	4		アラブ語
12/8/2011	12/8/2011	シリアの当局者 2 人向け WIPO 訪問研修（2011 年 12 月 8 日）	シリアの当局者向けの WIPO 訪問研修。WIPO 事務局長とシリア代表団間の合意に基づき、Imad Al Assil 氏と Jamil Assad 氏は事務局長と 3 つの覚書を交わすために WIPO 本部を訪問する。	審査実務支援	招へい研修	スイス	シリア	2		
12/12/2011	12/13/2011	WIPO/IDB（イスラム開発銀行: Islamic Development Bank）共催	アラブ地域の技術移転プロセスに関係するステークホルダー	不明	セミナー等	オマーン	アルジェリア、バーレーン、ジブチ、エジプト、イラク、ヨ	38	有	アラブ語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
		のイノベーションと知的財産の管理及び成功する技術供与に関するワークショップ：アラブ地域における富の創造	のニーズに応えるワークショップ。主な目的は、①イノベーションの強化と技術の実用化を支援する知的財産とその優れた役割の強調、②イノベーション文化を作る必要性の強調、③国のイノベーション・知的財産戦略に必要なインフラ整備の支援、④アラブ地域における知的財産開発の戦略的優先地区の決定など。最終的には、イノベーションと技術移転に従事するアラブ諸国の代表者間の地域的協力に基づく知的財産の発展を目指す。				ルダン、クウェート、レバノン、リビア、モーリタニア、モロッコ、オマーン、パレスチナ、カタール、サウジアラビア、スーダン、シリア、アラブ首長国連邦、イエメン			
12/27/2011	12/28/2011	知的財産権エンフォースメントに関するワークショップ	知的財産権エンフォースメントに関するワークショップ。司法関係者に知的財産権のエンフォースメントに関わる問題への注意を喚起するとともに、国内の知的	エンフォースメント強化支援	セミナー等	サウジアラビア	サウジアラビア	50	有	アラブ語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			財産エンフォースメントの効果を強化する。							
2/9/2012	2/10/2012	知的財産に関する欧州フォーラム（パリ）		不明	セミナー等	フランス				フランス語
2/14/2012	2/15/2012	医薬品分野の発明の保護に関する準地域ワークショップ	医薬品分野の発明保護に関するワークショップ。健康関連政策に影響を与える特許政策、すなわち、医薬品分野の発明者に見返りを与える特許（医薬品の特許性）を分析する。例として、医薬品へのアクセス促進のための対策、例えば強制実施許諾、権利の消尽、テストデータの保護など。	不明	セミナー等	サウジアラビア	バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦	12	有	アラブ語
3/13/2012	3/14/2012	医薬品セクタの発明保護に関する準地域ワークショップ：特許・未公開情報・健康政策	医薬品セクタの発明保護に関するワークショップ。健康関連政策に影響を与える特許政策、特に医薬品分野の発明者に見返りを与える特許（医薬品の特許性）政策を分析する。例えば、医薬品へのア	不明	セミナー等	サウジアラビア	バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦	10	有	アラブ語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			クセス促進のための対策（強制実施許諾）や、権利の消尽及びテストデータの保護など。							
3/26/2012	3/29/2012	商標・特許に関する全国セミナー：出願から発行まで	商標・特許の手続きに関するセミナー。主な目的は、①審査、オブジェクション・取消、発行、登録特許の維持など、商標・特許出願の取扱いについて講義すること、②商標または特許庁と第三者との間のコミュニケーションに関して、ベストプラクティスや最新動向を紹介することなど。	不明	セミナー等	ヨルダン	ヨルダン			アラブ語
5/7/2012	5/10/2012	ニース分類・ロカルノ分類に関する工業所有権局職員向け OJT	ニース分類・ロカルノ分類に関する工業所有権局職員向け OJT。2012 年 5 月 7 日から 10 日に渡り、工業所有権局職員にロカルノ分類に関する OJT を提供するために、専門家をマナーマ（バーレーン）	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	バーレーン				

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			に派遣する。							
5/14/2012	5/15/2012	バーレーン商工省産業財産局（Industrial Property Directorate in the Ministry of Industry and Commerce）職員向け IPC（国際特許分類）研修	商工省産業財産局職員向けの IPC（国際特許分類）に関する研修。	審査実務支援	その他	バーレーン	バーレーン			アラブ語（主要言語）
5/22/2012	5/23/2012	知的財産権のエンフォースメントに関するワークショップ	司法関係者に知的財産権のエンフォースメントに関わる問題への意識を向上させるとともに、国内の知的財産エンフォースメントの効果を向上させるためのワークショップ。	不明	セミナー等	サウジアラビア	サウジアラビア、パレスチナ	4		アラブ語
6/2/2012	6/4/2012	リビア特許庁職員 1 人向け訪問研修	リビア特許職員向けの訪問研修。特許庁での業務方法について学ぶとともに、特に PCT（特許協力条約）に関する特許分野での OJT を受ける。	審査実務支援	招へい研修	エジプト	リビア、エジプト	1		アラブ語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
6/4/2012	6/8/2012	特許に関する戦略と情報検索技術及び特許文書の分析に関する研修ワークショップ	特許に関する戦略と情報検索技術及び特許文書の分析に関するワークショップ。 2012年の作業計画に含まれているこの活動の目的は、チュニジアのイノベーション・発明促進プログラムと、技術移転局がチュニジアで実施するプロジェクトを強化すること。	不明	不明	チュニジア	チュニジア			
6/18/2012	6/20/2012	イラク当局者5人向けWIPO訪問研修	イラク当局者向けのWIPO訪問研修。アラブ諸国の地域事務局により組織され、WIPO本部での実施が事務局長により了承されたもので、イラク政府代表団との協議後、2012年5月29日から31日にかけて開催予定。複数の部門による知的財産問題のブリーフィングに加え、イラクの国家プランについて議論する機会となる。	不明	招へい研修	スイス	イラク	6		アラブ語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
6/24/2012	6/25/2012	イノベーション促進のための特許制度の効果的な活用に関する全国セミナー	イノベーション促進のための特許制度の効果的な活用に関するセミナー。イノベーション・技術の実用化における特許制度の有用性に焦点を当て、発明者・研究者に対して、特許の取得・実施だけではなく、技術分析・ビジネス分析における特許情報の活用により、特許制度を効果的に利用することを奨励する。	民間実務者養成	セミナー等	オマーン	オマーン			アラブ語
7/17/2012	7/18/2012	知的財産エンフォースメントとそのビジネスへの影響に関するワークショップ	知的財産エンフォースメントに関するワークショップ。知的財産関連機関及び関係者に向け、ビジネスや公衆衛生向上の知的財産エンフォースメントの重要性に関する情報を提供する。	エンフォースメント強化支援	セミナー等	レバノン	レバノン			アラブ語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
9/17/2012	9/19/2012	イエメン当局者3人向けモロッコ産業財産局への訪問研修	イエメン当局者向けのモロッコ産業財産庁への訪問研修。イエメンでの自律した知的財産局の計画・立ち上げを視野に入れ、政策及び意思決定の面でイエメン知的財産庁職員の知識強化を図る。	不明	招へい研修	モロッコ	モロッコ			アラブ語
10/15/2012	10/16/2012	医薬品セクタの発明保護に関する準地域ワークショップ：特許・未公開情報・健康政策	医薬品セクタの発明保護に関するワークショップ。主要目的は、健康関連政策に影響を与える特許政策、特に医薬品分野の発明者に見返りを与える特許（医薬品の特許性）政策を分析すること。例えば、医薬品へのアクセス促進のための対策（強制実施許諾）や、権利の消尽及びテストデータの保護など。また、複数のプレゼンテーションを通し、特許に関する多国籍間の法的枠組みから得られる柔軟	不明	セミナー等	サウジアラビア	サウジアラビア			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			性と特許の法的枠組みに基づく2国間及び地域レベルの通商協定の影響も分析する。このような取り組みにより、現在進行過程にある湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council: GCC）の法的枠組みの改善が期待される。							
11/4/2012	11/8/2012	知的財産教育の教育学に関する研修担当者研修（第1モジュール）	知的財産教育に関する研修担当者の研修。目的は、エジプト知的財産アカデミー（Egyptian IP Academy）の研修実施者を対象に、知的財産教育に関する一連のスキルを身に付けさせること。	不明	その他	エジプト	エジプト			
11/7/2012	11/9/2012	リビア当局者2人向けモロッコ産業財産庁（Moroccan Industrial Property Office: OMPIC）への訪問研修	リビア当局者向けのモロッコ産業財産庁への訪問研修。目的は、リビア政府職員が、イノベーションシステムに関する政策、意思決定及び促進についての知識を	不明	招へい研修	モロッコ	モロッコ、リビア	2		アラブ語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			強化するとともに、モロッコ産業局がどのように業務を遂行し、産業財産分野での経験に恩恵を受けているかを理解すること。							
11/12/2012	11/13/2012	経済発展のためのイノベーションと実用化に関する地域ワークショップ	経済発展のためのイノベーションと実用化に関する地域ワークショップ。目的は、国連西アジア経済社会委員会（United Nations Economic and Social Commission for Western Asia: UN-ESCWA）加盟国のイノベーション部門の人材に対して知的財産マネジメントスキル強化研修を実施することと、政治家に対して、技術移転に関する重要課題について協議する場を提供すること。	不明	セミナー等	ヨルダン	ヨルダン		有	
11/12/2012	11/13/2012	知的財産への尊重を培うための準地域的ワークショップ	知的財産権への理解を促し、経済・社会発展のために知的財産の重要性への意識	不明	セミナー等	オマーン	バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長	20	有	アラブ語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			を高めることを目的としたワークショップ。				国連邦			
11/13/2012	11/23/2012	サハラ以南アフリカ (Sub Saharan Africa : SSA) 地域の参加国における地域開発のためのイノベーション・知的財産権の活用に関するセミナー	サハラ以南アフリカ (SSA) からの参加国における地域開発のためのイノベーション・知的財産権の活用に関するセミナー。主な目的は、①参加者に、イスラエルでのイノベーション・知的財産権の活用例を紹介することで、サハラ以南アフリカ諸国における、地域開発のためのイノベーション・知的財産権を推進させる、②参加者に、イノベーションを促進し、社会経済レベルにおける影響を強めるためのツールと方法論を提供する、③セミナーで得られた知識と経験を普及させ、実行に移すためのロードマップを作成するとなってい	不明	セミナー等	イスラエル	ブルキナファソ、ザンビア、タンザニア、ウガンダ、トーゴ、セネガル、ルワンダ、ナイジェリア、ケニア、ギニア、エチオピア、コートジボワール、コンゴ共和国、カメルーン、ブルンジ、アンゴラ	16	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			る。							
11/18/2012	11/22/2012	ヨルダン産業財産保護局での商標登録手続きに関するイエメン産業財産保護局職員向け訪問研修	イエメン産業財産保護局の職員向けの訪問研修。イエメン産業財産保護局の新人職員を対象に、商標登録手続きと審査手順及び異議申し立てに関する研修を実施する。	審査実務支援	招へい研修	ヨルダン	ヨルダン	4	有	アラブ語
11/26/2012	11/29/2012	アラブ産業財産庁向け地域 IT ワークショップ	アラブ産業財産庁向けの情報技術に関するワークショップ。目的は、WIPO の産業財産自動化システム（The Industrial Property Automation System: IPAS）が UAE のビジネス業務及びサービスに与える影響を参加者に実証すること。	不明	セミナー等	アラブ首長国連邦	アルジェリア、バーレーン、エジプト、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、パレスチナ、カタール、サウジアラビア、スーダン、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエメン	38	有	アラブ語

注：空欄は下記データベースに情報が記載されていなかったことを示す。

出典：WIPO による技術支援データベースを基に作成⁹²

⁹² WIPO. “Technical Assistance Database”. www.wipo.int/tad/en/ [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

アジア太平洋局による支援活動

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
3/10/2010	3/12/2010	モンゴル第一副首相による訪問		不明	招へい研修	スイス	モンゴル	4		
3/25/2010	3/26/2010	経済成長につながる科学・ビジネスにおける女性によるイノベーション及び創作性に関する国際会議（ワルシャワ）		不明	ワークショップ等	ポーランド	スリランカ、ポーランド、モザンビーク、マレーシア、カメルーン	4	有	
4/5/2010	4/8/2010	ブルネイ・ダルサラームの職員2人向けのシンガポール知的財産庁訪問研修		不明	招へい研修	シンガポール	シンガポール、ブルネイ	2		
4/20/2010	4/20/2010	知的財産に関するハイレベルフォーラム（北京）		不明	ワークショップ等	中国	中国	1		
4/22/2010	4/23/2010	外交官向け研修（ジャカルタ）		不明	その他	インドネシア	インドネシア	1		
4/26/2010	4/26/2010	国家知的財産権政策に関するセミナー（ニューデリー）		不明	ワークショップ等	インド	インド	1		
4/26/2010	4/28/2010	医学・薬学、技術移転、実用化における特許及び知的財産権の役割に関する全国セミナー（テヘラン）		不明	ワークショップ等	イラン	イラン	1		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
5/3/2010	5/3/2010	世界知的所有権の日（World IP Day）会議		不明	ワークショップ等	パキスタン	パキスタン	1		
5/5/2010	5/6/2010	ビジネス成長・競争力強化のための知的財産制度の効果的活用に関する2日間全国セミナー（ヤンゴン）		不明	ワークショップ等	ミャンマー	ミャンマー	1		
5/5/2010	5/7/2010	ビジネス・産業の競争力強化における知的財産権の役割に関する全国セミナー		不明	ワークショップ等	ミャンマー	ミャンマー	1		
5/20/2010	5/21/2010	イノベーション・企業競争力の向上における知的財産の役割に関する全国セミナー	イノベーション・企業競争力の向上における知的財産の役割に関するセミナー。アジェンダは、「特許情報と研究コミュニティ：技術的解決の模索；重複研究の回避」、「特許情報と"適正"技術」、「特許ランドスケープの構築と基本的方法論と使用」など。	不明	ワークショップ等	モンゴル	モンゴル			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
5/20/2010	5/21/2010	イノベーション・企業競争力の向上における知的財産の役割に関する全国セミナー	イノベーション・企業競争力の向上における知的財産の役割に関するセミナー。アジェンダは、「特許情報とビジネスコミュニティ：イノベーション動向のモニタリング；ビジネスインテリジェンスの集結；パートナーの特定」、「特許統計を活用した国家イノベーション戦略の有効性のベンチマーキング」など。	不明	ワークショップ等	モンゴル	モンゴル			
6/21/2010	6/22/2010	パプアニューギニア知的財産庁職員向けジュネーブ訪問研修		不明	招へい研修	スイス	パプアニューギニア	3		
6/24/2010	6/25/2010	パプアニューギニア知的財産庁職員向けハーグ訪問研修		不明	招へい研修	オランダ	パプアニューギニア	3		
6/28/2010	6/29/2010	パプアニューギニア知的財産庁職員向けアフリカ広域知的財産機関（ハラレ）への訪問研修		不明	招へい研修	ジンバブエ	パプアニューギニア	3		
6/29/2010	6/30/2010	マドリッド制度に関する全国セミナー（平壤）		不明	ワークショップ等	北朝鮮	北朝鮮	1		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
8/27/2010	8/29/2010	TRIPS 協定実施のための優先度評価		不明	ワークショップ等	バングラデシュ	バングラデシュ	1		
8/31/2010	9/1/2010	知的財産教育・研修・研究に関する小地域シンポジウム		不明	ワークショップ等	フィジー	トンガ、ソロモン諸島、サモア、ニウエ、ナウル、マーシャル、キリバス、フィジー、クック諸島	10	有	
9/16/2010	9/17/2010	知的財産庁グローバルシンポジウム		不明	ワークショップ等	スイス	パプアニューギニア、マレーシア、インドネシア	3	有	
10/4/2010	10/5/2010	知的財産とグリーン成長に関するアジア太平洋地域フォーラム		不明	ワークショップ等	韓国	ベトナム、タイ、スリランカ、サモア、フィリピン、パプアニューギニア、パキスタン、ネパール、ミャンマー、モンゴル、ラオス、イラン、インドネシア、インド、フィジー、中国、カンボジア、バングラデシュ	31	有	
10/6/2010	10/7/2010	国家知的財産戦略と開発に関するアジア太平洋地域セミナー		不明	ワークショップ等	韓国	ベトナム、タイ、スリランカ、サモア、フィリピン、パプアニューギニア、パキスタン、ミャンマー、モンゴル、モルディブ、マレーシア、ラオス、イラン、インドネシア、イン	33	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
							ド、フィジー、中国、カンボジア、バングラデシュ			
10/25/2010	10/26/2010	クック諸島当局者向け訪問研修		不明	招へい研修	スイス	クック諸島	1		
11/11/2010	11/12/2010	知識集約型経済における知的財産の役割に関する全国セミナー：技術移転とライセンス供与		不明	ワークショップ等	中国	中国	120		中国語
11/18/2010	11/19/2010	国際著作権フォーラム・国際著作権博覧会		不明	ワークショップ等	中国	ベトナム、タイ、フィリピン、マレーシア	4	有	中国語
11/25/2010	11/26/2010	伝統的知識・フォークロア・無形文化財の国家データベース構築と知的財産に関するワークショップ		不明	ワークショップ等	インドネシア	インドネシア	2		
11/26/2010	11/26/2010	2010 年上海市国際知的財産フォーラム		不明	ワークショップ等	中国	中国	1		
11/28/2010	11/30/2010	タイ国際クリエイティブ経済フォーラム (Thailand International Creative Economy Forum : TICEF)		不明	ワークショップ等	タイ	スリランカ、サモア、ネパール、モンゴル、クック諸島、ブータン、バングラデシュ	7		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
11/29/2010	12/3/2010	フィリピン及びベトナムの商標庁職員向けマドリッド協定、ニース・ウィーン分類制度に関する研修プログラム		審査実務支援	不明	スイス	ベトナム、フィリピン	11	有	
11/29/2010	12/3/2010	インド当局者 5 人向け研修プログラム		不明	招へい研修	スイス	インド	5		
11/29/2010	12/3/2010	ドバイ中小企業における知的財産資産効果的管理に関する研修官（アフガニスタン当局者 4 人）の研修プログラム		審査実務支援	不明	アラブ首長国連邦	アフガニスタン	4		
12/6/2010	12/7/2010	国際共同研究開発・技術移転の交渉に関するセミナー		不明	ワークショップ等	シンガポール	シンガポール	1		
12/9/2010	12/10/2010	仲裁調停規則に関する研修セミナー（フィリピン知的財産庁）		不明	ワークショップ等	フィリピン	フィリピン	1		
12/9/2010	12/10/2010	知的財産権のエンフォースメントに関する全国セミナー		エンフォースメント強化支援	ワークショップ等	ラオス	ラオス	1		
12/13/2010	12/14/2010	商標とフランチャイズセクタに関する全国セミナー		不明	ワークショップ等	ミャンマー	ミャンマー	1		
12/13/2010	12/14/2010	特定の産業における工業意匠の役割に関する全国セミナー		不明	ワークショップ等	タイ	タイ	1		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
3/8/2011	3/11/2011	国家知的財産戦略の開発	国家知的財産戦略に関する専門家派遣プログラム。2011年3月8-11日に実施される、パプアニューギニア国家知的財産戦略（NATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY STRATEGY : NIPS）開発第3フェーズとして、国際的な専門家 Kevin Croft 氏が、現地で Guicciardini 氏と共に、NIPS の草案文書を政府職員とステークホルダーに説明する。この派遣プログラムの結果に基づき、Croft 氏は NIPS 草案文書を統合したうえで WIPO に提出し、WIPO は、該派遣プログラムの終了から1週間以内に、最終レビューを実施する。その後、該文	不明	招へい研修	パプアニューギニア	パプアニューギニア			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			書は正式にパプアニューギニア知的財産庁に送付され、採用が検討される。							
3/23/2011	3/30/2011	北朝鮮当局者 5 人向け国家知的財産戦略の開発に関する中国・ベトナムへの訪問研修		不明	招へい研修	北朝鮮	北朝鮮	5		
4/1/2011	3/31/2012	知的財産専門政府職員向け 6 ヶ月間の研究調査フェローシップ（東京）	知的財産専門政府職員向け研究調査フェローシップ。工業所有権分野における今日の主要問題に関する知識・理解の向上を目的とし、参加者自身が選択したトピックについて、独立調査の実施機会を与える。	不明	その他	日本	カンボジア、中国、インドネシア	3	有	
4/5/2011	4/14/2011	国際知的財産研修所（International Intellectual Property Training Institute : IIPTI）共催の特許法・特許審査に関する研修コース	特許法及び特許審査に関する研修コース。主な目的は、①特許審査官の特許法・特許審査手順の原則に関する知識を向上させる、②特許出願審査のスキルを向上させる、③特許の質に関する	審査実務支援	その他	韓国	ブラジル、エジプト、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、韓国、スリランカ、タイ、ベトナム	16		韓国語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			る問題についての意見交換の場を提供するとなっている。							
4/27/2011	4/27/2011	地理的表示の保護に関する全国フォーラム		不明	ワークショップ等	インドネシア	インドネシア	200		
5/22/2011	5/26/2011	EC-WIPO 共催 GOPALAKRISHNAN 教授によるバングラデシュ教育援助プロジェクト	EC-WIPO 共催のバングラディッシュ教育支援プロジェクト。バングラデシュの知的財産制度近代化を目的としたプロジェクトで、国内の知的財産教育支援として 2008 年 7 月より実施されている。知的財産コース実施向け初期的支援などが必要とされている (Activity 5.2.6 参照)。	不明	その他	バングラデシュ				
6/6/2011	6/6/2011	知的財産権・イノベーション政策研修コースのためのビデオ会議	「知的財産権・イノベーション政策研修コース」に向けたビデオ会議。パキスタン知的財産機構からの支援要請に基づき、科学技術協力委員会	不明	ワークショップ等	スイス	パキスタン			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			（COMSTECH）が計画を担当しており、イスラマバード（パキスタン）で2011年6月6日から10日まで開催される。							
6/6/2011	6/10/2011	知的財産権・イノベーション政策研修コースのためのビデオ会議	「知的財産権・イノベーション政策研修コース」に向けたビデオ会議。パキスタン知的財産機構からの支援要請に基づき、イスラム協力機構の科学技術協力委員会（Committee on Science and Technology Cooperation : COMSTECH）が計画を担当してイスラマバード（パキスタン）で開催する。	不明	ワークショップ等	パキスタン	パキスタン			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
6/16/2011	6/17/2011	開発途上国の適正技術の助長と技術の実用化及び競争力の向上支援プロジェクト（2ヶ国でワークショップを実施）	開発途上国の適正技術の開発支援プロジェクト。2009－2010年度の韓国知的財産/信託基金（FIT/Korea-IP）の業務計画に基づき、開発途上国での特許情報の効果的使用を通じた適正技術の開発促進を目指す。	不明	ワークショップ等	エチオピア	エチオピア	15		
6/20/2011	6/23/2011	カンボジアの商標担当職員・審査官5人向けのシンガポール知的財産庁訪問研修	商標の審査・異議申立手続などに関する訪問研修。カンボジア商務省上級大臣は2010年2月11日、商標の実体審査・異議申立手続などの支援を要請しており、同国商務省知的財産局（IPD）との協議に基づき、IPDの商標審査官は、商標の実体審査に関するより詳細で実用的な研修と、商標の異議申立手続など様々な側面に関する知識の向	審査実務支援	招へい研修	シンガポール	シンガポール	5		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			上を求めている。							
6/21/2011	6/22/2011	開発途上国の適正技術の助長と技術の実用化及び競争力の向上支援プロジェクト（2ヶ国でワークショップを実施）	開発途上国の適正技術の開発支援プロジェクト。2009－2010年度の韓国知的財産/信託基金（FIT/Korea-IP）の業務計画に基づき、開発途上国での特許情報の効果的使用を通じた適正技術の開発促進を目指す。	不明	ワークショップ等	マレーシア	マレーシア	15		
6/27/2011	6/27/2011	中国最高人民法院（People's Supreme Court of China）派遣団向けの訪問研修	中国最高人民法院派遣団による訪問研修。派遣団にはコーヒーを無料提供。	不明	招へい研修	スイス	中国	7		
7/6/2011	7/13/2011	中国科学技術部（Ministry of Science and Technology：MOST）共催のイノベーション・知的財産管理に関する全国セミナー	中国科学技術部との共催によるイノベーションと知的財産管理に関するセミナー。特許・工業意匠の国際・国内保護制度の原則と実務に関する知識向上を目的とする。アジェンダは、①特許・工業意匠の保護における法的・実務	不明	ワークショップ等	中国	中国	145		中国語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			的問題、②ビジネス開発ツールとしての知的財産の効果的活用、③技術移転・ライセンス供与戦略、④特許・工業意匠保護に関するその他の問題など。							
7/7/2011	7/21/2011	対パキスタン TRTA-II プログラム：パキスタン知的財産機構への派遣	パキスタン貿易関連技術支援プログラム。国際連合工業開発機関（United Nations Industrial Development Organization : UNIDO）との間で2010年5月に調印された、対パキスタン貿易関連技術支援（TRTA-II）における知的財産関連部分の実施に関する合意に基づくプログラム。欧州共同体（European Community : EC）の資金提供を受けるこの支援の第2フェーズは、UNIDO を主幹機関として、	不明	招へい研修	パキスタン	パキスタン			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			2010年1月1日から実施される。							
7/24/2011	7/26/2011	成果重視の知的財産活動計画の作成と実施に関する小地域セミナー：ASEAN 知的財産協力作業部会（ASEAN WORKING GROUP ON IP COOPERATION：AWGIPC）との1日間協議		不明	ワークショップ等	インドネシア	ベトナム、タイ、シンガポール、フィリピン、ミャンマー、マレーシア、ラオス、インドネシア、カンボジア、ブルネイ	28	有	
9/12/2011	9/13/2011	カンボジアとプノンペン の知的財産権エンフォースメントに関するワークショップ（2011年9月12日～13日）	知的財産権エンフォースメントに関するワークショップ。主な目的は、①需要への対処や刑事制裁の正当化を含む模造品と著作権侵害の影響を検討する、②知的所有権のエンフォースメントや商品の処分など、手続きや対処法を含む立法の枠組みを検討する、③国境エンフォースメントや市場調査といった分野を強化するため人材育成する、④民間セ	エンフォースメント強化支援	ワークショップ等	カンボジア	カンボジア	1		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			クタからの支援を含めた、戦略的な民間セクタとの協力体制を強化している。							
9/12/2011	9/23/2011	対パキスタン貿易関連技術支援-II（Trade Related Technical Assistance : TRTA-II）プログラム：パキスタン知的財産機構職員向けデジタル化・国際分類に関する研修プログラム	パキスタン知的財産機構職員向けデジタル化・国際分類に関する研修プログラム。デジタル化の標準、フォーマット、スキャン、インデックス作成、光学式文字認識（OCR）、WIPO のツール・システム、デジタル化に向けた IT インフラ仕様など知的財産記録デジタル化の全側面に関する研修を提供する。自動化システムの検索ツール・データベースの国際分類（ニース分類制度、ウィーン分類制度、ロカルノ分類制度など）に関する研修、国際特許分類制度に関する研修も実施す	審査実務支援	その他	スイス	パキスタン	4		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			る。また、自動化計画の実施、ICT インフラ、工業所有権自動化システム（Industrial Property Automation System : IPAS）のアップグレード、知的財産記録デジタル化の計画作成など、自動化に関わる課題についても同機構職員と討議する。							
9/15/2011	9/16/2011	インドネシアのジャカルタにおける知的財産権エンフォースメントに関するワークショップ（2011年9月15日～16日）	知的財産権エンフォースメントに関するワークショップ。主な目的は、①需要への対処や刑事制裁の正当化を含む模造品と著作権侵害の影響を検討する、②知的所有権のエンフォースメントや商品の処分など、手続きや対処法を含む立法の枠組みを検討する、③国境エンフォースメントや市場調査といった分野を	エンフォースメント強化支援	ワークショップ等	インドネシア	インドネシア	1		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			強化するため人材育成する、④民間セクタからの支援を含めた、戦略的な民間セクタとの協力体制を強化している。							
9/19/2011	9/20/2011	東京研修コースのプログラム評価とコンテンツ開発：カンボジア・マレーシア・ミッション（2011年9月19日～9月23日）	東京研修コースの評価プログラム。主な目的は、①選択された国の特許庁に対する研修コースの有効性を分析する、②研修コースでの学習成果を、特許庁で実務に反映させる際の障害を特定する、③各国特許庁の研修ニーズを特定し、既存の研修プログラムを改善している。	不明	その他	マレーシア	マレーシア	1		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
9/20/2011	9/21/2011	ブダペスト条約に関する全国セミナー	ブダペスト条約に関するセミナー。主な目的は、①ブダペスト条約及び、締約国にとっての同条約の有益性についての情報提供、②ブダペスト条約で定められた国際寄託当局（International Depositary Authority : IDA）の責任及び IDA での業務の説明、③IDA 設立に関する法的・技術的要件の討論となっている。	審査実務支援	ワークショップ等	マレーシア	マレーシア			
9/22/2011	9/23/2011	東京研修コースのプログラム評価とコンテンツ開発：カンボジア・マレーシアへのミッション（2011 年 9 月 19 日～23 日）	東京研修コースの評価プログラム。主な目的は、①選抜国の関係当局への研修効果を分析する、②コースで学んだことを実践する上での障害を特定する、③研修プログラムの更なる改良のため、各国のニーズを特定するとなっている。	不明	その他	カンボジア	カンボジア	1		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
9/22/2011	9/27/2011	知的財産庁の上級職員向けの WIPO 本部訪問	パキスタン・バンラデシュ知的財産庁上級職員による WIPO 本部訪問の支援。両国の上級知的財産職員と話し合った結果、それぞれの国にとって WIPO 本部関連部門の職員と交流・協議する機会を持つことが有益であるとの見解に達した。WIPO グローバルシンポジウム（WIPO Global Symposium of IP Authorities）及び WIPO 一般総会（WIPO General Assemblies）への参加により、両国職員は主要問題に精通するほか、WIPO 職員及び他国知的財産庁の上級職員との交流を深める。	不明	招へい研修	スイス	パキスタン、バンラデシュ	6	有	
10/17/2011	10/28/2011	工業所有権の審査に関する研修コース（中級/上級プログラム:東京）		審査実務支援	不明	日本	ブラジル、中国、インド、マレーシア、パキスタン、フィリピン、タイ、ベトナム	18	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
10/17/2011	10/28/2011	工業所有権の審査に関する研修コース（中級/上級プログラム）	工業所有権の審査に関する研修コース。参加者に、工業所有権の審査に関わる法及び手続に関する基礎知識を与えることを目的とする。日本国特許庁審査官との対談に重点が置かれており、対話型セッションが組み込まれている。また、参加者は日本側審査官と共に研修に出席し、専門スキルの向上に努めるほか、工業所有権分野における今日の主要問題について意見交換を行う。	審査実務支援	その他	日本	ナム ブラジル、中国、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、タイ、ベトナム	19	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
10/17/2011	10/28/2011	地理的表示に関する研修ワークショップ	地理的表示に関する研修ワークショップへの参加支援。2011年10月17日から28日までスイスで開催される地理的表示に関するインターGI（InterGI）研修ワークショップへの参加を支援する。アジア・太平洋（Asia and the Pacific：ASPAC）地域6カ国からの代表は、通常予算枠で参加するのに対して、パキスタンから参加する3人は、パキスタン信託基金（Funds-in-Trust:FIT/Pakistan）枠で参加する。	不明	ワークショップ等	スイス	インドネシア、マレーシア、パキスタン、スリランカ、タイ、ベトナム	9	有	
10/25/2011	10/25/2011	インドネシアの外交官向け知的財産に関するセミナー	インドネシアの外交官を対象とした知的財産に関するセミナー。インドネシア共和国ジャカルタの外務省教育研修センター（Center for	不明	ワークショップ等	インドネシア	インドネシア			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			Education and Training : CET) が主催しており、講演者 1 人の参加を資金援助する。							
10/26/2011	10/27/2011	PCT 制度の効果的使用に関する地域ワークショップ：アジア諸国の経験	アジアでの PCT 制度の効果的使用に関するワークショップ。主な目的は、①PCT 制度の効果的な使用についてアジア企業間でベストプラクティスを共有する、②PCT 制度の最新動向について学び、同制度の有益性について理解を深める、③各国の知的財産庁と WIPO が提供するサービスや、各国知的財産庁と WIPO が実施する宣伝活動に関する情報を共有する、④PCT 制度の有益性を最大限に活用するための方策について意見交換となっている。	審査実務支援	ワークショップ等	タイ	中国、インド、インドネシア、マレーシア、モンゴル、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム	16	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
10/31/2011	11/1/2011	パキスタン派遣団との協議会合（WIPO 本部協議）	パキスタン派遣団との協議会合。通常予算による同国代表者4人との協議会合を、WIPO 本部で2011年10月31日及び11月1日に開催。	不明	招へい研修	スイス	パキスタン	4		
11/1/2011	11/3/2011	知的財産庁での人材育成に関するアジア太平洋地域セミナー：課題と取り組み	知的財産庁での人材育成に関するセミナー。主な目的は、①適切な人材育成政策・プログラムの開発に関する参加者の知識・能力の向上、②人材管理における課題への取り組みに関し、各国での経験・ベストプラクティスの共有など。	不明	ワークショップ等	韓国	ベトナム、タイ、スリランカ、シンガポール、韓国、フィリピン、パプアニューギニア、パキスタン、モンゴル、マレーシア、ラオス、イラン、インドネシア、インド、中国、カンボジア、バングラデシュ	32	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
11/2/2011	11/4/2011	技術移転を推進する産学協同に関する地域フォーラム	技術移転を推進する産学協同に関するフォーラム。主な目的は、①実施可能な技術移転制度の確立・管理における課題の特定、②産学共同研究の異なるモデルの検討、③政策立案者、大学・公的研究機関技術管理室（Technology Management Offices：TMOs）の知的財産管理官や産業界の代表者への、（特に環境技術分野の）技術移転の開始・継続に必要とされる方策について、意見交換する機会の提供となっている。	不明	ワークショップ等	ベトナム	ベトナム、タイ、スリランカ、フィリピン、パキスタン、モンゴル、マレーシア、イラン、インドネシア、インド、中国	30	有	
11/3/2011	11/4/2011	地理的表示に関する全国セミナー	地理的表示に関するマレーシアでの全国セミナー。主な目的は、①富の創出における地理的表示の役割に対する認識の向上、②地理	不明	ワークショップ等	マレーシア	マレーシア			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			的表示の概念に関する理解の向上、③諸外国における様々な地理的表示制度を構成する要素に関する情報提供、④地理的表示が他の知的財産権とどのように共存しているかについての説明となっている。							
11/7/2011	11/18/2011	産業財産管理におけるIT使用に関する研修コース	産業財産管理におけるIT使用に関する研修。主な目的は、①産業財産管理に関する最近ITの発展について精通する、②関連する民間団体への訪問やインターネット上での相互セッションを介して、IT使用に関する実践的知識を習得する、③産業財産管理の問題に関する意見交換を通じて、産業財産管理におけるITの使用を計画・実施するための専門性を	不明	その他	日本	バングラデシュ、ブラジル、カンボジア、インド、インドネシア、キルギス、ラオス、マレーシア、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム	16	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			向上させるとなっている。							
11/9/2011	11/10/2011	国家知的財産戦略に関する地域シンポジウム	国家知的財産戦略に関するシンポジウム。主な目的は、①国家開発目標の達成における国家知的財産戦略の役割、②国家知的財産戦略の形成・効果的実施に関わる問題について参加者の知識を向上させること。	知的財産にかんする啓もう活動	ワークショップ等	中国	ベトナム、タイ、スリランカ、韓国、フィリピン、パプアニューギニア、パキスタン、ネパール、ミャンマー、モンゴル、モルディブ、マレーシア、ラオス、イラン、インドネシア、インド、フィジー、北朝鮮、中国、カンボジア、ブータン、バングラデシュ	35	有	中国語
11/19/2011	12/1/2011	意匠・商標・特許分類に関する4つのワークショップ	意匠・商標・特許分類に関するワークショップ。ヘーグ協定に関する意匠について2つ、ニース分類・ウィーン分類に関する商標分類について1つ、ストラスブール協定に関する特許分類について1つ、計4つのワークショップを実施する。アジェンダは、①WIPOの技術援助と機能範	審査実務支援	ワークショップ等	イラン	イラン			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			囲の概要、②産業デザインに関する立法、③ヘーグ協定の概要、④国際登録の管理、⑤意匠分類の理論的側面など。							
11/22/2011	11/24/2011	知的財産・コミュニティベースの開発に関する地域ワークショップ	知的財産・コミュニティベースの開発に関するワークショップ。主な目的は、①コミュニティレベルのイノベーション促進における知的財産の重要性に対する認識を高める、②各国でのコミュニティベースの開発における知的財産活用を経験を共有する、③特に小規模コミュニティに有益なバランスのよい知的財産戦略の要素を特定するとなっている。	不明	ワークショップ等		バングラデシュ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、イラン、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、韓国、スリランカ、タイ、and ベトナム	32		
11/23/2011	12/1/2011	特許審査結果を活用した特許審査の能力向上・特許の質向上に関する準地域ワークショップ	特許審査能力の向上・特許の質向上に関するワークショップ。主な目的は、	審査実務支援	ワークショップ等	マレーシア	バングラデシュ、ブータン、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、マ	22		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			①他国の特許庁で作成された特許検索・審査レポートの活用が、自身の特許庁における作業量の軽減・特許発行過程の簡素化に効果的であることを参加者に教える、②WIPO が提供する審査に関する国際協力（International Cooperation on Examination : ICE）、日本国特許庁が提供する高度産業財産ネットワーク（Advanced Industrial Property Network : AIPN）などのサービスを活用するためのスキルを開発する、③特定の技術分野におけるクレーム分析・修正クレーム起草のベストプラクティスを共有する、④審査プロセスの迅速化・特許の質向				レーシア、モンゴル、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、ベトナム			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			上において直面する課題について、各国特許庁・審査官の経験を共有している。							
11/24/2011	11/25/2011	ベトナム知的財産権庁職員向けの日本訪問研修	ベトナム知的財産権庁職員による日本への訪問研修。目的は、日本の知的財産戦略策定・実施における経験を、ベトナム知的財産権庁の職員が学ぶこと。	不明	招へい研修	日本	ベトナム	6		
11/24/2011	11/25/2011	商標審査実務・非伝統的商標に関する全国ワークショップ	商標審査実務・非伝統的商標に関するワークショップ。モンゴルにおける商標審査の質を、以下の分野の知識を高めることで改善する。①商標保護の国際・国内制度、②商標審査の手順・実務、③ニース分類・ウィーン分類、④非伝統的商標及び非伝統的商標出願の処理、⑤その他、商標・非伝統的商標に関わる問題。	審査実務支援	ワークショップ等	モンゴル	モンゴル			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
12/5/2011	12/8/2011	知的財産に関する全国セミナーと中小企業（SMEs）での効果的な知的財産資産管理に関する研修官研修プログラム	知的財産に関する全国セミナーと中小企業での効果的な知的財産資産管理に関する研修官研修プログラム。全国セミナーの目的は、知的財産に対する認識の向上及び、知的財産と国家経済・社会・文化開発との関連性の啓もうとなっている。	不明	ワークショップ等	ラオス	ラオス			
12/5/2011	12/9/2011	植物品種保護法に関するワークショップ	植物品種保護法に関するワークショップ。ジュネーブで2011年12月5日から9日にわたり開催。	不明	ワークショップ等	スイス	カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム	16	有	
12/5/2011	12/16/2011	知的財産権エンフォースメントに関する研修コース（東京）	知的財産権エンフォースメントに関する研修。WIPOの戦略目標4の枠組みに含まれる研修コースで、アジェンダは、①知的財産権エンフォースメントに関する最近のトレンドと実務の総括、②量刑手続を含	エンフォースメント強化支援	その他	日本	カンボジア、中国、インドネシア、ラオス、モンゴル、フィリピン、タイ、ベトナム	18	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			知的財産犯罪と侵害の正当化、要因、捜査、訴追及び法的責任の研究、③司法当局、法定、知的財産権の保有者の役割の分析、知的財産エンフォースメントに関する様々な政策課題の議論となっている。							
12/8/2011	12/9/2011	国連アジア太平洋経済社会委員会（Economic and Social Commission for Asia and the Pacific : ESCAP）共催の知的財産経済学・政策に関する地域ワークショップ	知的財産経済学・政策に関するワークショップ。2011年8月に、Abeysekera氏及びBradley氏がESCAP本部を訪問し、協力可能な分野について協議を行った結果、知的財産・技術移転、知的財産教育、キャパシティビルディング、知的財産研究といった分野が特定された。最終的には1～2分野に絞り込むための討議を継続することで合意がなされている。	不明	ワークショップ等	タイ	バングラデシュ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、ネパール、パキスタン、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム	23	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
12/10/2011	12/14/2011	アフガニスタン当局者 5 人向けイラン・イスラム共和国産業財産庁訪問研修	アフガニスタン当局者を対象としたイラン・イスラム共和国産業財産庁への訪問研修。目的は、訪問研修を通じて職員の見識を高めるとともに、特許・商標の審査体系と総合的な知的財産管理を学ぶ機会を与えること。	審査実務支援	招へい研修	イラン	イラン、アフガニスタン	5		
12/12/2011	12/14/2011	バングラデシュ議会立法局（Legislative and Parliamentary Affairs）職員 5 人向けの WIPO 本部（ジュネーブ）訪問研修	知的財産法の起草能力向上に関する訪問研修。バングラデシュ政府のニーズに合った国家知的財産法を起草するための能力開発支援をバングラデシュ議会立法局職員に提供する。	不明	招へい研修	スイス	バングラデシュ	5		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
12/15/2011	12/16/2011	アジアの後発開発途上国と太平洋地域向け経済競争力向上及び発展のための知的財産の使用に関する地域ワークショップ	アジア太平洋地域の経済発展のための知的財産の利用に関するワークショップ。主な目的は、①経済発展とビジネス競争力向上のために知的財産が重要であることへの認識を高める、②産業界による効果的な知的財産制度の利用を促進するため知識と成功例を共有する、③知的財産と国家発展政策をリンクさせる手法を特定することとなっている。	民間実務者養成	ワークショップ等	ブータン	アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ネパール、サモア	14	有	
1/18/2012	1/31/2012	産業財産の審査実務に関する研修コース（東京）	産業財産の審査実務に関する研修。主な目的は、講義、実践練習、事例研究を通して産業財産権の審査における法律と実質的審査手順の知識を取得すること。	審査実務支援	ワークショップ等	日本	ブータン、カンボジア、フィジー、イラン、マレーシア、モンゴル、パキスタン、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム	17	有	
2/2/2012	2/3/2012	イノベーション・企業競	イノベーション・企	不明	ワークシ	日本	ベトナム、タイ、ス	22	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
		競争力・経済成長の促進における知的財産庁の役割に関する地域会議	業競争力・経済成長の促進における知的財産庁の役割に関する地域会議。主なを目的は、①知的財産庁の幹部職員及び経済通商政策担当の政府職員に、イノベーション・経済成長・企業競争力の向上における知的財産制度の役割に関して、理解を深める機会を与える、②経済通商政策と全体的に整合性があり、かつ同政策に寄与する国家知的財産政策・戦略の策定に関する経験を共有する、③効果的な知的財産政策の策定及び、国家開発の目標達成のための知的財産庁の役割に関して意見交換を行うとなっている。		ヨップ等		リランカ、シエラレオネ、セーシェル、セネガル、フィリピン、パキスタン、モンゴル、マレーシア、インドネシア、インド、エジプト			
2/6/2012	2/10/2012	知的財産管理及び成果主義に基づく知的財産庁計画	知的財産庁計画の策定・実施に関する	審査実務支援	その他	日本	バングラデシュ、中国、インド、インド	20	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
		画の策定・実施に関する研修コース（東京）	研修。主な目的は、現代の知的財産管理・実務についての知識獲得と、一定期間内に明確な成果がでる結果優先型の知的財産庁計画を策定・実行・評価する能力の向上など。				ネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム			
2/15/2012	2/22/2012	専門的技術に関する特許審議官向け研修コース（光学装置：東京）	専門的技術に関する特許審議官向け研修。主な目的は、①光学装置に関する特許審査の最近のトレンドと事例に精通する、②特許審査の方法論に関し、実践的な知識・見識を深める、③特許審査の問題について経験と見識を共有する、④光学装置の特許審査に対する専門的能力を向上させるとなっている。	審査実務支援	その他	日本	中国、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、タイ、ベトナム	19	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
2/20/2012	2/22/2012	知的財産戦略に関する全国セミナー	知的財産戦略に関する全国セミナー。主な目的は、①国家知的財産戦略の作成・実施過程に関する参加者の知識を高める、②国家開発目標を考慮した上で、今後対応が必要な政策問題、国家知的財産戦略で対応できる要素を再検討する、③国家知的財産戦略の策定に関する経験とベストプラクティスを共有するとなっている。	不明	ワークショップ等	イラン	イラン			
2/21/2012	2/24/2012	知的財産教育・研修に関する準地域ワークショップ	知的財産教育・研修に関するワークショップ。アジア太平洋地域における知的財産技術支援協力に関して、2000年3月に発表されたWIPO-オーストラリア共同声明及び、2010年4月17日付けで発行された、2010年・2011年共	不明	ワークショップ等	マレーシア	ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム	13	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			同協力活動活動計画に関する覚書に基づいて開催される。							
2/23/2012	3/1/2012	専門的技術に関する特許審議官向け研修コース（医薬品：東京）	専門的技術に関する特許審議官向け研修。主な目的は、①医薬品に関する特許審査の最近のトレンドと事例に精通する、②特許審査の方法論に関し、実践的な知識・見識を深める、③特許審査の問題について経験と見識を共有する、④医薬品の特許審査に対する専門的能力を向上させるとなっている。	審査実務支援	その他	日本	中国、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、タイ、ベトナム	18	有	
2/28/2012	2/29/2012	地理的表示の保護に関する全国フォーラム	地理的表示の保護に関するフォーラム。フィリピン知的財産庁（IPOPHL）からの、同国での適切な保護制度の開発を目的とした地理的表示に関するフォーラムの共催要請に対して、事務	不明	ワークショップ等	フィリピン	フィリピン			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			局長が 2011 年 10 月 24 日付書簡で前向きな回答をしたもの。同フォーラムの主要目的は、①地理的表示に対する認識を深め、地理的表示保護への異なるアプローチ・仕組みについて討議することと、②フィリピンでの適切な地理的表示保護制度を検討することとなっている。							
2/28/2012	2/29/2012	裁判官向け知的財産権エンフォースメントに関する会議	裁判官向け知的財産権エンフォースメントに関する会議。本会議は、戦略的ゴール VI に沿って、以下の 4 点を目的とする。①懲罰措置の代替としての一般市民による認識強化の必要性も含めて、模倣品の範囲及び影響について討議する。②刑事制裁の正当性、知的財産犯罪の要素、証	エンフォースメント強化支援	ワークショップ等	アラブ首長国連邦	アラブ首長国連邦、パキスタン	21	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			拠要件、暫定措置・命令、犯罪の重さに均衡した量刑の選択について検証する。③パキスタンの社会経済問題を考慮したうえで、エンフォースメントの戦略的アプローチを検討する。④効果的な官民協力など、主要な時事問題を検討する。							
3/1/2012	3/31/2012	ウルグアイ政府職員向けデータベースに関する研修コース	データベースに関する研修コースの支援。ウルグアイ国家工業所有権局（DNPI）の指示を受けて、同局 IT センター長が、データベース 11g に関するオラクル大学の研修コースに参加する。DNPI が実施している技術強化プロセスを考慮すると、同研修コースの同局への影響度は高いと期待されている。	不明	その他	ウルグアイ	ウルグアイ			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
3/1/2012	10/31/2012	適正技術の開発・活用のための知的財産情報の使用に関するプロジェクト（アクラ及びマニラで開催されるコンテスト/オリエンテーションワークショップ及び、最終コンテスト；テジョンで実施される訪問研修及び研修）	開発における知的財産情報の利用・適正技術の活用に関するコンテスト・ワークショップ。コンテストの目的は、適正技術の開発・活用において頻繁に生じる問題に対する創造的な解決策、特に地域の環境に適合する技術を活用したものを奨励し報酬を与えること。また、解決策考案のための特許情報の使用は重要な要素である。ワークショップの目的は、コンテストの参加者を発明の実用化を含むいくつかの問題に精通させることである。	不明	ワークショップ等	韓国	韓国、フィリピン	1		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
3/6/2012	3/15/2012	特許法及び特許審査に関する研修コース	特許法及び特許審査に関する研修コース。主な目的は、①特許審査官の特許法・特許審査手順の原則に関する知識を向上させる、②特許出願審査のスキルを向上させる、③特許の質に関する問題についての意見交換の場を提供するとなっている。	審査実務支援	その他	韓国	ブラジル、エジプト、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、韓国、スリランカ、タイ、チュニジア、ベトナム	18		
3/19/2012	3/24/2012	ナグプールの国立知的財産管理機関の「特許及び意匠審査官向けの機関内研修」への参加	特許・意匠審査官を対象とした研修の支援。現在進行中の特許審査官向け研修について、インドのニーズをWIPOが支援する。	審査実務支援	その他	インド	インド			
4/9/2012	4/29/2012	知的財産専門政府職員向け6ヶ月間の研究調査フェローシップ	知的財産専門政府職員向け研究調査フェローシップ。工業所有権分野における今日の主要問題に関する知識・理解の向上を目的とし、参加者自身が選択したトピックに	審査実務支援	資金提供	日本	タイ、カンボジア	2	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			ついて、独立調査の実施機会を与える。日本特許庁との協議で、2012年の本プログラムでは、カンボジア、インド及びタイの3ヶ国それぞれに、1本ずつフェローシップを与えることに合意している。							
4/18/2012	4/18/2012	知的財産の経済的資産としての活用に関するセミナー	知的財産の経済的資産としての活用に関するセミナー。インドネシア知的財産権総局（Directorate General of Intellectual Property Rights : DGIPR）が、知的財産を経済的資産として活用することに関するセミナーを、世界知的所有権の日（World IP Day）の祝賀に合わせて、2012年4月18日にジャカルタで開催する。WIPOは同セミナー	不明	ワークショップ等	インドネシア	インドネシア			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			に招聘されており、同国主催者からの指示に従って講演を行う。							
4/24/2012	5/4/2012	商標法及び商標審査に関する研修コース	商標法及び商標審査に関する研修コース。主な目的は、①商標審査官の商標法・商標審査手順の原則に関する知識を向上させる、②商標出願審査のスキルを向上させる、③マドリッド協定に関する問題についての意見交換の場を提供するとなっている。	審査実務支援	その他	韓国	チリ、中国、インド、インドネシア、イラン、ヨルダン、ケニア、マレーシア、モンゴル、モロッコ、パキスタン、ペルー、フィリピン、韓国、タイ、ベトナム	24		韓国語
4/29/2012	4/30/2012	世界知的所有権の日（World IP Day）セミナー及び、特許・工業意匠・商標法に関するレビューセミナー（2012年4月29日～30日、テヘラン）		不明	ワークショップ等	イラン	イラン			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
5/2/2012	5/3/2012	適正技術の開発・活用のための知的財産情報の使用に関するプロジェクト（アクラでのコンテスト・オリエンテーションワークショップ及び最終コンテスト）	適正技術の開発・活用のための知的財産情報の使用に関するプロジェクト。コンテストの目的は、適正技術の開発・活用において頻繁に生じる問題に対する創造的な解決策、特に地域の環境に適合する技術を活用したものを奨励し報酬を与えること。また、解決策考案のための特許情報の使用は重要な要素である。ワークショップの目的は、コンテストの参加者を発明の実用化を含むいくつかの問題に精通させることである。	不明	ワークショップ等	ガーナ	フィリピン			
5/7/2012	5/11/2012	特許・意匠審査官向けの機関内研修	特許・意匠審査官を対象とした研修。ナグプールの国立知的財産管理機関（NIIPM）で実施されている研修に関して、モジュール5	審査実務支援	その他	インド	インド			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			後半のプレゼンテーションを企画する。							
5/17/2012	5/18/2012	適正技術の開発・活用のための知的財産情報の使用に関するプロジェクト（アクラ及びマニラで開催されるコンテスト/オリエンテーションワークショップ及び、最終コンテスト：テジョンで実施される訪問研修及び研修）	開発における知的財産情報の利用・適正技術の活用に関するコンテスト・ワークショップ。コンテストの目的は、適正技術の開発・活用において頻繁に生じる問題に対する創造的な解決策、特に地域の環境に適合する技術を活用したものを奨励し報酬を与えること。また、解決策考案のための特許情報の使用は重要な要素である。ワークショップの目的は、コンテストの参加者を発明の実用化を含むいくつかの問題に精通させることである。	不明	ワークショップ等	フィリピン	フィリピン	1		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
5/21/2012	5/22/2012	適正技術の開発・活用のための知的財産情報の使用に関するプロジェクト（テジョンで開催されるコンテスト/オリエンテーションワークショップ及び、最終コンテスト	開発における知的財産情報の利用・適正技術の活用に関するコンテスト・ワークショップ。コンテストの目的は、適正技術の開発・活用において頻繁に生じる問題に対する創造的な解決策、特に地域の環境に適合する技術を活用したものを奨励し報酬を与えること。また、解決策考案のための特許情報の使用は重要な要素である。ワークショップの目的は、コンテストの参加者を発明の実用化を含むいくつかの問題に精通させることである。	不明	ワークショップ等	韓国	韓国、フィリピン	1		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
5/29/2012	5/31/2012	知的財産と環境上適正な技術（Environmentally Sound Technologies：ESTs）に関する地域フォーラム	知的財産と環境上適正な技術に関する地域フォーラム。主な目的は、①知的財産制度が、どのように環境上適正な技術の開発に寄与しているのかについて考察する、②政策立案者や民間セクターの代表者らに、環境上適正な技術の移転を通じた持続可能な開発の推進について、意見交換をする機会を与える、③環境上適正な技術へのアクセス拡大を可能にする国際協力について討議するとなっている。	不明	ワークショップ等	スリランカ	ベトナム、タイ、スリランカ、フィリピン、パキスタン、マレーシア、イラン、インドネシア、インド、中国、バングラデシュ	70	有	
7/9/2012	7/10/2012	知的財産とスポーツに関する小地域セミナー	知的財産とスポーツに関するセミナー。主な目的は、経済・社会開発のツールとしてのスポーツ産業を振興させる知的財産戦略について討論する場	不明	ワークショップ等	コスタリカ	パナマ、ニカラグア、ホンジュラス、グアテマラ、エルサルバドル、ドミニカ共和国、コスタリカ	6	有	スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			を提供し、知的財産とスポーツの関連性に関して、コスタリカと中米地域の認識・能力を向上させること。							
7/9/2012	7/11/2012	中国科学技術部（MOST）代表团向けの視察訪問	中国科学技術部代表团向けの視察訪問。中国科学技術部は、2010年11月にWIPOと交わした覚書に基づき将来的なWIPOとの協力を協議する。具体的には、データベース情報交換、技術移転・ライセンス供与、研修プログラム、知的財産管理問題などの分野において、これまでに実施してきた共同活動の結果を反映した話し合いがなされる。	不明	招へい研修	スイス	中国	4		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
7/12/2012	7/13/2012	事務局長のシンガポール公式訪問への同行	シンガポールで開催される、ASEAN 知的財産協力作業部会（ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation : AWGIPC）との年次協議に出席する事務局長への同行プログラム。年次協議は2012年7月12日（木）に開催され、ここでは、2011-2015年ASEAN 知的財産権行動計画の効果的実施が表明される予定である。アジア・太平洋局にとって、対シンガポール政府2カ国間関係に関わる、非常に重要性の高い任務である。	不明	招へい研修	シンガポール	シンガポール			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
8/13/2012	8/18/2012	国家知的財産管理協会（National Institute for Intellectual Property Management : NIIP）での特許審査官・意匠審査官の組織的研修	インド国家知的財産管理協会（NIIP）の特許審査官・意匠審査官を対象とした研修。インド特許審査官団の研修を支援する。	審査実務支援	その他	インド	インド			
8/22/2012	8/24/2012	マドリッド協定に関するインド当局者向け IP オーストラリア訪問研修		審査実務支援	招へい研修	オーストラリア				
8/27/2012	8/29/2012	知的財産・製品ブランディングに関する国際会議	知的財産・製品ブランディングに関する国際会議。会議の目的は、①プロジェクトの過程で得られた経験、実際に採用された戦略的アプローチを紹介することと、②ビジネス開発の促進・持続可能な開発の推進におけるブランディングの役割に対する認識を向上させること。会議には、政策立案者、地域コミュニティの代表者、非政府組織（NGO）及び政府間組織（IGO）が参加	不明	ワークショップ等	韓国	韓国			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			する予定で、プロジェクトで開発されたブランディング方法論を、地域コミュニティに紹介するフォーラムとしても活用される。							
8/29/2012	8/31/2012	マドリッド制度の運用手続に関するブータンでの研修ミッション	マドリッド制度の運用手続に関する研修。標章の国際登録に関するマドリッド制度の運用面・手続面に関して、ブータン知的財産権庁職員を対象に研修を実施するもの。同研修では、ニース分類制度及びウィーン分類制度も取り上げる。	審査実務支援	その他	ブータン	ブータン			
8/30/2012	8/31/2012	立法・経済・政策に関する地域セミナー	立法・経済・政策に関する地域セミナー。主な目的は、①実用新案保護制度の有益性に関する理解の向上、②実用新案保護に用いられる異なる立法手法と知的財産庁実務の検証、③イノベ	不明	ワークショップ等	南アフリカ	ベトナム、タイ、スリランカ、南アフリカ、フィリピン、パキスタン、モンゴル、マレーシア、ラオス、インドネシア、インド、中国、バングラデシュ	57	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			ーションを推進するための実用新案保護制度の効果的活用における優れた実践例の共有、④国家実用新案法の起草時に考慮すべき政策・法的側面の特定など。							
9/3/2012	9/4/2012	立法・経済・政策に関する地域セミナー	立法・経済・政策に関する地域セミナー。主な目的は、①実用新案保護制度の有益性に関する理解の向上、②実用新案保護に用いられる異なる立法手法と知的財産庁実務の検証、③イノベーションを推進するための実用新案保護制度の効果的活用における優れた実践例の共有、④国家実用新案法の起草時に考慮すべき政策・法的側面の特定など。	不明	ワークショップ等	マレーシア	ベトナム、タイ、スリランカ、フィリピン、パキスタン、モンゴル、マレーシア、ラオス、インドネシア、インド、中国、バングラデシュ	57	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
9/6/2012	9/7/2012	他国の知的財産庁の特許審査結果を効果的に活用するための IT インフラ設立に関するアジア準地域ワークショップ	他国の知的財産庁の特許審査結果を効果的に活用するための IT インフラ設立に関するワークショップ。主な目的は、①他国の知的財産局と特許審査に関する課題や成功事例の情報を共有する、②情報にアクセスしやすくするためのプラットフォーム構築に関して、国際的なプロジェクトを参考に研究する、③特許審査における地域的・国際的協力へのプラットフォーム作りにおける IT の活用に関して理解を深めるとなっている。	不明	ワークショップ等	日本	ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム	10	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
9/18/2012	9/20/2012	工業意匠・ヘーグ国際登録制度に関する全国セミナー：ヘーグ分類制度・ロカルノ分類制度に関する2日間研修	工業意匠・ヘーグ国際登録制度に関する全国セミナー及び、ヘーグ分類制度・ロカルノ分類制度に関する2日間研修。セミナーの主な目的は、①工業意匠の保護方法と、ビジネス成長・競争力強化のための工業意匠の活用方法に対する意識を向上させること、②工業意匠の国際登録に関するヘーグ制度の主な特徴や利点について討論することとなっている。	不明	ワークショップ等	ブルネイ	ブルネイ			
9/19/2012	9/20/2012	対パキスタン貿易関連技術支援-II（Trade Related Technical Assistance：TRTA-II）プログラム（パキスタン知的財産機構職員向け人材管理に関する研修ワークショップ）	パキスタン知的財産機構職員向け人材管理に関する研修ワークショップ。人材管理における、計画の作成・実施、モニタリング、評価及び、結果重視マネジメントに基づく報告に焦点を当てる。なお、6月か	不明	ワークショップ等	パキスタン	パキスタン	15		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			ら7月の開催が予定されていたが、実施は9月に延期されている。							
10/15/2012	10/19/2012	特許・意匠審査官向けの機関内研修	特許・意匠審査官を対象とした研修。インドのナグプールにある国立知的財産管理機関（National Institute for Intellectual Property Management: NIIPM）の新人特許審査官のためのプログラム。一期生の研修は2012年5月に実施された。	審査実務支援	その他	インド	インド			
10/15/2012	10/25/2012	適正技術の開発・活用のための知的財産情報の使用に関するプロジェクト（アクラ及びマニラで開催されるコンテスト/オリエンテーションワークショップ及び、最終コンテスト：テジョンで実施される訪問研修及び研修）	開発における知的財産情報の利用・適正技術の活用に関するコンテスト・ワークショップ。コンテストの目的は、適正技術の開発・活用において頻繁に生じる問題に対する創造的な解決策、特に地域の環境に適合する技術を活用	不明	ワークショップ等	フィリピン	フィリピン			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			したものを奨励し報酬を与えること。また、解決策考案のための特許情報の使用は重要な要素である。ワークショップの目的は、コンテストの参加者を発明の実用化を含むいくつかの問題に精通させることである。							
10/21/2012	10/25/2012	知的財産管理と知的財産資産の実用化及び、発明・商標・工業意匠の評価と実用化に関する全国セミナー（続いてイラン政府との1日間協議）	知的財産資産の管理及び実用化に関するセミナー。主な目的は、①知的財産資産の評価・管理・実用化過程、技術移転・知的財産取引の方法と円滑化に関する知識を強化し、スキルを高める、②研究結果から、より高い価値を生み出すことができる実用化実務に関する理解を深める、③大学・研究機関における技術管理について、いくつかのモデ	不明	ワークショップ等	イラン	イラン			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			ルを紹介するとなっている。							
10/22/2012	11/2/2012	産業財産の審査に関する研修コース（中級/上級プログラム、2012年10月22日～11月2日：東京）	産業財産の審査に関する研修。産業財産権審査の分野における基本的な法律と手続きに関し知識を高めるために、日本の特許庁審査官と関連事項について対話するほか、特許庁審査官監督によるOJTも行う。また、産業財産の分野に関する諸問題について意見交換する。	審査実務支援	その他	日本	ブラジル、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム	16	有	
11/5/2012	11/13/2012	ベトナム代表団向けWIPO本部（ジュネーブ）訪問とモルドバ知的財産庁への2日間訪問	ヘーグ協定に関するベトナム代表団の訪問研修。ベトナム国家知的財産権庁（NOIP）からの要請に基づき、WIPO本部（ジュネーブ）への訪問研修及び、知的財産庁への訪問研修において、ヘーグ協定（ジュネーブ条約）加盟についての討議	審査実務支援	招へい研修	モルドバ	モルドバ、ベトナム	4		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			と、ヘーグ制度下での意匠の国際寄託（international deposit）手続きについて研修を行う。主な目的は、①ヘーグ協定加盟に必要な準備・取り決めについて討議する、②NOIP 職員のヘーグ制度に関する知識を向上させる、③ベトナムに類似した意匠法・審査制度を有するモルドバの知的財産庁（AGEPI）からヘーグ協定の実施について学ぶとなっている。							
11/5/2012	11/16/2012	知的財産権エンフォースメントに関する研修コース（東京）	知的財産権エンフォースメントに関する研修。WIPO の戦略目標 4 の枠組みに含まれる研修コースで、アジェンダは、①知的財産への尊重や知的財産エンフォースメント（偽造と侵害に対	エンフォースメント強化支援	その他	日本	カンボジア、中国、エジプト、インドネシア、ラオス、モロッコ、フィリピン、南アフリカ、タイ、ベトナム	18	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			処するための代替モデルや不正商品の処分・破棄など）に関するさまざまな問題の議論、② TRIPS 協定第3章に含まれる最低基準や柔軟性に対する最近の事例や法律も含めた考察、③知的財産犯罪及び侵害の動機、要因、捜査、訴追の研究、④戦略的・効果的協力における各ステークホルダーの役割分析となっている。							
11/6/2012	11/7/2012	地理的表示（GIs）の保護に関する全国セミナー	地理的表示の保護に関するマレーシアでの全国セミナー。主な目的は、①富の創出における地理的表示の役割に対する認識の向上、②地理的表示の概念に関する理解の向上、③諸外国における様々な地理的表示制度を構成する要素に関する	不明	ワークショップ等	マレーシア	マレーシア			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			情報提供、④地理的表示が他の知的財産権とどのように共存しうるかについての説明となっている。なお、同セミナーには、マレーシア知的財産公社（Intellectual Property Corporation of Malaysia: MyIPO）職員、政府省庁職員、学術研究機関職員、ならびに、関連する地方・地域生産者組合及び民間セクタの代表者らが参加する予定。							
11/7/2012	11/8/2012	科学的イノベーション・ビジネス開発における知的財産情報の効果的活用に関する全国セミナー	科学的イノベーション・ビジネス開発における知的財産情報の効果的活用に関するセミナー。主な目的は、①知的財産情報の活用におけるベストプラクティス及び経験、②知的財産情報入手へのアプローチ及び方法、③知的財	不明	ワークショップ等	中国	中国			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			産情報の分析及び活用について討議し、経験を共有すること。							
11/12/2012	11/13/2012	工業意匠の保護・国際登録制度に関する地域セミナー	工業意匠の保護・国際登録制度に関するセミナー。主な目的は、①ビジネス開発における工業意匠の戦略的活用、②工業意匠保護の経済成長に対する影響、③工業意匠の国際登録制度について参加者の知識を向上させること。	不明	ワークショップ等	中国	ベトナム、タイ、スリランカ、韓国、フィリピン、パプアニューギニア、パキスタン、ネパール、ミャンマー、モンゴル、モルディブ、マレーシア、ラオス、イラン、インドネシア、インド、フィジー、北朝鮮、中国、カンボジア、ブルネイ、ブータン、バングラディッシュ、アフガニスタン	23	有	中国語
11/15/2012	11/16/2012	商標及びブランディングに関する全国セミナー：ビジネス成長・競争力強化のための商標を活用したブランディング戦略	商標及びブランディングに関するセミナー。ミャンマー連邦共和国商工会議所連盟（the Republic of the Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and Industry : UMFCCI）	不明	ワークショップ等	ミャンマー	ミャンマー	25		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			による、2012年第4四半期の商標・ブランドディング全国セミナー開催要請と、アジア太平洋地域局（Regional Bureau for Asia and the Pacific）が承認を受けた2012年活動計画に基づく活動である。							
11/19/2012	11/21/2012	アフガニスタンの職員10人向けのWIPO本部（ジュネーブ）訪問研修	知的財産制度に関する訪問研修。訪問研修の目的は、WIPOの目標に関する見識を高め、知的財産制度の近代化、伝統的知識、中小企業、知的財産情報の普及など、WIPOが取り組んでいる課題の中、アフガニスタンにとって特に重要性の高いものに対する理解を深める機会を与えること。また、アフガニスタンが興味のある分野について、WIPOの関連分野職	不明	招へい研修	スイス	アフガニスタン	10		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			員と討議する機会を与える。							
11/21/2012	11/28/2012	外部特許審査結果の活用に関する特許審査官向け全国ワークショップ （2012年11月21日～23日バンコク：2012年11月26日～28日ハノイ）	外部特許審査結果の活用に関する特許審査官向けワークショップ。バンコク（タイ）でのワークショップを2012年11月21日から23日まで開催し、ハノイ（ベトナム）でのワークショップを2012年11月26日から28日まで開催する。主な目的は、①知的財産庁の特許審査能力を高める、②パテントファミリーメンバーに関する外部特許審査結果を活用し、そのような外部情報の活用に対する自信を高めることで、特許審査を効率化する、③特許審査官の、外部ソース（JPO IPDL・AIPN、Espacenet、Patentscope、US	審査実務支援	ワークショップ等	タイ	タイ			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			PAIR、ICE など）から結果を取得する能力や、取得した外部情報を各国の法律に沿って有効に生かす能力を向上させている。							
12/12/2012	12/13/2012	映画産業専門家向けの著作権に関する全国ワークショップ	映画産業専門家向けの著作権に関するワークショップ。映画産業の全てのステークホルダーに対して、著作権の重要性を説明することを目的とする。ネパールでは、映画の著作権に関する知識が乏しいことから、映画産業の全てのステークホルダーに対して、それぞれの業務に関わる基本的スキル・管理ノウハウを身に付けさせるようなセミナーが期待されている。2012 年活動計画の策定と、後発開発途上国部門	知的財産にかんする啓もう活動	ワークショップ等	ネパール	ネパール	5		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別人数	言語（英語以外）
			（Division for Least Developed Countries）と著作権セクタとの協議を通して、著作権に関わる活動は、アフリカ地域及びアジア太平洋（Asia and the Pacific : ASPAC）地域の後発開発途上国で開催することが合意されている。これらの活動は、後発開発途上国部門の 2012 年活動計画のなかで承認されており、要請通り開催される予定となっている。							

注：空欄は下記データベースに情報が記載されていなかったことを示す。

出典：WIPO による技術支援データベースを基に作成⁹³

⁹³ WIPO. “Technical Assistance Database”. www.wipo.int/tad/en/ [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

ラテンアメリカ・カリブ局による支援活動

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
3/1/2010	3/5/2010	ホンジュラス知的財産権総局（テグシガルパ）特許局職員向け研修	特許審査に関する研修コース。特許審査の手法、特許検索戦略の設計、特許出願に関わる書類の解釈、特許の国際分類の適用などに関する研修が用意されている。	審査実務支援	その他	ホンジュラス	ホンジュラス			スペイン語（主要言語）
4/1/2010	6/15/2010	司法官向け知的財産権エンフォースメントに関する研修コース（第2回目）	司法官向けの知的財産権エンフォースメントに関する研修コース。著作権に関するモジュール2「著作権と著作隣接権：権利の内容と範囲、犯罪行為とエンフォースメント」を開発・実施する。	エンフォースメント強化支援	その他	メキシコ	エルサルバドル、メキシコ			スペイン語
4/23/2010	4/24/2010	司法官向け知的財産権エンフォースメントに関する研修コース（第2回目）	司法官向けの知的財産権エンフォースメントに関する研修コース。著作権に関するモジュールを開発・実施する。	エンフォースメント強化支援	その他	エルサルバドル	エルサルバドル			スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
6/1/2010	7/30/2010	司法官向け知的財産権エンフォースメントに関する研修コース（第2回目）	司法官向けの知的財産権エンフォースメントに関する研修コース。工業所有権に関するモジュール3「保護・活動・犯罪・エンフォースメントの仕組み」を開発・実施する。	エンフォースメント強化支援	その他	グアテマラ	エルサルバドル			スペイン語
6/14/2010	6/18/2010	ホンジュラス知的所有権総局（テグシガルバ）特許局職員向け研修	国際特許分類（IPC）の構造に関する研修コース。	審査実務支援	その他	ホンジュラス	ホンジュラス			スペイン語
7/9/2010	7/10/2010	工業所有権に関するモジュール3の実施：「保護・活動・犯罪・エンフォースメントの仕組み」		エンフォースメント強化支援	その他	エルサルバドル	エルサルバドル			スペイン語
8/16/2010	10/15/2010	司法官向け知的財産権エンフォースメントに関する研修コース（第2回目）	知的財産権エンフォースメントに関するモジュールの開発・実施コース。	エンフォースメント強化支援	その他	アルゼンチン	エルサルバドル and アルゼンチン			スペイン語（主要言語）
9/10/2010	9/11/2010	司法官向け知的財産権エンフォースメントに関する研修コース（第2回目）	司法官向けの知的財産権エンフォースメントに関する研修コース。知的財産権エンフォースメントに関するモジュールを開発・実施する。	エンフォースメント強化支援	その他	エルサルバドル	エルサルバドル			スペイン語（主要言語）

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
10/18/2010	10/19/2010	ニース分類・ウィーン分類に関する研修ミッション	ニース分類・ウィーン分類に関する組織内研修ミッション。対象は、ニカラグア知的所有権登録局の商標審査官となっている。	審査実務支援	不明	ニカラグア	ニカラグア			スペイン語
10/19/2010	10/22/2010	イノベーション促進・技術移転・成功する技術ライセンス供与（Successful Technology Licensing : STL）に関する地域ワークショップ		不明	セミナー等	メキシコ	コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ	25	有	スペイン語
10/21/2010	10/22/2010	ニース分類・ウィーン分類に関する研修ミッション	ニース分類・ウィーン分類に関する研修ミッション。ドミニカ共和国工業所有権庁（National Industrial Property Office : ONAPI）の商標審査官を対象とする。	審査実務支援	その他	ドミニカ共和国	ドミニカ共和国			スペイン語
10/25/2010	10/26/2010	ニース分類・ウィーン分類に関する研修ミッション	ニース分類・ウィーン分類に関する研修。研修の対象は、ホンジュラス知的所有権総局（General Directorate of Intellectual Property of Honduras :	審査実務支援	不明	ホンジュラス	ホンジュラス			スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			DIGEPIH）の商標審査官となっている。							
10/25/2010	10/27/2010	商標審査に関する組織内専門家研修ミッション		審査実務支援	不明	アンティグア・バーブーダ	アンティグア・バーブーダ			
10/28/2010	10/29/2010	ニース分類・ウィーン分類に関する研修ミッション	ニース分類・ウィーン分類に関する研修ミッション。コスタリカ工業所有権庁の商標審査官を対象とする。	審査実務支援	不明	コスタリカ	コスタリカ			スペイン語
10/28/2010	10/30/2010	商標審査に関する組織内専門家研修ミッション		審査実務支援	不明	ドミニカ国	ドミニカ国			
11/8/2010	11/10/2010	企業・知的所有権庁（Companies and Intellectual Property Office : CIPO）の技術職員及び非技術職員向けの特許業務・手続に関する実習研修		審査実務支援	不明	ドミニカ国	バルバドス、ドミニカ国、グレナダ、セントキッツ・ネイビス連邦			
11/10/2010	11/11/2010	企業競争力強化ツールとしての工業所有権（に関する地域フォーラム）	工業所有権に関するフォーラム。正式名称は、「企業競争力強化ツールとしての工業所有権に関する地域フォーラム：中小企業（SMEs）にとっての機会と課題」となっている。	不明	セミナー等	アルゼンチン	アルゼンチン	200		スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
1/24/2011	1/28/2011	ニース・ウィーン分類制度の使用に関する再教育研修コース実施のための専門家派遣	ニース分類制度・ウィーン分類制度に関する再教育研修コース実施のための専門家派遣。主な目的は、①バルバドスの企業問題・知的財産庁（Corporate Affairs and Intellectual Property Office : CAIPO）の職員を対象に、ウィーン分類制度・ニース分類制度の使用に関する補足実習を開催する、②CAIPOでの商品・サービスの既存の分類手法を検証する、③ウィーン分類制度・ニース分類制度に特有の方式について、CAIPO職員に助言を与える、④出願書類を検証し、願書に列挙された商品・サービス・図形要素に対して、実際にクラスを決定するプロセスを見せることで、CAIPO職員の上	審査実務支援	その他	バルバドス	バルバドス			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			記2制度に対する理解を深める、⑤AIPOでのウィーン分類制度・ニース分類制度の使用の簡素化・改善に向けて有益と思われる提言を行うとなっている。							
2/10/2011	2/11/2011	競争力強化ツールとしての知的財産及びコンピュータソフトウェアに関するフォーラム	競争力強化ツールとしての知的財産及びコンピュータソフトウェアに関するフォーラム。主な目的は、ライセンス供与の様式、適切な政策、ソフトウェア産業の振興が示唆する問題など、ソフトウェアの保護について討議する場を与えることなど。	不明	セミナー等	コロンビア	ペルー、メキシコ、コロンビア、ブラジル、アルゼンチン	4	有	スペイン語
3/17/2011	3/18/2011	企業開発を推進する政策・戦略における地理的表示・その他の識別性表示（Distinctive Signs）の活用に関するセミナー	企業開発を推進する政策・戦略における地理的表示・その他の識別性表示の活用に関するセミナー。主な目的は、経済発展に向けた活動・戦略の策定における地	不明	セミナー等	グアテマラ	パナマ、ニカラグア、ホンジュラス、グアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ	67	有	スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			理的表示（GI）の活用・保護に関する情報交換の場を提供すること。							
4/19/2011	4/20/2011	知的財産とスポーツに関するセミナー	知的財産とスポーツに関するセミナー。主な目的は、スポーツ界の様々な側面において、どのように知的財産問題が発生するのかを説明することと、セミナーで得た経験を、他国での同様な活動の実施に活用させることなど。	不明	セミナー等	ジャマイカ	トリニダード・トバゴ共和国、ジャマイカ、ガイアナ、バルバドス、パハマ	8	有	
5/9/2011	5/11/2011	ニース分類・ウィーン分類に関する研修の提供	ニース分類・ウィーン分類に関する研修。対象は、ペルー公正競争知的財産保護庁（National Institute for the Defense of Competition and the Protection of Intellectual Property : INDECOPI）の商標審査官となっている。	審査実務支援	その他	ペルー	ペルー			スペイン語（主要言語）

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
5/9/2011	5/13/2011	ニース分類・ウィーン分類に関する研修へのWIPO 地域専門家の派遣	ニース分類・ウィーン分類に関する研修支援。ペルー公正競争知的財産保護庁（INDECOPI）及びエクアドル知的財産権庁（IEPI）による、ニース・ウィーン国際分類に関する商標審査官研修への支援要請（2011 年 3 月 28 日と 31 日）に基づく専門家派遣。	審査実務支援	専門家派遣	ペルー	ペルー、エクアドル			スペイン語
5/12/2011	5/13/2011	知的財産と競争に関する全国ワークショップ	知的財産と競争に関するワークショップ。目的は、①知的財産と競争法との関係について、より明白で永続的な理解を与えることと、②消費者の利益が考慮・保護される自由市場を機能させるために、知的財産や競争法が法的・経済的問題に与える影響についての理解を深めるとなっている。	不明	セミナー等	ウルグアイ	ウルグアイ			スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
5/12/2011	5/13/2011	ニース・ウィーン国際分類に関する研修	ニース・ウィーン国際分類に関する研修。エクアドル工業所有権庁（Ecuadorian Institute of Industrial Property : IEPI）の商標審査官を対象とした組織内研修を目的とする。	審査実務支援	その他	エクアドル	エクアドル			スペイン語（主要言語）
5/19/2011	5/20/2011	知的財産・伝統的知識の基本用語集を検証するための全国ワークショップ	知的財産・伝統的知識の基本用語集を検証するためのワークショップ。遺伝資源等に関する政府間委員会（Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore : IGC）の作業に沿って、先住民の観点から、知的財産・伝統的知識に関する用語集を作成する。	不明	セミナー等	グアテマラ	グアテマラ			スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
5/30/2011	6/1/2011	商標・知的財産に関する連続活動	商標及び知的財産に関する会議。ドミニカ共和国の「識別性がある共同標識（distinctive collective signs）」セクタの生産者組合・団体による、団体商標・原産地名称の効果的活用を促す戦略・活動計画の策定を支援する。	不明	セミナー等	ドミニカ共和国	ドミニカ共和国			スペイン語
6/16/2011	6/17/2011	知的財産・戦略的計画に関する全国専門家会議	知的財産と戦略的計画に関する全国専門家会議。コロンビアの開発・イノベーションに関わる国家主な目的は、産業経済監督所（uperintendence of Industry and Commerce : SIC）の関与・参加を活発化させる戦略のロードマップ策定に関して、国家当局を支援することで、これはSICの組織目標に準じたものとなっている。	不明	セミナー等	コロンビア	コロンビア	20		スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
6/27/2011	6/28/2011	チリ国会議員向け WIPO 本部訪問研修	知的財産制度に関する訪問研修。「知的財産・開発・イノベーション：知識経済におけるチリ」と称されたこのプロジェクトの目的は、知的財産関連法案の作成を担当するチリ国会議員が WIPO 本部を訪問し、知的財産制度に関する知識を強化すること。	不明	招へい研修	スイス	チリ	4		
7/18/2011	7/22/2011	研修コースへの専門家派遣	商標・工業意匠に関する研修プログラムへの専門家派遣。カンボジア産業貿易監督庁（Superintendencia de Industria y Comercio : SIC）の技術職員を対象としており、商標分類の解釈・使用に関する研修プログラムの開発・実施及び、工業意匠の審査・登録に関する支援を提供する。カンボジア政府との協力枠組みの中	審査実務支援	専門家派遣	コロンビア	コロンビア			スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			で実施される。							
7/20/2011	7/21/2011	商標研修セミナー	商標に関する研修セミナー。商標審査に関する審査官の知識・能力を高めることを目的としており、1日は異議申立に関する研修に当てる。	審査実務支援	セミナー等	ベリーズ	ベリーズ			
8/1/2011	8/4/2011	ホンジュラスでのロカルノ分類に関する研修への地域専門家の派遣	ロカルノ分類に関する研修に対する支援。メキシコ工業所有権機関（IMPI）は、ロカルノ分類をこれまでに数年間採用しており、同分類の管理・適用において、豊富な経験を有していることから、IMPIからの地域専門家として、工業意匠審査官 Hernández Herrera Liliana Selene 氏に研修の実施を委託することが提案されている。IMPI 総裁 José Rodrigo Roque Díaz 氏は、DIGEPIH から WIPO に提出された研修要請に対応し	審査実務支援	その他	ホンジュラス	ホンジュラス			スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			て、Hernández Herrera Liliana Selene 氏を派遣する意向を表明している。							
8/8/2011	8/12/2011	ホンジュラスでの特許の国際分類に関する研修への地域専門家の派遣	特許の国際分類（International Classification of Patents : ICP）に関する研修に対する支援。ホンジュラス知的所有権総局（Director of the General Directorate of IP of Honduras : DIGEPIH）局長からの ICP 適用に関する同局審査官の研修支援要請に基づくもの。	審査実務支援	その他	ホンジュラス	ホンジュラス			スペイン語
8/22/2011	8/26/2011	ラテンアメリカ地域における国家知的財産戦略の開発	国家知的財産戦略に関する開発支援。ラテンアメリカ地域の国々の国家知的財産戦略の開発を支援する。	不明	セミナー等	エルサルバドル	エルサルバドル			スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
8/25/2011	8/26/2011	裁判官向け知的財産のエンフォースメントに関する地域フォーラム	裁判官を対象とした知的財産のエンフォースメントに関するフォーラム。主な目的は、知的財産権エンフォースメントの社会経済的便益、国際レベル・地域レベル・国家レベルで適用可能な法的枠組み、知的財産侵害に対する民事・刑事・行政上の手段と救済、知的財産権エンフォースメントにおける裁判所・政府機関の役割、ならびに、同地域における主要民事判例・刑事判例を分析すること。	エンフォースメント強化支援	セミナー等	グアテマラ	パナマ、ニカラグア、ホンジュラス、グアテマラ、エルサルバドル、ドミニカ共和国、コスタリカ	8	有	スペイン語
9/5/2011	9/7/2011	検察官・警察官向けの知的財産権エンフォースメントに関する全国ワークショップ	検察官・警察官向けの知的財産権エンフォースメントに関するワークショップ。知的財産権の保護を強化し、知的財産制度に対する認識・理解を深めることを目的とし、検察官・警察官を対象に、エル	エンフォースメント強化支援	セミナー等	エルサルバドル	エルサルバドル	50		スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			サルバドルでの知的財産権エンフォースメントに関わる重要な問題について実務研修を行う。							
9/5/2011	9/9/2011	メキシコのイノベーション・知的財産戦略枠組みに関する全国ステークホルダー会議	メキシコのイノベーション・知的財産戦略枠組みに関する全国ステークホルダーとの会合。国家イノベーション・知的財産戦略の作成に関して、メキシコ政府から出された要請に対する第1回目の対応活動であり、専門家2人がメキシコ側関係者らとの協議会合に参加して戦略の作成を支援する。本プロジェクトは、経済統計部（Economics and Statistics Division）とラテンアメリカ・カリブ局（LAC Bureau）とが共同で調整するため、Fink氏及びMazal氏による同会合への参加が予測される。	不明	セミナー等	メキシコ	メキシコ			スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
9/6/2011	9/9/2011	ラテンアメリカ地域における国家知的財産戦略の開発	国家知的財産戦略に関する開発支援。ラテンアメリカ地域の国々の国家知的財産戦略の開発を支援する。	不明	不明	パナマ	パナマ			スペイン語
9/7/2011	9/7/2011	商標・特許保護に関する全国ワークショップ開催への資金援助	商標・特許保護に関する全国ワークショップ開催への資金援助。ウルグアイ国家工業所有権局（National Directorate of Industrial Property : DNPI）が2006年から定期的に開催している全国の中小企業による知的財産制度の徹底的な活用、より有効な活用を促進するためのワークショップについて、出席する DNPI 職員 2 人の出張日当（Daily Subsistence Allowance : DSA）を負担するものである。	不明	資金提供	ウルグアイ	ウルグアイ			スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
9/12/2011	9/13/2011	競争力強化のための戦略的ツールとしての工業所有権の活用を促進する第3回地域フォーラム：イペロアメリカ企業のビジョン	競争力強化における戦略的ツールとしての工業所有権の活用促進に関する地域フォーラム。主な目的は、経済競争力の強化ツールとしての知的財産の戦略的活用に対する起業家の認識を向上させて実施を促すことと、スペイン語での民間セクタ向け支援・サービスを向上させることなど。	不明	セミナー等	コスタリカ	コスタリカ	20		スペイン語
9/12/2011	9/16/2011	特許ライティングに関する地域ワークショップ	特許ライティングに関するワークショップ。特許ライティングのスキルに関して、実務的研修を実施する。	民間実務者養成	セミナー等	ウルグアイ	コスタリカ、エクアドル、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ	8		スペイン語
9/13/2011	9/15/2011	ラテンアメリカ・カリブ（LAC）諸国向け PCT 地域セミナー		不明	セミナー等	パナマ	パナマ	19		スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
9/19/2011	9/23/2011	知的財産修士課程コースの商標モジュールへの研修専門家の派遣	商標に関する研修への専門家の派遣。エクアドル知的財産権庁（Ecuadorian Institute of Intellectual Property : IEPI）、エクアドルのアメリカス大学（University of the Americas in Ecuador : UDLA）と締結した技術協力枠組みに則り、専門家を派遣する。UDLAで毎年開講される知的財産理学修士コースを受講する大学院生・審査官を対象に研修を実施する。	審査実務支援	専門家派遣	エクアドル	エクアドル			スペイン語
9/26/2011	10/6/2011	ラテンアメリカ・カリブ（LAC）諸国の政府職員による WIPO 一般総会への参加支援	ラテンアメリカ・カリブ（LAC）諸国政府職員の WIPO 一般総会参加に対する資金援助。政府高官の一般総会参加に関して、LAC 諸国の政府が資金援助を要請したもの。	不明	資金提供	スイス	ウルグアイ、トリニダード・トバゴ共和国、メキシコ	3	有	スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
9/29/2011	9/30/2011	国際学術セミナー：イノベーション・課題・機会	イノベーションに関する国際学術セミナー。主な目的は、教授、研究者、起業家及び学生の間で、イノベーションによる開発の機会を広げ、大学でのイノベーションの役割を向上させること。	民間実務者養成	セミナー等	コロンビア	メキシコ、コロンビア、チリ、アルゼンチン	3	有	スペイン語
10/4/2011	10/5/2011	技術移転に関するセミナー	技術移転に関するセミナー。無形資産の実用化に関わる問題及び、その公共政策への示唆について、議論を高めることを目的とする。	不明	セミナー等	チリ	チリ			スペイン語
10/11/2011	10/12/2011	知的財産管理・イノベーションクラスターに関する地域セミナー	知的財産管理・イノベーションクラスターに関するセミナー。主な目的は、技術移転室（Technology Transfer Offices：TTO）の設置について、当該地域の大学に指針を与えることと、イノベーション・研究開発戦略における知的財産管理の重要性に対する認	不明	セミナー等	トリニダード・トバゴ共和国	トリニダード・トバゴ共和国、スリナム共和国、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、セントキッツ・ネイビス連邦、ジャマイカ、ガイアナ、グレナダ、ベリーズ、バルバドス、アンティグア・バーブーダ	13	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			識を芽生えさせることとなっている。							
10/11/2011	10/13/2011	知的財産及び大学・研究所における研究結果管理のためのキャパシティビルディングに関する全国セミナー	知的財産及び大学・研究所における研究結果管理のためのキャパシティビルディングに関するセミナー。主な目的は、技術移転の対象となるほか、実用化され収入を生みせる大学・研究所での発明・研究結果を管理するための組織方針の特定・保護・実施の有益性に対して、認識を高めることを目的とする。	民間実務者養成	セミナー等	エクアドル	エクアドル			スペイン語
10/13/2011	10/14/2011	仲裁調停に関するワークショップ	仲裁調停に関するワークショップ。WIPOの仲裁調停センターは設立以来、毎年2日間にわたる仲裁調停ワークショップ開催しており、一貫して高い評価を受け取っている。2010年には18ヶ国から45人がこのワークショップに参加した。	不明	セミナー等	スイス	エクアドル	1		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
10/17/2011	10/21/2011	ニカラグア工業所有権庁 植物品種・伝統的知識局 局長によるパナマ訪問研修	遺伝資源・伝統的知識・フォークロアの保護に関する訪問研修。ニカラグア知的所有権登録局植物品種部部長 Gloria Marina Zelaya Laguna 氏がパナマを訪問し、遺伝資源・伝統的知識・フォークロアの保護に関する研修を受け、パナマが積み上げてきた経験から学ぶ。	不明	招へい研修	パナマ	パナマ			スペイン語
10/17/2011	10/21/2011	欧州特許庁（EPO）・スペイン特許商標庁（OEPM）共催のラテンアメリカ諸国の裁判官・検察官向け知的財産に関する地域セミナー	欧州特許庁・スペイン特許商標庁との共催によるラテンアメリカ諸国の裁判官・検察官を対象とした知的財産に関するセミナー。主な目的は、知的財産事件を担当する裁判官・検察官に、知的財産関連事件の訴訟判決に関する研修を与えることと、特許・商標・著作権・エンフォースメントに関わる事件についての最新情	エンフォースメント強化支援	セミナー等	ウルグアイ	ウルグアイ、ペルー、パラグアイ、パナマ、ニカラグア、ホンジュラス、エルサルバドル、エクアドル、ドミニカ共和国、キューバ、コスタリカ、チリ、ブラジル	21	有	スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			報・実務研修を提供することとなっている。							
10/17/2011	10/28/2011	インターGI（Inter GI）研修コース（ドミニカ国からの参加者1人）	地理的表示研修コースへの参加支援。ドミニカ国では、地理的表示分野の能力向上の必要があり、この研修がセントルシアにとって有意義であるため、St. Paul 氏のコース参加を経済的に支援することが提案されている。	不明	その他	スイス	ドミニカ国	1		
10/18/2011	10/21/2011	商標に関する全国移動セミナー：ニース分類	商標に関する全国移動セミナー。主な目的は、チリの知的財産制度利用者に対して、商標の正しい出願方法に関する知識を与えることと、ラテンアメリカ地域における2カ国間の協力体制の強化に寄与すること。	不明	セミナー等	チリ	チリ			スペイン語
10/25/2011	10/27/2011	大学・研究開発機関・先進ビジネスのイノベーション・技術移転・成功する技術ライセンス供与（Successful Technology	イノベーション・技術移転・ライセンス供与に関するワークショップ。研究機関、技術管理者、中小企	不明	セミナー等	コスタリカ	コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ	6		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
		Licensing：STL）に関する準地域ワークショップ	業、知的財産弁護士などを対象に、技術移転・ライセンス供与の知的財産戦略に関する実務研修を行う。							
10/28/2011	10/28/2011	政策立案者向けイノベーション促進と技術移転による開発推進に関する小地域ハイレベルセミナー	政策立案者向けのイノベーション促進と技術移転を通じた開発推進に関するセミナー。経済・社会・文化の開発を目標に、創作性の向上や知的財産の移転・実用化に資する全国・地域イノベーションエコシステム構築における問題・課題を取り上げる。	不明	セミナー等	コスタリカ	パナマ、ニカラグア、ホンジュラス、グアテマラ、エルサルバドル、ドミニカ共和国、コスタリカ	6	有	
10/31/2011	11/2/2011	トリニダード・トバゴ知的所有権庁（TTIPO）への訪問研修	知的財産権庁の能力開発に関する訪問研修。当該地域水平的協力の枠組みに沿って、セントキッツ・ネイビス知的財産権庁の能力を高める。	不明	招へい研修	トリニダード・トバゴ共和国	セントキッツ・ネイビス連邦、トリニダード・トバゴ共和国	1		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
10/31/2011	11/3/2011	バイオ技術セクタでの成功する技術ライセンス供与に関する上級研修プログラム	バイオ技術セクタでのライセンス供与に関する研修プログラム。バイオ技術のライセンス供与における、知的財産評価の活用に関する詳細かつ実務的な知識を提供するほか、一般的なライセンス契約書の起草、特に、バイオ技術分野でのライセンス契約書起草に関する能力開発も行う。	不明	その他	キューバ	キューバ	50		
11/3/2011	11/4/2011	大学・企業に関するワークショップ	大学・企業に関するワークショップ。大学と企業のつながり及び、バイオテクノロジー・ナノテクノロジー・医薬品における技術移転に関するワークショップへの、外国からの講演者1人の参加に対して、資金的支援を提供する。このワークショップは、ウルグアイ知的財産ネットワークにより開催さ	不明	セミナー等	ウルグアイ	ウルグアイ			スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
11/20/2011	11/22/2011	国家工業所有権局（National Directory of Industrial Property : DNPI）への訪問研修：南北アメリカイノベーションフォーラムへの参加	知的財産管理・審査に関する支援。主な目的は、①知的財産管理・審査のベストプラクティスに関するアイデア・見解の交換を促進する、②イノベーション開発における課題と、当該地域での工業生産性拡大に向けた取り組みに対する適切な公共政策による機会創出について討議する。	審査実務支援	招へい研修	ウルグアイ	アルゼンチン、ブラジル、チリ、メキシコ、ウルグアイ	4	有	スペイン語
11/21/2011	11/23/2011	地理的表示に関する国際シンポジウム（専門家1人参加）	地理的表示に関する国際シンポジウム。現在、マラニョン連邦大学（Universidade Federal do Maranhão : UFMA）が、ブラジル北東部における知的財産ネットワークを調整しており、イノベーション戦略・経済開発に対する知的財産の関連性に関して、極めて積極的に議論を	不明	セミナー等	ブラジル	ブラジル			ポルトガル語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			働きかけている。ブラジル北東部は、特に農業に強い地域であると同時に、伝統的文化表現に根差したいくつかの商品の製造も盛んであるため、同地域の公的機関及び地元企業は、保護機構として地理的表示に特に注目しているという。							
11/21/2011	11/25/2011	スペイン特許商標庁（OEPM）共催のラテンアメリカ諸国の工業所有権庁向けの戦略的な計画及び管理に関する地域セミナーII	工業所有権庁向けの戦略的な計画及び管理に関するスペイン特許商標庁（OEPM）との共催地域セミナー。戦略的な計画に関する研修を通して、工業所有権庁の管理職員に最新情報を提供すること、さらに、品質管理におけるベストプラクティスのOJTを行うことを目的とする。	不明	セミナー等	コロンビア	ベネズエラ、ウルグアイ、ペルー、パラグアイ、パナマ、ニカラグア、メキシコ、ホンジュラス、グアテマラ、エルサルバドル、エクアドル、ドミニカ共和国、キューバ、コスタリカ、コロンビア、チリ、ブラジル、ボリビア、アルゼンチン	24	有	スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
11/23/2011	11/23/2011	エルサルバドル当局による知的財産活動の WIPO 後任講演者 1 人の参加	エルサルバドル当局が実施する知的財産活動への講演者 1 人の参加に対する資金援助。製品の付加価値を向上させ、国内・国際市場における競争力を高める手段として、ニカラグアのアグリビジネスセクタと伝統的手工芸セクタの知的財産ツールの活用促進を目的とし、エルサルバドル当局が実施する知的財産活動への講演者を資金援助する。	不明	セミナー等	エルサルバドル	エルサルバドル			スペイン語
11/24/2011	11/25/2011	アグリビジネスセクタ・伝統的手工芸セクタにおける開発・競争力ツールとしての知的財産・識別性表示（distinctive signs）の使用に関する全国ワークショップ	知的財産活用に関するワークショップ。目的は、ニカラグアのアグリビジネスセクタ・伝統的手工芸セクタにおける知的財産ツールの活用を促進させることで、製品の付加価値を高めて国内・国際市場における競争力を高めること。エルサル	不明	セミナー等	ニカラグア	ニカラグア			スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			バドル当局が計画した知的財産活動への講演者1人の出席を資金援助する。							
11/28/2011	11/29/2011	セントキッツ・ネイビス高官代表团による訪問	知的財産問題や知的財産戦略に関する訪問研修。主な目的は、①大臣・政府上級職員の知的財産問題に関する理解を向上させ、知的財産問題に取り組むための基盤を強化する、②セントキッツ・ネイビスの将来的な知的財産戦略や実行計画について、上級管理職員・ラテンアメリカ・カリブ海地域局と討議する機会を提供するとなっている。	不明	招へい研修	スイス	セントキッツ・ネイビス連邦	3		
12/6/2011	12/8/2011	ジャマイカ知的財産権庁（JIPO）への訪問研修	知的財産権庁の能力開発に関する訪問研修。ジャマイカにおける水平的協力の枠組みに沿い、セントキッツ・ネイビス知的財産権庁における能力開発を目指す。	審査実務支援	招へい研修	ジャマイカ	ジャマイカ、セントキッツ・ネイビス連邦	1		

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
2/29/2012	3/2/2012	カリブ海諸国向け小地域 PCT セミナー	カリブ海諸国を対象とした PCT セミナー。このセミナーは、2011 年 10 月 22 日付書簡で開催が要請されており、WIPO はセミナー開催に原則合意した後、開催日を 2012 年 2 月 29 日～3 月 2 日とすることでカナダ知的財産局と合意に至った。しかし、2012 年の年初に、アンティグア・バーブーダ知的財産・商務庁 (Antigua and Barbuda Intellectual Property & Commerce Office : ABIPCO) から、本セミナーの開催に関わる経費の一部を負担できないとの通知を受けている。	不明	セミナー等	アンティグア・バーブーダ	トリニダード・トバゴ共和国、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、セントキッツ・ネイビス連邦、グレナダ、ドミニカ共和国、ベリーズ、バルバドス、アンティグア・バーブーダ	8	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
3/26/2012	3/28/2012	知的財産権エンフォースメントに関する全国ワークショップ	知的財産権エンフォースメントに関するワークショップ。目的は、海賊版・模倣品対策の実施に関する実務的な情報を提供し、知的財産権エンフォースメントを担当する政府機関職員の能力を高めること。エルサルバドルの知的財産権エンフォースメントのベストプラクティス指針を作成するために、ベストプラクティスに含まれるべき要素を確立するガイドラインが策定される見込み。	エンフォースメント強化支援	セミナー等	エルサルバドル	エルサルバドル			スペイン語
4/2/2012	4/5/2012	特許ライティング・特許審査に関するワークショップ	特許ライティング・特許審査に関するワークショップ。西インド諸島大学（University of the West Indies : UWI）からの要請を受けて、特許クレームの起草と、特許審査手続に関する理論的・実務	審査実務支援	セミナー等	トリニダード・トバゴ共和国	バルバドス、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ共和国	34	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			的研修を、カリブ海地域に提供する。							
4/16/2012	4/27/2012	地理的表示に関するインターGI（Inter GI）研修プログラム	地理的表示に関する研修プログラム。トリニダード・トバゴからの資金提供を支援する。	不明	資金提供	フランス	トリニダード・トバゴ共和国			フランス語
5/2/2012	5/4/2012	ブラジル国立工業所有権院（INPI : Instituto Nacional da Propriedade Industrial）共催の工業所有権及び輸出に関するセミナー	工業所有権及び輸出に関するセミナー。同セミナーは、①輸出セクタによる知的財産の活用に関するセミナー「輸出企業にとっての知的財産の管理と保護（ブラジルのサンパウロで2012年5月2日に開催）」、②オープンイノベーションモデルの経営力学における、知的財産の活用戦略に関する側面の討議を目的として、INPIのマスターコースの一環として開催するワークショップ、で構成されている。	不明	セミナー等	ブラジル	ブラジル			ポルトガル語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
6/4/2012	6/8/2012	特許の国際分類に関する研修ミッション	特許の国際分類に関する研修。国際特許分類の適切な適用及び使用に要される知識・スキルの提供を目的とする。	審査実務支援	その他	コスタリカ	コスタリカ			スペイン語
6/11/2012	6/12/2012	東カリブ諸国機構（Organization of Eastern Caribbean States : OECS）代表者 1 人向け訪問研修	エンフォースメント・司法官研修に関する訪問研修。知的財産エンフォースメントに関する課題、司法官研修に関する理解の向上、これらの課題に取り組むための基盤の強化を目的とする。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	スイス	アンティグア・バーブーダ	1		
6/11/2012	6/15/2012	セントルシアでの工業所有権自動化システム（IPAS）研修ワークショップ	工業所有権自動化システム（Industrial Property Automation System : IPAS）に関する研修。ラテンアメリカ・カリブ海局（LAC Bureau）のインフラ近代化部（Infrastructure Modernization Division : IMD）が、カリブ海諸国における、IPAS 管理に関する追加研修の必要性	審査実務支援	セミナー等	セントルシア	バハマ、バルバドス、ベリーズ、ジャマイカ、セントルシア、スリナム共和国	5	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			を唱えたもので、バルバドス、ベリーズ、バハマ、ジャマイカ、スリナム各国の知的財産権庁の自主性の強化を目的とする。							
6/25/2012	6/29/2012	アルゼンチン国家工業所有権庁への訪問研修	エクアドル知的財産権庁（IEPI：Instituto Ecuatoriano de Propiedad Intelectual）職員向けアルゼンチン国家工業所有権庁（INPI）訪問研修プログラム。IEPI 所属の Veliz Vélez 氏が特許分野での能力向上を目的に INPI を訪問し、INPI の特許審査手順、特許出願の管理、審査・登録のワークフロー、INPI の特許部門の技術的インフラなどを習熟する。また同氏は、IEPI の職員能力向上を支援する INPI 特許審査官も特定する。	審査実務支援	招へい研修	アルゼンチン	エクアドル、アルゼンチン			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
6/28/2012	6/29/2012	第3回カリブ海ファインカカオ会議・チョコレート博覧会	カリブ海ファインカカオ会議・チョコレート博覧会。主な目的は、①農村経済の転換の重要性・農産物としてのカカオの価値連鎖の重要性を示すこと、②該セクタの新しいビジネスモデル・カリブ海地域における同セクタの持続可能性に焦点を当てること、③地域的な結び付きを強める機会を提供することなど。	不明	セミナー等	トリニダード・トバゴ共和国	トリニダード・トバゴ共和国、グアテマラ			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
7/9/2012	7/10/2012	カリブ共同体・共同市場（Caribbean Community and Common Market : CARICOM）・東カリブ諸国機構（Organisation of Eastern Caribbean States : OECS）共催欧州共同体・カリブ海フォーラム（Caribbean Forum : CARIFORUM）経済連携協定（EC-CARIFORUM Economic Partnership Agreement）のイノベーション・知的財産に関する章の実施・その他地域プロジェクトに関するワークショップ	経済連携協定（EPA）の実施に関するワークショップ。目的は、国家・地域機関・援助機関の間の対話を奨励し、EC-CARIFORUM 経済連携協定、その他プロジェクトの実施を促進させるフォーラムを構築すること。	不明	セミナー等	バルバドス	アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ国、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、セントキッツ・ネイビス連邦、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム共和国、トリニダード・トバゴ共和国	14	有	
7/9/2012	7/18/2012	コロンビアの職員によるスペイン特許商標庁（OEPM）本部・世界的所有権機関本部への訪問研修	マドリッド協定加盟に関する訪問研修。コロンビア政府は2012年5月29日、標章の国際登録に関するマドリッド協定加盟書をWIPO 事務局長に提出しており、同年8月29日にマドリッド協定に加盟することが決定している。	審査実務支援	招へい研修	スペイン				スペイン語
7/16/2012	7/18/2012	イベロアメリカ首脳会議の知的財産地域プログラ	イベロアメリカ首脳会議の知的財産地域	不明	セミナー等	スペイン				スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
		ムの枠組みに関する専門家会議	プログラムの枠組みに関する専門家による会合。主な目的は、①該地域プログラムのプロジェクトの進捗状況を評価すること、②プロジェクト推進のために、今後とるべきステップについて適切な決定を下すこと、③次回のサミット共同宣言案に関して合意することなど。また、この会合を通じて地域間の結び付きが強まることが期待されている。							
7/18/2012	7/20/2012	トリニダード・トバゴ知的所有権庁（TTIPO）への商標に関する訪問研修	商標に関する訪問研修。知的財産権庁の能力を高め、地域を横断した水平的協力を促進する。	審査実務支援	招へい研修	トリニダード・トバゴ共和国	トリニダード・トバゴ共和国			
8/23/2012	8/24/2012	企業問題・知的財産庁（Corporate Affairs and Intellectual Property Office : CAIPO）職員 2 人向け訪問研修	商標に関する訪問研修。トリニダード・トバゴ知的所有権庁（TTIPO）で実施される商標研修に参加する。	審査実務支援	招へい研修	トリニダード・トバゴ共和国	トリニダード・トバゴ共和国			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
8/28/2012	8/28/2012	異議申立手続に関する国際セミナー	異議申立手続に関する国際セミナー。セミナーでの討議を通して、全ての関係者が、メキシコでの国家異議申立制度の設立に関して、情報に基づいたより良い判断を下せるようになることが期待される。メキシコは、標章の国際登録に関するマドリッドプロトコル加盟に準じて、このような制度の設立を求められている。	審査実務支援	セミナー等	メキシコ	メキシコ			スペイン語
9/5/2012	9/6/2012	イノベーション・発明・知的財産に関するフォーラム	イノベーション・発明・知的財産に関するフォーラム。主な目的は、地域競争力インデックスを公表することと、コスタリカ全国競争力インデックスの改善点を討議すること。	不明	セミナー等	コスタリカ	コスタリカ			スペイン語
9/6/2012	9/7/2012	トリニダード・トバゴ知的所有権庁の職員2人向けのキューバ工業所有権庁への訪問研修	マドリッド協定加盟に関する訪問研修。トリニダード・トバゴで現在実施されて	審査実務支援	招へい研修	キューバ	キューバ			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			いるマドリッド協定加盟に向けたイニシアティブに基づき、この訪問研修では、同国知的所有権庁の職員2人が、同協定を効果的に実施しているキューバ工業所有権庁（ハバナ）に訪問し、同庁での同協定に関わる実務上の経験を学ぶ。							
9/10/2012	9/12/2012	コスタリカ技術・イノベーション支援センター（Technology and Innovation Support Center : TISC）	技術・イノベーション支援センター（TISC）に関する研修セミナー。主な目的は、コスタリカのTISC 設立支援を通して、専門データベースの効果的活用を促すことと、コスタリカ特許庁でのTISC 関連活動の開始に向けて、TISC 職員の認識を高め、研修を提供すること。	不明	セミナー等	コスタリカ	コスタリカ			スペイン語（主要言語）
9/10/2012	9/12/2012	技術移転キャパシティビルディングプログラムの開発・実施に関する専門家派遣	技術移転キャパシティビルディングプログラムの開発・実施に関する専門家派	不明	専門家派遣	キューバ	キューバ			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			遣。							
9/10/2012	9/14/2012	ブランドの分類に関する全国移動ワークショップ	ブランドの分類に関するワークショップ。商標分類の使用を当該地域内で調和するための基準づくりに関して、参加国知的所有権庁を支援する。	審査実務支援	セミナー等	ウルグアイ	アルゼンチン、ブラジル、エクアドル、ウルグアイ			スペイン語
10/2/2012	10/3/2012	原産地名称に関する全国セミナー・ワークショップ	原産地名称に関するセミナー・ワークショップ。目的は、エクアドルの2つの原産地名称（Cacao Arriba と Sombreros Montecristi）の実施プロセスを助長すること。また、Café de Galapagos、el Salinerito、las Cerámicas de Cera など同国で生産される他製品には、識別性表示（distinctive signs）を有するものがあり、これらの製品に対して最良な保護ツールを討議・特定する。	不明	セミナー等	エクアドル	エクアドル			スペイン語
10/15/2	10/19/2	公的セクタの効率評価	公的セクタの効率評	不明	セミナー	ボリビア	ウルグアイ	1		スペイン

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
012	012	(に関するセミナー)	価に関するセミナー。スペイン国際開発協力機構（Agencia Española de Cooperación Internacional para el desarrollo : AECID）がラテンアメリカで策定した研修活動枠組みの中で開催するセミナーである。 Pérez Lescoumes 氏にとっての良い研修機会であるだけでなく、戦略目標として庁内手順の効率化を掲げるウルグアイ国家産業所有権庁（National Directorate of Industrial Property (DNPI) of Uruguay）への好影響も期待されている。		等					語
10/16/2012	10/17/2012	国家工業所有権局（ Instituto Nacional de Propiedad Industrial : INAPI）共催のラテンアメリカにおける知的財産及び競争政策に関するセミナー	知的財産及び競争政策に関するセミナー。ラテンアメリカ諸国の知的財産及び競争政策に関するセミナーの、サンティアゴ（チリ）での開催に協力する。 Pires	不明	セミナー等	チリ	チリ			スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			de Carvalho 氏が、チリ側の INAPI 代表者及び国家経済検察庁代表者と、WIPO 活動への今後のチリの参加様式、特に技術移転合意・共同研究契約に関する調査への参加様式について、非公式協議を行うために、サンティアゴでの滞在を 1 日延長する。チリからは、WIPO 活動への参加・関与を高めた意図が表明されており、同国の参加様式の簡素化が期待されている。							
10/22/2012	10/25/2012	カリブ海諸国の知的財産庁商標審査官向け商標に関する研修コース	カリブ海諸国の商標審査官向け商標に関する研修コース。商標審査官の商標審査、分類、異議申立手続に関する能力向上を目的とする。	審査実務支援	その他	バルバドス	アンティグア・バーブーダ、バルバドス、グレナダ、セントキッツ・ネイビス連邦	6	有	

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
10/24/2012	10/26/2012	外国技術特許出願の調達における主要問題に関するワークショップ	外国技術特許出願の調達における主要問題に関するワークショップ。国際技術移転契約の取扱いに関する研修を、実務的な観点から提供することを目的とする。国際技術移転契約の管理において、担当者が実際に直面する問題の解決に焦点を当てた研修を提供する。	不明	セミナー等	キューバ	キューバ			スペイン語
11/12/2012	11/16/2012	スペイン特許商標庁（OEPM）共催のラテンアメリカ諸国の工業所有権庁向け戦略的な計画及び管理に関する地域セミナーIII	スペイン特許商標庁（OEPM）との共催によるラテンアメリカ諸国の工業所有権庁を対象とした戦略的な計画及び管理に関するセミナー。主な目的は、参加者に対して、①戦略的計画立案・人材政策・品質管理に関する最新情報、実務研修、有益なツールを提供すること、②知的財産管理を近代し、ラテンアメリカ諸国に	不明	セミナー等	グアテマラ	ベネズエラ、ウルグアイ、ペルー、パラグアイ、パナマ、ニカラグア、メキシコ、ホンジュラス、グアテマラ、エルサルバドル、エクアドル、ドミニカ共和国、キューバ、コスタリカ、コロンビア、チリ、ブラジル、ボリビア、アルゼンチン	22	有	スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			おける工業所有権庁管理職の間で、サービス重視の姿勢を高める機会を与えること、③参加者の間で、知的財産権の質管理の最新動向に関する経験を共有させることなど。							
11/19/2012	11/23/2012	特許協力条約（PCT）に関する移動セミナー	特許協力条約（PCT）に関するコロンビア移動セミナー。ボゴタ、バランキヤ、ブカラマンガで実施される。	不明	セミナー等	コロンビア	コロンビア			
11/26/2012	11/28/2012	商標紛争の調停に関する研修（ブラジル国立工業所有権院、Instituto Nacional da Propriedade Industrial : INPI）・INPIにおける商標紛争調停の実施に関する協議及び、映画・メディア紛争の仲裁に関するワークショップ（米州知的財産協会、Asociación Interamericana de la Propiedad Intelectual : ASIPI）	商標紛争の調停に関する研修・協議及び、映画・メディア紛争の仲裁に関するワークショップ。INPIに持ち込まれる紛争に対する調停サービスの提供に関して、同院と交わした2012年9月12日付覚書に基づき、研修・ワークショップの開催を提案する。商標実務者を対象とした、商標紛争の同院における	不明	セミナー等	ブラジル	ブラジル			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			調停に関する研修プログラムの開催 （2012年11月27-28日）、調停サービス提供の実施を協議するための、同院及び同院傘下の知的財産保護センター（Center for Intellectual Property Protection : CEDPI）との会合の開催（2012年11月29日）に対して、同院から支援要請があった。また、WIPO 仲裁調停センターと米州知的財産協会（ASIPI）との間で、WIPO の映画・メディア対象調停・迅速仲裁規則（Mediation and Expedited Arbitration Rules for Film and Media）の活用奨励を視野に入れて協力することで合意しており、WIPO 仲裁調停センターは2012年12月1日、ウルグアイの ASIPI 年次会議において、映							

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			画・メディアの仲裁に関するワークショップを開催する。							
11/29/2012	12/1/2012	商標紛争の調停に関する研修（ブラジル国立工業所有権院、Instituto Nacional da Propriedade Industrial : INPI）・INPIにおける商標紛争調停の実施に関する協議及び、映画・メディア紛争の仲裁に関するワークショップ（米州知的財産協会、Asociación Interamericana de la Propiedad Intelectual : ASIPI）	商標紛争の調停に関する研修・協議及び、映画・メディア紛争の仲裁に関するワークショップ。INPIに持ち込まれる紛争に対する調停サービスの提供に関して、同院と交わした2012年9月12日付覚書に基づき、研修・ワークショップの開催を提案する。商標実務者を対象とした、商標紛争の同院における調停に関する研修プログラムの開催（2012年11月27-28日）、調停サービス提供の実施を協議するための、同院及び同院傘下の知的財産保護センター（Center for Intellectual Property Protection : CEDPI）との会合の開催（2012年11月	不明	セミナー等	ウルグアイ	ウルグアイ			

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			29 日）に対して、同院から支援要請があった。また、WIPO 仲裁調停センターと米州知的財産協会（ASIPI）との間で、WIPO の映画・メディア対象調停・迅速仲裁規則（Mediation and Expedited Arbitration Rules for Film and Media）の活用奨励を視野に入れて協力することで合意しており、WIPO 仲裁調停センターは 2012 年 12 月 1 日、ウルグアイの ASIPI 年次会議において、映画・メディアの仲裁に関するワークショップを開催する。							
12/10/2012	12/14/2012	欧州特許庁（EPO）・スペイン特許商標庁（OEPM）共催の裁判官向け知的財産に関する地域セミナー	裁判官対象、知的財産に関する欧州特許庁・スペイン特許商標庁との共催セミナー。主な目的は、知的財産関連事件を担当する裁判官・検察官に、①知的財産関	エンフォースメント強化支援	セミナー等	グアテマラ	ベネズエラ、ウルグアイ、ペルー、パラグアイ、パナマ、ニカラグア、メキシコ、ホンジュラス、グアテマラ、エルサルバドル、エクアドル、ドミニカ共和	24	有	スペイン語

開始日	終了日	活動名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	支援対象国	参加人数	国別内訳	言語（英語以外）
			連事件の訴訟判決に関する研修、②特許・商標・著作権・エンフォースメントに関わる事件についての最新情報・実務研修、を提供すること。				国、キューバ、コスタリカ、コロンビア、チリ、ブラジル、ボリビア、アルゼンチン			
		商標の登録・分類に関する全国ワークショップ	商標の登録・分類に関するワークショップ。アジェンダは、①国内・国際市場の競争強化させるために商品・サービスの販売促進ツールとして商標を使用することの利点に関する討議、②商標登録の基準及び手順、③国際分類の使用など。	不明	セミナー等	エクアドル	エクアドル			スペイン語

注：空欄は下記データベースに情報が記載されていなかったことを示す。

出典：WIPO による技術支援データベースを基に作成⁹⁴

⁹⁴ WIPO. “Technical Assistance Database”. www.wipo.int/tad/en/ [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究

開始日	活動名	アルジェリア	アンゴラ	ベナン	ボツワナ	ブルキナファソ	ブルンジ	カメルーン	カーボヴェルデ	中央アフリカ	チャド	中国	コモロ	コンゴ民主共和国	ジブチ	エジプト	エチオピア	赤道ギニア	エリトリア	ガンビア	ギニア	ギニアビサウ	コートジボワール	ヨルダン	ケニア	リベリア	レソト	マダガスカル	マリ	モリタニア	モロッコ	モザンビーク	ナミビア	ニジェール	ナイジェリア	ルワンダ	サントメ・プリンシペ	セネガル	セーシェル	シエラレオネ	ソマリア	南アフリカ	スーダン	スワジランド	スイス	トーゴ	チュニジア	ウガンダ	ザンビア	ザンジバル	ジンバブエ	合計	
1/18/2010	ケニア・ナミビア・ウガンダ当局向け著作権管理団体訪問研修（ロンドン）																							1									1													1						3	
1/21/2010	ケニア・ウガンダ当局向けノルウェー複製権機構（KOPINOR）への訪問研修（オスロ）																							1																							1					2	
1/26/2010	世界複製権機構（International Federation of Reproduction Rights Organisations: WIPO-IFRRO） - アフリカ広域知的財産機関（African																1										1					2		2											1			2	1	2			12

出典：WIPO による技術支援データベースを基に作成⁹⁵

国別参加者数（アラブ局）

開始日	活動名	アルジェリア	アンゴラ	バーレーン	ブルキナファソ	ブルンジ	カメルーン	コンゴ	ジブチ	エジプト	ギニア	イラク	コートジボワール	ヨルダン	ケニア	クウェート	レバノン	リビア	モリタニア	モロッコ	ナイジェリア	オマーン	パレスチナ自治政府	カタール	ルワンダ	サウジアラビア	セネガル	スーダン	シリア	トーゴ	チュニジア	ウガンダ	アラブ首長国連邦	タンザニア	イエメン	ザンビア	合計
3/2/2010	文章・画像ベースの作品の権利の集中管理に関する地域セミナー	1		1						2		1		1		1	3	2	1	2																	15
3/17/2010	KIPO・アラブ連盟：League of Arab States：LAS) 共催の知的財産の戦略的活用に関するアラブ地域シンポジウム	2		2						2				2		2	2			2		2				2		2	2		2		2		2		28
4/25/2010	知的財産に関する全国セミナー：社会・経済・文化開発のための戦略	1							1											1																	3
5/18/2010	ヨルダン司法関係者向け特別ワークショップ									1				3																							4
6/29/2010	工業意匠の国際保護に関するア	1		1					1	1		1		1		1	1	1	1												0						10

開始日	活動名	アルジェリア	アンゴラ	バーレーン	ブルキナファソ	ブルンジ	カメルーン	コンゴ	ジブチ	エジプト	ギニア	イラク	コートジボワール	ヨルダン	ケニア	クウェート	レバノン	リビア	モリタニア	モロッコ	ナイジェリア	オマーン	パレスチナ自治政府	カタール	ルワンダ	サウジアラビア	セネガル	スーダン	シリア	トーゴ	チュニジア	ウガンダ	アラブ首長国連邦	タンザニア	イエメン	ザンビア	合計
	ラブ地域セミナー（チュニジア）																																				
7/5/2010	WIPO-アラブ諸国連合（League of Arab States: LAS）共催の知的財産への情報技術の使用に関するワークショップ	2		2					2			2		2		2	2	2	2	2		2	2	2		2		2	2		2		2		2		38
10/25/2011	工業意匠保護の重要性に関するアラブ地域シンポジウム	2		2					2	2		2		2			2	2	2	2		2	2	2		2		2	2		2		2		2		38
12/12/2011	WIPO/IDB（イスラム開発銀行: Islamic Development Bank）共催のイノベーションと知的財産の管理及び成功する技術供与に関するワークショップ：アラブ地域における富の創造	2		2					2	2		2		2		2	2	2	2	2		0	2	2		2		2	2		2		2		2		38

開始日	活動名	アルジェリア	アンゴラ	バーレーン	ブルキナファソ	ブルンジ	カメルーン	コンゴ	ジブチ	エジプト	ギニア	イラク	コートジボワール	ヨルダン	ケニア	クウェート	レバノン	リビア	モリタニア	モロッコ	ナイジェリア	オマーン	パレスチナ自治政府	カタール	ルワンダ	サウジアラビア	セネガル	スーダン	シリア	トーゴ	チュニジア	ウガンダ	アラブ首長国連邦	タンザニア	イエメン	ザンビア	合計
12/27/2011	知的財産権エンフォースメントに関するワークショップ																								50												50
2/14/2012	医薬品分野の発明の保護に関する準地域ワークショップ			2											2						2		2		2								2				12
3/13/2012	医薬品セクタの発明保護に関する準地域ワークショップ：特許・未公開情報・健康政策			2											2						2		2		0								2				10
11/12/2012	経済発展のためのイノベーションと実用化に関する地域ワークショップ													4																							4
11/12/2012	知的財産への尊重を培うための準地域的ワークショップ			4											4						0		4		4								4				20
11/13/2012	サハラ以南アフリカ（Sub Saharan Africa）		1		1	1	1	1			1		1		1						1				1		1			1		1		1		1	15

開始日	活動名	アルジェリア	アンゴラ	バーレーン	ブルキナファソ	ブルンジ	カメルーン	コンゴ	ジブチ	エジプト	ギニア	イラク	コートジボワール	ヨルダン	ケニア	クウェート	レバノン	リビア	モリタニア	モロッコ	ナイジェリア	オマーン	パレスチナ自治政府	カタール	ルワンダ	サウジアラビア	セネガル	スーダン	シリア	トーゴ	チュニジア	ウガンダ	アラブ首長国連邦	タンザニア	イエメン	ザンビア	合計
	SSA) 地域の参加国における地域開発のためのイノベーション・知的財産権の活用に関するセミナー																																				
11/18/2012	ヨルダン産業財産保護局での商標登録手続きに関するイエメン産業財産保護局職員向け訪問研修													0									3														3
11/26/2012	アラブ産業財産庁向け地域 IT ワークショップ	2		2						4				2		2	2	2		2		2	2			6		2	2		2		0		2		36

出典：WIPO による技術支援データベースを基に作成⁹⁶

⁹⁶ WIPO. “Technical Assistance Database”. www.wipo.int/tad/en/ [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

国別参加者数（アジア局）

開始日	活動名	スリランカ	アフガニスタン	バングラディッシュ	ブータン	ブルネイ	カンボジア	カメルーン	中国	クック諸島	コスタリカ	北朝鮮	ドミニカ共和国	エジプト	エルサルバドル	フィジー	グアテマラ	ホンジュラス	インド	インドネシア	イラン	キリバス	ラオス	マレーシア	モルディブ	マーシャル諸島	モンゴル	モロッコ	ミャンマー	ナウル	ネパール	ニカラグア	ニウエ	パキスタン	パナマ	バプアニューギニア	ペルー	フィリピン	ボーランド	韓国	サモア	セーシェル	シネガル	シンガポール	ソロモン諸島	南アフリカ	タイ	トンガ	アラブ首長国連邦	スリランカ	合計
3/25/2010	経済成長につながる科学・ビジネスにおける女性によるイノベーション及び創造性に関する国際会議（ワルシャワ）	1						1															1					1									0														4
8/31/2010	知的財産教育・研修・研究に関する小地域シンポジウム									1					2						1				1					1			1					1						1							10
9/16/2010	知的財産庁グローバルシンポジウム																		1				1												1																3
10/4/2010	知的財産とグリーン成長に関するアジア太平洋地域フォー	2	2				2	2							1			2	2	1		2				2			1	2		2		1	2			1						2				2			31

227

228

229

各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究

開始日	活動名	スリランカ	アフガニスタン	バングラディッシュ	ブラジル	ブルネイ	カンボジア	カメルーン	中国	クック諸島	コスタリカ	北朝鮮	ドミニカ共和国	エジプト	エルサルバドル	フィジー	グアテマラ	ホンジュラス	インド	インドネシア	イラン	キリバス	ラオス	マレーシア	モルディブ	マーシャル諸島	モンゴル	モロッコ	モザンビーク	ミャンマー	ナウル	ネパール	ニカラグア	ニウエ	パキスタン	パナマ	パプアニューギニア	ペルー	フィリピン	ボラネンド	韓国	サモア	セーシェル	セネガル	シエラレオネ	シンガポール	ソロモン諸島	南アフリカ	タイ	トンガ	アラブ首長国連邦	スリランカ	合計
11/2/2011	技術移転を推進する産学協同に関する地域フォーラム	3						3											3	3	3		3			3								3																	0	30	
11/7/2011	産業財産管理におけるIT 使用に関する研修コース	1	1	1	1														1	1		1	1			1								1																1	12		
11/9/2011	国家知的財産戦略に関する地域シンポジウム	2	2	1		1	0				2			1					2	2	2		2	2	1		2			1	2		2		1																2	35	
12/5/2011	植物品種保護法に関するワークショップ					2													2			2	2							2								2													2	16	
12/5/2011	知的財産権エンフォースメントに関する研修コース（東京）					1	4												2		1					1										3															3	18	

各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究

開始日	活動名	スリランカ	アフガニスタン	バングラディッシュ	ブータン	ブルネイ	カンボジア	カメルーン	中国	クック諸島	コスタリカ	北朝鮮	ドミニカ共和国	エジプト	エルサルバドル	フィジー	グアテマラ	ホンジュラス	インド	インドネシア	イラン	キリバス	ラオス	マレーシア	モルディブ	マーシャル諸島	モンゴル	モロッコ	モザンビーク	ミャンマー	ナウル	ネパール	ニカラグア	ニウエ	パキスタン	パナマ	パプアニューギニア	ペルー	フィリピン	韓国	サモア	セーシェル	セネガル	シエラレオネ	シンガポール	ソロモン諸島	南アフリカ	タイ	トンガ	アラブ首長国連邦	スリランカ	合計
12/8/2011	国連アジア太平洋経済社会委員会（Economic and Social Commission for Asia and the Pacific：ESCAP）共催の知的財産経済学・政策に関する地域ワークショップ	2	2				1	3											3	2			1	2							1		2			2								0				2	23			
12/15/2011	アジアの後発開発途上国と太平洋地域向け経済競争力向上及び発展のための知的財産の使用に関する地域ワークショップ	2	2	0			2															2								2		2							2										14			

各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究

開始日	活動名	スリランカ	アフガニスタン	バングラディッシュ	ブータン	ブルネイ	カンボジア	カメルーン	中国	クック諸島	コスタリカ	北朝鮮	ドミニカ共和国	エジプト	エルサルバドル	フィジー	グアテマラ	ホンジュラス	インド	インドネシア	イラン	キリバス	ラオス	マレーシア	モルディブ	マーシャル諸島	モンゴル	モロッコ	モザンビーク	ミャンマー	ナウル	ネパール	ニカラグア	ニウエ	パキスタン	パナマ	パプアニューギニア	ペルー	フィリピン	韓国	サモア	セーシェル	セネガル	シエラレオネ	シンガポール	ソロモン諸島	南アフリカ	タイ	トンガ	アラブ首長国連邦	スリランカ	合計
1/18/2012	産業財産の審査実務に関する研修コース（東京）	1		1		1									1				1	1			2			1							1	1	1	2									1				2	17		
2/2/2012	イノベーション・企業競争力・経済成長の促進における知的財産庁の役割に関する地域会議	2											1						2	2			2			2								2						1	1	1					2				2	22
2/6/2012	知的財産管理及び成果主義に基づく知的財産庁計画の策定・実施に関する研修コース（東京）	2	2					2											2	2			2											2			2									2			2	20		
2/15/2012	専門的技術に関する特許審議官向け研修コース（光学装置：東京）							4											3	3			2											1			2									2			2	19		

各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究

開始日	活動名	スリランカ	アフガニスタン	バングラディッシュ	ブータン	ブルネイ	カンボジア	カメルーン	中国	クック諸島	コスタリカ	北朝鮮	ドミニカ共和国	エジプト	エルサルバドル	フィジー	グアテマラ	ホンジュラス	インド	インドネシア	イラン	キリバス	ラオス	マレーシア	モルディブ	マーシャル諸島	モンゴル	モロッコ	モザンビーク	ミャンマー	ナウル	ネパール	ニカラグア	ニウエ	パキスタン	パナマ	パプアニューギニア	ペルー	フィリピン	ポーランド	韓国	サモア	セーシェル	セネガル	シエラレオネ	シンガポール	ソロモン諸島	南アフリカ	タイ	トンガ	アラブ首長国連邦	スリランカ	合計
2/21/2012	知的財産教育・研修に関する準地域ワークショップ					3	1												1			1	0						1								1											1	13				
2/23/2012	専門的技術に関する特許審議官向け研修コース（医薬品：東京）							3											4	2			2											1			2											2	2	18			
2/28/2012	裁判官向け知的財産権エンフォースメントに関する会議																																		21														0	21			
4/9/2012	知的財産専門政府職員向け6ヶ月間の研究調査フェローシップ						1																																									1		2			

各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究

開始日	活動名	スリランカ	アフガニスタン	バングラデイツシュ	ブータン	ブルネイ	カンボジア	カメルーン	中国	クック諸島	コスタリカ	北朝鮮	ドミニカ共和国	エジプト	エルサルバドル	フィジー	グアテマラ	ホンジュラス	インド	インドネシア	イラン	キリバス	ラオス	マレーシア	モルディブ	マーシャル諸島	モンゴル	モロッコ	モザンビーク	ミャンマー	ナウル	ネパール	ニカラグア	ニウエ	パキスタン	パナマ	パプアニューギニア	ペルー	フィリピン	ボーランド	韓国	サモア	セーシェル	セネガル	シエラレオネ	シンガポール	ソロモン諸島	南アフリカ	タイ	トンガ	アラブ首長国連邦	スリランカ	合計
5/29/2012	知的財産と環境上適正な技術（ Environm entally Sound Technologies ：ESTs）に関する地域フ ォーラム	40		3				3											3	3	3		3											3		3														3	70		
7/9/2012	知的財産とスポーツに 関する小地域セミナー									0			1	1		1	1															1		1																		6	
8/30/2012	立法・経済・ 政策に関する地域セミ ナー	1		1				2										2	2			1	40			1								1			2									0	2			2	57		
9/3/2012	立法・経済・ 政策に関する地域セミ ナー	1		1				2										2	2			1	40			1								1			2									2			2	57			

各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究

開始日	活動名	スリランカ	アフガニスタン	バングラデイツシュ	ブータン	ブルネイ	カンボジア	カメルーン	中国	クック諸島	コスタリカ	北朝鮮	ドミニカ共和国	エジプト	エルサルバドル	フィジー	グアテマラ	ホンジュラス	インド	インドネシア	イラン	キリバス	ラオス	マレーシア	モルディブ	マーシャル諸島	モンゴル	モロッコ	モザンビーク	ミャンマー	ナウル	ネパール	ニカラグア	ニウエ	パキスタン	パナマ	パプアニューギニア	ペルー	フィリピン	ボーランド	韓国	サモア	セーシェル	セネガル	シエラレオネ	シンガポール	ソロモン諸島	南アフリカ	タイ	トンガ	アラブ首長国連邦	スリランカ	合計
9/6/2012	他国の知的財産庁の特許審査結果を効果的に活用するためのITインフラ設立に関するアジア準地域ワークショップ					1	1												1		1	1							1							1														1	10		
10/22/2012	産業財産の審査に関する研修コース（中級/上級プログラム、2012年10月22日～11月2日：東京）				1									2	3			2																		2									3				3	16			
11/5/2012	知的財産権エンフォースメントに関する研修コース（東京）						2	3					1						2		2					1										2									1	2				2	18		

開始日	活動名	スリランカ	アフガニスタン	バングラディッシュ	ブータン	ブルネイ	カンボジア	中国	クック諸島	コスタリカ	北朝鮮	ドミニカ共和国	エジプト	エルサルバドル	フィジー	グアテマラ	ホンジュラス	インド	インドネシア	イラン	キリバス	ラオス	マレーシア	モルディブ	マーシャル諸島	モンゴル	モロッコ	モザンビーク	ミャンマー	ナウル	ネパール	ニカラグア	ニウエ	パキスタン	パナマ	パプアニューギニア	ペルー	フィリピン	ボーランド	韓国	サモア	セーシェル	セネガル	シンガポール	ソロモン諸島	南アフリカ	タイ	トンガ	アラブ首長国連邦	スリランカ	合計
11/12/2012	工業意匠の保護・国際登録制度に関する地域セミナー	1	1	1	1		1	1	0		1			1				1	1	1		1	1	1		1			1				1		1		1									1		1	23		

出典：WIPO による技術支援データベースを基に作成⁹⁷

⁹⁷ WIPO. “Technical Assistance Database”. www.wipo.int/tad/en/ [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

国別参加者数（ラテンアメリカ・カリブ局）

開始日	活動名	アンティグア・バーブーダ	アルゼンチン	バルバドス	ベリーズ	ボリビア	バハマ	ブラジル	チリ	コロンビア	コスタリカ	キューバ	ドミニカ共和国	エクアドル	エルサルバドル	グレナダ	グアテマラ	ガイアナ	ハイチ	ホンジュラス	ジャマイカ	メキシコ	ニカラグア	パナマ	パラグアイ	ペルー	セントクリストファー・ネイビス	セントルシア	セントビンセント及びグレナディーン諸島	スリナム	トリニダード・トバゴ	ウルグアイ	ベネズエラ	アンティグア・バーブーダ	合計
10/19/2010	イノベーション促進・技術移転・成功する技術ライセンス供与（Successful Technology Licensing : STL）に関する地域ワークショップ										1	1		1				1			1		20												25
2/10/2011	競争力強化ツールとしての知的財産及びコンピュータソフトウェアに関するフォーラム		1					1		0													1			1									4

開始日	活動名	アンティグア・バーブーダ	アルゼンチン	バルバドス	ベリーズ	ボリビア	バハマ	ブラジル	チリ	コロンビア	コスタリカ	キューバ	ドミニカ共和国	エクアドル	エルサルバドル	グレナダ	グアテマラ	ガイアナ	ハイチ	ホンジュラス	ジャマイカ	メキシコ	ニカラグア	パナマ	パラグアイ	ペルー	セントクリストファー・ネイビス	セントルシア	セントビンセント及びグレナディーン諸島	スリナム	トリニダード・トバゴ	ウルグアイ	ベネズエラ	アンティグア・バーブーダ	合計
3/17/2011	企業開発を推進する政策・戦略における地理的表示・その他の識別性表示 (Distinctive Signs) の活用に関するセミナー									1						1		60			2			2	1										67
4/19/2011	知的財産とスポーツに関するセミナー			2			2												2			0										2			8
8/25/2011	裁判官向け知的財産のエンフォースメントに関する地域フォーラム									2				2		1		0			1			1	1										8
9/26/2011	ラテンアメリカ・カリブ (LAC) 諸国の政府職員による WIPO 一般総会への																					1									1	1		3	

開始日	活動名	アンティグア・バーブーダ	アルゼンチン	バルバドス	ベリーズ	ボリビア	バハマ	ブラジル	チリ	コロンビア	コスタリカ	キューバ	ドミニカ共和国	エクアドル	エルサルバドル	グレナダ	グアテマラ	ガイアナ	ハイチ	ホンジュラス	ジャマイカ	メキシコ	ニカラグア	パナマ	パラグアイ	ペルー	セントクリストファー・ネイビス	セントルシア	セントビンセント及びグレナディーン諸島	スリナム	トリニダード・トバゴ	ウルグアイ	ベネズエラ	アンティグア・バーブーダ	合計
	参加支援																																		
9/29/2011	国際学術セミナー：イノベーション・課題・機会	1							1	0												1													3
10/11/2011	知的財産管理・イノベーションクラスターに関する地域セミナー	1	3	1												1		1			2						1	1	1		1	0			13
10/17/2011	欧州特許庁（EPO）・スペイン特許商標庁（OEPM）共催のラテンアメリカ諸国の裁判官・検察官向け知的財産に関する地域セミナー							1	2		2	1		1	2	1					1		1	1	2	1							5		21

開始日	活動名	アンティグア・バーブーダ	アルゼンチン	バルバドス	ベリーズ	ボリビア	バハマ	ブラジル	チリ	コロンビア	コスタリカ	キューバ	ドミニカ共和国	エクアドル	エルサルバドル	グレナダ	グアテマラ	ガイアナ	ハイチ	ホンジュラス	ジャマイカ	メキシコ	ニカラグア	パナマ	パラグアイ	ペルー	セントクリストファー・ネイビス	セントルシア	セントビンセント及びグレナディーン諸島	スリナム	トリニダード・トバゴ	ウルグアイ	ベネズエラ	アンティグア・バーブーダ	合計
10/28/2011	政策立案者向けイノベーション促進と技術移転による開発推進に関する小地域ハイレベルセミナー									0				1		1		1			1		1	1											6
11/20/2011	国家工業所有権局（National Directory of Industrial Property：DNPI）への訪問研修：南北アメリカイノベーションフォーラムへの参加		1					1	1													1										0		4	

開始日	活動名	アンティグア・バーブーダ	アルゼンチン	バルバドス	ベリーズ	ボリビア	バハマ	ブラジル	チリ	コロンビア	コスタリカ	キューバ	ドミニカ共和国	エクアドル	エルサルバドル	グレナダ	グアテマラ	ガイアナ	ハイチ	ホンジュラス	ジャマイカ	メキシコ	ニカラグア	パナマ	パラグアイ	ペルー	セントクリストファー・ネイビス	セントルシア	セントビンセント及びグレナディーン諸島	スリナム	トリニダード・トバゴ	ウルグアイ	ベネズエラ	アンティグア・バーブーダ	合計
11/21/2011	スペイン特許商標庁（OEPM）共催のラテンアメリカ諸国の工業所有権庁向けの戦略的な計画及び管理に関する地域セミナーII		2			1		2	2	2	1	1		2	1	1		1			1		1	1	1	1							1	1	24
2/29/2012	カリブ海諸国向け小地域 PCT セミナー	1		1	1									1			1										1	1	1			1			9
4/2/2012	特許ライティング・特許審査に関するワークショップ			2																		2										30			34
6/11/2012	セントルシアでの工業所有権自動化システム（IPAS）研修ワークショップ			1	1		1															1						0			1				5

開始日	活動名	アンティグア・バーブーダ	アルゼンチン	バルバドス	ベリーズ	ボリビア	バハマ	ブラジル	チリ	コロンビア	コスタリカ	キューバ	ドミニカ共和国	エクアドル	エルサルバドル	グレナダ	グアテマラ	ガイアナ	ハイチ	ホンジュラス	ジャマイカ	メキシコ	ニカラグア	パナマ	パラグアイ	ペルー	セントクリストファー・ネイビス	セントルシア	セントビンセント及びグレナディーン諸島	スリナム	トリニダード・トバゴ	ウルグアイ	ベネズエラ	アンティグア・バーブーダ	合計
7/9/2012	カリブ共同体・共同市場（Caribbean Community and Common Market : CARICOM）・東カリブ諸国機構（Organisation of Eastern Caribbean States : OECS）共催 欧州共同体・カリブ海フォーラム（Caribbean Forum : CARIFORUM）経済連携協定（EC-CARIFORUM Economic Partnership Agreement）のイノベーション・知的財	1		1	1		1						1				1		1	1		1					1		1	1	1	1			14

開始日	活動名	アンティグア・バーブーダ	アルゼンチン	バルバドス	ベリーズ	ボリビア	バハマ	ブラジル	チリ	コロンビア	コスタリカ	キューバ	ドミニカ共和国	エクアドル	エルサルバドル	グレナダ	グアテマラ	ガイアナ	ハイチ	ホンジュラス	ジャマイカ	メキシコ	ニカラグア	パナマ	パラグアイ	ペルー	セントクリストファー・ネイビス	セントルシア	セントビンセント及びグレナディーン諸島	スリナム	トリニダード・トバゴ	ウルグアイ	ベネズエラ	アンティグア・バーブーダ	合計	
	産に関する章の実施・その他地域プロジェクトに関するワークショップ																																			
10/22/2012	カリブ海諸国の知的財産庁商標審査官向け商標に関する研修コース	2		0													2											2								6
11/12/2012	スペイン特許商標庁（OEPM）共催のラテンアメリカ諸国の工業所有権庁向け戦略的な計画及び管理に関する地域セミナーIII		1			1		1	1	1	1	1		1	1	1		4			1		1	1	1	1							1		21	
12/10/2012	欧州特許庁（EPO）・スペイン特許商標庁（OEPM）共催の		1			1		1	1	1	1	1		1	1	1		6			1		1	1	1	1	1						1		23	

開始日		活動名	アンティグア・バーブーダ	アルゼンチン	バルバドス	ベリーズ	ボリビア	バハマ	ブラジル	チリ	コロンビア	コスタリカ	キューバ	ドミニカ共和国	エクアドル	エルサルバドル	グレナダ	グアテマラ	ガイアナ	ハイチ	ホンジュラス	ジャマイカ	メキシコ	ニカラグア	パナマ	パラグアイ	ペルー	セントクリストファー・ネイビス	セントルシア	セントビンセント及びグレナディーン諸島	スリナム	トリニダード・トバゴ	ウルグアイ	ベネズエラ	アンティグア・バーブーダ	合計
	裁判官向け知的財産に関する地域セミナー																																			

出典：WIPO による技術支援データベースを基に作成⁹⁸

⁹⁸ WIPO. “Technical Assistance Database”. www.wipo.int/tad/en/ [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

2.2 米国

本節では、米国特許商標庁（United States Patent and Trademark Office: USPTO）による人材育成支援活動について紹介する。

2.2.1 支援機関概要

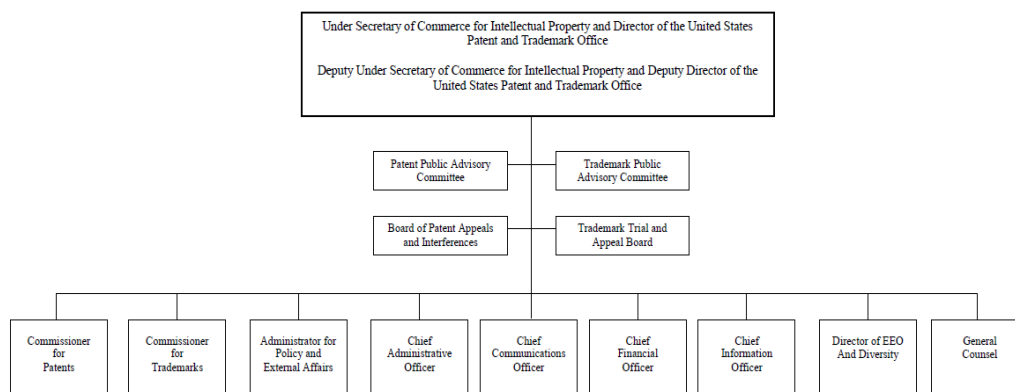
<機関概要>

USPTO は、1970 年に設立されており、優秀かつ多様性に富む人材を使って、質が高くタイムリーな特許及び商標を審査し、米国内及び海外の知的財産政策を主導するとともに、世界に知的財産関連の情報・教育を提供することで、米国内外のイノベーション、競争力、そして経済成長を促進することをミッションとしている。このミッションを遂行するべく、USPTO は、国内外において、知的財産政策を推進し、知的財産の保護及びエンフォースメントを強化するためのリーダーシップを発揮している。USPTO による海外への取り組みとしては、連邦省庁や国際機関との提携の下に、自由貿易協定やその他の国際協定における知的財産関連の条項を策定したり、海外政府機関に対してキャパシティビルディングや研修、技術支援を提供したりするなどの活動が挙げられる。2012 年における職員数は 1 万 1,531 人である⁹⁹。

USPTO の組織体制は下図の通りとなる。

図表 10 USPTO 組織図

UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE ORGANIZATION



出典：USPTO¹⁰⁰

<支援活動担当部署>

USPTO で人材育成支援活動を担当するのはグローバル知的財産アカデミー（Global Intellectual Property Academy: GIPA）である。GIPA は、2006 年に設立されており、米国内及び海外に対して、知的財産保護、エンフォースメント、知的財産の活用などに関する教育・研修プログラムを提供している。GIPA 設立以前にも、海外を対象とした人材育成支援は行われていたが、2005 年に USPTO が公式に人材育成支援を行うことが決まったため、GIPA が設立されている。2007 年には、海外政府職員に対して研修を提供するための施設も整備されている¹⁰¹。

⁹⁹ USPTO, "Performance and Accountability Report fiscal year 2012".

<http://www.uspto.gov/about/stratplan/ar/USPTOFY2012PAR.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁰⁰ USPTO, "UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE ORGANIZATION".

http://www.uspto.gov/about/bios/uspto_org_chart.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁰¹ USPTO, "Training and Education: Global Intellectual Property Academy (GIPA)".

<http://www.uspto.gov/ip/training/index.jsp> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]、GIPA とのヒアリング

＜他の機関との関係＞

USPTO による他機関との連携をみると、米国内では、司法省、国務省、商務省、米国通商代表部、税関国境警備局、移民税関捜査局など、知的財産関連の活動に従事する連邦省庁と連携している。また、USPTO は全米知的財産権調整センター（National Intellectual Property Rights Coordination Center、通称 IPR Center）¹⁰²、知的財産エンフォースメント調整官（Office of the U.S. Intellectual Property Enforcement Coordinator: IPEC）¹⁰³などとも密接に提携している。

海外への人材育成支援活動においては、各国に駐在する米国大使館と連携して、参加者を特定している。具体的には、GIPA が各国の米国大使館に対して、実施を予定している研修プログラムについて連絡し、それぞれの大使館が、当該プログラムに参加するのに適切な海外政府職員の候補のリストを GIPA に提供している¹⁰⁴。

国外機関との連携では、USPTO は、WIPO、世界貿易機構（World Trade Organization: WTO）、その他の国際・多国籍機関と提携している。例えば、2012 年には中国の北京において、USPTO 職員が、国務省と米国著作権局の代表者と共に、オーディオビジュアルコンテンツの知的財産権に関する多国籍協定の交渉に参加し、協定を締結することに成功している。WIPO 北京協定（The WIPO Beijing Treaty on Audiovisual Performances: The Beijing Treaty）と呼ばれるこの協定は、俳優、ミュージシャン、ダンサーなどによる知的財産の保護を強化するもので、このような分野における知的財産の保護レベルを一定水準に保つことを当事国に義務づけており、著作権分野における国際規範としては過去 15 年間で最も重要な進捗であると見なされている。

USPTO はまた、WIPO の著作権及び関連権利に関する常任委員会（WIPO Standing Committee on Copyright and Related）に参加し、放送信号の保護や、視覚障害などにより活字への標準的なアクセスが不可能な人が著作権物にアクセスできるようにするための取り組みを推進してきた。更に USPTO は、WIPO の知的財産・遺伝資源・伝統的知識・民俗学に関する政府間委員会（WIPO Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore）の活動にも積極的に関与し、米国が支持する「義務ではない公開（no mandatory disclosure）」という選択肢を反映させた上で、委員会メンバーの様々な提案をまとめている。この他、特許協力条約（PCT）や標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書（Madrid Protocol Concerning the International Registration of Marks）WIPO に基づく出願サービスの向上に向けた取り組みにも注力している¹⁰⁵。

2.2.2 支援活動状況

連邦政府による知的財産関連の研修及び技術支援をまとめたグローバル知的財産教育データベース（Global Intellectual Property Education Database <http://usipr.uspto.gov/>）によると、2010 年 10 月から 2012 年 11 月にかけて USPTO が国外を対象に実施した支援活動数は 197 件に上る。以下、これらの活動の詳細について説明する。

（1）支援対象国

USPTO による支援活動の対象国を、①調査対象国・地域等及び先進国、②途上国、③調査

¹⁰² 2000 年 2 月に設立された省庁横断型の組織で、知的財産に関する刑法のエンフォースメントに携わる主要な捜査当局をタスクフォースの形で一堂に会し、各局が有するリソースやスキル、権限を効率的・効果的に活用することで、知的財産犯罪に包括的に対応している。

¹⁰³ 2008 年に成立した PRO-IP 法（Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act）によって設立された役職で、異なる連邦省庁における知的財産政策の整合性をとる役割を担っている。

¹⁰⁴ GIPA とのヒアリングより。

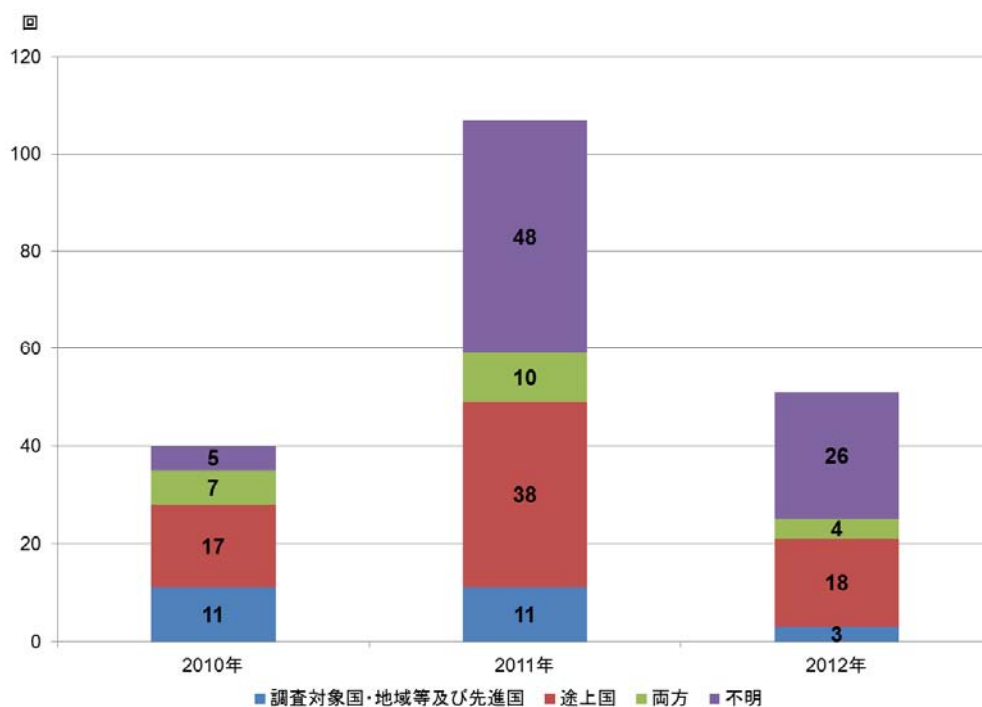
¹⁰⁵ USPTO, “Performance and Accountability Report fiscal year 2012”.

<http://www.uspto.gov/about/stratplan/ar/USPTOFY2012PAR.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

対象国・地域等及び先進国と途上国の両方の区分で見ると、途上国のみを支援対象とした活動が最も多い（図表 11 参照）。支援対象国が判明している活動のうち、途上国を支援対象とする活動が占める割合は、2010 年は半分程度で、2011 年と 2012 年には 7 割前後となっている。

支援対象国には、TRIPS 協定に基づいて要請が出された開発途上国の他に、GIPA が能動的に選定する国も含まれている。後者については、主にエンフォースメントが目的であり、米国政府が毎年発表するスペシャル 301 条報告書（Special 301 Report）¹⁰⁶で知的財産侵害の問題があると指定された国を中心に支援活動が行われている¹⁰⁷。

図表 11 USPTO による支援活動（支援対象国別）



出典：米国政府による研修プログラムのデータベースを基に作成¹⁰⁸

(2) 支援対象分野

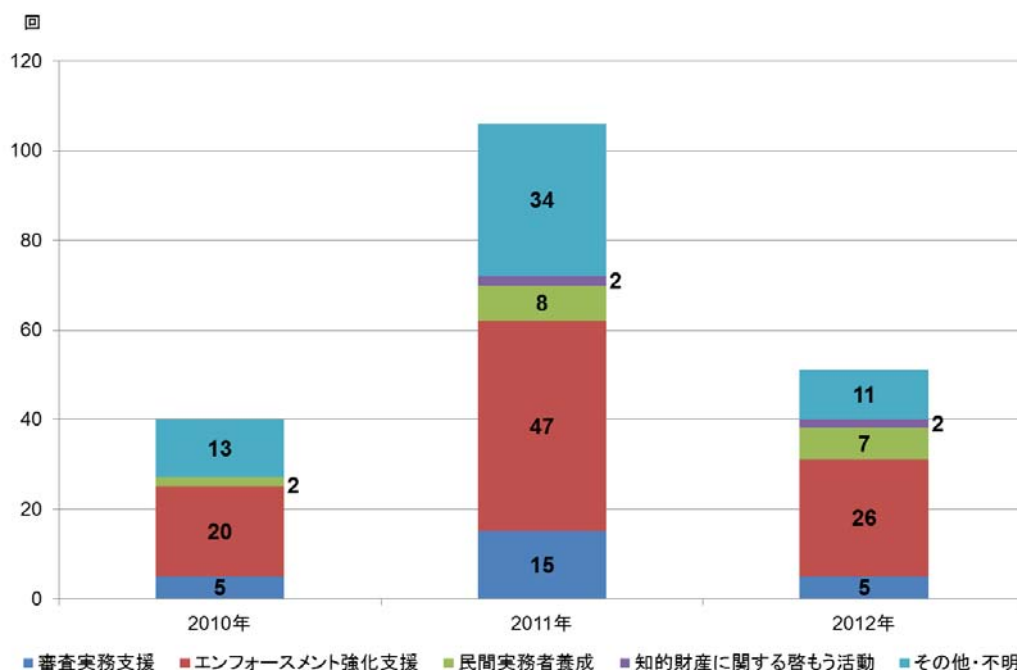
支援対象分野を見ると、エンフォースメント強化支援が多く、これに審査実務支援が続いている（図表 12 参照）。①審査実務支援、②エンフォースメント強化支援、③民間実務者養成、④知的財産に関する啓もうを対象とした支援活動のうち、エンフォースメント強化支援が占める割合は、7 割前後と高い割合を占めている。また、これら 4 つの分野以外の対象分野の中では、技術移転など知的財産の実用化に関するものが多い。

図表 12 USPTO による支援活動（支援対象分野別）

¹⁰⁶ 米国通商代表部（Office of the United States Trade Representative： USTR）が発表する報告書で、知的財産侵害などの課題がある国を指定し、問題の深刻さに応じて、「優先国」（Priority Foreign Countries）、「優先監視国」（Priority Watch List）、「監視国」（Watch List）の 3 段階に分類している。

¹⁰⁷ GIPA とのヒアリングより。

¹⁰⁸ USPTO. “Global Intellectual Property Education Database”. <http://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]



出典：米国政府による研修プログラムのデータベースを基に作成¹⁰⁹

また、支援対象者を見ると、知的財産庁職員及びその他の政府職員を対象とした活動が多い。（図表 13 参照）。GIPA によると、支援対象者の大半は、知的財産庁職員や法廷関係者など海外政府の職員となっている。啓もうが目的である場合などに支援対象国の企業関係者を対象とすることもあるが、このようなケースは稀である¹¹⁰。

前述のように、支援対象者は、各国の米国大使館と連携して選定されている。GIPA は、大使館が提供した候補者リストから、過去に研修を受けた経験（経験が無い候補を優先）や、参加のための資金援助（旅費など）¹¹¹の必要性といった条件を基に対象者を決定している¹¹²。

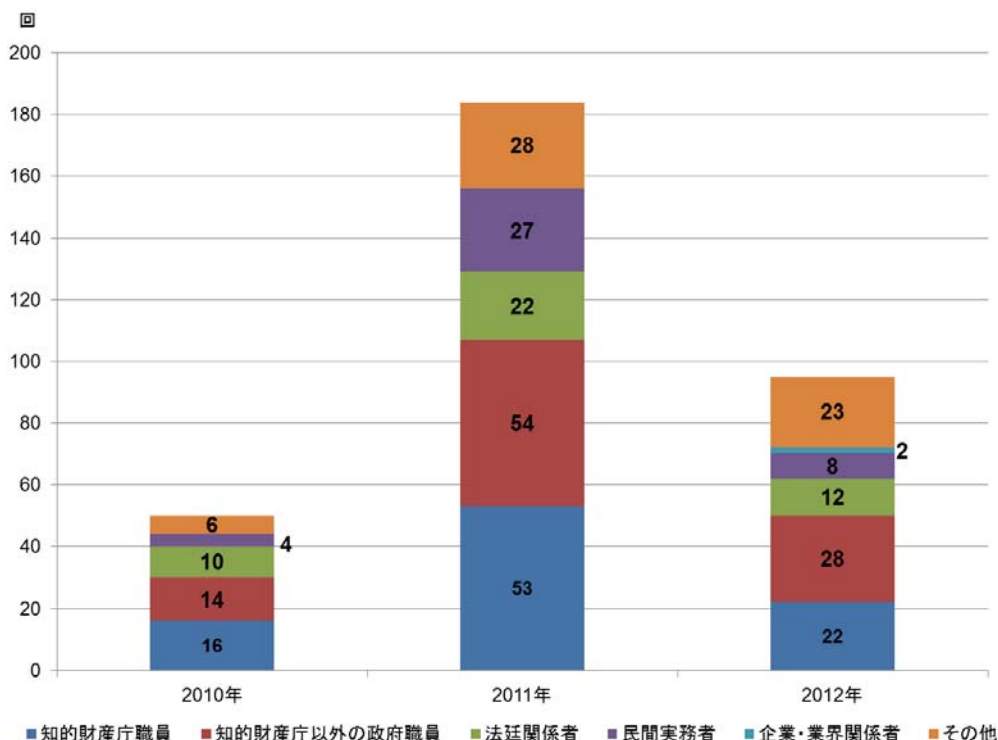
¹⁰⁹ USPTO. “Global Intellectual Property Education Database”. <http://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹¹⁰ GIPA とのヒアリングより。

¹¹¹ GIPA は、支援対象者に対して交通費や宿泊費などの資金援助を行うことがある。しかし、支援対象国における人材育成プログラムなどに資金を提供することはない。

¹¹² GIPA とのヒアリングより。

図表 13 USPTO による支援活動（支援対象者別）



注：1つの活動に複数の種類の支援対象者が参加していることがあるため、合計数は実際の支援活動総数よりも多い。

出典：米国政府による研修プログラムのデータベースを基に作成¹¹³

GIPA による支援活動におけるスピーカーや講師は、GIPA で対外関係を担当する弁護士が務めることが多い。GIPA には、対外関係を担当する弁護士が 5 人いるが、それぞれに、特許や著作権、商標などの専門分野があり、支援内容に応じて適切な人材が講師となっている。また、GIPA 以外の USPTO 職員や、裁判官や検事、税関職員など、USPTO 以外の連邦政府職員が講師を務めることもあり、トピックによっては、大学教授や業界団体の関係者を講師に招いている¹¹⁴。

(3) 支援手法

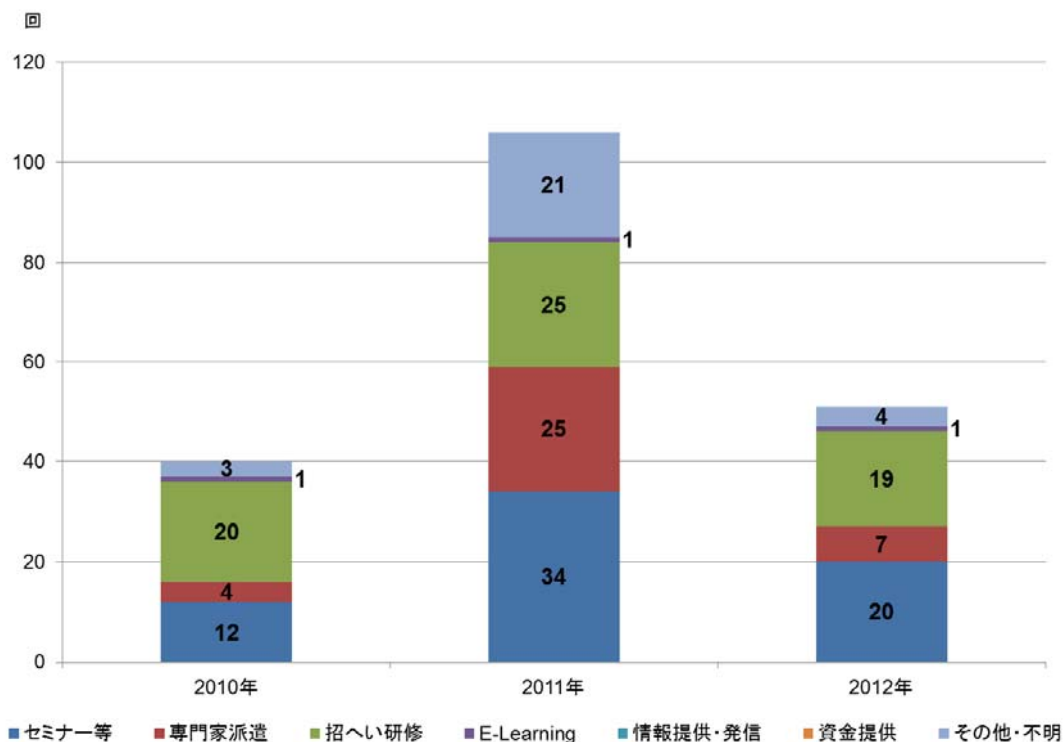
支援手法を見ると、2011 年と 2012 年はセミナー等が最も多く¹¹⁵、これに招へい研修が続いており、2010 年はセミナー等と招へい研修の順位が逆転している（図表 14 参照）。支援手法が特定されている支援活動の中でセミナー等が占める割合は、2011 年と 2012 年では 4 割程度で、2010 年は 3 割程度となっている。また、2010 年の支援活動では、招へい研修が半分以上を占める。

¹¹³ USPTO. “Global Intellectual Property Education Database”. <http://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹¹⁴ GIPA とのヒアリングより。

¹¹⁵ グローバル知的財産教育データベースでは、セミナーシリーズであっても個別のセミナーが 1 つの支援活動として紹介されているため、セミナー等の活動件数が多くなっている可能性がある。

図表 14 USPTO による支援活動（支援手法別）



出典：米国政府による研修プログラムのデータベースを基に作成¹¹⁶

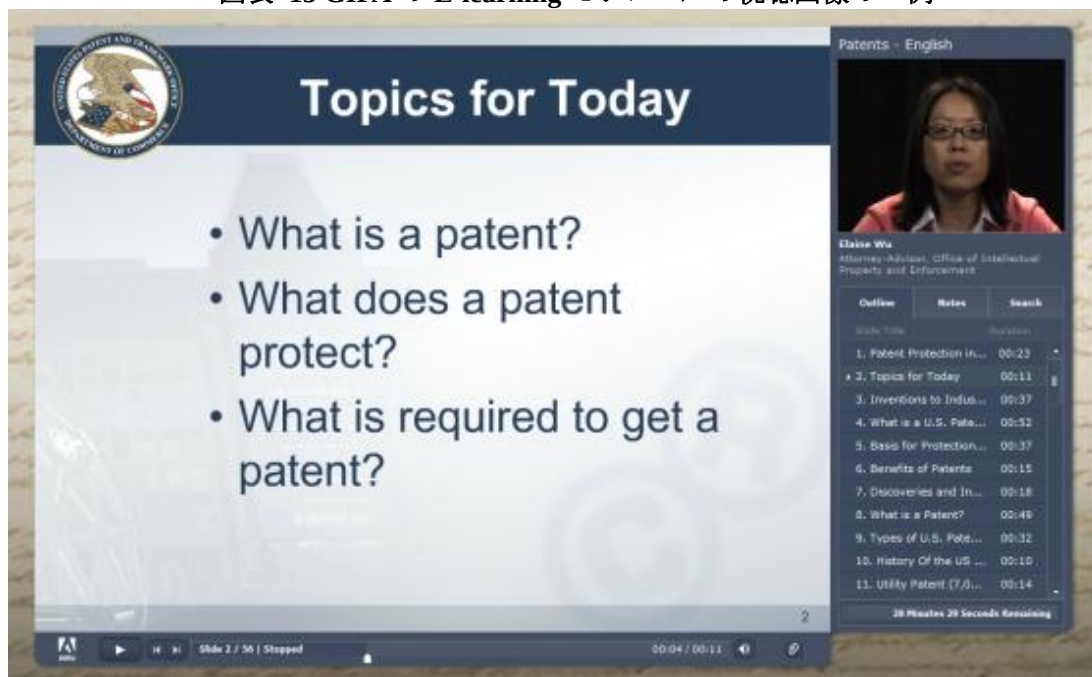
<E-Learning>

GIPA は、知的財産保護及びエンフォースメントについて、7つのモジュールからなる E-learning を提供している。モジュールは、①特許保護、②著作権（創造性の奨励・保護）、③商標の概観、④地理的表示、⑤知的財産エンフォースメントの国際標準、⑥貿易と知的財産財産、⑦PCT 入門に分かれており、PCT 入門は英語のみ、それ以外のモジュールは、英語、スペイン語、フランス語、アラブ語、ロシア語の5ヶ国語で提供されている。形式は、動画（ストリーミング）で、プレゼン資料のスライドの横に、講師が動画で説明している様子が映されている（以下の画像を参照）。なお、これらのモジュールには、GIPA のウェブサイト（<http://www.uspto.gov/ip/training/learn.jsp>）から、インターネット環境のある世界中誰でも無料でアクセスできる。ただし、ストリーミング動画を視聴するシステム要件として、Adobe Flash Player 8 以上がインストールされたコンピューターが必要となっている¹¹⁷。

¹¹⁶ USPTO. “Global Intellectual Property Education Database”. <http://usipr.uspto.gov/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹¹⁷ USPTO, “USPTO Public Training Portal and IPE-Learning Modules”. <http://www.uspto.gov/ip/training/learn.jsp> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

図表 15 GIPA の E-learning モジュールの視聴画像の一例



出典：USPTO¹¹⁸

1つのモジュールは、トピックごとに複数のセクションに分かれており、受講者は画面右下のアウトライン（Outline）の各セクションをクリックすることで、スライドを選択して好みのスライドに移動したり、メモ（Note）の各セクションをクリックすることで、講師のプレゼンテーションの内容を読んだりすることができる¹¹⁹。また、各モジュールの最後のスライドは受講修了の認定証となっており、受講者はUSPTOに電子メールでコースを修了したことを伝えることができる¹²⁰。

¹¹⁸ USPTO, Patent Protection in the United States”.

<http://www.uspto.gov/video/cbt/GIPA-English/Patents/index.htm> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

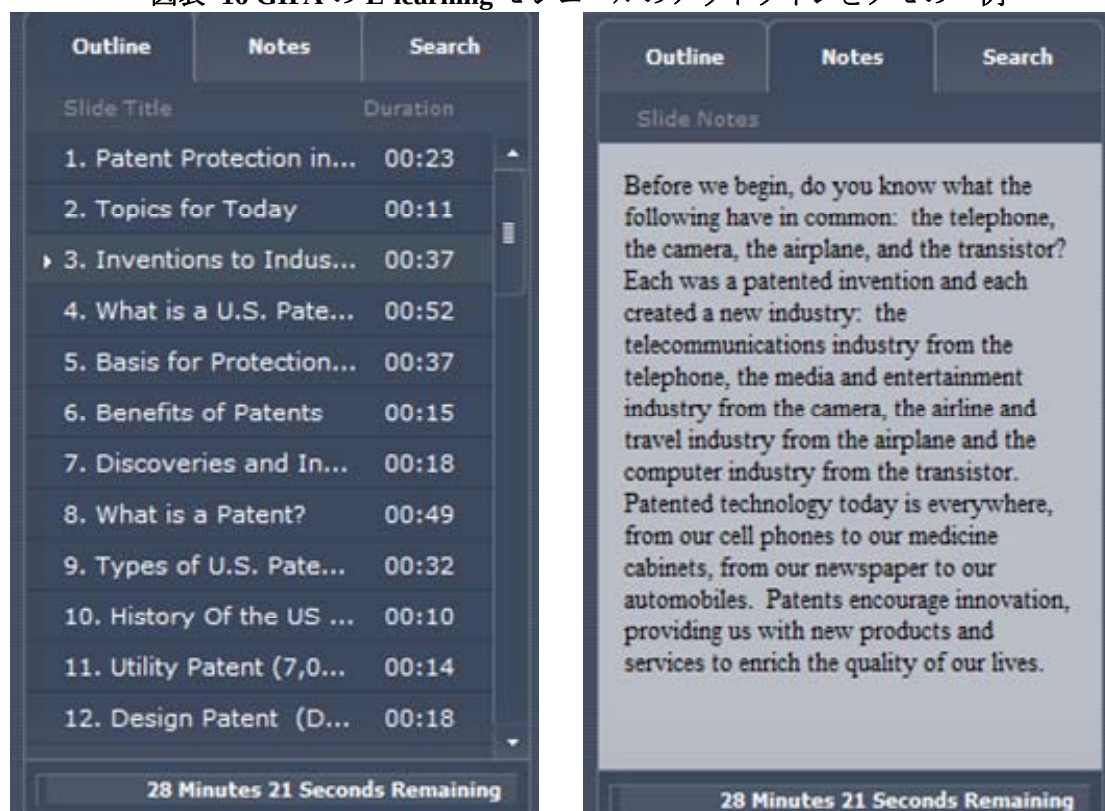
¹¹⁹ USPTO, Patent Protection in the United States”.

<http://www.uspto.gov/video/cbt/GIPA-English/Patents/index.htm> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹²⁰ USPTO, Patent Protection in the United States”.

<http://www.uspto.gov/video/cbt/GIPA-English/Patents/index.htm> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日] (56. Certificate をクリック)

図表 16 GIPA の E-learning モジュールのアウトラインとメモの一例



出典：USPTO¹²¹

図表 17 GIPA の E-learning モジュールの受講終了認定証の一例



出典：USPTO¹²²

以下に、GIPA の E-Learning モジュールの詳細をまとめている。

¹²¹ USPTO, Patent Protection in the United States”.

<http://www.uspto.gov/video/cbt/GIPA-English/Patents/index.htm> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹²² USPTO, Patent Protection in the United States”.

<http://www.uspto.gov/video/cbt/GIPA-English/Patents/index.htm> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日] (56. Certificate をクリック)

モジュール	コース時間	形式	言語	トピック	講師
特許保護 ¹²³	22 分 56 秒	ストリーミング動画	英語、スペイン語、フランス語、アラブ語、ロシア語	特許の基礎知識、特許のもたらす保護の種類、特許取得における法的要件など	知的財産庁の政府職員 Elaine Wu 氏 USPTO 知的財産エンフォースメント局 (Office of Intellectual Property and Enforcement)、弁護士・アドバイザー
著作権（創造性の奨励・保護） ¹²⁴	42 分 50 秒	ストリーミング動画	英語、スペイン語、フランス語、アラブ語、ロシア語	米国法における著作権の位置づけ、国際的な枠組み、著作権の保護要件、保護期間、保護侵害、著作権の種類など	知的財産庁の職員 Michael Shapiro 氏 USPTO 政策・対外関係局 (Office of the Administrator for Policy and External Affairs)、上級弁護士
商標の概観 ¹²⁵	46 分 15 秒	ストリーミング動画	英語、スペイン語、フランス語、アラブ語、ロシア語	商標の種類、機能、経済価値、USPTO の商標検索ツール、WIPO のニース・ウィーン協定、商標出願など	知的財産庁の職員 Toni Hickey 氏 USPTO 知的財産政策・エンフォースメント局 (Office of Intellectual Property Policy and Enforcement)、弁護士・アドバイザー
地理的表示 ¹²⁶	34 分 59 秒	ストリーミング動画	英語、スペイン語、フランス語、アラブ語、ロシア語	地理的表示とは、米国における地理的表示の保護について、国際貿易における地理的表示の役割など	知的財産庁の職員 David Morfesi 氏 USPTO 知的財産エンフォースメント局 (Office of Intellectual Property and Enforcement)

¹²³ USPTO, Patent Protection in the United States”.

<http://www.uspto.gov/video/cbt/GIPA-English/Patents/index.htm> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹²⁴ USPTO, Patent Protection in the United States”.

<http://www.uspto.gov/video/cbt/GIPA-English/copyright/index.htm> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹²⁵ USPTO, “Overview of Trademarks”.

<http://www.uspto.gov/video/cbt/GIPA-English/TM/index.htm> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹²⁶ USPTO, “Geographical Indications” <http://www.uspto.gov/video/cbt/GIPA-English/GI/index.htm> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

モジュール	コース時間	形式	言語	トピック	講師
					Enforcement)、弁護士・アドバイザー
知的財産権エンフォースメントの国際標準 ¹²⁷	23 分 56 秒	ストリーミング動画	英語、スペイン語、フランス語、アラブ語、ロシア語	知的財産権エンフォースメントの利得、エンフォースメント実施機関、WTO の TRIPS 協定に基づくエンフォースメントなど	知的財産庁の職員 Joseph Rodriguez 氏 USPTO 政策・対外関係局 (Office of the Administrator for Policy and External Affairs)
貿易と知的財産権 ¹²⁸	15 分 31 秒	ストリーミング動画	英語、スペイン語、フランス語、アラブ語、ロシア語	TRIPS 協定の歴史、役割、一般規定、適用される知的財産権の種類、エンフォースメント、紛争解決、WIPO と WTO の協力、貿易と知的財産権など	知的財産庁の職員 Kristine Schlegelmilch 氏 USPTO 知的財産エンフォースメント局 (Office of Intellectual Property and Enforcement)、弁護士
PCT 入門 ¹²⁹	10 分 36 秒	ストリーミング動画	英語のみ	PCT の概要、目的、PCT 加盟国、国際出願数の推移、PCT の利点、PCT のシステム・内容など	知的財産庁の職員 Michael A. Neas 氏 USPTO PCT 司法管理局 (Office of PCT Legal Administration)、スーパーバイザー

出典：USPTO¹³⁰

¹²⁷ USPTO, “International Standards of IP Enforcement English”. <http://www.uspto.gov/video/cbt/GIPA-English/IP/index.htm> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹²⁸ USPTO, “Trade English”. <http://www.uspto.gov/video/cbt/GIPA-English/trade/index.htm> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹²⁹ USPTO, “Introduction to the Patent Cooperation Treaty”. <http://www.uspto.gov/video/cbt/GIPA-English/PCT/index.htm> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹³⁰ USPTO, “USPTO Public Training Portal and IP E-Learning Modules”. <http://www.uspto.gov/ip/training/learn.jsp> より各モジュールにアクセス。[最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

これらの E-Learning モジュールは、海外の政府職員を想定して作成されたが、これまでに数万件のヒット数があることから、政府職員以外にも幅広い視聴者がいると見られる。GIPA は、新たなコンテンツを追加するたびに、様々な場面で広報活動を展開するなど、モジュールに対する認知度を高める努力もしているという¹³¹。

コンテンツの更新や追加の頻度は不定期であるが、GIPA は現在、モジュールを追加するための準備を進めているところである。また、ウェビナーを通じた研修も計画しており、ライブでの研修中に視聴者が質問を送れるような機能を活用することも検討している。ウェビナーは録画したファイルを後日に公開し、ライブで研修を受けられなかった場合でも視聴できるようにする予定となっている¹³²。

GIPA は対面での人材育成も重要であると認識しているが、低コストで実施できることや、参加者がいつ・どこからでも参加できることなどから、今後は E-Learning による研修が増えるとしている¹³³。

このように海外向けに特化した E-Learning モジュールの他に、USPTO は、以下の E-Learning も提供している。特に発明家向けモジュールは、米国内の視聴者を想定したと見られるが、海外からの視聴も可能となっている。

① USPTO 職員向けの特許・商標審査研修モジュール

USPTO は、USPTO の研修教材を一般公開することで、同庁の使命・活動の透明性を向上させ、民間実務者や学生の理解を深めることを目的に¹³⁴、2011 年 6 月より、USPTO 職員向けの特許・商標審査研修モジュールのうち 60 モジュール以上について、専門ウェブサイト (<http://usptottraining.gov/index.html>) で一般公開を開始した¹³⁵。同サイトは、USPTO と商務省傘下の技術情報局 (National Technical Information Service: NTIS) などからの資金によって策定・運営されており、USPTO 以外の特許及び商標審査官、特許・商標に関する民間実務者、そして世界中の知的財産関係者などを対象としている¹³⁶。

同ウェブサイトで提供しているコースには、有料と無料のものがあり、無料コース (全コースの約半数¹³⁷) はアカウントを作成することで誰もがアクセスできる仕様となっている。有料コースは、年間無制限アクセスが 200 ドルで、コース別の受講料金は 25 ドルから 130 ドルと、内容によって異なる価格が設定されている (大半のコースは 30~40 ドル)¹³⁸。また、複数での受講による割引なども適用される¹³⁹。USPTOTraining.gov からアクセスできるモジ

¹³¹ GIPA とのヒアリングより。

¹³² GIPA とのヒアリングより。

¹³³ GIPA とのヒアリングより。

¹³⁴ USPTO, USPTO Public Training Portal, About Us”。

http://usptottraining.gov/about_us.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹³⁵ USPTO, “USPTO Official Training Material Now Available Online - New Web Portal to Provide the Public with Access to Intellectual Property Training Modules”。

http://usptottraining.gov/Press%20Release_For%20Immediate%20Release.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹³⁶ USPTO, USPTO Public Training Portal, About Us”。

http://usptottraining.gov/about_us.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

なお、USPTO 職員は、商業研修センター (Commerce Learning Center) という独自のオンラインポータルにログインすることで、USPTO 職員向けの全てのモジュールへのアクセスができる模様

¹³⁷ USPTO, USPTO Public Training Portal, FAQs About our Webcasts” <http://usptottraining.gov/FAQ.html> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹³⁸ USPTO, USPTO Public Training Portal, Course Catalog” http://usptottraining.gov/course_catalog.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

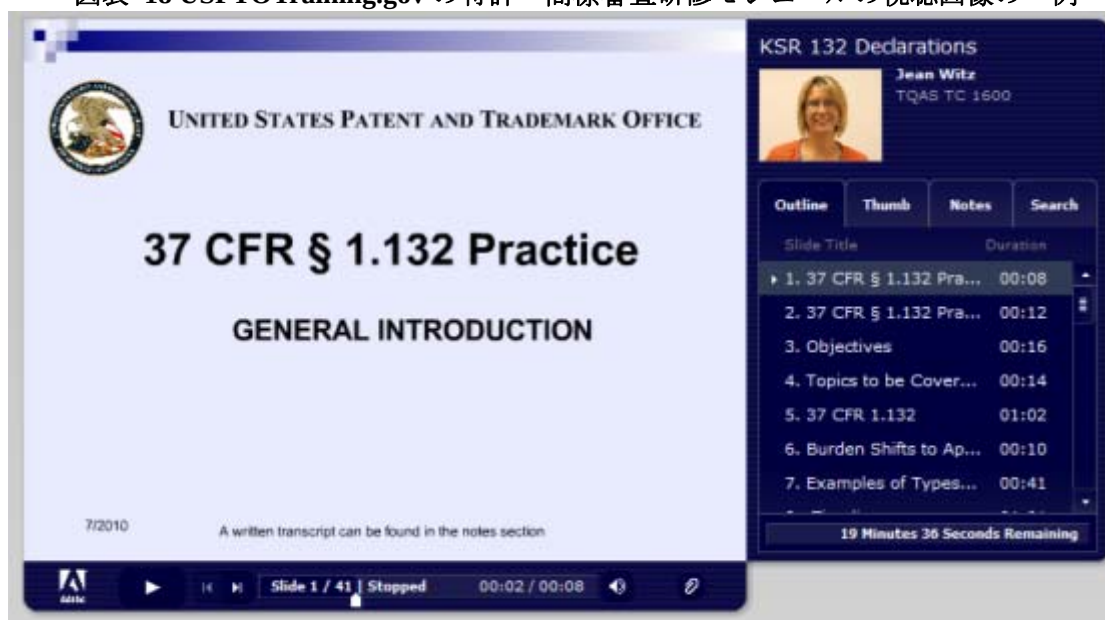
¹³⁹ USPTO, USPTO Public Training Portal, FAQs About our Webcasts” <http://usptottraining.gov/FAQ.html> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

ジュールの主要なトピックは以下の通り¹⁴⁰。

- 特許出願の基本要件
- 特許出願の分類手続き
- 米国特許予備調査の手法
- 判例法の読み方・理解の仕方
- インタビューポリシー
- PCT 出願の手続き・入門
- 発明の優先日
- 発明の単一性

各コースは、GIPA の E-learning モジュールと全く同じ録画済みのストリーミング動画とスライドで構成されており（下図表参照）、受講者が登録してから 365 日以内であれば、いつでもアクセスできる。講師は、USPTO 職員（審査官など）が担当している。

図表 18 USPTOTraining.gov の特許・商標審査研修モジュールの視聴画像の一例



出典：USPTO¹⁴¹

② 発明家向けモジュール

USPTO では、発明家支援センター（Inventors Assistance Center: IAC¹⁴²）が発明家向けの E-learning モジュールを提供している¹⁴³。同モジュールは、IAC センター長の John Calvert 氏が、発明保護の概念を講義するというもので¹⁴⁴、GIPA の E-learning モジュールと同じ録画済みのストリーミング動画とスライドで構成されており（コース時間は 17 分 29 秒）、発明家に限らず誰もが無料でアクセスできる。また、同ウェブサイトからは、このモジュール

¹⁴⁰ USPTO, USPTO Public Training Portal, Course Catalog”. http://usptotraining.gov/course_catalog.html

¹⁴¹ USPTO, USPTO Public Training Portal, Login Now”. <http://usptotraining.gov/index.html>

[最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日] （受講にはアカウントを設定する必要あり）

¹⁴² USPTO. “Inventors Assistance Center (IAC)”.
<http://www.uspto.gov/inventors/iac/index.jsp> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁴³ USPTO. “Education and Information”.
<http://www.uspto.gov/inventors/edu-inf/index.jsp> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁴⁴ USPTO. “Concept to Protection”.
<http://www.uspto.gov/video/cbt/conceptprotection/index.htm> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

の他に、詐欺防止 (PDF ファイル)、特許の仮出願 (HTML 形式のページ及び PDF ファイル)、米国特許審査便覧 (manual of patent examining procedure: MPEP) ガイド (HTML 形式のページ)、特許に関する一般情報 (HTML 形式のページ)、意匠特許出願ガイド (HTML 形式のページ及び PDF ファイル)、商標に関する基本的事実 (HTML 形式のページ) といった情報が無料公開されている¹⁴⁵。

<セミナー・招へい研修>

GIPA による研修は、通常、2 日間以上にわたっている。ただし、1 日で終わる研修もあり、その場合は通常、午前中と午後に 2～3 つずつの講義が行われる。2 日間以上にわたる研修では、講義だけでなく、ケーススタディに基づくディスカッションや視察など、多様な形式を取り入れるようにしている。視察先は内容によって異なるが、例えば、法廷に関するトピックであれば、連邦裁判所を訪問して裁判官と会合を持ったり、実際の審理を傍聴したりする機会を設けている。なお、特定の企業を訪問するということはない¹⁴⁶。また、上記のような研修の他に、知的財産庁の職員を対象とした長期の研修を提供することもある。通常は 6 ヶ月間にわたる研修で¹⁴⁷、その際には OJT¹⁴⁸も行われている¹⁴⁹。

セミナーや研修の大半は英語で実施されており、通常は英語を理解できる人物を研修生に選んでいる。しかし、必要に応じてスペイン語や中国語で実施したり、通訳を用意することもある¹⁵⁰。

セミナー等の具体的な詳細を見ると、例えば 2012 年 5 月に米国で開催された WIPO-USPTO 共催知的財産権司法会議 (WIPO-USPTO Judicial Colloquium on Intellectual Property Rights) は、2 日半にわたって、以下のトピックに関する講義及びディスカッションが行われている。この会議では、USPTO 及び WIPO の職員の他、米国地方裁判所の裁判官もスピーカーを務めている¹⁵¹。

日にち	時間	トピック
5 月 8 日	10 時～11 時 30 分	知的財産の基礎知識と知的財産保護の重要性
	11 時 45 分～12 時 30 分	WIPO の戦略的目標 VI： 知的財産の尊重
	13 時 30 分～14 時 30 分	知的財産のエンフォースメント
	15 時～16 時	商標侵害
	16 時～17 時	商標侵害の特定
5 月 9 日	9 時 30 分～11 時	商標侵害のケーススタディ
	11 時 30 分～12 時 30 分	著作権侵害に関する問題と課題
	13 時 30 分～14 時 30 分	著作権侵害
	15 時～16 時 30 分	裁判所の手続き
5 月 10 日	9 時 30 分～11 時	パネルディスカッション：救済措置
	11 時 30 分～12 時 30 分	知的財産を巡る情勢の変化

また 2012 年 7 月に米国で開催された WIPO-米国共催商標に関するサマースクール (WIPO-US Summer School on Trademarks) は、2 週間近くにわたり、以下のカリキュラムで講義及びディスカッションが行われた。また、カリキュラムの一環として、米国税関の法医

¹⁴⁵ USPTO. “Education and Information”.

<http://www.uspto.gov/inventors/edu-inf/index.jsp> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁴⁶ GIPA とのヒアリングより。なお、GIPA が手配して大学に訪問することもないが、大学が海外の裁判官などを招待する際に、USPTO にも訪問できないか打診してくることはある。

¹⁴⁷ 支援対象国の希望により、数週間や数日間という短期の研修になることもある。

¹⁴⁸ OJT の具体的内容に関する情報は明らかにならなかった。

¹⁴⁹ GIPA とのヒアリングより。

¹⁵⁰ GIPA とのヒアリングより。

¹⁵¹ http://www.wipo.int/export/sites/www/academy/en/events/2012/docs/wipo_uspto_enforcement_pgm.pdf [最終アクセス日 2012 年 10 月 15 日]

学研究所への視察も行われている¹⁵²。

日にち	時間	トピック
7月23日	10時45分～11時45分	米国の商標システム
	11時45分～12時30分	商標分野における最新動向の概観
	13時30分～14時45分	欧州の商標システム（共同体商標）
	15時15分～16時30分	商標登録の条件
7月24日	9時30分～10時45分	商標の混乱の可能性
	11時～12時30分	マドリードの国際商標登録システム
	14時～15時30分	マドリードの国際商標登録システム： 練習
	16時～17時	商標分野におけるその他の条約： 商標法条約（TLT）とシンガポール条約、ニース条約に基づく商標登録目的の国際財・サービス分類
7月25日	9時30分～10時45分	著名な商標
	11時～12時30分	著名な商標のケーススタディ
	14時～15時30分	商標の検索： 練習
	16時～17時	パリ条約第6条の国名保護に関する問題
7月26日	9時30分～10時45分	ハーグ意匠国際登録システム： 実践的アプローチ
	11時～12時30分	商標のデザイン保護と他の知的財産権との関係
	14時～15時	非伝統的な商標： 問題点1
	15時30分～17時	非伝統的な商標： 問題点2
7月27日	9時30分～11時	立体商標： ケーススタディ
	11時30分～12時30分	地域別の商標： 特徴
	14時～15時	地理的表示の国家システムのデザイン
	15時30分～17時	WTOで議論された地理的表示に関する問題： ワインと蒸留酒に関する多国間の地理的表示登録システムの確立、その他の製品への地理的表示の保護拡大についてのディスカッション
7月30日	9時30分～11時	インターネット上での商標の使用と侵害： 実践的アプローチ
	11時15分～12時30分	オークションサイト運営者やその他のインターネットサイト運営者の責任： ケーススタディ
	14時～15時30分	ドメイン名の不法占拠とオンライン問題解決
	15時30分～17時	21世紀における商標の秩序維持
7月31日	9時30分～10時30分	商標、起業、中小企業： ベストプラクティス
	11時15分～12時30分	商標の商用化： 実践的アプローチ
	14時～17時	商標のライセンス交渉： 実践練習
8月1日	9時15分～10時45分	商標権侵害： ケーススタディ
	11時15分～12時30分	商標の模倣
	14時～17時	税関の法医学研究所の視察
8月2日	9時15分～11時	フランチャイズ： ケーススタディ
	11時15分～12時30分	商標とスポーツ
	14時～17時	グループディスカッション： - グループ1：個人名と商標 - グループ2：ブランド設定 - グループ3：単一色商標
8月3日	9時30分～10時30分	グループ報告の発表1
	11時～12時	グループ報告の発表2
	12時～30時	プログラムの評価・閉会式

¹⁵² http://www.wipo.int/export/sites/www/academy/en/courses/summer_school_usa/program.pdf
 [最終アクセス日 2012 年 11 月 15 日]

(4) 支援実績

USPTO は、2010 年に 40 件、2011 年に 106 件、2012 年に 51 件の支援活動を実施している。うち、セミナー等、専門家派遣、招へい研修の実施数は以下の通りとなる。

支援手法	2012 年	2011 年	2010 年
セミナー等	20	34	12
専門家派遣	7	25	4
招へい研修	19	25	20

USPTO による支援活動は複数の予算によって賄われているため、年間予算を特定することはできない。なお、グローバル知的財産アカデミー（Global Intellectual Property Academy: GIPA）に対する 2013 年度の予算請求額は 948 万 9,000 ドルとなっている¹⁵³。

(5) レシピエントに対する支援後のフォローアップの手法

USPTO は、支援活動の参加者に対して、①参加者の知的財産に関する認識、②活動内容に対する評価及び、③活動内容の実践という 3 つ観点からアンケート調査を実施している。

2.2.3 産業界の関与のあり方

USPTO は、セミナーなどの講師として産業界における専門家を起用することがある他、民間セクタから他国の知的財産エンフォースメント及び保護に関する懸念についてのコメントを募っており、他国で発表する機会にはこのような懸念事項にも触れている。また、USTRA がスペシャル 301 条レポートを作成する際には産業界からのコメントを募っており、そのプロセスを通して、特定の国に対する人材育成支援に関する産業界の要望が判明することもある¹⁵⁴。

2.2.4 今後の支援活動予定

USPTO は今後の支援活動予定についての情報を公開していない。なお、2013 年度予算教書による GIPA の今後の予算規模は以下の通りとなっている¹⁵⁵。

年度	2013	2014	2015	2016	2017
予算額（万ドル）	948.9	948.1	949.8	951.6	956.0

2.2.5 支援活動に関する評価

GIPA は 2009 年、支援活動参加者 843 人（英語が理解できる参加者。うち 261 人が回答）を対象にアンケート調査を実施した。このアンケート調査は、GIPA による研修を以下の 4 つのレベルから評価することを目的としている¹⁵⁶。

- レベル 1：参加者の満足度

¹⁵³ GIPA は米国内での知的財産人材育成活動も行っているため、国外での支援活動以外の予算も含まれている。USPTO, “United States Patent and Trademark Office FY 2013 President’s Budget”.

<http://www.uspto.gov/about/stratplan/budget/fy13pbr.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁵⁴ USPTO によるアンケート回答及びヒアリングより。

¹⁵⁵ USPTO, “United States Patent and Trademark Office FY 2013 President’s Budget”.

<http://www.uspto.gov/about/stratplan/budget/fy13pbr.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁵⁶ USPTO, “Findings from the Second GIPA Alumni Pilot Survey (Fiscal Year 2009)”.

http://www.uspto.gov/ip/training/Pilot_Survey_Report_FY_2009_Final.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

- レベル 2： 参加者による知的財産保護及びエンフォースメントの理解度
- レベル 3： 参加者による母国での実践
- レベル 4： 参加者が母国で実践したことの結果

各レベルにおける評価結果の概要を以下にまとめる¹⁵⁷。

レベル	評価
1	回答者の 95.6%が、GIPA による研修を同僚にも薦めると回答するなど、参加者による満足度は高い。
2	回答者の 91.6%が、GIPA による研修後、知的財産及びエンフォースメントについて、以前よりも理解・分析・評価できるようになったと回答するなど、参加者による知的財産への理解は深まっている。
3	回答者の 81.2%が、母国での勤務において新しいアイデアや知識を同僚などと共有したほか、72.8%が同僚や友人に米国の知的財産政策について説明したと回答するなど、参加者は GIPA 研修で学んだことを母国で共有・活用している。また、回答者の 43.5%が、他国からの参加者と連絡を取り合っていると回答しているように、GIPA での研修が参加者同士のネットワーキングや連携の機会につながっている。
4	回答者の 43.0%が、回答者が所属する機関が知的財産について以前とは異なる見解を持つようになったと回答したように、参加者は所属機関及び母国に影響を及ぼし始めている。

また USPTO は、2012 年度から同庁の業績評価に海外政府職員を対象とした研修の成果に関する指標を加えている。これは、研修後に所属機関や母国における知的財産制度に前向きな変化をもたらした、もしくはもたらそうとした研修生の割合で、同庁は、2011 年度の業績結果（79%）に基づき、2012 年度の目標を 75%と定めていたが、同年度の結果は 69%と目標値を下回っている。これは、指標を作ったばかりで評価手法（アンケート調査を一部のプログラムしか実施しなかった等）が十分でないことや、WIPO と共済した 2 回のワークショップには学生が参加していたことで、統計に偏りが生じた可能性があるためであると、説明されており、同庁は、今回の結果を基にアンケート調査を実施する研修プログラムを拡大するなどの措置を講じるとしている¹⁵⁸。

2.2.6 開発途上国のニーズへの対応

USPTO は、知的財産に関する様々な分野における支援について、海外政府から要請を受けることが多い。また、他の連邦省庁が海外で展開する活動の中で、外国政府職員と協議し、当該国のニーズが特定されることもある。USPTO はこのように、多様な情報源から開発途上国のニーズに関する情報を集めており、ニーズに基づいた支援内容を策定している¹⁵⁹。

GIPA によると、エンフォースメント強化に支援が集中することに抵抗を示す開発途上国もあるが、過去 10 年間で、知的財産を取得する地元企業が増えてきたことや、開発途上国の消費者が、先進国が提供する質の高い、つまり適切に知的財産で保護されている、製品を求める傾向が強まったことなどから、開発途上国も知的財産の重要性を認識するようになっていく¹⁶⁰。

¹⁵⁷ USPTO, “Findings from the Second GIPA Alumni Pilot Survey (Fiscal Year 2009)”.

http://www.uspto.gov/ip/training/Pilot_Survey_Report_FY_2009_Final.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁵⁸ USPTO, “Performance and Accountability Report fiscal year 2012”.

<http://www.uspto.gov/about/stratplan/ar/USPTOFY2012PAR.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁵⁹ GIPA によるアンケート回答より。

¹⁶⁰ GIPA とのヒアリングより。

2.2.7 参考：支援活動詳細

次ページ参照。

2012 年の支援活動詳細

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
01/25/2012	01/26/2012	JPO 視察プログラム		不明	不明	USPTO	学者	
02/02/2012	02/02/2012	韓国ソウル大学著作権プログラム		エンフォースメント強化支援	不明	USPTO	学者	
02/06/2012	02/10/2012	ロシアにおけるデジタル上の著作権侵害に関する研修プログラム	ロシアのデジタル上の著作権侵害に関する研修プログラム。デジタル環境やデジタル海賊版など、増加傾向にある著作権侵害の問題に対するロシア当局の能力向上を目的とする。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	著作権局職員	
02/06/2012	02/10/2013	独立国家共同体（CIS）諸国におけるデジタル上の著作権侵害に関する知的財産権エンフォースメントプログラム	ロシアのエンフォースメント担当者を対象とした、デジタル環境における著作権侵害問題への対応力を向上させるための研修プログラム。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	法執行機関の当局者	
02/12/2012	02/15/2012	インドネシアの貿易における耐久消費財の模倣品に対するエンフォースメント慣行についての研修プログラム	耐久消費財の模倣品対策のベストプラクティスに関する 4 日間の研修プログラム。インドネシアで開催され、模倣品に対するエンフォースメント担当職員が参加する。	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	インドネシア	法執行機関の当局者、商標局職員	インドネシア
03/12/2012	03/16/2013	USPTO-ASEAN 共催 ASEAN 規制当局関係者	東南アジア諸国連合（Association of	エンフォースメント強化支援	ワークショップ	USPTO	法執行機関の当局者、警察	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
		(警察、検察官、調査官) 向け知的財産エンフォースメントワークショップ	South-East Asian Nations : ASEAN) 加盟 国の警察・調査官・検察官を対象とする、知的財産エンフォースメントに関するワークショップ。1週間にわたり開催されるシンポジウムでは、司法省コンピュータ犯罪・知的財産部門 (Computer Crime and Intellectual Property Section : CCIPS) への訪問、簡単な視察も行う。					
03/13/2012	03/16/2012	イラク特許審査官向け特許審査研修プログラム	商務省の商取引法開発プログラム (Commercial Law Development Program : CLDP) に参加するイラク特許審査官を対象とする、米国特許庁での特許審査に関する研修プログラム。特許審査のベストプラクティスに関して、詳しく意見交換するほか、イラク再建を、行政面から支援する。	審査実務支援	招へい研修	USPTO	特許庁職員	
03/20/2012	03/23/2012	発展途上国の知的財産専門家向け知的財産権エンフォースメント研修プログラム	工業所有権庁の指導者、その他知的財産専門家、知的財産事件を扱う裁判官・検察官を対象とした、知的財産エンフォースメント研修プログラム。知的財産エンフォースメントにおける現在の課題、手法に関して、米国政府・産業界からの専門家が、概説する。アジェンダは、知的財産保護・エンフォースメントが及ぼす経済成長への影響、知的財産保護・エンフォースメントの国際スタンダード、米国の国境に	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	著作権局職員、税関職員、民事・行政裁判官、刑事裁判官、立法者、特許庁職員、警察、検察官、商標局職員	ボリビア、ブルガリア、コロンビア、エジプト、フィジー、ガイアナ、ケニア、ラオス、リトアニア、マルタ、モルドバ、ネパール、パキスタ

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			おける知的財産保護・エンフォースメント、知的財産の刑法上のエンフォースメント、知的財産侵害が及ぼす公衆衛生・安全への影響など。また、実務に応用可能なケーススタディを実施し、知的財産エンフォースメントで活用可能なツールに対する、その他連邦政府機関、民間セクタの見解についても学ぶ。					ン、ペルー、スリランカ、トルコ、ベトナム
03/27/2012	03/30/2012	マドリード商標登録プロトコルの実施・管理プログラム	国際条約を順守する方法を決めるための法的枠組みに関する研修プログラム。	不明	招へい研修	USPTO	商標局職員	
03/29/2012	03/29/2012	USPTO- 国際音楽製品協会（NAMM）共催音楽製品産業における知的財産研修	国際音楽製品協会（International Music Products Association : NAMM）との共催による知的財産に関する研修。USPTO は、2007 年に NAMM からの要請を受けて、模倣品・海賊版に関する情報提供ブース STOP Information Booth を、NAMM の年次・年央展示会に出展しており、以降同協会とは協力関係にある。USPTO と NAMM の研修活動に対する協力要請は年々増加しており、USPTO は、NAMM が開催する展示会での講演、NAMM 出版物・ウェブサイトに対する USPTO 及び米国政府の知的財産リソースに関する情報提供、NAMM 会員に対する USPOT STOP（Strategy for Targeting Organized Piracy）ホットラインの告知広告などを実施している。NAMM 会員による USPTO の認知度の	実用化支援	招へい研修	USPTO	権利者団体	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			向上、NAMM 会員に対する USPTO の有益性向上に積極的に取り組んでおり、2012 年 NAMM 展示会では、同協会知的財産タスクフォースと会談を行っている。					
04/02/2012	04/06/2012	スリランカ司法官向けの知的財産権エンフォースメントセミナー	スリランカの裁判官約 20 人を対象とするエンフォースメント強化に関するセミナー。知的財産の保護・エンフォースメント、官民協働、裁判所の効率的な管理、裁判における法規・透明性の重要性に関し、各分野での第一人者が講演する。参加者は、裁判所における事件管理、知的財産権紛争の裁判所での調停について、実例を用いたケーススタディを実施するほか、合衆国最高裁判所、連邦巡回区控訴裁判所、連邦地方裁判所、合衆国連邦請求裁判所（the U.S. court of federal claims）、州裁判所、司法省などに視察訪問する。	エンフォースメント強化支援	セミナー	USPTO	司法官	スリランカ
04/03/2012	04/05/2012	ハンガリー知的財産法・政策開発のための知的財産・イノベーション会議	ハンガリーの知的財産・イノベーションに関する会議。研究者・学生・知的財産専門家・中小企業に対して、知的財産に対する認識や知的財産に対する価値観を向上させることを目的としており、ハンガリーと米国での特許保護・商標保護の取得方法、技術移転、ライセンス供与・譲渡、企業機密、知的財産管理のベストプラクティスなどが議論される予定。ハンガリーの知的財産コミュニティに、米国の特許法・特許政策に関する最新動向を供与する	エンフォースメント強化支援	セミナー	ハンガリー	学者、商務省職員、経済省職員、産業省職員、法律専門家、立法者、特許庁職員、権利者団体、貿易省職員	ブルガリア、クロアチア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			ことを目標とする。					
04/09/2012	04/11/2012	偽造医薬の脅威と対処法に関する知的財産権エンフォースメントワークショップ	偽造医薬の脅威と対処法に関するワークショップ。偽造医薬品の脅威と、それへの対応における協働に関して、技術支援を提供するもので、特に、国境での知的財産保護を取り上げ、調査官が活用することのできる偽造医薬品の発見方法・ターゲット手法に重点を置く。また、宅配便で配達される小包の追跡・捜査や、偽造医薬品の捜査に特有と見なされる手法、偽造医薬品の金融犯罪との繋がりなどについて討論される予定。米国政府からは、連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation：FBI）、食品医薬品局（Food and Drug Administration：FDA）、国土安全保障省（Department of Homeland Security：DHS）、参加国における米国政府機関代表者などから、講演者を招待する。参加国からは、税関、食品医薬品局、国家警察の職員が参加する。また、医薬品安全管理協会（Pharmaceutical Security Institute）など、国・地域レベルでの業界団体の代表者に対し、少なくともプログラムの一部への参加を要請する。	エンフォースメント強化支援	ワークショップ	ヨルダン	司法官、法執行機関の当局者、警察、検察官	
04/12/2012	04/12/2012	米国知的財産・技術移転ビジネスインターンシップ（Special American	米国特別ビジネスインターンシップ知的財産権プログラム（Special American Business Internship Training：SABIT's IPR）。高レベルの専門家に、組織内、国内、地域内での技術移転・実用化に	民間実務者育成	招へい研修	USPTO	学者、商務省職員、著作権局職員、経済省職員、法律専門家、特許庁職員、貿易	アルバニア、カザフスタン、モルドバ、ロシア、ウクライナ

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
		Business Internship Training : SAPIT) プログラム	必要とされるスキル・知識を習得させることを目的としたプログラムで、参加者は、著作権・商標・特許の保護に関わる米国法の概要を学ぶ。同プログラムは、技術移転が米国でどのように実施されているか、新しいアイデアや技術がどのようにして上市に至るのかに焦点を当てる。アジェンダは、商標、特許、著作権、技術移転の法及び政策、知的財産管理など。				省職員	
04/16/2012	04/18/2012	ブラジルにおける持続性のある経済開発のための知的財産法及び知的財産管理に関するワークショップ	国会議員、政府代表者及び裁判官を対象とした、知的財産法及び知的財産の戦略的管理が如何に経済成長に貢献するかについて討論するワークショップ。参加者は、文化・情報製品における著作権法及び競争、商標法及びブランドに基づいた競争、特許法及び技術競争の基本原則を、開発途上国で設定されたケーススタディーを通して学び、保健イノベーション・競争機会について検討する。ワークショップの各日は、特許法・著作権法・商標法の概要学習から始まり、その後、開発途上国ケーススタディーへと進み、討論を行う。参加者は、ブラジルで実施されている医療バイオテクノロジーの開発戦略、中国で実施されているクリーンエネルギー技術のイノベーション戦略、コロンビアで実施されている商標権で保護されるブランドの創作戦略、インドで実施されている映画・テレビ	その他	ワークショップ	ブラジル	著作権局職員、経済省職員、産業省職員、特許庁職員、商標局職員	ブラジル

各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			番組・音楽制作の創作戦略について学ぶ。					
04/16/2012	04/16/2012	韓国研究者向け知的財産の保護・開発・移転の研究・開発法に関する研修プログラム	韓国の研究者向け米国の知的財産権保護・開発・移転手法に関する研修プログラム。	民間実務者育成	招へい研修	USPTO	学者、法執行機関の当局者、特許庁職員	
04/23/2012	04/27/2012	知的財産研修官研修プログラム：植物新品種保護に関する国際条約（UPOV Convention）に基づく植物新種保護に関する研修	植物新品種保護国際同盟（International Union for the Protection of New Varieties of Plants：UPOV）との共催による政府職員及び UPOV 条約下で植物種保護の研修官として選抜された人材を対象とする 5 日間の研修プログラム。目的は、参加者のプレゼンテーションスキル・植物種保護に関する知識を向上させることで、参加者は自国での UPOV 条約下での植物種保護について、一般大衆に対する啓もう活動研修、技術的研修に従事する。また参加者の中から選抜された数名は、UPOV 代表として、国際研修を実施することになっている。同プログラムは、プレゼンテーションスキル研修及び、UPOV 条約下での植物種保護に関する専門的な研修という二分野から構成されており、プレゼンテーションスキル研修を行う講師は USPTO により採用される。UPOV 専門研修は、UPOV 職員及び招待講演者により実施される。	その他	不明	USPTO	特許庁職員	
04/25/2	04/26/2	世界知的財産デ	国家知的財産政策開発に関する全国セ	その他	セミナー	バングラデ	学者、情報省職	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
012	012	ー：バングラデ イッシュ政府向 け国家知的財産 政策開発セミナー	ミナー。世界知的財産デーを記念して、2012 年 4 月 26 日に、非営利団体バングラデシュ知的財産協会（Intellectual Property Association Bangladesh： IPAB）が、バングラデシュ政府特許・デザイン・商標局（Department of Patent, Design & Trademarks： DPDT）及び著作権局の協力を受けて、USPTO ニューデリーと共催したもの。全国セミナーの目的は、知的財産権ロードマップの作成を完了して、国家レベルでの政策立案者の注意を喚起し、バングラデシュの知的財産政策形成に結び付けることであり、IPAB は 2011 年にも、全国セミナーイニシアチブに基づきいくつかのワークショップを開催している。参加人数は、約 100 人の見込みで、IPAB からは、バングラデシュ首相（Bangladesh Prime Minister）、工業大臣（Minister, Ministry of Industries）、商務大臣（Minister, Ministry of Commerce）の、開会式及び展示会開会式への招待が提案されている。			イッシュ	員、法執行機関 の当局者	
04/26/2 012	04/26/2 012	2012 年世界知的 財産デー：イン ド政府向け国家 知的財産エンフ ォースメント政 策会議	インド商工会議所連合会（Federation of Indian Chambers of Commerce & Industry： FICCI）共催での国家知的財産エンフォースメント政策に関するカンファレンス。産業政策推進局（Department of Industrial Policy and Promotion： DIPPI）、商工省（Ministry of Commerce and Industry： MOCI）及びイ	エンフォース メント強化支 援	セミナー	インド	民事・行政裁判 官、刑事裁判官	インド

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			インド工業所有権局（Indian IP Office）の後援を受けて実施される同カンファレンスは、日常生活における知的財産権の重要性、日常生活に知的財産権が与える影響、更には、知的財産権保護がどのようにして創造性・イノベーションの促進に働きかけることができるかについて、参加者の認識を高めることを目標とする。カンファレンスは、多様なステークホルダーを一同に集め、インド国家知的財産政策に関連する様々な課題について、見識を深める場と位置づけられており、インド政府（GOI）による効果的な知的財産権政策の形成を支援し、一般市民の間で、効果的な国家知的財産政策の必要性に対する認識が高まることが期待されている。このプログラムは、GOI、インドの産業団体と協力して、同国における効果的知的財産権政策の形成を強く促すものであり、USPTO ニューデリーのマスター・アクション・プランをサポートこととなる。					
05/08/2012	05/10/2012	WIPO-USPTO 共催知的財産権司法会議	WIPO との共催によるコモン・ロー適用諸国の裁判官を対象とした知的財産権に関する司法会議。アジェンダは、商標の模倣、著作権に対する海賊行為、司法行政、救済方法など。可能な限りケーススタディを用い、全参加者に議論への参加を促す。	エンフォースメント強化支援	セミナー	USPTO	法執行機関の当局者	
05/09/2	05/09/2	タイの芸術教	タイの芸術教育における著作権問題に	知的財産に関	セミナー	タイ	学者、著作権局	タイ

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
012	012	育・商用化分野における芸術家、教育者、美術起業家が直面する著作権関連問題についての討論会	関する討論会。タイの芸術産業において、著作権保護に対する理解・意識を向上させ、参加者に、同国の芸術家・芸術コミュニティが直面する法律面・ビジネス面での課題について、議論する機会を与えることを目的としており、アジェンダは、芸術教育における課題、芸術家にとっての課題、ビジネスモデルとしての著作権保護、芸術と企業、ニュース・文化としての芸術、芸術・芸術家への理解を高める際にメディア・慈善活動・市民社会が果たす役割など。この種のプログラムが開催されるのは、タイの芸術産業にとって初めてのことで、芸術家、ギャラリーのオーナー、芸術実業家、メディアから、大きな注目を集めた。	する啓もう活動			職員、ジャーナリスト	
05/10/2012	05/11/2012	バルト諸国司法官向け知的財産エンフォースメントベスト慣行研修プログラム	デジタル環境における知的財産権の刑事上エンフォースメントに関する研修プログラム。2012年5月にリトアニアのヴィリニウス市で開催されたリトアニアプログラムの参加者から、前回学んだ内容を更に発展させたフォローアッププログラム。特に司法・検察の側面から知的財産執行を考察するプログラムが要望されたことを受けて、本プログラムでは、バルト海地域から参加する裁判官、検察官、その他職員に対し、知的財産民事・刑事事件の起訴・裁判に適用可能なベストプラクティスを教授する。	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	ラトビア	民事・行政裁判官、刑事裁判官、司法官、検察官	エストニア、フィンランド、ラトビア、リトアニア、スウェーデン

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
05/14/2012	05/15/2012	イラク特許審査官向けの特許審査基礎研修プログラム	イラクの特許審査官を対象とした特許審査に関する基礎研修プログラム。	審査実務支援	招へい研修	USPTO	特許庁職員	
05/16/2012	05/18/2012	商標管理・IT ワークショップ：米国における商標登録・保有に関するセミナー	商標局管理・IT 課題に関する研修セミナー。国家工商行政管理総局（State Administration for Industry & Commerce : SAIC）からは、協力覚書（Memorandum of Cooperation）の下で、この研修を 2012 年のワーク・プランの一部とするよう、特別に要請が出ており、2012 年 5 月 16-17 日に北京市で開催される。米中それぞれの商標局における管理実務・IT 実務に関して、実質的な意見交換する意向であり、特に研修では、非伝統的商標（non-traditional marks）、複数分類出願（multi-class applications）/分割出願（dividing applications）、これらに関連する IT 課題に着目する。米国における商標の登録・維持に関するセミナーでは、SAIC 及び中国商標協会（China Trademark Association）との協力の下、中国における中国商標所有者、米国における米国商標所有者に対して、米国での商標出願・商標維持に関する情報を提供する。	知的財産に関する啓もう活動	セミナー	中国	産業省職員、商標局職員	
05/21/2012	05/21/2012	GIPA- 韓国発明奨励協会 (Korean Invention Promotion Association) :		不明	不明	USPTO	学者	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
05/22/2012	05/24/2012	KIPA) 共催研修 アルジェリア知的財産権エンフォースメントに関する司法会議		エンフォースメント強化支援	セミナー	アルジェリア	著作権局職員、税関職員、民事・行政裁判官、刑事裁判官、司法官、法執行機関の当局者、検察官、商標局職員	
05/24/2012	05/30/2012	米国・中国司法官向け著作権エンフォースメント研修プログラム	米国連邦巡回区控訴裁判所裁判官及び中国最高人民法院（China's Supreme People's Court）知的財産セクションの裁判官の合同司法研修プログラム。	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	中国	特許庁職員	
05/24/2012	05/30/2013	米国-中国共催裁判官向け知的財産司法会議	米国連邦巡回区控訴裁判所（U.S. Court of Appeals for the Federal Circuit: CAFC）裁判官及び中国最高人民法院（China's Supreme People's Court）知的財産セクションの裁判官の合同司法プログラム。主要プログラムが北京市で2日間実施され、地方都市（広州市、上海市、南京市）では、参加裁判官の数が少ないプログラムが、2日間行われる予定で、SIPOも招待されている。本プログラムは、CAFCの専門管轄である特許執行に焦点が置かれており、主なアジェンダは、管轄権/事件管理、ディスカバリ/証拠/専門家の使用、意匠特許・実用新案、自明性、均等論、企業機密・保護命令、損害賠償、差止命令などとなっている。	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	中国	民事・行政裁判官、特許庁職員	中国、米国

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
05/24/2012	05/25/2012	インド伝統的産業セクタの女性起業家向けの知的財産権（地理的表示）に関するワークショップ	伝統的産業セクタの女性起業家を対象にした、知的財産権に関する 1 日間のワークショップ。CWEI 及び MSME との共催により、2012 年 5 月 25 日にジャイプルで開催される。地理的表示・商標に焦点が置かれており、特に女性起業家が地理的表示・商標の重要性、創作性・イノベーションとの関連性を理解できるよう、プログラムは構成されている。本プログラムは、インド政府、同国の産業団体と協力して、知的財産保護に対する意識を向上させ、同国における知的財産保護スタンダードの向上に資するものであり、USPTO ニューデリーのマスター・アクション・プランをサポートすることとなる。	民間実務者育成	ワークショップ	インド	産業省職員、法律専門家、権利者団体、SME	
05/25/2012	05/25/2012	インド伝統的産業セクタの女性起業家向けの知的財産権（地理的表示）に関するワークショップ	伝統的産業セクタの女性起業家を対象にした知的財産権に関する 1 日間のワークショップ。インド女性起業家連合（Consortium of Women Entrepreneurs of India : CWEI）及び零細・中小企業省（Ministry of Micro Small and Medium Enterprises : MSME）との共催により、2012 年 5 月 25 日にジャイプルで開催される。地理的表示・商標に焦点が置かれており、特に女性起業家が地理的表示・商標の重要性、創作性・イノベーションとの関連性を理解できるよう、プログラムは構成されている。本プログラムは、インド政府と同国の産業団体と協力して、知的財産保護に対する	民間実務者育成	ワークショップ	インド	商務省職員、産業省職員、法律専門家、権利者団体	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			意識を向上させ、同国における知的財産保護スタンダードの向上に資するものであり、USPTO ニューデリーのマスター・アクション・プランをサポートすることとなる。アジェンダは、零細企業振興における知的財産の重要性、伝統的ブランドの保護ツールとしての地理的表示、インドにおける地理的表示の保護手続、地理的表示に関するケーススタディーなど。					
06/01/2012	08/31/2012	インド規制当局（警察・税関）職員向け知的財産エンフォースメント研修プログラム	インド工業連盟（Confederation of Indian Industries : CII）との共催によるインド警察庁・税関の幹部職員を対象とする研修プログラム（合計 5 本を開催）。インドにおいては、模倣行為・海賊行為が著しい点を、法執行当局（警察庁・税関の幹部職員を含む）に認識してもらい、知的財産保護の国際的スタンダードの習得、国内・国境での効果的な捜査・執行制度管理のベストプラクティスの共有を目指す。USPTO のニューデリー知的財産アタッシェは、米国政府から講演者 2 人の派遣を要請している（1 人は、知的財産権執行問題に関わる税関・国境警備局から、もう 1 人は、米国内勤務の警察幹部職員/幹部捜査官）。本プログラムは、米国政府関連機関の専門家の支援を受けて、インド法執行当局に専門的研修を提供するもので、USPTO ニューデリーのマスター・アクション・プランをサポートす	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	インド	商務省職員、税関職員、産業省職員、法律専門家、警察職員、権利者団体	インド

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			ることとなる。					
06/11/2012	06/11/2012	ラトガース大学 (Rutgers University) 知的財産基礎コース		エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	学者	
6/20/2012	06/26/2012	USPTO-Rospatent (ロシア特許庁) 共催知的財産とイノベーションに関するラウンドテーブル (開催地モスクワ)	Rospatent 共催の知的財産とイノベーションに関する 2 日間の地域カンファレンス。知的財産保護、企業機密、PCT 出願、特許審査ハイウェイ (PPH)、米国発明法、米国特許庁などが、議題として取り上げられる。	エンフォースメント強化支援	セミナー	ロシア	学者、商務省職員、経済省職員、産業省職員、法律専門家、権利者団体、貿易省職員	
06/22/2012	07/04/2012	USG-インド政府 共催インド司法官向け知的財産権キャパシティビルディングプログラム	インド司法官向け知的財産権キャパシティビルディングプログラム。2011 年 9 月に 3 都市 (デリー、コルカタ、ムンバイ) で開催したプログラムに続く司法官キャパシティビルディングプログラム。対外関係政策室 (Office of Policy and External Affairs : OPEA) のエンフォースメントチームと在ニューデリー USPTO 職員は、カルナータカ州 (バンガロール市) 司法アカデミー及びタミル・ナードゥ州 (チェンナイ市) 司法アカデミーと共同で、第 2 ステージにあたる本プログラムを、各都市で 2 日間ずつ開催する。両都市における地方裁判所裁判官・高等裁判所裁判官を対象に、知的財産権関連事件に関するキャパシティビルディング支援を目的とする。米国側から講演者として参加する専門家には、第 9 巡回区控訴裁判所	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	インド	民事・行政裁判官、刑事裁判官、司法官	インド

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			Connie Callahan 裁判官、カリフォルニア州東部地区連邦地裁（サクラメント）Morrison England 裁判官、知的財産犯罪の起訴経験を有する Stanley Boone 連邦検事補などが含まれる。米国政府からの参加者は、模倣行為・海賊行為の危険性、裁判所管理・事件管理、事件書類・事件一覧の電子管理などについて、講演する。なお、2011 年 9 月に開催したプログラムのフォローアップとして、デリーで裁判官らとの会合を開催することも計画されている。					
06/24/2012	06/24/2012	知的財産啓もうに関するブラジル国際司法学会プログラム	ブラジルの裁判官を対象とした知的財産の認識問題に関する支援プログラム。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	情報省職員	
06/25/2012	06/28/2012	WIPS（World Intellectual Property Search：韓国特許検索サービス）審査官研修プログラム	韓国の研究者向け米国の知的財産権保護・開発・移転手法に関する研修プログラム。参加者は 10 人となる見込み。	審査実務支援	招へい研修	USPTO	学者	
07/23/2012	08/03/2012	WIPO-米国共催商標に関するサマースクール	商標に関する 2 週間のサマースクール。大学の上級学生・若い世代の専門家に、商標に関する詳しい知識を得る機会、経済・社会・文化・技術の発展ツールとして商標を認識する機会、世界中の知的財産管理において WIPO が果たしている役割を理解する機会を与えることを目的とする。	民間実務者育成	招へい研修	USPTO	学者、法律専門家、商標局職員	アフガニスタン、アルジェリア、バングラデシュ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カメルーン、カナダ、チリ、中

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
								国、チェコ、ガーナ、インド、インドネシア、イタリア、ジャマイカ、日本、メキシコ、ナイジェリア、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ルワンダ、スペイン、スワジランド、スウェーデン、タンザニア、トルコ、ウクライナ、ウズベキスタン
07/24/2012	07/24/2012	知的財産啓もうに関するブラジル国際司法学会プログラム	ブラジルの裁判官を対象とした知的財産の認識問題に関する支援プログラム。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	民事・行政裁判官、刑事裁判官、司法官	ブラジル
08/21/2012	08/23/2012	USPTO-KIPO 共催音標・臭標・認証マークに関するワークショップ	音標、臭標及び認証マークの承認・審査に関する研修コース。USPTO の経験を共有することを目的としており、実際の事件例も取り扱う。	審査実務支援	ワークショップ	USPTO	行政職員、商標局職員	
09/06/2012	09/06/2012	カザフスタンイ特許保護ノベ	カザフスタンの大学教授 4 人を対象とした科学・政府・学術界・産業界の繋	民間実務者育成	招へい研修	USPTO	学者	カザフスタン

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
		ション・教育プロジェクト	がりの強化方法を検討するプログラム。米国における特許プロセス及び、特許保護の有益性に関して 60 分間のブリーフィングを行う。					
09/10/2012	09/13/2012	デジタル世代における著作権シンポジウム	開発途上国及び移行国を対象とした著作権に関する 5 日間の国際研修シンポジウム。著作権・著作隣接権に関わり、近年発生している問題を取り上げており、セミナーでは、集中管理、大規模デジタル化、権利の所在が不明な著作物（orphan works）、エンフォースメントにおける課題、例外と制限、世界知的所有権機関著作権及び著作隣接権に関する常設委員会で議論されている問題など、近年発生している問題をカバーする。なお、本プログラム期間の中、1 日は、米国著作権局で実施される。	エンフォースメント強化支援	セミナー	USPTO	著作権局職員	アルジェリア、ボリビア、ブルガリア、カンボジア、コロンビア、グレナダ、ハンガリー、ヨルダン、リトアニア、メキシコ、モルドバ、ナイジェリア、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、スペイン、スリランカ、タジキスタン、トルコ、ウクライナ、ウルグアイ
09/11/2012	09/13/2012	INTERPOL (国際刑事警察機構) 国際知的財産犯罪プログラム	INTERPOL (国際刑事警察機構) との共催による警察庁、税関、検察官、関連法執行機関職員を対象とする国際知的財産犯罪カンファレンス。	エンフォースメント強化支援	セミナー	パナマ	税関職員、刑事裁判官、司法官、法執行機関の当局者、警察職員、検察官	アフガニスタン

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
09/24/2012	09/25/2012	UNECE-USPTO 共催知的財産・競争に関する地域別司法プログラム	国際連合欧州経済委員会（United Nations Economic Commission for Europe：UNECE）との共催による裁判官対象知的財産・競争に関する地域別プログラム。知的財産政策と競争/反トラスト政策は、双方ともイノベーション促進・経済成長に資する政策環境を作り上げる際に、重要な役割を果たすため、本プログラムでは、これら2つの政策分野が、どのように一体となって効果的に作用するのか、また、相互対立を防ぐにはどのようにしたらよいのかについて討議する。対象国の多くは、効果的な反トラスト政策を有していないか、知的財産と競争の関係を十分に理解していないため、知的財産・競争問題、知的財産権エンフォースメントにおける不正競争申立に関して、該地域から参加する裁判官を教育することを目標とする。	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	マケドニア	刑事裁判官、司法官、法律専門家、法執行機関の当局者、検察官	クロアチア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、セルビア
09/24/2012	09/27/2012	司法官向けの知的財産権エンフォースメントプログラム（SIECA：中米経済統合一般条約事務局）	中米経済統合一般条約事務局（Secretaria de Integracion Economica Centro Americana：SIECA）共催の司法官向けの知的財産権エンフォースメントプログラム。知的財産法を執行する際の障壁として、司法官の研修不足、専門性の欠如、知的財産問題全般に対する知識の欠如が、繰り返し指摘されているなか、。本プログラムでは、国際知的財産法及び米・中米自由貿易協定（Central America Free Trade	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	民事・行政裁判官、刑事裁判官	コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			Agreement : CAFTA) の履行、商標及び著作権の刑事上の執行、インターネットサービスプロバイダの責任、知的財産事件における証拠などをカバーする。					
9/25/2012	10/02/12	USPTO-Rospatent (ロシア特許庁) 共催知的財産とイノベーションに関するラウンドテーブル (開催地モスクワ)	知的財産とイノベーションに関する地域カンファレンス。ロシア特許庁及び地元団体との共催により、エカテリンブルクで2日間にわたり開催 (開催日: 2012年9月25-26日) され、トピックとしては、知的財産保護、企業機密、PCT 出願、特許審査ハイウェイ (PPH)、米国発明法、USPTO におけるイニシアチブ (優先審査トラックなど)、知的財産管理 (ライセンス供与・譲渡、技術移転、知的財産の商業化など) などが取り上げられる。大学、中小企業、知的財産専門家及び公的研究機関を、主要対象とする。また、モスクワで開催する卓上会議 (開催日: 2012年9月28日) では、ワークシェアリング及び米国発明法の実施に関する最新動向に焦点を当てる。その他、米国の最新動向、コンピューターで実施される発明・医療診断方法に関する審査実務などをカバーする可能性もある。さらに、サンクトペテルブルクで開催する大学向け技術移転プログラム (開催日: 2012年10月1-2日) では、イノベーション・経済の振興における、知的財産保護・知的財産資産商業化の重要性を強調す	実用化支援	セミナー	ロシア	学者、商務省職員、経済省職員、産業省職員、法律専門家、権利者団体、貿易省職員	ロシア

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			る予定。					
9/27/2012	09/28/2012	商標局における管理・審査に関するワークショップ	商標局のマネージメント及び商標審査に関する研修プログラム。コース内容は、商標課 (trademark divisions) の効率的な管理、出願の質管理、商標審査の実例の討議など。同プログラムは、ベトナム国家知的財産権庁 (Nat'l IP Office of Vietnam : NOIP) と交わした覚書に基づき実施されるもので、NOIP は、この研修コースを、2012 年ワークプランの一部とすることを要請している。商標局の管理と商標審査実務・手続きを強化し、米国企業のベトナムでの商標登録に資するよう、コース設計がなされている。	審査実務支援	ワークショップ	ベトナム NOIP (ベトナム知的財産庁オフィス)	政府職員、特許庁職員	ベトナム
10/1/2012	10/01/2012	少額特許訴訟手続きに関するフォーラム	少額特許訴訟手続きに関するフォーラム。商務省知的財産担当次官の特別要請に基づき、2012 年 10 月 1 日に開催される半日プログラムで、連邦裁判所のメンバー、個人弁護士、企業内弁護士、ステークホルダー団体、学者など約 50 人の参加が見込まれている (USPTO からの参加人数を含む)。	不明	セミナー	USPTO	学者、産業省職員、司法官、法律専門家、権利者団体	米国
10/10/2012	10/10/2012	アルゼンチン・チリ・ペルー国際司法学会プログラム	アルゼンチン・チリ・ペルーの裁判官を対象とした知的財産問題の認識に関する支援プログラム。国際司法アカデミー (International Judicial Academy : IJA) では、アルゼンチン・チリ・ペルーから裁判官グループを、10 月初旬に別途招聘しており、該 IJA セミナーには、裁判官 18 人、同時通訳者 2 人、IJA	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	民事・行政裁判官	アルゼンチン、チリ、ペルー

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			スタッフ3人が参加する予定。GIPA と生産的な関係を長年築いてきている IJA は、諸外国から派遣された裁判官、検察官、弁護士などを対象に、知的財産、その他の法規問題に関するセミナー（開催期間は1週間程度）を主催している。 IJA では、 IJA セミナーの一部として、セミナー参加者を GIPA に1日間派遣し、特許、商標、著作権、エンフォースメント、知的財産が及ぼす経済・公益への影響など、知的財産の諸側面について学ぶ機会を設けている。2013 会計年度に実施が予定されている本プログラムは、 IJA セミナーに参加するアルゼンチン・チリ・ペルーから派遣された裁判官らを、10月10日に GIPA に招聘するものである。					
10/22/2012	10/22/2012	杭州工商行政管理局（AIC）派遣者向けの米国における商標保護の概観	杭州工商行政管理局（浙江省、中国）から派遣された職員を対象とした、米国における商標保護に関する研修プログラム。	不明	招へい研修	USPTO	商標局職員	中国
11/27/2012	11/30/2012	知的財産管理・技術ライセンスプログラム	知的財産管理・技術ライセンスに関するプログラム。目的は、知的財産管理、テクノロジーアセスメント、マーケティング、国立科学技術研究所・大学の職員や知的財産政策・知的財産管理・技術商業化を担当する知的財産オフィスの職員とのライセンス供与交渉に関する知識・実践的スキルの向上などで、アジェンダとして、国家知的財産政	民間実務者育成	招へい研修	USPTO	政府職員、特許庁職員	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			策・組織内知的財産政策、イノベーション及び経済成長の促進における知的財産管理・商業化の重要性などを取り上げられている。参加者は、ケーススタディ、グループ演習を行うほか、他の政府機関や大学から招待された講演者など、米国在住専門家の経験から学ぶ機会も与えられる。なお、同プログラムは、フランス語に翻訳される予定。					

注：空欄は下記データベースにも情報が記載されていなかったもの。

出典：Global Intellectual Property Education Database (<http://usipr.uspto.gov/>) を基に作成

2011 年の支援活動詳細

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
1/11/2011	1/14/2011	GIPA 諸外国の国境における知的財産エンフォースメントプログラム	米国国境での知的財産国境エンフォースメント政策と手続きに関するディスカッションプログラム。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	学者、産業省職員、貿易省職員	カナダ、ドミニカ国、エルサルバドル、エチオピア、ガーナ、香港、インド、ヨルダン、ケニア、メキシコ、ペルー、フィリピン、サウジアラビア、スペイン、スワジランド、ベトナム
1/11/2011	1/11/2011	スリランカ政府向け知的財産法キャパシティビルディングワークショップ	インドの USPTO アタッシュプログラム主催の事務官及び上級官僚向け知的財産権法に関するワークショップ。	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	スリランカ	特許庁職員	
1/24/2011	1/28/2011	PCT 受付オフィスの諸手続きに関するワークショップ	PCT 受付オフィス (Receiving Office : RC) の手続きに関するワークショップ。特許協力条約 (PCT) 下の受付オフィス管理に焦点を当てており、プレゼンテーションとディスカッションの内容は、PCT の要件に従い、特に RO、WIPO と RO の関係、行政手続きに関するも	その他	ワークショップ	USPTO	学者、商務省職員、著作権局職員、経済省職員、法律専門家、特許庁職員、商標局職員	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			の及び PCT に適合し必要とされる実務などが中心となる。					
1/27/2011	1/27/2011	ロシア知的財産専門家向け米国知的財産・技術移転ビジネスインターンシップ (SABIT) プログラム	米国特別ビジネスインターンシップ知的財産権プログラム (Special American Business Internship Training : SABIT's IPR)。高レベル専門家に対して、国、地域、機関における技術移転や実用化に必要な技術と知識を提供する。	民間実務者育成	専門家派遣	ロシア/CIS	民事・行政裁判官、刑事裁判官	ロシア
1/27/2011	1/27/2011	米国知的財産・技術移転ビジネスインターンシップ (SABIT)・技術移転・技術商用化プログラム	米国特別ビジネスインターンシップ知的財産権プログラム (Special American Business Internship Training : SABIT's IPR)。ユーラシア大陸における技術移転と実用化を推進する団体、大学、機関の専門家を対象に研修を実施する。	民間実務者育成	招へい研修	USPTO	民事・行政裁判官、刑事裁判官、司法官、法執行機関の当局者	
2/1/2011	2/4/2011	GIPA 主催チリ裁判官向け知的財産エンフォースメントプログラム	知的財産エンフォースメント政策及び手続きに関する研修プログラムを開催。複数の連邦省庁のスピーカーが IP エンフォースメントに関する講義を行う。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	民事・行政裁判官、刑事裁判官、立法者、貿易省職員	
2/2/2011	2/2/2011	チリ派遣団米国知的財産訪問リーダーシッププログラム	チリの裁判官を対象とした知的財産エンフォースメントに関する米国訪問プログラム。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	特許庁職員	チリ
2/7/2011	2/10/2011	持続性のある経済開発のための知的財産法及び知的財産管理に関するワークショップ (ヨルダ	知的財産法と開発の戦略的マネジメントに関する 4 日間のワークショップ。中東北アフリカ地域の議員団、政府代表団、裁判官が知的財産法と戦略的マネジメントの経済発展への寄与について議論する。	エンフォースメント強化支援	ワークショップ	ヨルダン	産業省職員、法律専門家	エジプト、ヨルダン、クウェート、レバノン、ナイジェリア

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
		ン)						
2/8/2011	2/8/2011	グルジア派遣団 米国知的財産訪問リーダーシッププログラム	知的財産権に関するグルジア視察団向け USPTO 視察訪問プログラム。	審査実務支援	招へい研修	USPTO	学者、法律専門家	米国
2/10/2011	2/10/2011	世界市場での知的財産保護に関するフォーラム	グローバル市場における知的財産保護に関するフォーラム。	エンフォースメント強化支援	セミナー	米国	民事・行政裁判官、刑事裁判官	米国
2/18/2011	2/18/2011	ハーバード大学主催 知的財産協会視察	民間実務者を対象としたハーバード大学視察旅行プログラム。	民間実務者育成	招へい研修	USPTO	特許庁職員	米国
3/8/2011	3/9/2011	知的財産権に関する司法円卓会議	裁判官を対象とした知的財産権に関する円卓会議。侵害行為の裁定、損害賠償、判決について議論する。	エンフォースメント強化支援	セミナー	アラブ首長国連邦	学者	アラブ首長国連邦
3/9/2011	3/9/2011	PPH (特許審査ハイウェイ) のオフィス会議	PPH 構成要件の拡大・変更を含む PPH の次代を考える特許審査ハイウェイパートナー総会。	審査実務支援	セミナー	USPTO	特許庁職員	
3/10/2011	3/11/2011	特許経済プログラム	経済学者の見解を交えた知的財産についての研修プログラム。	民間実務者育成	不明	USPTO	法律専門家、法執行機関の当局者	
3/11/2011	3/11/2011	中国知的財産権代表団の派遣	中国知的財産権視察団の知的財産に関する米国訪問プログラム。	不明	招へい研修	USPTO	法律専門家、法執行機関の当局者、検察官	
3/14/2011	3/18/2011	USPTO-WIPO 知的財産エンフォースメントプログラム	知的財産エンフォースメントに関する研修プログラム。	エンフォースメント強化支援	不明	USPTO	民事・行政裁判官、司法官	
3/21/2011	3/21/2011	国際司法アカデミープログラム	国際司法アカデミーを対象とした知的財産に関するプログラム。	エンフォースメント強化支援	不明	USPTO	著作権局職員、特許庁職員	
3/22/20	3/22/20	IJA 中南米裁判		エンフォース	セミナー	USPTO	特許庁職員	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
11	11	官のための著作権会議		メント強化支援				
3/23/2011	3/23/2011	INEAP-ECC 共催知的財産（特許・商標）会議		審査実務支援	不明	USPTO	米国特許庁、商標局	
3/28/2011	3/29/2011	PIPRA 知的財産実用化・技術移転プログラム	知的財産の実用化及び技術移転に関する研修プログラム。	実用化支援	不明	USPTO	特許庁職員、商標局職員	
3/29/2011	3/29/2011	中国の実用新案モデルやデザイン特許システムに関する産業円卓会議		実用化支援	セミナー	USPTO	商標局職員	
3/30/2011	4/1/2011	中小企業のための特許・商標審査研修	特許及び商標審査に関する研修プログラム。	審査実務支援	専門家派遣	ウクライナ	著作権局職員	ウクライナ
4/4/2011	4/8/2011	GIPA 上級商標審査プログラム	商標審査に関する研修プログラム。	審査実務支援	招へい研修	USPTO	民事・行政裁判官、刑事裁判官、法律専門家、法執行機関の当局者	
4/5/2011	4/8/2011	ASEAN-USPTO 知的財産エンフォースメントプログラム	知的財産エンフォースメントに関する研修プログラム。	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	タイ	税関職員、司法官、法律専門家、法執行機関の当局者、警察職員、検察官	
4/5/2011	4/5/2011	デジタル環境における著作権侵害プログラム	著作権侵害に関する研修プログラム。	不明	専門家派遣	ロシア	学者、著作権局職員、特許庁職員、商標局職員	ロシア
4/6/2011	4/7/2011	USPTO 中国知的財産エンフォー	米国企業による中国での知的財産権の保護・行使に関する 2 日間の無料プロ	エンフォースメント強化支	セミナー	USPTO	法律専門家	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
		スメント説明会	グラム。対象者は、企業規模にかかわらず、中国市場進出を検討している者から、すでに中国に基盤を有している企業まで、単に自社精神の模倣や海賊版の防止について知りたい企業も含む。このプログラムは、知的財産権の重要性と、グローバル市場で権利を守り行使することの必要性を広く一般に啓発していくという、USPTO の継続的な取り組みの一環である。	援				
4/8/2011	4/9/2011	南アジア税関職員のための偽造と著作権侵害防止研修プログラム	模倣品・海賊版対策に関する研修プログラム。	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	インド	産業省職員、法律専門家、特許庁職員、商標局職員	インド
4/10/2011	4/20/2011	JCCT（米中合同商業貿易委員会）の知的財産権ワーキンググループミーティング	米中合同商業貿易委員会（U.S.-China Joint Commission on Commerce and Trade: JCCT）の知的財産権に関するグループミーティング。同ミーティングは、米国企業が直面する知的財産権の問題を解決するとともに、他の貿易関係イベントや、WTO 技術支援プログラムを統括する場として機能する。なお、JCCT は、米国と中国の二国間貿易問題のハイレベルな対話の場として、また、両国の商業関係を拡大する手段として 1983 年に設立された。	エンフォースメント強化支援	セミナー	米国	法執行機関の当局者	中国
4/11/2011	4/15/2011	カザフスタン特許・商標保護プログラム：米国モデル	カザフスタンの特許・商標保護に関する研修プログラム。USPTO がカザフスタン知的財産委員会と 2008 年に締結した覚書に基づき、同委員会の知的財産	不明	専門家派遣	カザフスタン	情報省職員	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			保護システムの改善、知的財産の保護及び活用にかかる効率的な法的保護、情報の共有と交換、能力開発を通じた専門家スキルの育成などを行う。					
5/2/2011	5/6/2011	植物新品種 (UPOV) 条約に基づく多様植物保護：研修官研修プログラム	UPOV との共催による植物多様性保護の研修官を目指す政府高官及び個人選抜者に対する 5 日間の研修プログラム。	その他	不明	USPTO	特許庁職員	
5/2/2011	5/7/2011	WIPO 知的財産権エンフォースメントワークショップ	知的財産エンフォースメントに関する研修プログラム。	エンフォースメント強化支援	ワークショップ	USPTO	学者、ジャーナリスト	
5/8/2011	5/13/2011	国際科学・エンジニアリングフェア	特許商標局学会 (Patent and Trademark Office Society : PTOS) との共催による知的財産啓もうプログラム。世界中のトップランクの高校生プロジェクトが集う国際科学・エンジニアリングフェアの場で、特別特許審査、若者・親・その他興味のある方に知的財産について啓発するためのブース、そして USPTO と EPO の専門家をパネルに迎えた知的財産とイノベーションに関するシンポジウムを行う。同プログラムをコーディネートしたのは、政権の STEM (科学、工学、エンジニア、数学分野) イニシアチブの一環として次官の命を受けた教育コーディネーター室 (Office of Education Coordinator) であり、主眼はイノベーション、雇用、輸出に置かれている。PTOS は 3 人の特許	民間実務者育成	セミナー	米国	特許庁職員	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			審査官を派遣し、ブースでの審査を支援するほか、GIPA は 2 人の知的財産専門家（理想としては特許及び商標弁護士）を派遣する。また GIPA はブースを出展し、フェアの期間中に 1,200 人の訪問者を見込んでいるほか、シンポジウムには 100 人の出席が期待されている。					
5/9/2011	5/13/2011	GIPA 上級特許審査：コンピュータベースの発明	特許審査に関する研修プログラム。海外の特許審査官を含む参加者対して、米国の特許審査官の考え方を紹介する。	審査実務支援	不明	USPTO	学者、民事・行政裁判官、法律専門家、権利者団体	
5/9/2011	5/13/2011	GIPA 上級特許審査：バイオ技術と医薬品	特許審査に関する研修プログラム。	審査実務支援	不明	USPTO	政府職員、特許庁職員、商標局職員	
5/10/2011	5/12/2011	ASEAN 諸国における商標局管理・デザイン保護に関するワークショップ	商標局職員向けの商標制度運用に関する 2 日半のプログラム。目標は、審査官に商標登録に関する関連法や施策の適切な適用を教育するための手法の一つとしての、USPTO の商標品質審査研修局 (Office of Trademark Quality Review and Training) を通じた品質保証に関する情報及びベストプラクティスの共有など。	審査実務支援	ワークショップ	タイ	商標局職員	タイ
5/11/2011	5/11/2011	日米共催司法知的財産控訴セミナー	知的財産にかかる再審理に関する研修セミナー。目的は、より強固な知的財産保護とエンフォースメントのための司法訴訟の実践に向けた議論の場を設けることであり、米国及び日本の司法訴訟の実践に関する報告書作成も視野に入れている。アジェンダは、日米の特許法、知的財産エンフォースメント	エンフォースメント強化支援	セミナー	USPTO	学者、政府職員、特許庁職員	日本

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			における司法の役割、効果的な司法訴訟弁護、ベストプラクティスなど。					
5/16/2011	5/20/2011	GIPA 商標審査プログラム	商標審査に関する研修プログラム USPTO の商標審査官が、商標審査のプロセスについての情報を提供するほか、ラウンドテーブル・ディスカッションや、グループワークによるプロジェクト活動も行う。	審査実務支援	セミナー	カザフスタン	学者、政府職員、特許庁職員	カザフスタン
5/17/2011	5/20/2011	ケニアにおける知的財産権エンフォースメントワークショップ：省庁間のアプローチとプライベートセクタとの調整	米国商務省商取引法開発プログラム（CLDP）主催の4日間のワークショップへの地域警察当局の参加支援。ケニア反偽造法が定める反偽造委員会が列挙している、ケニア省庁やステークホルダーが一堂に会するこのワークショップにより、省庁横断の知的財産タスクフォースの発展が促進される。ワークショップの目的は、省庁横断型の知的財産タスクフォースの運営手順の確立や、省庁間のコミュニケーションの仕組みの決定、問題の優先順位づけとなっている。アジェンダは、知的財産権の概説、ケニアにおける偽造や海賊版の経済技術開発に対する影響度、国際基準の概説、ケニア反偽造法関連省庁の役割と責務、偽造法の法的・実務的枠組み、国境エンフォースメントの捜査と裁決のベストプラクティス、省庁横断の協力など。	不明	ワークショップ	ケニア	ジャーナリスト、民事・行政裁判官、刑事裁判官、司法官、法律専門家、立法者、特許庁職員、警察職員、検察官、権利者団体、貿易省職員、商標局職員"	ボツワナ、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ガンビア、ザンビア、ジンバブエ
5/23/2011	5/26/2011	知的財産管理・技術実用化セミナー	非営利イニシアチブ「農業のための公的知的財産資源（Public Intellectual Property Resource for Agriculture:	実用化支援	セミナー	ケニア	経済省職員、衛生管理官、産業省職員、情報省	ボツワナ、ガーナ、ケニア、レソ

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			PIPRI)」との共催による知的財産マネジメントと商品化についての 4 日間のセミナー。後援は WIPO、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)、ケニア工業所有権機関 (KIPI) で、プログラムの目的は、地域でのイノベーション開発における知的財産の重要性をアピールすることと、サブサハラ・アフリカ諸国の経済発展を促進すること。				職員、	ト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ガンビア、ザンビア、ジンバブエ
6/8/2011	6/10/2011	持続的な経済発展のための知的財産法と戦略的運用プログラム	途上国における知的財産の影響に関する 3 日間の研修プログラム。知的財産とその経済開発への好影響に精通した複数のスピーカーを招聘する。	その他	セミナー	USPTO	商務省職員、文科省職員、経済省職員	
6/8/2011	6/10/2011	持続的な経済発展のための知的財産法と戦略的運用プログラム	持続的な経済発展のための知的財産法と戦略的運用に関するワークショップ。国会議員や裁判官が、知的財産法とその戦略的運用がいかに経済発展に貢献するかを議論する。なお、プログラムは毎朝、特許、著作権、商標法についての概論で始まる。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO/GIPA	"政府職員、著作権局職員、文化省職員、税関職員、	カーボヴェルデ、ケニア、ラトビア、モーリシャス、台湾、ウズベキスタン、ベトナム
6/14/2011	6/16/2011	ASEAN 諸国における知的財産管理と技術実用化ワークショップ	知的財産マネジメントと技術の商品化に関する 3 日間のワークショップ。フィリピンのマニラで開催される同プログラムは、知的財産マネジメント、技術評価、マーケティング交渉、国立科学技術研究所や大学、知的財産マネジ	知的財産に関する啓もう活動	ワークショップ	フィリピン	学者、政府職員、法律専門家、特許庁職員、権利者団体	フィリピン

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			メントや技術の商品化を担当する当局に対するライセンス供与といった分野における知識と実践的スキルの供与を目的とする。					
6/15/2011	6/24/2011	複数都市でのIPAC II（知的財産人材育成機関間協働構想）プログラム	複数都市における知的財産人材育成に関するプログラム。	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	ロシア	産業省職員、法執行機関の当局者、特許庁職員、商標局職員	
6/27/2011	7/1/2011	GIPA 商標・地理的表示プログラム	商標と地理的表示に関する研修プログラム。	不明	不明	USPTO	商標局職員	
6/28/2011	6/30/2011	米国・ベトナム二国間特許セミナー	特許のエンフォースメントに関するプログラム。	エンフォースメント強化支援	セミナー	ベトナム	法律専門家、法執行機関の当局者、検察官	
7/11/2011	7/14/2011	USPTO・KEA（韓国電子情報通信産業振興会）知的財産エンフォースメントプログラム		エンフォースメント強化支援	不明	USPTO	法執行機関の当局者	
7/11/2011	7/14/2011	意匠プログラム	意匠に関するプログラム。意匠の保護、特に米国における意匠の特許性の評価にかかる審査上のユニークな留意点を吟味する。また同プログラムには、「WIPOの日」が含まれており、WIPOの意匠専門家が、国際的な意匠保護について講演する。	審査実務支援	招へい研修	USPTO	特許庁職員	ブルキナファソ、カナダ、チリ、コンゴ民主共和国、エジプト、エルサルバドル、グアテマラ、ハンガ

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
								リー、ヨルダン、ラオス、リトアニア、マレーシア、パラグアイ、ペルー、韓国、チュニジア、トルコ、ウクライナ
7/12/2011	7/13/2011	イラク司法官・法律研究者向け知的財産権・エンフォースメントワークショップ	イラクの商取引法開発プログラム（CLDP）司法官及び法学部教授向けの技術支援に関するワークショップ。イラクには科学面での潜在力があり、科学技術のイノベーションをベースにした現代的な経済が、成長と雇用を生み出すことができるという考えに基づいて設立された。	エンフォースメント強化支援	ワークショップ	USPTO	民事・行政裁判官、刑事裁判官、司法官、法律専門家	
7/18/2011	7/22/2011	GIPA 上級特許審査プログラム	上級審査官向けの特許審査研修プログラム。	審査実務支援	不明	USPTO	特許庁職員	
7/19/2011	7/21/2011	ASEAN 知的財産研修間研修ワークショップ	ASEAN の知的財産研修官の研修ワークショップ。研修担当の研修官及び、一般向けに知的財産啓もうプログラムを担当する研修官向けの 3 日間のワークショップであり、その目的は、情報の普及、プレゼンテーションスキル、知的財産についての研修方法に関する道具立てやコツとくに、知的財産の種類や仕組みについての議論、研修官が出くわす質問や課題で、重要な国際的	その他	ワークショップ	タイ	商標局職員	ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			課題や地域的課題を共有すること。					
7/24/2011	7/29/2011	第45回植物新品種 (UPOV) 保護プログラム	植物新品種の保護 (UPOV) に関するプログラム。世界の植物多様性の重要性が議論される。	その他	招へい研修	米国	商務省職員、衛生管理官、法律専門家	
7/25/2011	7/29/2011	Global Intellectual Property Academy (GIPA) 実施プログラム	知的財産保護に関するプログラム。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	民事・行政裁判官、刑事裁判官、法執行機関の当局者	
7/25/2011	7/29/2011	USPO 知的財産エンフォースメントプログラム	知的財産エンフォースメントに関するプログラム。産業界の知的財産担当者などの知的財産専門家、裁判官、検察官に対する研修を提供する。同プログラムでは、米国政府及び産業界の専門家から、知的財産エンフォースメントに関する最近の課題や手法についてのブリーフィングが行われる。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	民事・行政裁判官、法執行機関の当局者、警察職員	アルメニア、ブルガリア、コロンビア、デンマーク、ガーナ、インド、ラオス、リトアニア、メキシコ、ナイジェリア、ペルー、ウガンダ
8/1/2011	8/5/2011	GIPA 商標調査上級プログラム	商標審査に関する研修プログラム。	不明		USPTO	商標局職員	
8/1/2011	8/5/2011	知的財産権タスクフォースにおける省庁間との統合ワークショップの開催	知的財産権タスクフォースにおける省庁間との統合に関するワークショップ。ケニア、ガーナ、ナイジェリア、リビアで知的財産作業部会を開催。	エンフォースメント強化支援	ワークショップ	ケニア、ガーナ、ナイジェリア、リベリア	税関職員、刑事裁判官、司法官、法執行機関の当局者、警察職員、検察官	ガーナ、ケニア、リベリア、ナイジェリア
8/1/2011	8/12/2011	USPTO-WIPO 共催知的財産エンフォースメント		エンフォースメント強化支援	不明			

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
		サマースクール						
8/1/2011	8/12/2011	WIPO-USPTO 共催知的財産エンフォースメントサマースクール	WIPO との共催による知的財産に関するプログラム。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	法執行機関の当局者	
8/01/2011	8/12/2011	WIPO-USPTO 共催知的財産エンフォースメントサマースクール	WIPO との共催による特許、商標、著作権などの知的財産に関するサマースクール。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	学者、法律専門家	
8/1/2011	8/12/2011	WIPO 知的財産エンフォースメントサマースクール	知的財産法を選考する学生のためのサマースクール。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO/GIPA	学者	
8/1/2011	8/5/2011	ケニア・ガーナ・ナイジェリア・リベリア省庁間での知的財産権タスクフォースのワークショップ	知的財産保護及びエンフォースメントに関するワークショップ。	エンフォースメント強化支援	ワークショップ	GIPA	税関職員、法執行機関の当局者	ガーナ、ケニア、リベリア、ナイジェリア
8/1/2011	8/12/2011	WIPO-USPTO 知的財産サマースクール	知的財産の重要性に関するプログラム。	不明	招へい研修	GIPA	特許庁職員、商標局職員	米国
8/8/2011	8/12/2011	GIPA 政策・法令施行プログラム	知的財産の政策、法律、エンフォースメントに関するプログラム。	エンフォースメント強化支援	不明	USPTO	商務省職員、法律専門家、法執行機関の当局者	
8/8/2011	8/12/2011	GIPA 特許・技術移転プログラム	技術移転に関するプログラム。	不明	不明	USPTO	特許庁職員	
8/8/2011	8/9/2011	ウルグアイ地方税関エンフォー	税関でのエンフォースメントに関する地域別プログラム。	エンフォースメント強化支	ワークショップ	ウルグアイ	法執行機関の当局者	アルゼンチン、ブラジ

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
		スメントワーク ショップ		援				ル、パラグ アイ、ペル ー、米国、 ウルグアイ
8/9/201 1	8/9/201 1	John Marshall ロ ースクール知的 財産プログラム	John Marshall ロースクール向けの知的 財産権導入プログラム。アジェンダは、 特許、商標、著作権など。	民間実務者育 成	招へい研 修	USPTO	学者、法律専門 家	
8/9/201 1	8/10/20 11	イラクの司法・ 法律研究者のた めの知的財産権 実施ワークショ ップ	イラクの司法・法律研究者のためのワ ークショップ。	エンフォース メント強化支 援	ワークシ ョップ	USPTO/GIP A	法律専門家	イラク
8/11/20 11	8/12/20 11	電子機器・コン ピュータ開発分 野における特許 慣行プログラム	電子機器・コンピュータ開発分野にお ける特許慣行プログラム。インド、ニ ューデリーの USPTO が、インド商工 会議所の代表であるインド-米国商工 会議所（IACC）と共同で 2011 年 8 月 13 日にチェンナイで実施する半日プロ グラムで、USPTO の審査官（テクノロ ジーセンター2800 のディレクター） がチェンナイに派遣され、プログラム に参加する。プログラムの主な内容 は、コンピュータ関連発明の特許取得 の可能性についてである。	実用化支援	専門家派 遣	インド	特許庁職員	インド
8/13/20 11	8/13/20 11	電子機器・コン ピュータ開発分 野における特許 慣行プログラム	電子機器・コンピュータ開発分野にお ける特許慣行プログラム。インド、ニ ューデリーの USPTO が、インド商工 会議所の代表であるインド-米国商工 会議所（IACC）と共同で 2011 年 8 月 13 日にチェンナイで実施する半日プロ グラムで、プログラムの主な内容は、コン	実用化支援	専門家派 遣	インド	産業省職員、法 律専門家、権利 者団体	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			ピューター関連発明の特許取得の可能性についてである。主なアジェンダは、コンピューター関連発明の特許、インドでの最近の案件について、インドでの米国案件について、出願戦略について。同プログラムは、産業界での知的財産保護の意識を高めることで、インドの高レベルな知的財産保護の促進を支援する。					
8/23/2011	8/25/2011	知的財産協会上席メンバーのための第5回シンポジウム	知的財産アカデミーに関するシンポジウム。	不明	セミナー	USPTO	政府職員、情報省職員	
8/25/2011	8/25/2011	偽造と著作権侵害に関する第5回国際会議	偽造と著作権侵害に関する国際年次会議。インド政府高官並びに産業界からの代表者を対象としたインド工業同盟（CII）との合同プログラムで、スイス、日本、EU、中国、イタリアを含む地元大使館からの代表者も参加する。USPTO ニューデリーが CII と共催するこの2日間のプログラムは、偽造と著作権侵害に関する年次会議であり、知的財産権保護の重要性と、拡大する偽造と著作権侵害の脅威と戦う必要性について取り扱われる。また、偽造と著作権侵害に対するインドの立場を明確にし、海外の産業界や当局担当者が、この脅威への効果的な対抗策に関する情報を提供する。ニューデリーの知的財産公使は、米国政府講師1人をこのプログラムへ派遣するよう要請してい	エンフォースメント強化支援	セミナー	インド	税関職員、産業省職員、法律専門家、法執行機関の当局者、警察、権利者団体	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
8/29/2011	9/2/2011	メキシコ植物新品種保護 (UPOV) 条約実施プログラム	UPOV、メキシコ政府、USPTO との共催による UPOV 条約に関するプログラム。メキシコ植物多様性保護局 (Mexico Plant Variety Protection Office : SNIC) で 1 週間実施される同プログラムでは、UOPV 条約の履行や、多様性検査を含む植物多様性保護局の運営について協議される。中米自由貿易協定諸国の UPOV 加盟国ならびに加盟予定国からの参加が予定されている。メキシコ当局交換の参加も予定されている。	不明	専門家派遣	米国	特許庁職員	
8/31/2011	9/2/2011	持続的な経済発展のための知的財産法と戦略的運用に関するワークショップ	米国輸出支援センターと、中小企業開発センターによる知的財産に関するワークショップ。持続的な経済発展のための知的財産法と戦略的運用を取り扱うほか、立法官、政府代表者、裁判官らが、知的財産とその戦略的運用がいかにして経済開発に貢献しうるのかを議論する。参加者は、著作権法及び文化情報財における競争の原則、商標法とブランド競争、特許法と技術競争などについて、途上国でのケーススタディを通じて学び、医療イノベーションと競争機会について検討する。	エンフォースメント強化支援	ワークショップ	コロンビア	学者、政府職員、商務省職員、著作権局職員、経済省職員、衛生管理官、産業省職員、情報省職員、ジャーナリスト、民事・行政裁判官、刑事裁判官	ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー
9/6/2011	9/7/2011	知的財産エンフォースメントプログラム	知的財産のエンフォースメントに関する研修プログラム。目的は、WIPO との連携で、バルカン地域のエンフォースメント当局担当者の能力を向上することで、アジェンダは、知的財産権エンフォースメントの最近のトレンド、消	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	セルビア	産業省職員、警察職員、検察官	セルビア

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			費者安全保護、知的財産権エンフォースメントの各国からの報告など。					
9/7/2011	9/8/2011	米国知的財産・技術移転プログラム	米国において技術移転がどのように実施されているかについて、2 日間の研修プログラムを実施。	審査実務支援		USPTO	特許庁職員	
9/7/2011	9/18/2011	USPTO-OPEA 共催インド知的財産権司法人材養成プログラム	インドの知的財産権司法に関する人材養成プログラム。インド、ニューデリーの USPTO と OPEA エンフォースメントチームは、デリー首都圏、マハーラーシュトラ州ムンバイ、西ベンガル州コルカタの各司法アカデミーと共同で、インドの州レベル及び 3 都市の高等裁判所裁判官の知的財産権案件に対する能力開発を行う 3 都市プログラム（各都市 2 日間）を組織した。米国からは、第 9 巡回控訴裁判所の Connie Callahan 裁判官、カリフォルニア州東地区（サクラメント）の Morrison England 裁判官のほか、DOJ からはコンピューター犯罪及び IP 部門の検事、USPTO のエンフォースメント担当弁護士がスピーカーとして参加する。アジェンダは、模倣及び不法コピーの経済・健康及び安全面でのリスク、裁判運営及び効果的な案件管理及び電子的記録編成・訴状提出、商標模倣と著作権侵害案件、知的財産紛争における ADR（裁判外紛争処理）、民事における補償金及び弁済、民事もしくは刑事罰の抑止価値など。	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	インド	民事・行政裁判官、刑事裁判官、司法官	
9/12/20	9/16/20	GIPA ロシア特	ロシアにおける特許及び技術移転に関	不明	専門家派	ロシア	特許庁職員	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
11	11	許・技術移転プログラム	する研修プログラム。		遣			
9/13/2011	9/14/2011	USPTO-OPEA 共催インド知的財産権司法人材養成プログラム	インドの知的財産権司法に関する人材養成プログラム。インド、ニューデリーのUSPTOとOPEAエンフォースメントチームは、デリー首都圏、マハーラーシュトラ州ムンバイ、西ベンガル州コルカタの各司法アカデミーと共同で、インドの州レベル及び3都市の高等裁判所裁判官の知的財産権案件に対する能力開発を行う3都市プログラム（各都市2日間）を組織した。米国からは、2人の上席裁判官のほか、DOJ検事とUSPTOのエンフォースメント担当の弁護士がスピーカーとしてコルカタのプログラムに参加する。このプログラムは、インドの司法人材に専門研修を提供し、知的財産権案件を扱う裁判官の意識を高め、専門性を高めることを通じて、PTOのニューデリー・マスターアクションプランを支援する。	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	インド	民事・行政裁判官、特許庁職員、司法官	インド
9/14/2011	9/14/2011	ビジネス手法・コンピュータベースの発明・Rospatentにおける特許審査に関する円卓会議	Rospatentにおける特許審査に関する円卓会議。Rospatentで開催される同会議の対象は、特許審査官及び担当マネージャであり、。アジェンダは、ポストBilski判決時代のビジネスメソッド、コンピュータベースの発明、治療及び診断法の特許審査など。	民間実務者育成	セミナー	ロシア	学者、商務省職員、経済省職員、産業省職員、法律専門家、特許庁職員	
9/15/2011	9/16/2011	APIRO 地理的表示保護プログラ	APIROの地理的表示保護に関する研修プログラム。ARIPO加盟国（ボツワナ、	不明	専門家派遣	ケニア	著作権局職員、商標局職員	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
		ム	ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ) の知的財産庁から各 2 人の代表を招いて開催する。目標は、加盟国に、商標システムを通じて以下に地理的表示保護を図るかについての情報を提供することと、地理的表示保護に係る米国のシステムを奨励すること。アジェンダは、商標システムを通じた地理的表示保護の方法とそのメリットなど。					
9/15/2011	9/16/2011	ロシア大学技術移転・知的財産管理プログラム	ロシア大学での技術移転・知的財産管理に関する研修プログラム。大学における技術移転と知的財産マネジメントを取り扱うもので、研究者、技術移転マネージャ、地元大学生などを対象としてい。Rospatent 及びモスクワ大学と共同で作成され、開催場所はモスクワ大学である。アジェンダは、米国及びロシアにおける知的財産保護、PCT 出願、米国における技術移転に関する法律及び政策、大学における技術移転、知的財産管理のベストプラクティス及び課題の概観、研究開発にかかる知的財産、特許と企業秘密、特許権の移転、ライセンス供与と譲渡など。	民間実務者育成	専門家派遣	ロシア	経済省職員、産業省職員、特許庁職員	
9/19/2011	9/21/2011	モロッコ技術移転プログラム	モロッコ政府職員を対象とした技術移転に関する研修プログラム。	実用化支援	専門家派遣	モロッコ	特許庁職員	
9/19/20	9/29/20	知的財産権の領	ASEAN 税関職員による米国視察コー	エンフォース	招へい研	米国	税関職員、法執	ブルネイ、

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
11	11	域施行状況を把握するためのASEAN税関職員による米国視察	ス。商業規模での知的財産侵害及び輸出入に対する国境での施策・エンフォースメント・捜査・犯罪検挙にかかる応用技術、特に越境犯罪と協力体制について注力する。	メント強化支援	修		行機関の当局者、税務局員	インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
9/19/2011	9/19/2011	クリーンエネルギーの著作権ポリシーに関する会議		その他	セミナー	USPTO	経済省職員	
9/19/2011	9/23/2011	デジタル時代における著作権プログラム	デジタル時代の著作権に関する研修プログラム。さまざまな政府機関からの講師を招聘し、幅広い著作権の課題を議論する。	不明	セミナー	GIPA	著作権局職員	
9/21/2011	9/23/2011	モロッコ技術移転プログラム	モロッコの技術移転に関する研修プログラム。モロッコ政府は現在、政府の研究投資から最大の価値を引き出すための技術移転に関する包括的な戦略を策定中である。そこでモロッコ国大使館からの要請により、同プログラムを通じて、政府が効果的な技術移転システムを設立するために米国と技術移転に関する経験を共有する。アジェンダは、米国技術移転政策の原則、大学における知的財産ポリシー、技術移転オフィス運営の基礎など。	実用化支援	専門家派遣	モロッコ	産業省職員、特許庁職員、商標局職員	
9/26/2011	9/30/2011	SAIC 商標審査プログラム	SAIC との商標審査に関する研修プログラム。米中間の交歓の場となる実質	審査実務支援	招へい研修	USPTO	商標局職員	中国 (SAIC)

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			的な商標審査研修として、SAIC 審査官から中国のシステムについて講義してもらうほか、SAIC 審査官と米国産業界との顔合わせも計画中である。					
9/26/2011	9/27/2011	ギリシア国境偽造品検査ワークショップ	ギリシアの国境偽造品検査に関するワークショップ。ギリシア警察・検事・税関当局の能力向上を目標とする。アジェンダは、模倣品貿易対策における国際的課題のスコープ、健康と安全に関する議論、社会経済的影響、商標模倣と知的所有権の法的枠組み、国境での模倣品の阻止と抑制のベストプラクティス、模倣品をめぐる知的財産犯罪の捜査と起訴など。	エンフォースメント強化支援	ワークショップ	ギリシャ	法執行機関の当局者	ギリシャ
10/17/2011	10/17/2011	GIPA-インド商工会議所 FICCI(Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry) 共済産業会議：著作権侵害に対する MIB (管理情報ベース) タスクフォースによる提言		エンフォースメント強化支援	不明	インド	法執行機関の当局者	
10/17/2011	10/21/2011	USPTO-Rospatent 共催特許審査官交換プログラム		審査実務支援	招へい研修	USPTO	特許庁職員	
10/18/2011	10/18/2011	国際司法アカデミーセミナー		不明	不明	USPTO	民事・行政裁判官	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
10/24/2011	10/25/2011	マドリッド協定と商標法の取り扱い/商標法研修のシンガポール協定	マドリッド協定と商標法の取り扱い/シンガポール協定における商標法に関する研修。マドリッド協定と商標法及びシンガポール条約の商標法に係る米国の経験を、コロンビアの知的財産庁職員及び知的財関連の実務者に提供する。	その他	専門家派遣	コロンビア	商標局職員	コロンビア
10/25/2011	10/27/2011	日米共催チュニジア知的財産環境近代化プログラム	チュニジアの知的財産環境近代化プログラム。目的は、より強固な知的財産保護とエンフォースメントのための司法訴訟の実践についての議論の場を設けることで、米国及び日本の司法訴訟の実践についての報告書作成も視野に入れている。アジェンダは、日米の特許法、知的財産エンフォースメントにおける司法の役割、効果的な司法訴訟弁護、ベストプラクティスなど。連邦巡回区控訴裁判所（U.S. Court of Appeals for the Federal Circuit：CAFC）の6人の裁判官が同プログラムに参加する予定。	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	日本	学者、法律専門家、権利者団体	日本、米国
10/27/2011	10/27/2011	浙江省知的財産局向け知的財産基礎プログラム		不明	不明	USPTO	法執行機関の当局者	
10/31/2011	10/31/2011	カードーズロースクール-SIPO 知的財産研修プログラム	特許、著作権、商標、エンフォースメントについて、SIPO 職員を対象とした研修プログラム。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	著作権局職員、税関職員、特許庁職員、商標局職員	中国
11/01/2011	11/01/2011	ASEAN 知的財産権犯罪エンフォ	裁判官を対象とした知的財産権をめぐる検察技術に関する研修プログラム。	エンフォースメント強化支	専門家派遣	フィリピン	民事・行政裁判官、刑事裁判官、	フィリピン

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
		ースメント上級 司法・検察教育	裁判官が、知的財産のエンフォースメント政策のベストプラクティスを共有する。	援			司法官、法執行 機関の当局者	
11/7/20 11	11/10/2 011	ロシア裁判官に よる米国知的財 産エンフォース メント視察訪問	ロシアの最高仲裁裁判所裁判官を対象とした米国視察訪問。目標は、裁判官が権利侵害品に関する案件を裁く際に必要な道具だてや、知的財産案件及び一般的な案件マネジメントについての経験を提供すること。長期的には、資源の限られた国において、司法エンフォースメントを継続するための制度的枠組みや運営手続きの確立を目指す。	エンフォース メント強化支 援	招へい研 修	米国	学者、商務省職 員、税関職員、 経済省職員、司 法官、法律専門 家、法執行機関 の当局者、特許 庁職員	ロシア
11/09/2 011	11/10/2 011	UNECE-USPTO 共催準地域的キ ャパシティビル ディング・経済 統合・知的財産 エンフォースメ ントに関する会 議	キャパシティビルディング・経済統合・知的財産エンフォースメントに関する会議。アジェンダは、知識ベースの開発と経済統合における知的財産の役割、知的財産と国際知識移転、知的財産政策と競争政策、中小企業向けの知的財産保護と活用戦略、調査研究機関から産業への知識移転における知的財産の役割、国境における知的財産権のエンフォースメント、国内市場での模倣品対策など。	エンフォース メント強化支 援	セミナー	モルドバ	学者、商務省職 員、税関職員、 経済省職員、司 法官、法律専門 家、法執行機関 の当局者、特許 庁職員	アルメニア、グル ジア、モルドバ、 ルーマニア、ウク ライナ
11/10/2 011	11/11/2 011	USPTO ・ INNORPI（チュ ニジア知的財産 庁）共催知的財 産環境近代化プ ログラム	チュニジアの知的財産環境近代化プログラム。出張費を節減し、参加者数を最大にするために、アルジェリアのプログラムに引き続いて開催されるもので、知的財産の基礎講義及び覚書締結に向けた議論される予定。チュニジアは最初の「アラブの春」の国であり、政府は知的財産の環境の近代化を望ん	不明	専門家派 遣	チュニジア	著作権局職員、 特許庁職員、商 標局職員	チュニジア

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
			でいるほか、チュニジア知的財産庁はUSPTOとの関係構築を求めている。USPTOの講師は、国際的責務と米国法について講義し、現地政府講師はチュニジア国内の知的財産保護について講演する。なお、特許商標以外の招聘は予定されていない。					
11/14/2011	11/15/2011	アルジェリア向け知的財産の基礎プログラム	アルジェリアの知的財産保護に関するプログラム。米国とアルジェリアの講師による知的財産の基礎講座（2日間）と、アルジェリアからの要望に対するフォローアップ会合（1日）で構成される。USPTOの講師は、国際的責務と米国法について講義し、現地政府講師はアルジェリア国内の知的財産保護について講義する。これは、両国間の知的財産の啓もう活動と関係構築強化の第2ステップである。なお、特許商標以外の招聘は予定されていない。	知的財産に関する啓もう活動	専門家派遣	アルジェリア	学者、政府職員、商務省職員、著作権局職員、文化省職員、税関職員、経済省職員、衛生管理官、産業省職員、情報省職員、ジャーナリスト、民事・行政裁判官、刑事裁判官、司法官、法律専門家、立法者、法執行機関の当局者、特許庁職員、警察、警察職員、検察官、税務局員、権利者団体、貿易省職員、商標局職員	アルジェリア
11/17/2011	11/18/2011	商標システムの導入によるアフリカ知的財産権機構（OAPI）加	OAPI加盟国の地理的表示保護に関する研修プログラム。OAPI加盟国（ベニン、ブルキナファソ、カメルーン、中央ア	実用化支援	専門家派遣	カメルーン	政府職員、情報省職員、法律専門家、商標局職員	ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリ

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
		盟国の地理的表示の保護プログラム	フリカ共和国、チャド、コンゴ共和国、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ）から代表各 2 人を招待する。例外はホスト国のカメルーンで、宿泊費及び日当を支払わない代わりに、多人数での参加を認める。米国商務省商取引法開発プログラム（CLDP）は、マリと締結した覚書に基づき、マリからの参加者に対するフランス語通訳費用を負担できる見込み。また、非営利団体 Light Years IP からスピーカーを招聘する予定である。地理的表示保護プログラムの資金は、GIPA の予算から捻出される。カメルーンの地方プログラムが、その地理的表示保護プログラムを置き換えた。トピックは、商標システムを通じた地理的表示保護の仕方及びその利点。					カ、チャド、コンゴ共和国、マリ、セネガル、トーゴ、米国
11/28/2011	12/01/2011	特許協力条約（PTC）加盟国の国際調査機関／国際予備審査機関（ISA/IPEA）向け特許審査強化プログラム	PTC・ISA・IPEA 加盟国向け特許審査強化プログラム。PTC の第 1 章、第 2 章に定められた ISA/IPEA としての米国の経験を他国の ISA/IPEA 当局に提供し、条約の第 1 章、第 2 章に定められた ISA/IPEA 処理能力の向上のためのアイデアを提供する。ISA/IPEA の品質と迅速さの向上は、米国及び他の PTC 加盟国の国内段階の審査手続きを強化する。	審査実務支援	招へい研修	USPTO	特許庁職員	ブラジル、カナダ、エジプト、インド、イスラエル、ロシア、韓国
12/05/2	12/07/2	USPTO-JPO-OMI	商標に関する年次会議。商標三極（The	その他	セミナー	USPTO	商標局職員	日本、韓国

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
011	011	H-KIPO 共催 第10 回商標年次会議	Trademark Trilateral) の加盟団体は、USPTO、JPO、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)。最近では、KIPO がパートナー団体として参加したほか、中国国家工商行政管理総局(SAIC)もオブザーバとして参加する見込み。今回の会議では、事務局運営のベストプラクティス、ならびに各事務局間・事務局内で効率性を改善するための情報技術プロジェクトについての情報交換が行われる。					
12/08/2011	12/14/2011	韓国研究基金(National Research Foundation of Korea : NRF) 韓米科学・工学会(Korean-American Scientists and Engineers Association : KSEA) 共催知的財産研究・開発プログラム(2011年)		不明	不明	USPTO	特許庁職員	
12/09/2011	12/09/2011	中国国家工商行政管理総局(SAIC) 副長官の訪問による知的財産の司法エンフォースメン		エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	政府職員	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
		ト						
12/15/2011	06/15/2012	USPTO・国家安全保障局（NSA）共催司法官向け知的財産プログラム		エンフォースメント強化支援	不明	USPTO	司法官	

注：空欄は下記データベースにも情報が記載されていなかったもの。

出典：Global Intellectual Property Education Database (<http://usipr.uspto.gov/>) を基に作成

2010 年の支援活動詳細

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
10/5/2010	10/7/2010	諸外国の国境での効果的な知的財産権エンフォースメントに関するワークショップ	国境での知的財産保護のベストプラクティスを模索するワークショップ。	エンフォースメント強化支援	ワークショップ	モロッコ	特許庁職員	アフガニスタン、アルジェリア、エジプト、フランス、モーリタニア、モロッコ、ニュージーランド、スイス、チュニジア、アラブ首長国連邦
10/5/2010	10/7/2010	USPTO 知的財産アタッシュプログラム：モロッコにおける税関エンフォースメントプログラム	USPTO アタッシュプログラムの基モロッコのカサブランカで開催された税関エンフォースメントプログラム。	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	モロッコ	民事・行政裁判官、法執行機関の当局者、検察官	
10/5/2010	10/6/2010	USPTO 知的財産アタッシュプログラム：インドにおける知的財産慣行・管理のトレンドに関するワークショップ	インドの USPTO アタッシュプログラム主催の知的財産慣行・管理のトレンドに関するワークショップ。スピーカーが関連トピックの成功事例を紹介する。	不明	専門家派遣	インド	商務省職員、税関職員、経済省職員、法律専門家、法執行機関の当局者	インド
10/5/2010	10/7/2010	モロッコ司法関係者向け国境で	モロッコ司法関係者向けの国境での知的財産エンフォースメントに関する研	エンフォースメント強化支	ワークショップ	モロッコ	税関職員、法執行機関の当局	モロッコ

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
		の効果的な知的財産エンフォースメントに関する準地域的ワークショップ	修プログラム。	援			者	
10/6/2010	10/8/2010	ロシア特許庁向け知的財産教育・管理・イノベーションに関するワークショップ	知的財産権の教育・管理・イノベーションに関するワークショップ。	不明	ワークショップ	ロシア	民事・行政裁判官、刑事裁判官	ロシア
10/6/2010	10/8/2010	UNECE-USPTO 共催知的財産エンフォースメント・商用化プログラム	知的財産エンフォースメントに関する3日間の研修プログラム。	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	ロシア	民事・行政裁判官、刑事裁判官	ロシア
10/6/2010	10/8/2010	中小企業向けブラジル知的財産権説明会		エンフォースメント強化支援	専門家派遣	ブラジル	商務省職員、権利者団体	ブラジル
10/8/2010	10/8/2010	USPTO- インド知的財産庁共催知的財産に関するインタラクティブディスカッション	インド知的財産庁職員を招いた知的財産権に関するディスカッション。	不明	セミナー	インド	学者、商務省職員	インド
10/13/2010	10/13/2010	USPTO- 国際司法アカデミー (IJA) 共催諸外国裁判官向け知的財産エンフォースメントセミ	裁判官向けの知的財産に関するセミナー。	エンフォースメント強化支援	セミナー	USPTO	民事・行政裁判官	アルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、ペル

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
		ナー						ー、ウルグアイ、ベネズエラ
10/13/2010	10/13/2010	USPTO- 国際司法アカデミー (IJA) 共催諸外国裁判官向け知的財産エンフォースメントセミナー	裁判官向けの知的財産に関するセミナー。知的財産エンフォースメント及び連邦省庁からの訴追についてプレゼンテーションする。	エンフォースメント強化支援	セミナー	USPTO		
10/25/2010	11/6/2010	中南米裁判官・検察官向け知的財産エンフォースメントプログラム	中南米の裁判官・検察官を対象とした知的財産権に関する研修プログラム。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	米国	民事・行政裁判官、刑事裁判官	チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ペルー
10/25/2010	11/3/2010	パキスタン裁判官向け知的財産エンフォースメントプログラム	パキスタン裁判官を対象とした知的財産エンフォースメントプログラム。パキスタン最高裁裁判官を筆頭に、各行政区を代表する高等裁裁判官団が米国に訪問し、米国側裁判官と知的財産権の司法的エンフォースメントについて意見交換・比較分析する。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	米国	特許庁職員	パキスタン
10/25/2010	10/29/2010	USPTO-WIPO 共催カリブ諸国商標審査研修プロ	商標審査の手続き過程を監督する研修プログラム。	審査実務支援	不明		民事・行政裁判官、刑事裁判官、司法官、法律専	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
		グラム					門家	
10/25/2010	10/25/2010	中国科学院（Chinese Academy of Science）向け知的財産権プログラム	知的財産権に関する研修プログラム	不明	招へい研修	USPTO	民事・行政裁判官、刑事裁判官、検察官	中国
10/26/2010	11/6/2010	中南米裁判官向け GIPA エンフォースメント米国視察訪問	中南米裁判官向けエンフォースメント米国視察スタディツアー。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	特許庁職員	チリ、コロンビア、コスタリカ、コンゴ民主共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ペルー
10/26/2010	10/26/2010	SIPO 特許審査官米国訪問視察	SIPO 特許審査官を米国に迎えたスタディツアー。	審査実務支援	招へい研修	USPTO	特許庁職員	中国
10/26/2010	10/27/2010	米国-パキスタン共催知的財産司法エンフォースメントプログラム	パキスタンとの共催による知的財産権関連の裁判と調停に関する研修プログラム。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	政府職員、特許庁職員	パキスタン
11/1/2010	11/5/2010	特許審査ハイウェイ研修プログラム	特許審査ハイウェイに関する 4 日間の研修プログラム。	審査実務支援	招へい研修	USPTO	特許庁職員	オーストリア、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンラン

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
								ド、ドイツ、ハンガリー、イスラエル、日本、メキシコ、ロシア、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、米国
11/1/2010	11/5/2010	特許審査ハイウェイ研修プログラム	特許審査ハイウェイに関する研修プログラム。	審査実務支援	招へい研修	USPTO	特許庁職員	オーストリア、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、イスラエル、日本、メキシコ、ロシア、韓国、スペイン、スウェーデン
11/8/2010	11/8/2010	GIPA- カードローズスクール-SIPO 共催特許審査官セミナー	米カードローズスクール向けの特許審査官に関するセミナー。	審査実務支援	セミナー	USPTO	法執行機関の当局者	アンティグア・バーブーダ、中国
11/8/20	11/8/20	KIPO 特許品質評価	KIPO の特許品質評価チームの米国視	その他	招へい研	USPTO	特許庁職員	韓国

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
10	10	価値チーム米国視察訪問	視察訪問プログラム。		修			
11/8/2010	11/8/2010	中国浙江省知的財産検察院派遣団プログラム	中国浙江省知的財産検察院視察団を米国に迎えた特許プログラム。	不明	招へい研修	USPTO	特許庁職員	中国
11/8/2010	11/8/2010	USPTO- カードローブスクール-SIPO 共催特許セミナー		不明	セミナー	USPTO/GIPA	特許庁職員	
11/9/2010	11/9/2010	中国浙江省知的財産担当部米国訪問プログラム	中国浙江省からの視察団との会議。	不明	招へい研修	USPTO	法執行機関の当局者	中国
11/16/2010	11/16/2010	USPTO- メキシコ産業財産庁(IMPI) 共催特許に関するビデオ会議	特許に関するデジタルビデオ会議。	不明	セミナー	USPTO	法律専門家、法執行機関の当局者、特許庁職員、権利者団体、商標局職員 "	メキシコ
11/18/2010	11/21/2010	中国知的財産エンフォースメント訪問視察	知的財産エンフォースメントに関する中国視察団によるスタディツアー。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	"学者、商務省職員、著作権局職員、ジャーナリスト、	中国
11/19/2010	11/19/2010	中国知的財産セミナー：河北省の知的財産管理	中国河北省の知的財産権専門視察団を米国に迎えたセミナー。	エンフォースメント強化支援	セミナー	USPTO	政府職員、商標局職員	中国
11/28/2010	12/1/2010	チリ知的財産専門家向けインターネット上の著作権侵害に関するワークセッション	インターネット上の著作権侵害に関する4日間のワークセッション。	エンフォースメント強化支援	専門家派遣	チリ	商標局職員	チリ

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
		ョン・行政評議会						
11/29/2010	12/2/2010	USPTO 商標局管理プログラム：耐久消費財の模倣品に対するエンフォースメント	商標局管理に関する 4 日間の研修プログラム。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	税関職員	アンティグア・バーブーダ、アルメニア、ボツワナ、カンボジア、チリ、コロンビア、デンマーク、エルサルバドル、ガイアナ、香港、ハンガリー、ラトビア、レバノン、メキシコ、ナミビア、ナイジェリア、ペルー、ウガンダ、ルーマニア、スワジランド、タンザニア、ウクライナ、ベトナム
11/29/2010	12/3/2010	KIPO 知的財産エンフォースメン	KIPO 向けエンフォースメントプログラム。	エンフォースメント強化支	招へい研修	USPTO	民事・行政裁判官、刑事裁判官	韓国

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
		トプログラム		援				
11/29/2010	12/2/2010	USPTO 商標管理プログラム	外国政府の専門家向けの商標管理に関する研修プログラム。内容は、USPTO 職員の講演など。	不明	招へい研修	USPTO	商標局職員	アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルメニア、ボツワナ、カンボジア、チリ、コロンビア、デンマーク、エルサルバドル、ガイアナ、香港、ハンガリー、ラトビア、レバノン、メキシコ、ナミビア、ナイジェリア、ペルー、ウガンダ、ルーマニア、スワジランド、タンザニア、ウクライナ、ベトナム
11/29/2	12/2/20	USPTO・GIPA 商	商標局の管理に関するプログラム。研	不明	招へい研	USPTO/GIP	法執行機関の当	

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
010	10	標局著作権管理プログラム	修内容は、戦略的プランニング、予算策定、審査官研修、目標設定、品質保証、人材募集、マドリッド協定協議書に基づくテレワーキングプログラムの管理、啓もう活動等。		修	A	局者	
12/1/2010	12/1/2010	国際知的財産リーダーシップ訪問プログラム：教育開発アカデミー（AED）セミナー	米国省上級専門職交換プログラム（the State Department's premier professional exchange program）と共催した知的財産に関するセミナー。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	特許庁職員	アルゼンチン、エクアドル、メキシコ、エクアドル、メキシコ、ベネズエラ
12/2/2010	12/5/2010	高等知的財産審査・エンフォースメント米国慣行プログラム		エンフォースメント強化支援		USPTO	民事・行政裁判官、刑事裁判官	
12/3/2010	12/3/2010	香港特別自治区知的財産担当部米国訪問プログラム	香港特別自治区知的財産担当部を迎えて行う知的財産に関する会議。	不明	招へい研修	USPTO	学者	香港
12/7/2010	12/7/2010	中国派遣団米国知的財産訪問プログラム	中国視察団による知的財産に関する米国訪問プログラム。中国からの視察団と、知的財産権の重要性についての米国の見解など、知的財産の全側面を議論する。	民間実務者育成	招へい研修	USPTO	刑事裁判官	中国
12/7/2010	12/10/2010	チリ司法官向け知的財産権エンフォースメント会議	チリ司法官向け知的財産権の重要性に関する会議。知的財産エンフォースメントの手続きと政策についての米国の見解を吟味する。	エンフォースメント強化支援	招へい研修	USPTO	学者	チリ

開始日	終了日	題名	概要	支援対象分野	支援手法	開催場所	参加者	支援対象国
12/9/2010	12/9/2010	メリーランド大学知的財産・イノベーション経済フォーラム：知的財産に関する米国経済研究課題	知的財産の経済への影響に関する学者向け会議。知的財産の米国経済への影響に関する経済研究課題なども公表する。	民間実務者育成	不明	USPTO	政府職員、経済省職員、情報省職員、法律専門家	米国
12/10/2010	12/10/2010	パキスタン政府向け知的財産権保護セミナー	スリランカの知的財産官僚向けの知的財産権保護に関するビデオ会議。アジェンダは、エンフォースメント、特許、商標など。	エンフォースメント強化支援	セミナー	USPTO	税関職員、法執行機関の当局者	パキスタン

注1：空欄は下記データベースにも情報が記載されていなかったもの。

注2：下記データベースには、2010年10月以前のUSPTOによる支援活動は含まれていなかった。

出典：Global Intellectual Property Education Database (<http://usipr.uspto.gov/>) を基に作成

2.3 欧州

本節では、欧州連合（European Union: EU）及び欧州委員会（European Commission）による人材育成支援活動について紹介する。

2.3.1 支援機関概要

<機関概要>

欧州委員会は、1951年にEUの前身である欧州石炭鉄鋼共同体（European Coal and Steel Community）の最高機関（High Authority）として設立された¹⁶¹。EUの行政執行機関として、以下の役割を担っている¹⁶²。

- EUによる活動の目的及び優先順位を設定する。
- 欧州議会（European Parliament）及び、欧州理事会（European Council）に法案を提案する。
- EUの政策及び予算を管理・施行する。
- 欧州法を執行する。
- EUと他国における貿易協定の交渉などにおいてEUを代表する。

欧州委員会による行政執行は、総局（Directorate General）もしくはサービス（Services）と呼ばれる省庁機関が担当しており、これらの機関は合計2万3,000人の職員を擁している¹⁶³。欧州委員会に所属する総局及びサービスは以下の通りとなる。

図表 19 欧州委員会傘下の総局及びサービス

総局
Agriculture and Rural Development (AGRI)
Budget (BUDG)
Climate Action (CLIMA)
Communication (COMM)
Communications Networks, Content and Technology (CNECT)
Competition (COMP)
Economic and Financial Affairs (ECFIN)
Education and Culture (EAC)
Employment, Social Affairs and Inclusion (EMPL)
Energy (ENER)
Enlargement (ELARG)
Enterprise and Industry (ENTR)
Environment (ENV)
EuropeAid Development & Cooperation (DEVCO)
Eurostat (ESTAT)
Health and Consumers (SANCO)

¹⁶¹ Europa ““Summaries of EU legislation”: everything you want to know about European legislation!” http://europa.eu/legislation_summaries/institutional_affairs/treaties/treaties_ecsc_en.htm [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁶² European Commission “About the European Commission” http://ec.europa.eu/about/index_en.htm [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁶³ European Commission “About the European Commission” http://ec.europa.eu/about/index_en.htm [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

Home Affairs (HOME)
Humanitarian Aid (ECHO)
Human Resources and Security (HR)
Informatics (DIGIT)
Internal Market and Services (MARKT)
Interpretation (SCIC)
Joint Research Centre (JRC)
Justice (JUST)
Maritime Affairs and Fisheries (MARE)
Mobility and Transport (MOVE)
Regional Policy (REGIO)
Research and Innovation (RTD)
Secretariat-General (SG)
Service for Foreign Policy Instruments (FPI)
Taxation and Customs Union (TAXUD)
Trade (TRADE)
Translation (DGT)
サービス
Bureau of European Policy Advisers (BEPA)
Central Library
European Anti-Fraud Office (OLAF)
European Commission Data Protection Officer
Historical archives
Infrastructures and Logistics - Brussels (OIB)
Infrastructures and Logistics - Luxembourg (OIL)
Internal Audit Service (IAS)
Legal Service (SJ)
Office For Administration And Payment Of Individual Entitlements (PMO)
Publications Office (OP)

出典：欧州委員会¹⁶⁴

これらの機関の他に、欧州委員会には、欧州共同体商標意匠庁 (Office for Harmonization in the Internal Market: OHIM) のように、技術的または規制に関係するような実務を遂行する機関が 30 以上存在する¹⁶⁵。

<支援活動担当部署>

上図表の機関のうち、開発途上国に対する支援活動を担当するのは、開発協力総局 (EuropeAid Development & Cooperation: DEVCO) となっている。DEVCO は、EU における開発政策の策定及び支援の実施を担当する機関で¹⁶⁶、EU による対外政策を担当する欧州対

¹⁶⁴ European Commission “Departments (Directorates-General) and services” http://ec.europa.eu/about/ds_en.htm [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁶⁵ European Union “Agencies and other EU bodies” http://europa.eu/agencies/regulatory_agencies_bodies/index_en.htm [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁶⁶ European Commission “Who we are” http://ec.europa.eu/europeaid/who/index_en.htm [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

外行動庁 (European External Action Services: EEAS)¹⁶⁷が策定した国・地域別戦略に応じて、支援プロジェクトを策定・評価している。また、TRIPS 協定が関連する支援活動の場合は、貿易総局 (Directorate General for Trade) が、支援プログラムの設計を非公式な形でサポートしている¹⁶⁸。

＜他の機関との関係＞

他の機関との連携を見ると、上述のように、欧州委員会は、EEAS と連携して支援活動を実施している。具体的には、EEAS が策定する国・地域別戦略によって、戦略的方向性及び分野別のリソース配分が決められる。これは、知的財産以外の分野も含む大局的な枠組みであり、ここで定められた方向性などに応じて、DEVCO が具体的な支援プロジェクトを決めている¹⁶⁹。

また、支援プログラムの実施については、欧州委員会が外部機関に委託する形が多い。例えば、知的財産に関する ASEAN プロジェクト (ASEAN Project on Intellectual Property Rights: ECAP) では、欧州委員会からの委託により、ECAP I (1993 年～1997 年)、ECAP II (2000 年～2007 年) 及び ECAP III (2010 年～) の第 1 段階を欧州特許庁 (European Patent Office: EPO)¹⁷⁰が実施している。また、2013 年中に開始が予定されている ECAP III の第 2 段階については、OHIM が実施機関となる予定である¹⁷¹。

2.3.2 支援活動状況

欧州委員会による知的財産人材育成支援活動は分散しており、貿易政策関連の支援活動の一部として実施されていることが多いことから、全貌を把握することは難しいとされている¹⁷²。このように知的財産支援活動を取り入れている貿易政策関連のプロジェクトとしては、ACP MTS プログラム (ACP MTS Programme) や、トレードコムプログラム (TradeCom Programme) もしくは TradeCom Facility) が挙げられる。

ACP MTS プログラムは、アフリカ・カリブ・太平洋地域 (African, Caribbean, and Pacific Area : ACP) 諸国を、多国間貿易システムに従事させるために、対象地域の開発と国際社会への参加を支援している。ACP MTS プログラムの目的は、ACP 諸国に、①多国間の貿易システムに移行・改革させる、②多国間貿易協定を交渉・施行する能力を向上させる、③貿易を各国の開発プロセスに統合させる、④WTO 加盟を促進させることなどで、WTO の規則などの恩恵を平等に受けられるよう、交渉能力の構築のための指導活動を提供している¹⁷³。一方、トレードコムプログラムは、ACP 諸国による、①貿易政策の策定における分析及び組織能力の強化、②国際貿易交渉への効果的な参加の促進、③貿易政策及び国際貿易協定の施行のための組織能力の強化などに取り組んでいる¹⁷⁴。

他方、数は少ないものの、知的財産に特化した支援プロジェクトも存在しており、代表的な

¹⁶⁷ European Union “What we do” http://eeas.europa.eu/what_we_do/index_en.htm [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁶⁸ 欧州委員会貿易総局によるアンケート回答より。

¹⁶⁹ 欧州委員会貿易総局によるアンケート回答より。

¹⁷⁰ EPO は EU と同様の国を網羅しているが、EU に属さない独立した機関となっている。

¹⁷¹ 欧州委員会 ECAP III 関係者とのヒアリングより。

¹⁷² 欧州委員会 ECAP III 関係者とのヒアリングより。

¹⁷³ ACP MTS Programme “About the Programme” <http://acp-mts-programme.org/en/contents/about-the-programme> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁷⁴ TradeCom Facility “About TradeCom” <http://www.tradecom-acpeu.org/about-us/about-tradecom/index.html> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

ものとしては、ECAP III 及び、欧州-中国知的財産権保護プロジェクト（EU-China Project on the Protection of Intellectual Property Rights : IPR2）を挙げることができる。

ECAP III は、東南アジア諸国向け技術支援プロジェクトで、1993 年から 1997 年にかけて実施された ECAP I 及び、2000 年から 2007 年まで実施された ECAP II に続くものとなっている。東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations: ASEAN）に加盟している東南アジア諸国における知的財産政策、法制度、エンフォースメントなどの分野における長期的なキャパシティビルディングと地域調和に取り組んでおり、具体的には以下のような活動目的を掲げている¹⁷⁵。

- 知的財産保護における組織能力の強化及び法的枠組みの地域調和
- 知的財産に基づく産業における投資や貿易を奨励することや、公平な市場競争を保護することによる、知的財産権の誤用や不正使用を防ぐためのエンフォースメント強化
- ASEAN 地域内外の知的財産の創出及び実用化の速度及び範囲の拡大
- 知的財産教育・政策策定の資源となる ASEAN 地域の大学における知的財産ネットワークの強化
- ASEAN における知的財産制度の確立

一方、IPR2 は、EU と中国政府が 2007 年から 2011 年にかけて実施した共同プロジェクトで、信頼性が高く、効率的で利用しやすい知的財産保護システムを確立することで、中国における効果的かつ持続性のあるエンフォースメントを実現することを主要な目的としている。具体的には、欧州と中国の知的財産専門家が集結し、知的財産取得やエンフォースメントに関する中国の法律や司法、実務に関する課題に取り組んだり、知的財産に関する情報提供を行うなどの活動を展開している¹⁷⁶。

この他、知的財産に特化した支援プロジェクトとしては、バングラディッシュ人民共和国・EU-WIPO 知的財産権保護プロジェクト（EU-WIPO Intellectual Property Rights Project for the People's Republic of Bangladesh）もある。これは、WIPO を実施機関として 2008 年から 2011 年まで実施されていたプロジェクトで、バングラディッシュ人民共和国の知的財産制度の確立、近代化、施行、活用を目的としたキャパシティビルディング支援を実施している¹⁷⁷。

（1） 支援対象国

EU による支援活動の対象国を、①調査対象国・地域等及び先進国、②途上国、③調査対象国・地域等及び先進国と途上国の内訳で見ると、特に 2009 年と 2010 年の活動では、調査対象国・地域等及び先進国が多くなっている。これは、本調査研究の対象国である中国に特化したプロジェクトである IPR2 による活動が多いためとなっている。EU は、TRIPS 協定に基づいて支援を要請した国だけでなく、知的財産侵害が多いと判断した国に対しても、エンフォースメント強化を目的とした支援活動を提供しており、後者の目的による支援は、2 年に一度策定する知的財産エンフォースメント報告書（IPR Enforcement Report）で指定された優先国を中心に行われている。優先国は、欧州企業に対するアンケート調査などを基に決め

¹⁷⁵ ECAP III. http://www.ecap-project.org/index.php?q=ecap_III_project_director
[最終アクセス日 2012 年 11 月 30 日]

¹⁷⁶ IPR2 “About IPR2” <http://www.ipr2.org/aboutipr2.html> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁷⁷ European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/550/Add.7)
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2011/july/tradoc_148082.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

られており、最新版の報告書（2009 年）¹⁷⁸においても、中国が最優先国に指定されていることから、IPR2 のように中国を対象とした支援活動が多くなっている¹⁷⁹。

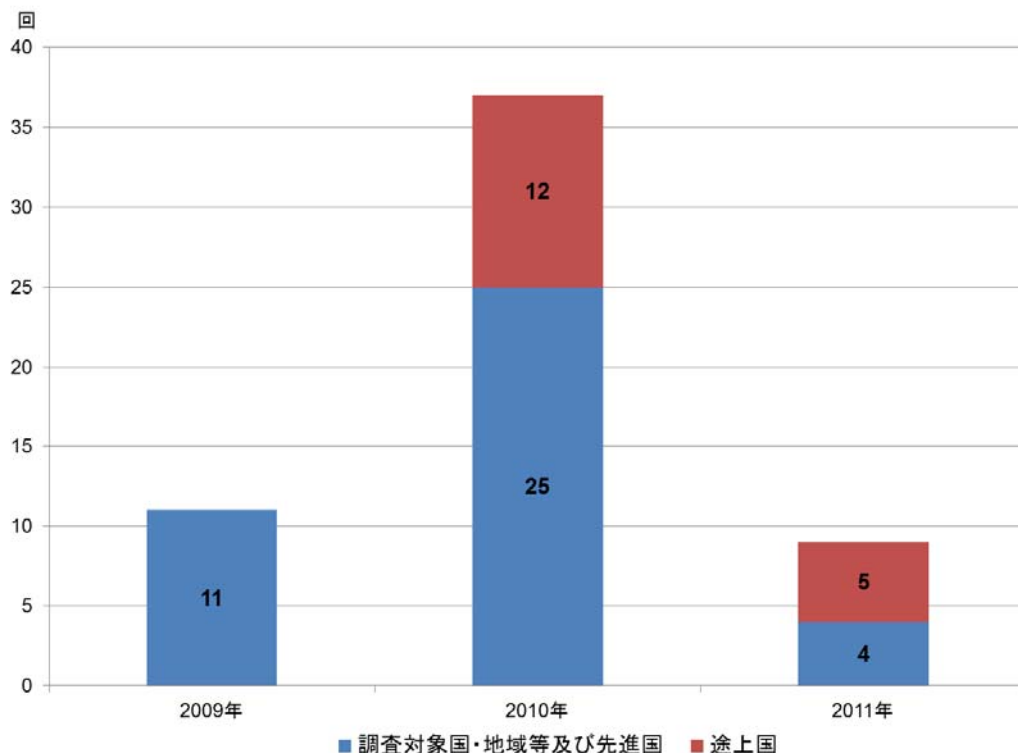
¹⁷⁸ European Union. “COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT”

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/october/tradoc_145204.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

なお、貿易総局では現在新たな報告書を作成しているところである。

¹⁷⁹ 欧州委員会貿易総局によるアンケート回答より。

図表 20 EU による支援活動（支援対象国別）



出典：各種資料¹⁸⁰を基に作成

(2) 支援対象分野

EU による知的財産支援活動は、支援を要請した国の要望にあわせた支援活動を提供しているため、支援対象分野も多様であるが、知的財産に関する啓もう活動や、知的財産庁審査官及び司法関係者を対象とした研修、エンフォースメント強化支援が中心となっている。また、EU による対外活動には開発及び貧困対策支援という目的があるため、知的財産支援活動においても、支援対象国の経済開発につながるような支援が行われているという¹⁸¹。

なお、本調査研究で支援対象分野が明らかになった活動の中では、エンフォースメント強化支援が最も多い（図表 21 参照）。

¹⁸⁰ 「支援活動詳細」において別途記載があるもの以外は、EU が WTO に提出した以下の資料に基づく：

European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/560/Add.7)

<http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=123530> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members"

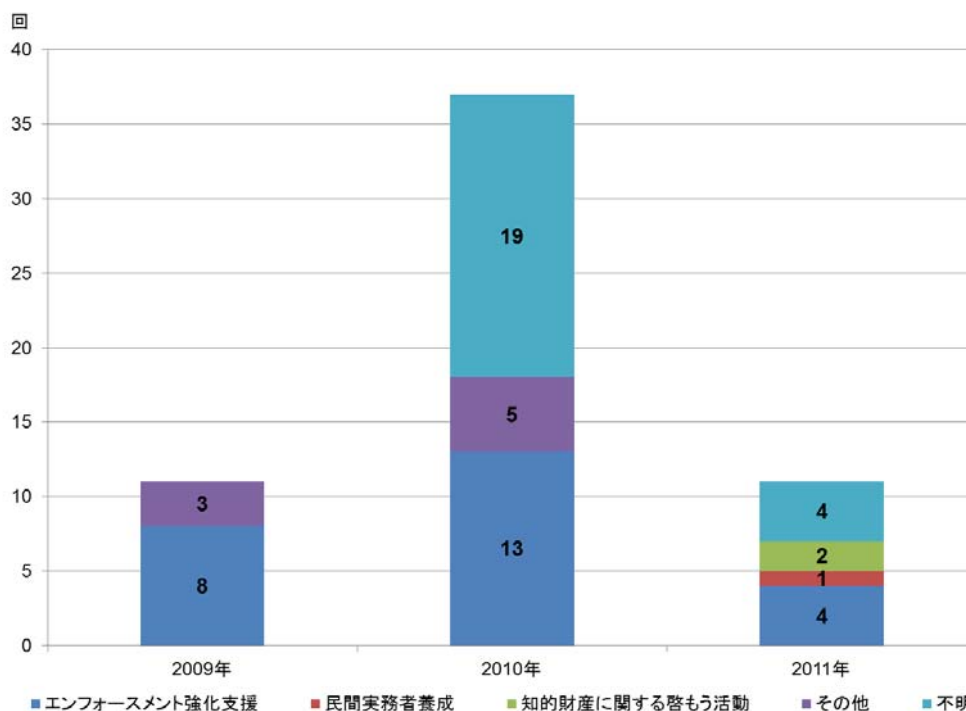
(IP/C/W/550/Add.7) <http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=117682> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members"

(IP/C/W/539/Add.7) <http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=107934> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁸¹ 欧州委員会貿易総局によるアンケート回答より。

図表 21 EU による支援活動（支援対象分野別）

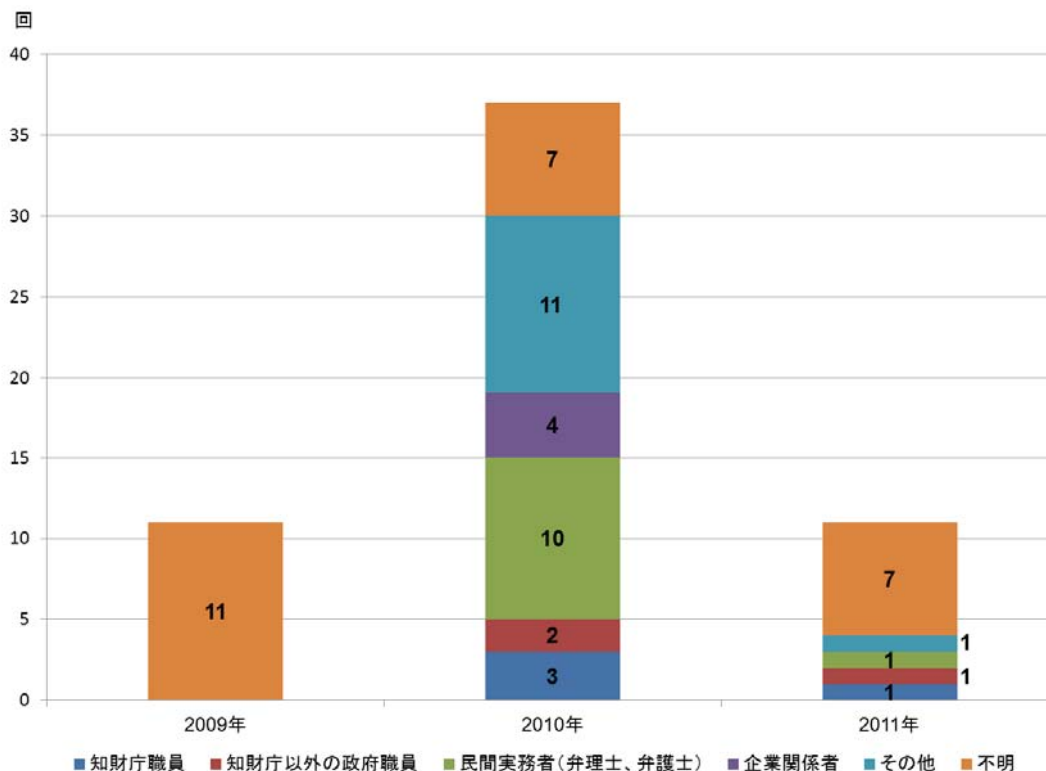


出典：各種資料¹⁸²を基に作成

また、スピーカーや研修講師が判明した支援活動を見ると、弁護士などの民間実務者がセミナーのスピーカーを務めていることが多くなっている（図表 22）。

¹⁸² 「支援活動詳細」において別途記載があるもの以外は、EU が WTO に提出した以下の資料に基づく：
 European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/560/Add.7) <http://www.wtoctr.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=123530> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]
 European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/550/Add.7) <http://www.wtoctr.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=117682> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]
 European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/539/Add.7) <http://www.wtoctr.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=107934> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

図表 22 EU による支援活動におけるスピーカー等



出典：各種資料¹⁸³を基に作成

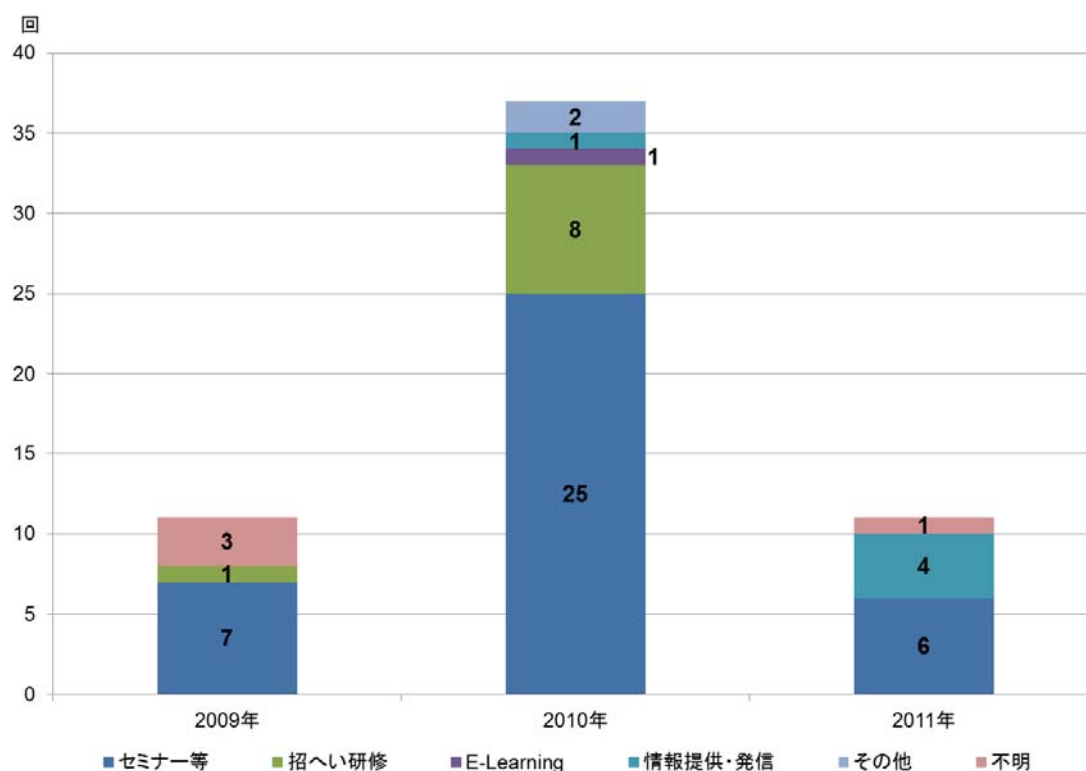
(3) 支援手法

＜支援手法の概観＞

EU の支援活動における支援手法を見ると、セミナーやワークショップ、会議などのイベントが大半を占めている。招へい研修は全て IPR2 によるもので、中国政府の職員を欧州に 10 日間程度招くスタディツアーのほか、ミュンヘン知的財産法センター（Munich Intellectual Property Law Center： MIPLC）への留学プログラムも行われている。

¹⁸³ 「支援活動詳細」において別途記載があるもの以外は、EU が WTO に提出した以下の資料に基づく：
 European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/560/Add.7) <http://www.wtoctr.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=123530> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]
 European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/550/Add.7) <http://www.wtoctr.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=117682> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]
 European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/539/Add.7) <http://www.wtoctr.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=107934> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

図表 23 EU による支援活動（支援手法別）



出典：各種資料¹⁸⁴を基に作成

<E-Learning>

EU による支援活動における E-Learning の活用は限定的で、IPR2 で以下の 3 つのコースが提供されているのみとなっている。これらは 2010 年に作成されたもので、その後更新は行われていない¹⁸⁵。

タイトル	概要	対象者（想定）
EU における知的財産エンフォースメントメカニズム (Intellectual Property Rights Enforcement Mechanisms in the European Union)	中国のエンフォースメント担当職員や中国企業を対象とした研修に基づいて作成されたコースで、EU における知的財産エンフォースメントについて紹介している。	欧州での知的財産保護に関心のある知的財産保有者や、知的財産エンフォースメントの重要性及びエンフォースメントが企業に及ぼす影響について関心のある者。
欧州での見本市における知的財産保護 (How to Protect	欧州での見本市において知的財産を保護する方法について紹介	中国企業

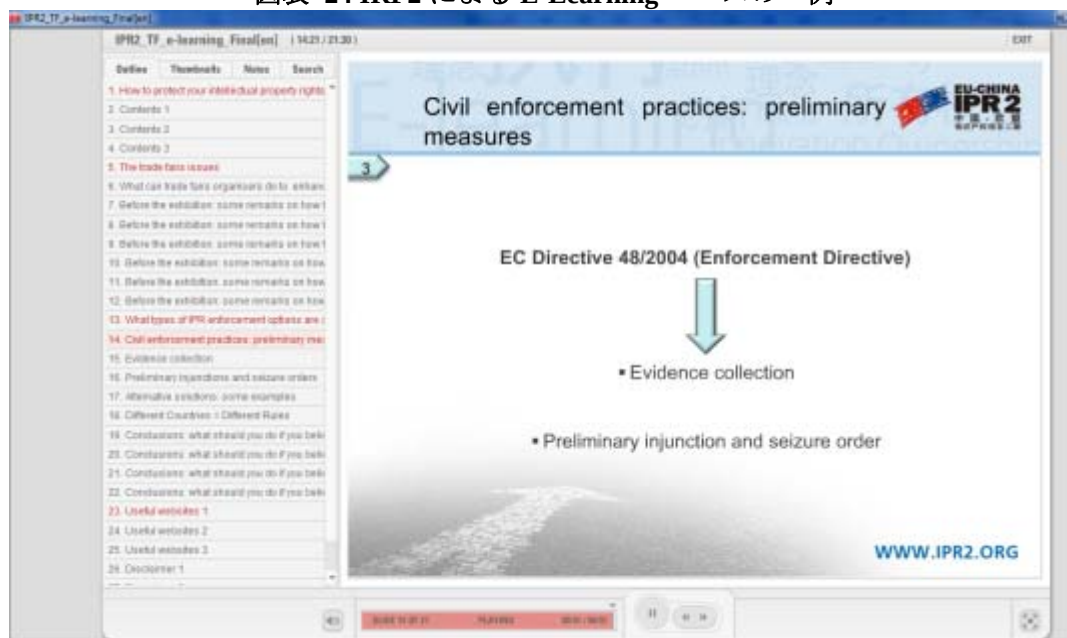
¹⁸⁴ 「支援活動詳細」において別途記載があるもの以外は、EU が WTO に提出した以下の資料に基づく：
European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/560/Add.7) <http://www.wto.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=123530> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]
European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/550/Add.7) <http://www.wto.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=117682> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]
European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/539/Add.7) <http://www.wto.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=107934> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁸⁵ IPR2 “Growing the IP knowledge base - IPR2 e-learning series“ <http://www.ipr2.org/elearning> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

タイトル	概要	対象者（想定）
your Intellectual Property Rights during European Trade Fairs)	している。	
欧州特許条約に基づく特許保護範囲（Scope of patent protection under the European Patent Convention）	欧州統一のクレーム解釈における条項などを中心に、EPC による特許保護について紹介している。特許クレーム範囲を解釈する際の原則を明確にすることを目的としている。	N/A

IPR2 による E-Learnin コースは、ストリーミング動画（画像はスライドのみ）で、音声での説明に合わせて教材のスライドが自動的に切り替わる仕組みとなっている。画面の左端には、スライドに合わせたアウトラインが示されており、希望するスライドのタイトルをクリックすると、該当する説明が始まるようになっている。

図表 24 IPR2 による E-Learning コースの一例

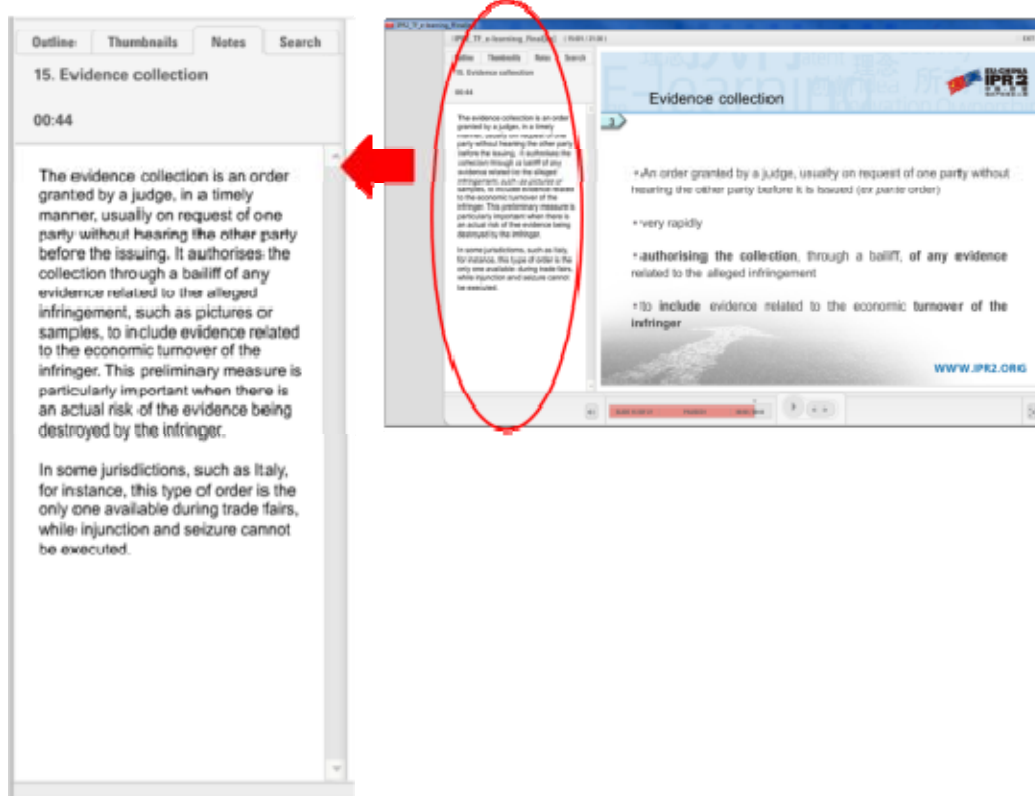


出典： IPR2 ウェブサイト¹⁸⁶

アウトラインを提示している欄には複数のタブがあり、ノート（Notes）を選択すると、視聴しているスライドの概要が英語で説明されている。また、検索（Search）のタブからは、スライドやノートの文章からキーワード検索を行うことができる。

¹⁸⁶ IPR2 “Growing the IP knowledge base - IPR2 e-learning series“ <http://www.ipr2.org/elearning> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日] よりダウンロード。

図表 25 IPR2 による E-Learning コースの一例（ノート欄）



出典： IPR2 ウェブサイト¹⁸⁷を基に作成

(4) 支援実績

<実施回数>

EU は、2009 年に 11 件、2010 年に 37 件、2011 年に 11 件の支援活動を実施している。うち、セミナー等、専門家派遣、招へい研修の実施数は以下の通りとなる。

支援手法	2009 年	2010 年	2011 年
セミナー等	7	25	6
専門家派遣	0	0	0
招へい研修	1	8	0

なお 2012 年には、知的財産人材育成活動はほとんど行われていない。これは、IPR2 及びバングラディッシュ人民共和国・EU-WIPO 知的財産権保護プロジェクトが 2011 年に終了したことに加えて、ECAP III が、2010 年の活動開始早々に保留状態となってしまう、以降はほとんど活動が行われなかったためである（後掲）¹⁸⁸。

<年間予算額>

知的財産人材育成支援活動は貿易政策関連のプロジェクトに分散されていることが多いため、年間予算を特定することはできない¹⁸⁹。知的財産に特化したプロジェクトの予算を見る

¹⁸⁷ IPR2 “Growing the IP knowledge base - IPR2 e-learning series“ <http://www.ipr2.org/elearning> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日] よりダウンロード。

¹⁸⁸ 欧州委員会 ECAP III 関係者とのヒアリングより。

¹⁸⁹ 欧州委員会貿易総局によるアンケート回答より。

と、ECAP III の総予算は 510 万ユーロで、うち欧州委員会が 450 万ドル、EPO が 60 万ドルを投じている¹⁹⁰。また、IPR2 の予算は、EU から 1,085 万ユーロ、中国から 542 万 5,000 ユーロが拠出されている¹⁹¹。さらに、バングラディッシュ人民共和国・EU-WIPO 知的財産権保護プロジェクトでは、EU が 110 万ユーロを負担している¹⁹²。

<参加人数>

セミナー等の参加人数が判明しているものでは、毎回、おおよそ 50～100 人が参加している。また、IPR2 が中国政府職員を対称に提供しているスタディツアーの参加人数は、4～5 人となっている。

図表 26 EU によるセミナー等への参加人数

動名	実施日	参加人数
セミナー「ウクライナと EU 諸国における知的財産の保護に関する実用的問題」	2011 年 4 月 20 日	約 50 人
研修セミナー「EU 加盟国、その他諸外国、国際条約に基づくウクライナ産発明の特許取得の特性・慣行」	2011 年 3 月 23 日～24 日	約 70 人
ワークショップ「地理的表示 (GIs) の管理」	2011 年 1 月 24 日～27 日	50 人以上
研修セミナー「知的財産権の商用化：メカニズムと実務」	2010 年 11 月 26 日	60 人以上
研修セミナー「ウクライナと欧州諸国におけるライセンス契約及び知的財産権の譲渡契約：法規制と実務」	2010 年 11 月 23 日～24 日	約 70 人
第 3 回 AUNIP 年次会議「ASEAN における知的財産教育サポート」	2010 年 11 月 16 日～19 日	50 人以上
セミナー「知的財産評価と技術移転」	2010 年 11 月 1 日～10 日にかけて 3 回実施	約 150 人（毎回約 50 人）
国際会議「欧州統合におけるウクライナと欧州連合での知的財産権の保護に関する問題」	2010 年 6 月 30 日～7 月 1 日	120 人以上
欧州連合-WIPO 共同会議・ワークショップ「バングラディッシュの知的財産制度の近代化」	2010 年 6 月 19 日～21 日	80 人

注：参加人数が判明したもののみを抽出している。

<開催場所>

招へい研修を除き、ほとんどの支援活動は、支援対象国・地域で実施されている（各支援活動の開催場所は 2.3.7 を参照）。

(5) レシピエントに対する支援後のフォローアップの手法

文献調査及びアンケート調査を実施したが、該当する文献情報は公開されておらず、アンケート調査で回答を得られなかったため、該当する情報を収集することは出来なかった。

¹⁹⁰ ECAP III. http://www.ecap-project.org/index.php?q=ecap_III_project_director [最終アクセス日 2012 年 11 月 30 日]

¹⁹¹ European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/550/Add.7) http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2011/july/tradoc_148082.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁹² European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/550/Add.7) http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2011/july/tradoc_148082.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

2.3.3 産業界の関与のあり方

スピーカーが特定された EU の支援活動のうち、企業関係者がスピーカーであったものは 4 件あるが、そのほとんどが、知的財産に関するコンサルサービスを提供するなど、民間実務者に近い企業による関与となっている。唯一の例外として、IPR2 の下で 2010 年 1 月 25 日から 30 日にかけて中国で実施された特許エンフォースメントの施行に関する研修では、Nokia 社の弁護士である Clemens Heusch 氏がスピーカーの一人として、見本市での特許を巡る係争や税関での知的財産保護を中心に、欧州における知的財産エンフォースメントについて講演している¹⁹³。

また、エンフォースメント強化支援を目的とした支援対象国を決める際に参考とされている、知的財産侵害における優先国は、欧州企業を対象としたアンケート調査などを基に決められている¹⁹⁴。このアンケート調査では、回答企業が受けた侵害の被害やそれに対する中国政府による対応、回答企業による当該国に関する知的財産エンフォースメントに対する認識などの質問項目があり、回答企業は、同社が懸念を持つ国ごとに回答を提出することになっている¹⁹⁵。

2.3.4 今後の支援活動予定

欧州委員会貿易総局によると、国や予算レベルでの今後の支援活動の予定は未定であるとのことであるが、知的財産侵害において新たな優先国が特定されたり、EEAS による国・地域別戦略によって知的財産分野への支援が重要であると見なされた国においては、新たな支援が行われる可能性がある。また、TRIPS 協定に基づいて新たな開発途上国が EU に支援を要請すれば、その国に対して支援が提供される可能性もある¹⁹⁶。この他、近年に民主化が進んだミャンマーでは知的財産制度がほとんど確立されていないことから、EU が何かしらの形で支援を提供する可能性があると考えられている¹⁹⁷。一方、支援が中断されたり、縮小されたりというケースはあまりないが、通常、支援活動は期間限定で実施されるため、活動期間が完了した後に後続の支援活動が行われないこともある¹⁹⁸。

なお、貿易政策関連の支援活動において知的財産は一定の重要性を占めており、この傾向は今後も変わらない可能性が高い¹⁹⁹。

特定のプロジェクトでは、中国において 2013 年から 2015 年にかけて新たな知的財産プロジェクトが実施されることが、2012 年に決定している。このプロジェクトでは、知的財産の法的枠組みの確立やエンフォースメントなど、幅広い分野で支援が行われる予定で、約 600 万ユーロの予算が計上されることになっている²⁰⁰。

また、活動が保留となっていた ECAP III については、現在 OHIM が実施機関として活動計画の草案を作成し、ASEAN 加盟諸国に提示しているところである。ASEAN は 2013 年 3 月 15 日にこの草案を承認するための会合を開くことになっており、草案が承認されれば、

¹⁹³ IPR2 “EU-China training course on administrative patent enforcement”
http://www.ipr2.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1019:eu-china-training-course-on-administrative-patent-enforcement&catid=107:capacity-building&Itemid=82 [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁹⁴ 欧州委員会貿易総局によるアンケート回答より。

¹⁹⁵ European Union “Questionnaire for right holders / associations” <http://trade.ec.europa.eu/doclib/html/138533.htm>
[最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

¹⁹⁶ 欧州委員会貿易総局によるアンケート回答より。

¹⁹⁷ 欧州委員会 ECAP III 関係者とのヒアリングより。

¹⁹⁸ 欧州委員会貿易総局によるアンケート回答より。

¹⁹⁹ 欧州委員会貿易総局によるアンケート回答より。

²⁰⁰ 欧州委員会貿易総局によるアンケート回答より。

ECAP III の活動が再開されることになる²⁰¹。ECAP III では、以下の4分野を中心とした支援が計画されているが²⁰²、実施機関が EPO から OHIM に代わったため、特許に関する支援は行わない予定となっている²⁰³。

- 審査実務とエンフォースメント
- 法的・政策的枠組み
- ブランド開発
- 地域統合と連携（ASEAN 内での知的財産制度の調和など）

ECAP III が再開された場合、その活動は 2013 年から 2015 年にわたって実施される予定であるが²⁰⁴、活動が保留になった経緯（後掲）もあり、ECAP III 終了後、EU が ASEAN に対して同様の支援を行う可能性は低い。ECAP III 関係者によると、今後は、EU としてではなく、OHIM などの機関レベルが支援を提供したり、ASEAN 全体ではなく、個別の加盟国に対する支援活動が展開される可能性が考えられるという²⁰⁵。

2.3.5 支援活動に関する評価

EU における支援プロジェクトの評価は支援対象国に駐在する EU 代表部（EU Delegation）が担当しており、DEVCO や貿易総局などの欧州委員会の機関は特定のプロジェクトの評価には関与していない。ただし、DEVCO が実施する国レベルもしくはテーマ別評価において、特定の知的財産支援活動が言及されることもある。例えば、現在 DEVCO が実施中の評価では、ECAP II がベトナムやマレーシアに与えた好影響に触れられているほか、ASEAN 地域としての知的財産保護の枠組みの調和にも貢献したと評価されている。また、IPR2 についても、エンフォースメント強化について建設的な対話をもたれていることや、中国における知的財産関連の法律の草案やエンフォースメントに進展が見られたと、その成果を評価している²⁰⁶。

2.3.6 開発途上国のニーズへの対応

EEAS が国・地域別戦略を策定する際には、開発途上国の政府機関や企業、非営利機関とも相談しながら当該国のニーズを特定しているという²⁰⁷。

一方、ECAP III のように、開発途上国のニーズに対応しきれなかったために支援活動が停滞したケースもある。前述のように、同プロジェクトは 2010 年の開始早々に ASEAN の要望で活動が保留となったが、この背景には、支援内容がエンフォースメントを偏重していたことに ASEAN 加盟諸国が難色を示したことがあったという。また、ECAP I 及び ECAP II では ASEAN 全体を対象とした支援活動のほかに、個別の加盟国を対象とした支援活動も展開していたが、ECAP III では国別の支援を廃止し、ASEAN 全体での支援のみとしたことから、自国に対する支援内容が明確でなくなり、加盟国の反発を招く結果となった²⁰⁸。

²⁰¹ 欧州委員会 ECAP III 関係者とのヒアリングより。

²⁰² ECAP “The ASEAN Project on Intellectual Property Rights (ECAP III), approved by the European Union and ASEAN in 2009, has entered Phase II in December 2012.” <http://www.ecap-project.org/>
[最終アクセス日 2012 年 1 月 30 日]

²⁰³ 欧州委員会 ECAP III 関係者とのヒアリングより。

²⁰⁴ ECAP “The ASEAN Project on Intellectual Property Rights (ECAP III), approved by the European Union and ASEAN in 2009, has entered Phase II in December 2012.” <http://www.ecap-project.org/>
[最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁰⁵ 欧州委員会 ECAP III 関係者とのヒアリングより。

²⁰⁶ 欧州委員会貿易総局によるアンケート回答より。

²⁰⁷ 欧州委員会貿易総局によるアンケート回答より。

²⁰⁸ 欧州委員会 ECAP III 関係者とのヒアリングより。

このような状況を受け、ECAP III は、新たな活動計画の下での再開を目指しているところであるが、ASEAN の懸念を踏まえ、エンフォースメントの要素を減らした活動を計画している²⁰⁹。

2.3.7 参考：支援活動詳細

次ページ参照

²⁰⁹ 欧州委員会 ECAP III 関係者とのヒアリングより。

活動名	日にち	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	開催場所	講師	概要
研修セミナー「EU加盟国、その他諸外国、国際条約に基づくウクライナ産発明の特許取得の特性・慣行」	2011年3月23日～24日	途上国	不明	セミナー等	1	約70人	キエフ、ウクライナ		トピック： - 海外での特許取得に関する戦略作成 - EU及び諸外国での特許取得サポートのメカニズム - PCTを利用したEU加盟国での特許取得 - 欧州特許条約（European Patent Convention）に基づく特許取得 - EU加盟国におけるウクライナ産発明の特許取得に関する体験
セミナー「ウクライナとEU諸国における知的財産の保護に関する実用的問題」	2011年4月20日	途上国	エンフォースメント強化支援	セミナー等	1	約50人	キエフ、ウクライナ		- ウクライナの裁判所における知的財産保護 - 訴訟における損害賠償算出方法 - 裁判所における知的財産の保護（質疑応答） - 情報及び知的財産の保護に関する時事問題 - 不当な競争と知的財産保護について - 著作権に関する訴訟の特性 - インターネットのドメイン名保護に関する訴訟の特徴
模倣品・海賊版と著作権侵害の危険性と危害に関するパンフレットの設計	2011年7月	途上国	知的財産にかんする啓もう活動	情報提供・発信	1				アルメニア共和国市民を対象に、模倣品・海賊版と著作権侵害の危険性と危害に対する意識を向上させることを目的としたパンフレットを作成
研究報告書「ASEAN諸国における知的財産関連専門職の現状」	2011年1月	途上国	民間実務者養成	情報提供・発信	1	なし	なし		ASEAN加盟国に対して、知的財産専門家（特に特許弁護士、特許出願代理人、商標弁護士）の研修及び審査プロセス、知的財産専門家の技術及び知識、知的財産専門職に関する法令的フレームワーク、を概説する報告書。目的は、高品質で自律的な研修・審査システムを確立するために必要な情報を収集することで、ASEAN加盟

活動名	日にち	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	開催場所	講師	概要
									国の知的財産権を保護する優秀な知的財産専門家を育成すること ²¹⁰ 。
ワークショップ「地理的表示（GIs）の管理」	2011年1月24日～27日	途上国	知的財産にかんする啓もう活動	セミナー等	1	50人以上	バンコク、タイ	知的財産庁以外の政府職員、民間実務者	- テーマ1：地理的表示（GI）の管理、GI保護・奨励の鍵 - テーマ2：GIの管理、GI認証機関の役割 - テーマ3：タイGI（Thai GI）における内部・外部管理の現地視察 - テーマ4：内部管理と外部管理の相補性、民間GI認証機関と生産者業界団体の対談 - テーマ5：GI管理システムの国別レポート - テーマ6：生産者業界団体の役割とGI管理の課題²¹¹
① 報告書「中国における地理的表示（GI）の商標登録」 ② 報告書「フランス、ドイツ、中国の民間訴訟法の比較研究」	2011年7月	調査対象国・地域等及び先進国	不明	情報提供・発信	2（報告書2冊）				- 大陸法システムを採用するフランス、ドイツ、中国の民事訴訟法の比較研究 - 中国におけるGI・商標登録の慣習に関する報告書²¹²
トレーナー研修プログラム	2011年6月	調査対象国・地域等及び先進国	不明						
サマリー「中国商標法関連訴訟事例」	2011年5月	調査対象国・地	不明	情報提供・発信	1				中国における商標システムと、同国での1993年から2009年までの200件以上の商標及び不公平

²¹⁰ ECAP III. http://www.ecap-project.org/index.php?q=ecap_III_project_director [最終アクセス日 2012 年 11 月 30 日]

²¹¹ ECAP III. http://www.ecap-project.org/index.php?q=ecap_III_project_director [最終アクセス日 2012 年 11 月 30 日]

²¹² IPR2 “Trademark registration of Geographical Indications in China “ http://www.ipr2.org/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=105&Itemid=83 [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

活動名	日にち	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	開催場所	講師	概要
		域等及び先進国							な競争に関する訴訟事例を分析したサマリー。同サマリーは、中国の商標法及び規制、そして法的枠組みに基づく規制体制の概要を示したもので、中国の商標システムの発展の経緯、商標及び不公平な競争に関する大規模な訴訟事例などで構成されており、中国の商標システムの運営状況を理解するのに役立つとされている ²¹³ 。
EU・中国共同研修 「見本市における知的財産保護」	2011年 5月10日～12日	調査対象国・地域等及び先進国	エンフォースメント強化支援	セミナー等			中国・成都及び深川		2011年 IPR2 エンフォースメントセミナーシリーズ。 研修内容： - ドイツ見本市での知的財産問題と中国出展者への影響 - ドイツ見本市での海外出展者が知っておくべき知的財産法のポイント - 見本市における問題解決手続きと統計 - 見本市に出展する前の準備 - 知的財産を保護する方法 - 出展者による異なる法的措置への対処方法 - 見本市における OEM の知的財産の保護 - OEM からイノベーションまで：見本市外での知的財産の保護について²¹⁴
地理的表示：中国とEUにおけるシステム、登録、使用、保護	2011年 3月20日、22日	調査対象国・地域等及び先進国	エンフォースメント強化支援	セミナー等			中国・上海及び杭州		2011年 IPR2 エンフォースメントセミナーシリーズ。

²¹³ IPR2 “IPR2 has published a summary of the Chinese trademark system and comments and analysis”

http://www.ipr2.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1394:china-trademark-laws-and-cases&catid=107:capacity [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²¹⁴ IPR2 “EU-China training for IP protection at trade fairs”

http://www.ipr2.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1417:eu-china-training-for-ip-protection-at-trade-fairs&catid=101:-enforcement&Itemid=84 [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

活動名	日にち	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	開催場所	講師	概要
EU・中国共同セミナー「創造性豊かな産業開発促進のための著作権エンフォースメントのベスト慣行」	2011年3月20日、22日	調査対象国・地域等及び先進国	エンフォースメント強化支援	セミナー等			中国・南通	知的財産庁職員、大学教授	- イノベーション産業の開発を促進する著作権 - 創造性豊かな産業開発における著作権の役割 - オンライン環境における著作権法の保護の進化と課題 - デジタル環境におけるEU著作権法の構築のなかでの著作権エンフォースメントに関する法的枠組みの進化 - オンライン環境における録音権侵害のエンフォースメント - ケーススタディ：著作権法における問題点²¹⁵
国際会議「欧州統合におけるウクライナと欧州連合での知的財産権の保護に関する問題」	2010年6月30日～7月1日	途上国		セミナー等	1	120人以上	キエフ、ウクライナ		- 欧州統合プロセスにおけるウクライナと欧州連合での知的財産権の保護に関する問題点 - ウクライナと欧州連合諸国における知的財産権の商用化：法律・経済的観点 - ウクライナ及び欧州連合での民事・刑事・行政訴訟における知的財産権の保護：知的財産権に関する法定（裁判官）の専門知識 - ウクライナの知的財産権の市場確立における傾向と問題
研修セミナー「知的財産権の商用化：メカニズムと実務」	2010年11月26日	途上国		セミナー等	1	60人以上	ドネツク、ウクライナ		- 欧州連合におけるライセンス契約に関する法規制と実務 - 企業や団体における技術移転契約に関する

²¹⁵ IPR2 “EU-China seminar on best practices of copyright enforcement to promote the development of creative industries”

http://www.ipr2.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1348:eu-china-seminar-on-best-practices-of-copyright-enforcement-to-promote-the-development-of-creative-industries&catid=101:-enforcement&Itemid=84 [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

活動名	日にち	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	開催場所	講師	概要
							ナ		ノウハウの保護 企業や団体における知的財産権（無形資産）関連の取引に係る租税及び会計問題
研修セミナー「ウクライナと欧州諸国におけるライセンス契約及び知的財産権の譲渡契約：法規制と実務」	2010年11月23日～24日	途上国		セミナー等	1	約70人	キエフ、ウクライナ		- 欧州諸国における知的財産権の譲渡契約に関する法規制 - 欧州諸国における特許・ライセンス契約の締結 - 欧州での一般的なライセンス契約 - 欧州及びウクライナでの秘密保持契約 - 知的財産権の成立のための実務経験 - ウクライナの研究機関と海外パートナー組織の間での合意
ワークショップ「アフリカ・カリブ・太平洋地域（ACP）諸国での地理的表示（GIs）と伝統的知識の保護」	2010年8月25日～27日	途上国	GIを通じた経済開発	セミナー等	1		フィジー		ACP 諸国のニッチ市場の生産者としての開発を支援することで経済開発を刺激し、人口の増加や貧困撲滅に貢献する。 - GI の特質、範囲、機能 - GI 保護の国際的状況 - 市場開拓ツールとしての GI の可能性 - GI の可能性を最大限に発揮させるための必須条件 - ACP 諸国で GI 保護に値する生産品の特定 - ACP 諸国における GI 管理・規制に関する国際・地域レベルの政策、法的・制度的枠組み構築の支援 - 伝統的知識の保護に関するこれまでの実績の評価
第3回 AUNIP 年次会議「ASEAN における知的財産教育」	2010年11月16日～19日	途上国	ASEAN の大学向けの知的財	セミナー等	1	50人以上	シンガポール	知的財産庁職員、民	

活動名	日にち	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	開催場所	講師	概要
サポート」	日		産ポリシーのテンプレートの開発					間実務者、大学教授	
セミナー「知的財産評価と技術移転」	2010年11月1日～10日	途上国	知的財産の実用化	セミナー等	3	約150人（一カ国約50人）	タイ、ベトナム、インドネシア		タイ、ベトナム、インドネシアでそれぞれ実施。
研修「ASEC(ASEAN事務局：ASEAN Secretariat) キャパシティ開発」	2010年	途上国		その他	2		タイとベトナム	ASEC職員	タイとベトナムの特許庁にASEC職員を一週間派遣（二回）し、両国の知的財産法の施行の仕組みや、知的財産の啓もう活動、他のASEAN諸国での知的財産の開発や商用化を促進する施設やインフラの開発状況などを研修させる ²¹⁶ 。
欧州連合-WIPO 共同会議・ワークショップ「バングラディッシュの知的財産制度の近代化」	2010年6月19日～21日	途上国	エンフォースメント強化支援	セミナー等	1	80人	ダッカ、バングラディッシュ		
欧州委員会-WIPO 共同ワークショップ「バングラディッシュの知的財産制度の近代化：知的財産・事業開発研修官研修」	2010年6月19日～21日	途上国		セミナー等	1		ダッカ、バングラディッシュ		

²¹⁶ ECAP III.

http://www.ecap-project.org/Support_to_ASEC_capacity_Development_2010 [最終アクセス日 2012 年 11 月 30 日]

活動名	日にち	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	開催場所	講師	概要
ミュンヘン知的財産法センター留学プログラム (Munich Intellectual Property Law Center : MIPLC)	2010 年	調査対象国・地域等及び先進国		招へい研修			ドイツ、ミュンヘン	MIPLC の教員	
IPR2 e ラーニングシリーズ	2010 年 2 月	調査対象国・地域等及び先進国		E-Learning	随時視聴が可能				- 欧州連合における知的財産権のエンフォースメントメカニズム - 欧州見本市 (European Trade Fairs) での知的財産権保護の方法 - 欧州特許会議 (European Patent Convention) による特許保護の範囲²¹⁷
欧州連合知的財産法検索ツール	2010 年 5 月 12 日	調査対象国・地域等及び先進国			随時アクセス可能				欧州における知的財産保護及びエンフォースメントの法的枠組みに関する情報を提供する無料のサーチツール。具体的な法律関連情報は、特許法、商標法、著作権法、関税法、インターネット関連の知的財産法、競争法などであり、法令、指令、規制、プロトコル、協定など様々な分野の法律文に同ツールを通じてアクセスできる ²¹⁸ 。
EU・中国共同研修「知的財産管理」	2010 年 11 月 29 日～12 月 3 日	調査対象国・地域等及び先進国	不明	セミナー等	1		中国・泉州及び南昌		2010 年 IPR キャパシティビルディングセミナーシリーズ。
EU・中国共同セミナー	2010 年	調査対象国	不明	セミナー	1		中国・	知的財	2010 年 IPR キャパシティビルディングセミナー

²¹⁷ IPR2 “Growing the IP knowledge base - IPR2 e-learning series” <http://www.ipr2.org/elearning> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²¹⁸ IPR2 “New legal platform for intellectual property in the EU” http://www.ipr2.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1150:new-legal-platform-for-intellectual-property-in-the-eu&catid=105:access-to-information&Itemid=83 [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

活動名	日にち	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	開催場所	講師	概要
一・ワークショップ 「知的財産権と技術移転」	10月13日～15日	象国・地域等及び先進国		等			上海及び寧波	産庁職員、知的財産庁以外の政府職員、民間実務者、企業関係者、大学教授	シリーズ。 - 市場の特徴とトレンド - 世界技術移転市場における機会と課題 - 技術移転プロセスにおける知的財産管理戦略とコンサルティング及び技術移転の形態 - 技術移転環境における知的財産保護メカニズムの信頼性 - 技術移転の必須条件：機会とリスクのバランス - 技術移転の方法 - 持続性のある技術移転²¹⁹
中国著作権法100周年記念	2010年10月14日	調査対象国・地域等及び先進国	不明	セミナー等	1		中国・北京	民間実務者、企業関係者、大学教授	2010年 IPR キャパシティビルディングセミナーシリーズ。
EU・中国共同研修 「地方情報産業職員向けの知的財産管理」	2010年6月24日～25日、28日～29日	調査対象国・地域等及び先進国	不明	セミナー等	1		中国・青島及び厦門	民間実務者、企業関係者	2010年 IPR キャパシティビルディングセミナーシリーズ。 - 知的財産権の使用法と重要性に関する実用ツール及びケーススタディによる知的財産の取得、評価、エンフォースメントにおける知的財産侵害の防止 - 知的財産戦略の策定に関するケーススタディ - 欧州における知的財産権に関する一般情報：

²¹⁹ IPR2 “EU-China seminar and workshop on IPR and technology transfer”

http://www.ipr2.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1300:eu-china-seminar-and-workshop-on-ipr-and-technology-transfer&catid=107:capacity-building&Itemid=82 [最終アクセス日 2013年2月27日]

活動名	日にち	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	開催場所	講師	概要
									欧州での知的財産ポートフォリオ評価と知的財産権の取得及び管理、エンフォースメントメカニズム ²²⁰
EU・中国共同研修 「暨南大学における知的財産管理」	2010年 4月6日 ～7日	調査対象国・地域等及び先進国	不明	セミナー等	1		中国・泉州	民間実務者	2010年 IPR キャパシティビルディングセミナーシリーズ。
EU・中国共同研修 「欧州における特許エンフォースメント及び特許開発」	2010年 3月15日～19日、22日～23日	調査対象国・地域等及び先進国	不明	セミナー等	1		中国・上海	知的財産庁職員、民間実務者	2010年 IPR キャパシティビルディングセミナーシリーズ。
EU・中国共同研修 「行政上の特許エンフォースメント」	2010年 1月25日～30日	調査対象国・地域等及び先進国	不明	セミナー等	1		中国・厦門	民間実務者、企業関係者、大学教授	2010年 IPR キャパシティビルディングセミナーシリーズ。 - 行政上の特許エンフォースメントに関する法的枠組みの最近及び今後の変化とその影響 - 特許エンフォースメント関連訴訟の処理に関連した行政手続法 - 行政上の特許エンフォースメントにおける実務とケーススタディ - 欧州の特許エンフォースメント状況： 見本

²²⁰ IPR2 “EU-China training on IP management for local information industry officials”

http://www.ipr2.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1197:eu-china-training-on-ip-management-for-local-information-industry-officials&catid=107:capacity-building&Itemid=82 [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²²¹ IPR2 “EU-China training course on administrative patent enforcement”

http://www.ipr2.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1019:eu-china-training-course-on-administrative-patent-enforcement&catid=107:capacity-building&Itemid=82 [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

活動名	日にち	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	開催場所	講師	概要
									市での特許問題や税関における特許エンフォースメント ²²¹
スタディツアー1. EU-中国共同スタディツアー「知的財産の標準化」	2010年 1月23日～31日	調査対象国・地域等及び先進国		招へい研修			ドイツ		中国工業情報科部（Ministry of Industry and Information Technology : MIIT）の職員を招へい。
スタディツアー2. EU-中国共同スタディツアー「科学技術プログラムにおける知的財産管理」	2010年 3月2日～13日	調査対象国・地域等及び先進国		招へい研修		5人	ドイツ・ベルギー・スウェーデン		中国科学技術部（Ministry of Science and Technology : MOST）の職員を招へい。
スタディツアー3. EU-中国共同スタディツアー「イノベーションと技術移転」	2010年 10月25日～11月3日	調査対象国・地域等及び先進国		招へい研修	3	6人	フィンランド・フランス・英国		中国 MOST の職員 6 人を招へい。
EU・中国共同セミナー「見本市における知的財産保護：仲介の支援・研修」	10月15日～17日、25日～26日	調査対象国・地域等及び先進国	エンフォースメント強化支援	セミナー等	1		中国広州及び北京	知的財産庁以外の政府職員、企業関係者	2010年 IPR エンフォースメントセミナーシリーズ。
EU・中国共同ワークショップ「虚偽・誇大広告」	10月14日～15日	調査対象国・地域等及び先進国	エンフォースメント強化支援	セミナー等	1		中国・昆明	民間実務者、大学教授	2010年 IPR エンフォースメントセミナーシリーズ。 - 虚偽の宣伝活動の見分け方 - 虚偽の宣伝活動、虚偽表示、虚偽広告の類似

活動名	日にち	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	開催場所	講師	概要
		国							点及び相違点 - 調査及び処罰の為の虚偽の宣伝活動の証拠入手方法 - 虚偽の宣伝活動の処罰の仕方（賠償の種類、賠償の特定、エンフォースメント等）²²²
EU・中国共同模擬法定「見本市での知的財産権：虚偽法定でのエンフォースメントプロセス」	2010年9月4日	調査対象国・地域等及び先進国	エンフォースメント強化支援	セミナー等	1		中国・上海	民間実務者、大学教授	2010年 IPR エンフォースメントセミナーシリーズ。 - 欧州連合のエンフォースメントプロセス入門：ドイツの見本市での証拠保存及び仮差し止め請求の仕方 - 中国のエンフォースメントプロセス入門：証拠保存及び仮差し止め請求の仕方 - 欧州連合及び中国のエンフォースメントの比較と結論²²³
EU・中国共同研修「見本市における知的財産保護：研修官研修」	2010年7月12日～16日	調査対象国・地域等及び先進国	エンフォースメント強化支援	セミナー等	1		中国・温州、杭州及び北京	民間実務者、大学教授	2010年 IPR エンフォースメントセミナーシリーズ。 - 知的財産に関する示談交渉 - ドイツの見本市での展示前の知的財産保護に関する準備及び予防対策 - ドイツにおける著作権侵害と刑罰：知的財産の保護方法 - ドイツ見本市での中国企業の経験：IFA Berlin ケーススタディ - 欧州の見本市での知的財産関連問題の適切

²²² IPR2 “EU-China workshop on false and misleading advertising”

http://www.ipr2.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1285:eu-china-workshop-on-false-and-misleading-advertising&catid=101:-enforcement&Itemid=84 [最終アクセス日 2013年2月27日]

²²³ IPR2 “Protecting IPR at trade fairs: Enforcement proceedings in a moot court setting”

http://www.ipr2.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1260:protecting-ipr-at-trade-fairs-enforcement-proceedings-in-a-moot-court-setting&catid=101:-enforcement&Itemid=84 [最終アクセス日 2013年2月27日]

活動名	日にち	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	開催場所	講師	概要
									な対処法 - 欧州連合における知的財産エンフォースメント - 知的財産を侵害する展示品に対する抗議文提出のガイドライン²²⁴
EU・中国共同会議 「競争法と知的財産法の接点」	2010年 6月10日～11日	調査対象国・地域等及び先進国	エンフォースメント強化支援	セミナー等	1		中国・大連	知的財産庁以外の政府職員（裁判官及び欧州委員会職員）、大学教授	2010年 IPR エンフォースメントセミナーシリーズ。 欧州と中国の裁判官やその他の法関連の専門家の間で交わされた協議の内容は以下の通り： - 独占的な契約の基でのライセンスリングと制限： 法的枠組み、水平及び垂直的協定における独占的態度、独占禁止分析 - 知的財産権と独占的地位の乱用： 関連市場の特定、市場における独占的地位の特定（独占、複占、事実上の独占など）と独占的地位の乱用行為（ライセンスの拒否、抱き合わせ販売、法外的な価格設定、価格差別、知的財産制度の誤用など） - 知的財産権とビジネスの局地化の関係²²⁵
EU・中国共同研修 「国家法官学院研	2010年 5月18日	調査対象国・地	エンフォースメン	セミナー等	1		中国・北京		2010年 IPR エンフォースメントセミナーシリーズ。

²²⁴ IPR2 “EU-China training of trainers for IP protection at trade fairs”

http://www.ipr2.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1230:eu-china-training-of-trainers-for-ip-protection-at-trade-fairs&catid=101:-enforcement&Itemid=84 [最終アクセス日 2013年2月27日]

²²⁵ IPR2 “EU-China conference on the interface between Competition and Intellectual Property Law”

http://www.ipr2.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1204:eu-china-conference-on-the-interface-between-competition-and-intellectual-property-law&catid=101:-enforcement&Itemid=84 [最終アクセス日 2013年2月27日]

²²⁶ IPR2 “EU-China training with the National Judges College”

http://www.ipr2.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1182:eu-china-training-with-the-national-judges-college&catid=101:-enforcement&Itemid=84 [最終アクセス日 2013年2月27日]

活動名	日にち	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	開催場所	講師	概要
修」	日	域等及び先進国	ト強化支援						- 知的財産権の侵害訴訟の手続き - 仮差し止め命令 - インターネット上の侵害訴訟のケース²²⁶
EU・中国共同研修「知的財産権関連の犯罪エンフォースメント」	2010年4月7日～9日、13日～15日	調査対象国・地域等及び先進国	エンフォースメント強化支援	セミナー等	1		中国・東莞及び武漢	中国及び欧州の検事	2010年 IPR エンフォースメントセミナーシリーズ。
EU・中国共同ワークショップ	2010年3月11日～12日	調査対象国・地域等及び先進国	エンフォースメント強化支援	セミナー等	1		中国・長沙	欧州及び中国の競争法と知的財産保護に関連する法律システムや改善枠組みに精通した専門家	2010年 IPR エンフォースメントセミナーシリーズ。 - 独占禁止法と知的財産保護の関係 - 独占的行動としての知的財産乱用の特定：例）企業連合としての知的財産の乱用、市場優位性を利用した知的財産の乱用、企業及びフランチャイズの局地化による知的財産の乱用、特許プール、標準の策定及び施行における知的財産の乱用 - 独占的行動とみなされる知的財産権の乱用の原則及び手法の分析 - 知的財産の乱用に関する調査（調査能力、質問リストの設計、証拠収集など）²²⁷
スタディツアー1. EU-中国共同スタディツアー「知的財産関連犯罪エンフォ	2010年2月1日～3日	調査対象国・地域等及び先進国		招へい研修	1		英国		知的財産関連犯罪エンフォースメントの強化

²²⁷ IPR2 “EU-China workshop on application of Anti-Monopoly Law in IP”

http://www.ipr2.org/index.php?option=com_content&view=article&id=1112:eu-china-workshop-on-application-of-anti-monopoly-law-in-ip&catid=101:-enforcement&Itemid=84 [最終アクセス日 2013年2月27日]

活動名	日にち	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	開催場所	講師	概要
ースメントの強化」		国							
スタディツアー2. EU-中国共同スタ ディツアー「オンライ ン上の著作権保護」	2010年 5月10 日～21 日	調 査 対 象 国 ・ 地 域 等 及 び 先 進 国		招 へ い 研 修	1		フラン ス、ベ ルギ ー、ド イツ、 英国		オンライン上の著作権保護
スタディツアー3. EU-中国共同スタ ディツアー「独占禁止 法の施行」	2010年 7月4日 ～14日	調 査 対 象 国 ・ 地 域 等 及 び 先 進 国		招 へ い 研 修	1		英国、 フラン ス、ド イツ		欧州の独占禁止システムに関するノレッジ構築
スタディツアー4. EU-中国共同スタ ディツアー「知的財産 関連犯罪エンフォ ースメント・保護」	2010年 12月5 日～15 日	調 査 対 象 国 ・ 地 域 等 及 び 先 進 国		招 へ い 研 修	1	職員5 人（全 て中 国）	・ 英 国・フ ラン ス・チ ェコ共 和国		知的財産権の犯罪エンフォースメントのベスト 慣行に関する経験の共有
刑事知的財産エン フォースメント及 び刑事知的財産法 の応用に関する EU・中国間研修コー ス	2009年 7月 25-29 日	調 査 対 象 国 ・ 地 域 等 及 び 先 進 国	エンフォ ースメン ト強化支 援	不明	1		中国・ 武漢		IPR2 は公共安全省 MPS（the Ministry of Public Security）の協力を得て、刑事知的財産エンフォ ースメントの経験及びベストプラクティスを共 有するために、各地の警察当局及び公衆安全担 当官に対して研修を行った。中国及び欧州の知 的財産検査官の間で刑事知的財産ケースについ て、日々の業務の中でどのように処理していく べきかなどお互いに情報交換し、協力体制を強 める。
オンラインビジネ スの規制に関する EU・中国ワークショ	2009年 6月 11-12	調 査 対 象 国 ・ 地 域 等 及	エンフォ ースメン ト強化支	セ ミ ナ ー 等	1		中国・ 泉州		IPR2 は、産業・商業省 (the State Administration for Industry & Commerce SAIC)を支援し、インターネ ットビジネスの営業状況をモニタリングし、イ

活動名	日にち	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	開催場所	講師	概要
アップ	日	び先進国	援						ンターネット関連知的財産違反に関するエンフォースメント体制を強化するためのワークショップを地元の知的財産職員に対して開催した。
ビジネス情報機密の保護に関するEU・中国ワークショップ	2009年6月25-26日	調査対象国・地域等及び先進国	エンフォースメント強化支援	セミナー等	1		中国・上海		IPR2 は、産業・商業省 (the State Administration for Industry & Commerce SAIC)を支援し、地元の知的財産エンフォースメント担当官に対し、ビジネス機密情報の保護に関するワークショップを開催した。そこでは、中国と欧州における既存の法律の枠内でどのような問題が起こっているのか、侵害行為に対してどのように対策を講じればよいのかなど、ベストプラクティスが紹介された。
インターネット上での著作権保護に関するEU・中国ワークショップ	2009年6月15-19日	調査対象国・地域等及び先進国	エンフォースメント強化支援	セミナー等	2		中国・ハルビン及び銀川		IPR2 と国家著作権監督省 the National Copyright Administration of China (NCAC)は、インターネット上での著作権侵害の保護及びエンフォースメントについて2回にわたる研修を実施した。これにより、中国と欧州は、オンライン著作権侵害対策に関するインテリジェンス及びベストプラクティスに関して情報共有をし、取り締まり体制の連携がさらに強化された。
ソフトウェアの知的財産保護に関する国際セミナー	2009年6月18-19日	調査対象国・地域等及び先進国	その他	セミナー等	2		中国・北京及び大連		IPR2 は、ソフトウェア及びサービスアウトソーシング産業における知的財産保護の相互理解をより深めることを目的に2回のセミナーを実施した。これは、商業省 the Ministry of Commerce (MOFCOM) の傘下にある中国サービス貿易協会が共同主催し、同産業のさらなる成長を目指すために国際競争力を向上を目指すためにも知的財産の保護が重要であることの理解を深めることを狙った。
著作権関連法改正	2009年	調査対象国	その他	招へい研	1		オース		国家人民大会の恒常委員会の立法問題委員会 the

活動名	日にち	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	開催場所	講師	概要
に関する視察	5月 14-25 日	象国・地域等及び先進国		修			トラリア、スイス、スペイン		Legislative Affairs Commission (LAC) of the Standing Committee of the National People's Congress (NPC) のメンバーが中国の著作権法の改正について欧州関係者（大学教授、政府職員、弁護士、企業関係者）と意見交換した。新しい法律がおよぼす効果をめぐる議論や、中国の規制改正を草案しているチームに対し提言などが交わされた。
知的財産管理に関する EU・中国間研修コース	2009 年 5月 18-27 日	調査対象国・地域等及び先進国	その他	不明			中国・西安、北京及びチャンイン		IPR2 は、中国の科学技術省（the Ministry of Science and Technology, MOST）に対し、中国と欧州の知的財産管理のよりよい方法について議論し、特許管理の研修シリーズの第二回を開催した。
特許エンフォースメントに関する EU・中国間研修コース	200 位 年 3 月 23-27 日	調査対象国・地域等及び先進国	エンフォースメント強化支援	不明			中国・上海及び福州		SIPO と協力し、上海知的財産局と福州知的財産局から 120 人のエンフォースメント担当官に対し、IPR2 が研修を提供した。特許弁護士や裁判官が、特許のエンフォースメント及びデザイン特許などの法的枠組みについて説明した。中国と欧州のそれぞれの知的財産制度において実際の侵害ケースを例にだし、お互いのシステムの比較を分析し、協力関係を深めた。
知的財産及びトランスファーケースに関する EU・中国間研修コース	200 位 年 4 月 13-17 日	調査対象国・地域等及び先進国	エンフォースメント強化支援	セミナー等	1		中国・常州		中国最高人民検察局（the Supreme People's Procuratorate, SPP）と共同で、IPR2 は、刑事上から行政上のケースに移転する際の情報の透明性及び均一性などに関し、地元の検察官に対し、研修を行った。これにより、侵害する大衆（‘infringing mass’）及びどのように対策をたてるかなどを検討し、国内及び国際的にベストプラクティスを研究し、それらを実施するための措置などを議論した

活動名	日にち	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	開催場所	講師	概要
インターネット上の著作権に関する司法上の保護に関するセミナー	2009年4月27-29日	調査対象国・地域等及び先進国	エンフォースメント強化支援	セミナー等	1		中国・上海		IPR2 は、最高人民裁判所 (the Supreme People's Court, SPC)とともに、インターネット上での著作権保護に関するセミナーを実施した。オンライン上での著作権の保護を強めるためのステップ、欧州及び国際的な知的財産に関する理解、そのようなケースを取り締まることができる体制強化などについて、欧州と中国の関係者が情報共有した。
不正競争やパッシングオフ行為に関する EU・中国ワークショップ	2009年3月11-12日	調査対象国・地域等及び先進国	エンフォースメント強化支援	セミナー等	1		中国・杭州		揚子江デルタ地域産業商業局から 100 人ほどの職員が杭州市において 2 日間にわたるワークショップに参加し、不正な競争やパッシングオフ行為に関する問題点を理解し、どのように対策を講じるべきかを議論した。実際起きたケースを取り上げ、欧州と中国における実情や対策について意見交換が展開された。

出典：各種資料²²⁸を基に作成

²²⁸ 別途記載があるもの以外は、EU が WTO に提出した以下の資料に基づく：

European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/560/Add.7)

<http://www.wtocenter.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=123530> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members"

(IP/C/W/550/Add.7) <http://www.wtocenter.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=117682> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members"

(IP/C/W/539/Add.7) <http://www.wtocenter.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=107934> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

2.4 韓国

本節では、韓国特許庁（Korean Intellectual Property Office：KIPO）による人材育成支援活動について紹介する。

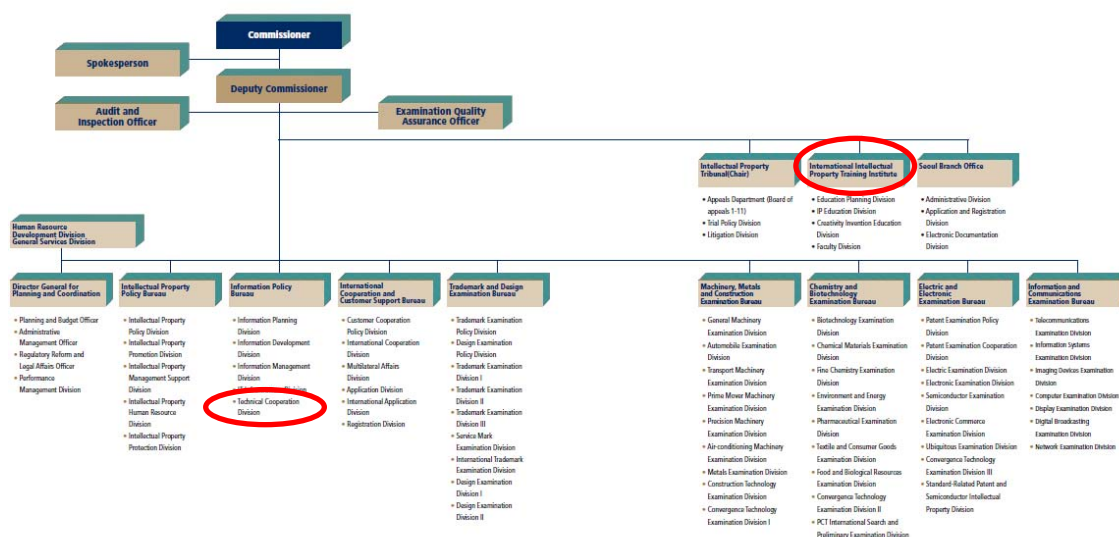
2.4.1 支援機関概要

<機関概要>

WIPO は 1949 年に創設され²²⁹、知的財産の開発、利用、保護などを通じたイノベーションと産業開発の促進をミッションとしている。KIPO は、特許、実用新案、意匠、商標の管理及び関連審査を担当しており、知的財産権の保護機関、審査機関、裁決機関、情報センター、啓もう機関、研修提供機関として機能している²³⁰。

KIPO における職員数は 1,576 人（2011 年）で²³¹、組織体制は以下の通りとなる。

図表 27 KIPO の組織図



注：人材育成支援活動に關与している組織を赤字で囲っている。

出典：KIPO ウェブサイト²³²

＜支援活動担当部署＞

KIPO において教育・研修を担当するのは、国際知的財産研修院（International Intellectual Property Training Institute: IIPTI）である。IIPTI は、1987 年の創設以来 20 年間以上にわたって、韓国内及び海外向けに研修プログラムを提供しており、韓国内では、KIPO の審査官や審判官、特許弁護士、企業の知的財産マネージャー、研究者などの育成に携わっている。更に、WIPO 及び韓国国際協力団（Korea International Cooperation Agency: KOICA）との連携の下で、国外の参加者を対象としたセミナーや研修を実施している。IIPTI 創設以来、同院か

²²⁹ KIPO, “KIPO’s History”.

<http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=10200&catmenu=ek10200> [最終アクセス日
2013年2月27日]

²³⁰ KIPO. “Organization Chart”.

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=10301&catmenu=ek01_03_01 [最終アクセス
日 2013 年 2 月 27 日]

231 KIPO. “KIPO 2011 Annual Report”. http://www.kipo.go.kr/upload/en/download/annualreport_2011_10.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

232 KIPO. “KIPO 2011 Annual Report”. http://www.kipo.go.kr/upload/en/download/annualreport_2011_02.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

ら教育・研修を受けた受講者の数は約 2 万 8,000 人に上る²³³。なお、IIPTI の職員数は約 46 人である²³⁴。

一方、海外向けの E-Learning を担当しているのは、情報政策局（Information Policy Bureau）に所属する技術協力部（Technical Cooperation Division）となっている。情報政策局は知的財産審査の IT 化などを担当している局で、技術協力部は、WIPO 及びアジア太平洋経済協力閣僚会議（Asia-Pacific Economic Cooperation Conference: APEC）との共同プロジェクトにおける IT 関連業務を監督したり、開発途上国の知的財産庁に対して、技術的助言を提供するなどの役割を担っている²³⁵。

＜他の機関との関係＞

KIPO による他の国際機関・政府機関との関係として以下のようなものが挙げられる。

- KOICA： 開発途上国における知的財産に関する知識や意識の向上や知的財産制度の確立を支援するべく、支援対象国の官民セクタに知的財産関連の研修を共同で提供している。また、開発途上国の知的財産庁における自動化システムの導入を支援したり、適正技術開発の支援を行っている²³⁶。KIPO と KOICA は、2012 年 4 月に開発途上国支援での協力を強化することで合意しており、KOICA 所属のボランティアを約 30 ヶ国で採用し、各国の知的財産支援の需要を見極め、政府開発援助（Official Development Aid: ODA）に関連付けながら支援することを予定している²³⁷。
- WIPO： WIPO の韓国信託基金（Korea Funds-in-Trust）に基づき、IIPTI と WIPO が共同で、国際セミナーを年間 2～4 回、開発途上国向けの研修コースを年間 1～2 回提供している²³⁸。
- APEC： 2006 年から 2007 年にかけて、APEC 及び韓国発明促進協会（Korea Invention Promotion Association: KIPA）と共同で、知的財産に関する E-Learning プログラム、Xpedite を作成。3 者は、Xpedite に基づく新たな E-Learning プログラム、知的財産情報促進（IPi-Facilitator）プログラムも策定したが、このプログラムには、USPTO のほか、メキシコ知的財産庁（Mexican Institute of Industrial Property）及びタイ知的財産庁（Thailand Department of Intellectual Property）も資金を提供している²³⁹。

2.4.2 支援活動状況

IIPTI は、1987 年の創設当時から国外向けに人材育成活動を行っている。その背景には、海外とのネットワークを構築することで、知的財産に関する交渉において影響力を発揮しようとの狙いがある。当初は年間 2 件ほどの規模であったが、徐々に拡大し、現在では年間 10 件ほどの活動を実施している。また、活動は今後も拡大すると見られている²⁴⁰。

(1) 支援対象国

²³³ IIPTI. “About IIPTI: Greeting”. <http://iipti.kipo.go.kr/EN/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²³⁴ IIPTI によるアンケート回答より。

²³⁵ KIPO. http://www.kipo.go.kr/kpo/en/about_kipo/organization_1.vm#a9 [最終アクセス日 2012 年 11 月 2 日]

²³⁶ KIPO. “KIPO 2011 Annual Report”. http://www.kipo.go.kr/upload/en/download/annualreport_2011_09.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²³⁷ MKE. “KIPO] KIPO Signs Cooperation Agreement with KOICA”. http://www.mke.go.kr/language/eng/news/news_view.jsp?tableNm=E_01_01_01&seq=10 [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

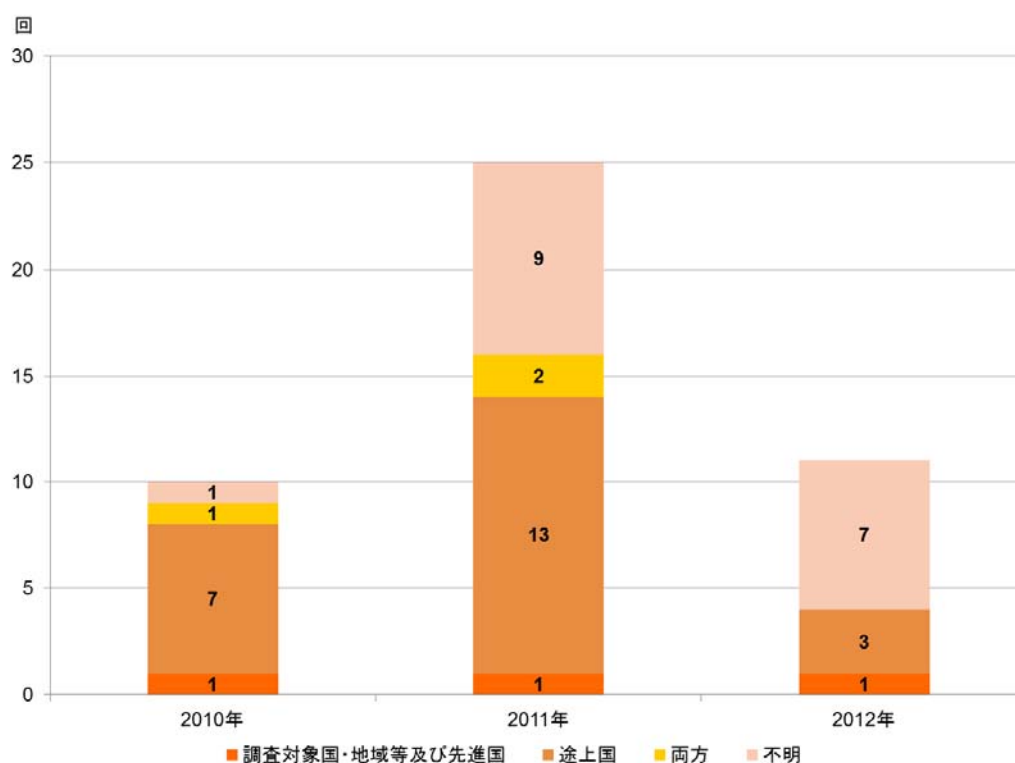
²³⁸ KIPO. “Overview”. http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf.jsessionid=9863ca6bce577d179c79709460d9568e6423b4edc22.oR1JrQjwaxCNaN0LcybtahIM-xyT-x8KawSLa3qImxvAc39y-AnyaqeSn6aSmhql-huKa30xoR1JrQjwawTFq6XRnk8M-AHDq6WInQWIoR8xb30PbxyQc3qxf2bRrRqxn6jAmljGr5XDqQLvpAe_?a=user.english.html.HtmlApp&c=91003&catmenu=e_k02_03_01# [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²³⁹ APEC. “Overview”. <http://global.ipacademy.net/apec/index.html> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁴⁰ IIPTI とのヒアリングより。

IIPTI による支援活動の対象国を、①調査対象国・地域等及び先進国、②途上国、③調査対象国・地域等及び先進国と途上国の内訳で見ると、開発途上国を対象とした支援が大半を占めている。しかし、IIPTI が特定の国を重視して支援を実施しているわけではなく、WIPO と共同で実施する支援活動においては、WIPO が同機関のネットワークを用いて、様々な国から参加者を集めている。知的財産庁間の実務会議などで人材育成支援について話が進むこともあるが、IIPTI や KIPO の希望で対象国を選べるわけではなく、両国が合意に達しなければ支援活動は実現しない²⁴¹。

図表 28 IIPTI による支援活動（支援対象国別）



出典：KIPO ウェブサイト²⁴²や IIPTI の電子パンフレット（E-Brochure²⁴³）などを基に作成

(2) 支援対象分野

支援対象分野では審査実務支援が大半を占めている。先進国を対象とした活動の場合、対象国と KIPO における審査について比較することで双方が学ぶ機会となる。一方、開発途上国に対する活動では、KIPO が有する審査に関するノウハウを教えるという形になる。審査実務支援以外では、知的財産政策や特許の電子出願、特許の品質管理、審判などの分野におけ

²⁴¹ IIPTI とのヒアリングより。

²⁴² KIPO. “International Courses 2010, 2011, 2012”.

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=910041&catmenu=ek02_03_02_06 (2010 年) [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=910042&catmenu=ek02_03_02_07 (2011 年) [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=91004&catmenu=ek02_03_02 (2012 年) [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

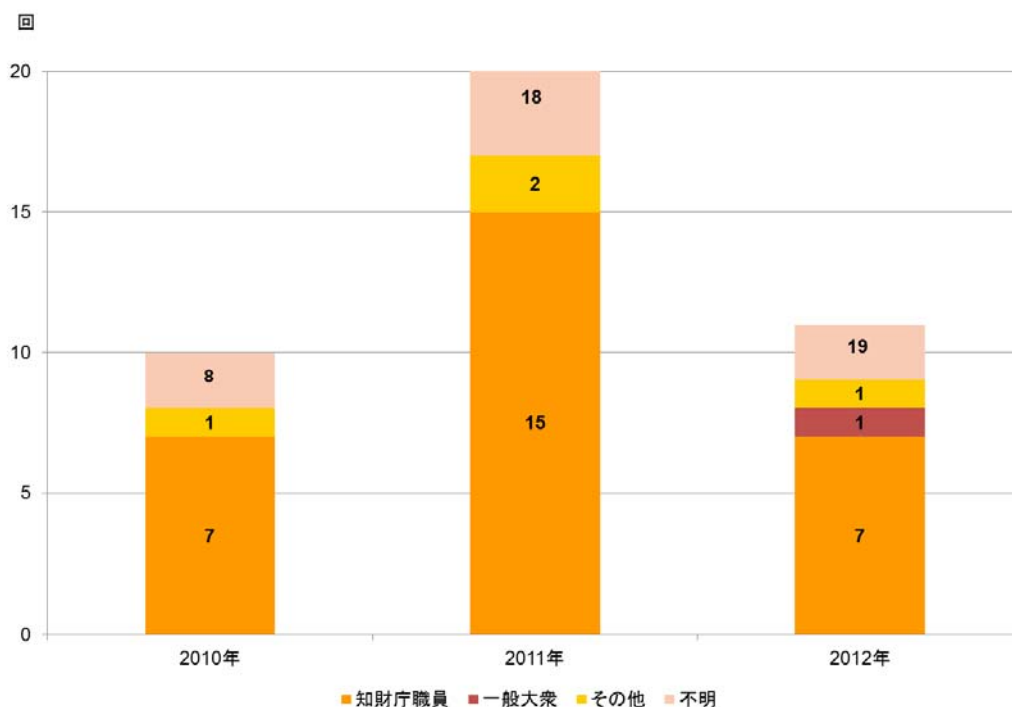
²⁴³ IIPTI. “The International Intellectual Property Training Institute E-Brochure 2010, 2011, 2012”.

<http://iipti.kipo.go.kr/EN/servlet/EComponentController?cmd=10&goDiv=component&sd=EN&ms=04020000&gs=04000000> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

る支援活動を展開している²⁴⁴。

審査実務支援を対象とする支援活動が多いことから、支援対象者の大半も知的財産庁職員となっている（下図表参照）。

図表 29 IIPTI による支援活動（支援対象者別）



出典：KIPO ウェブサイト²⁴⁵や IIPTI の電子パンフレット（E-Brochure²⁴⁶）などを基に作成

また、支援活動のスピーカーや研修講師は、活動で取り上げるトピックに応じて、KIPO の中から適切な専門知識を有し、かつ英語が堪能な職員に依頼している。IIPTI の職員は通常、講師を務めることはない。トピックによっては、大学教授や企業関係者など、KIPO 以外の人材に講師を依頼することもある。その際は、支援活動で取り上げるトピックに最適な人物を IIPTI が特定し、依頼する形となっており、企業や大学教授のほうから支援活動での講師に立候補することはない。一度講師を務め、その時の受講者の評価が高ければ再度講師を依頼する可能性は高まるが、例えば IIPTI の職員が同席したセミナーなどで、ある講師の講演が受講者の関心を引くものでないと認識されれば、その人材が再び講師に招かれる可能性は低くなる。また、国際的な知的財産動向などのトピックでは、WIPO の専門家を講師に招くこともあるが、韓国外の人材を講師に迎えるのは調整が難しいことが多い²⁴⁷。

²⁴⁴ IIPTI とのヒアリングより。

²⁴⁵ KIPO. “International Courses 2010, 2011, 2012”.

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=910041&catmenu=ek02_03_02_06 (2010 年)
[最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=910042&catmenu=ek02_03_02_07 (2011 年)
[最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=91004&catmenu=ek02_03_02 (2012 年) [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁴⁶ IIPTI. “The International Intellectual Property Training Institute E-Brochure 2010, 2011, 2012”.

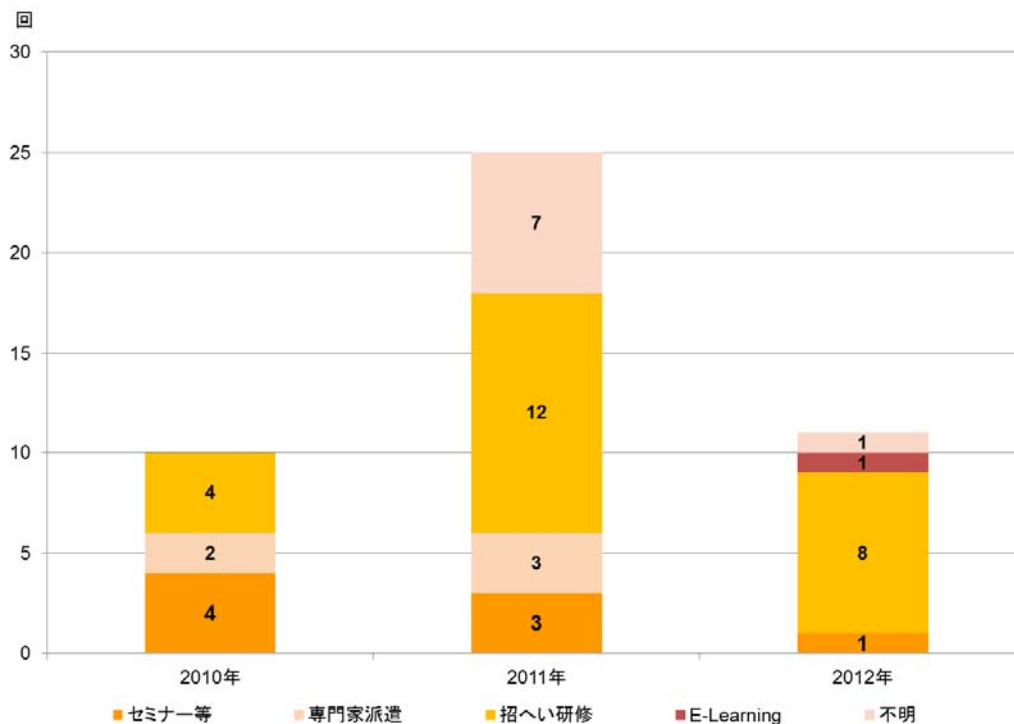
<http://iipti.kipo.go.kr/EN/servlet/EComponentController?cmd=10&goDiv=component&sd=EN&ms=04020000&gs=04000000> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁴⁷ IIPTI とのヒアリングより。

(3) 支援手法

IPTI による支援活動では、招へい研修が最も多く、次いでセミナー等が多くなっている。

図表 30 IPTI による支援活動（支援手法別）



出典：KIPO ウェブサイト²⁴⁸や IPTI の電子パンフレット（E-Brochure²⁴⁹）などを基に作成

<E-Learning>

KIPO は、2004 年から英語による E-Learning プログラムの作成に取り組み、2005 年から提供を開始している。KIPO が海外向けの E-Learning プログラムに着手した背景には、E-Learning における英語教材が韓国内外で不足していたことが挙げられる。近年まで、韓国における知的財産教育は韓国語による韓国の法制度に関するものが中心であったが、グローバル化に伴い、競争力を維持するためには、知的財産の創出、活用、保護において海外企業や政府と協力、もしくは競合しなければならず、グローバルレベルでの知的財産教育の重要性が高まったという。このような状況を受けて、KIPO は、韓国内及び世界の需要に対応すべく、英語の E-Learning プログラムを作成することになった²⁵⁰。

²⁴⁸ KIPO. “International Courses 2010, 2011, 2012”.

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=910041&catmenu=ek02_03_02_06 (2010 年) [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=910042&catmenu=ek02_03_02_07 (2011 年) [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=91004&catmenu=ek02_03_02 (2012 年) [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁴⁹ IPTI. “The International Intellectual Property Training Institute E-Brochure 2010, 2011, 2012”.

<http://iipiti.kipo.go.kr/EN/servlet/EComponentController?cmd=10&goDiv=component&sd=EN&ms=04020000&gs=04000000> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁵⁰ KIPO. “Bilateral & Multilateral Cooperation”.

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf.jsessionid=9863ca6bce6e6165ee3422f42fdb47abce8240e569.oR1JrQjwaxCNaN0McybtahiM-xyT-x8KawSLa3qlmxvAc39y-AnyaqeSn6aSmhql-huKa30xoR1JrQjwawTFq6XRnk8M-AHDq6WInQWIoR8xb30PbxyPch0xf2bRrRqxn6jAmljGr5XDqQLvpAe_?a=user.english.html.HtmlApp&c=100014&catmenu=ek

KIPO による英語の E-Learning プログラムの目的や狙いとして以下がある²⁵¹。

- 韓国中小企業の海外進出に役立てる。
- 韓国内の人材において、知的財産に関する知識レベルだけでなく、英語能力の向上につながる。
- 海外における知的財産に関する認識を高め、韓国企業が海外で受ける知的財産侵害の被害を軽減する。
- 韓国による知的財産に対する考え方を世界に広く共有する。

E-Learning プログラムの目的に知的財産侵害の防止もあることから、KIPO では、学生や中小企業も含め、幅広い受講生を想定してプログラムを作成している²⁵²。

また KIPO は、WIPO との協力の下、E-Learning プログラムの内容に関するセミナー（対面）を年に 1 回、韓国で開催している。これは 3 日間にわたるもので、E-Learning の受講生の中から、テストで優秀な成績を収めた者約 30 人が世界各地から参加しているという。E-Learning は時間や空間の制約がないという利点の反面、受講するかは参加者の意思にゆだねられていることから、受講のインセンティブも兼ねて、このようなセミナーを実施している²⁵³。

KIPO が作成・提供する E-Learning プログラムには以下の 3 つがある²⁵⁴。

プログラム	協力機関
IP Panorama	WIPO 及び KIPA
IP Xpedite	APEC 及び KIPA
DL-101	WIPO 及び KIPA

以下に、各プログラムについて説明する。

① IP Panorama

IP Panorama は、KIPO が WIPO 及び KIPA との協力の下に作成した中小企業向けのプログラムである。2005 年の立ち上げ当時は 1 つのモジュールのみが提供されていたが、その後コンテンツを増やし、現在では以下の 13 のモジュールが提供されている。なお、現在は 14 つ目のモジュールを作成中である²⁵⁵。

モジュール	内容
Module 1	中小企業における知的財産の重要性
Module 2	商標と意匠

02_02_01_04# [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁵¹ KIPO 情報政策局技術協力部とのヒアリングより。

²⁵² KIPO 情報政策局技術協力部とのヒアリングより。

²⁵³ KIPO 情報政策局技術協力部とのヒアリングより。

²⁵⁴ KIPO. “Bilateral & Multilateral Cooperation”.

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf.jsessionid=9863ca6bce6e6165ee3422f42fdb47abce8240e569.oR1JrQjwaxCNaN0McybtahiM-xyT-x8KawSLa3qImxvAc39y-AnyaqeSn6aSmhqlI-huKa30xoR1JrQjwawTFq6XRnk8M-AHDq6WInQWIoR8xb30PbxyPch0xf2bRrRqxn6jAmljGr5XDqQLvpAe_?a=user.english.html.HtmlApp&c=100014&catmenu=ek02_02_01_04# [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

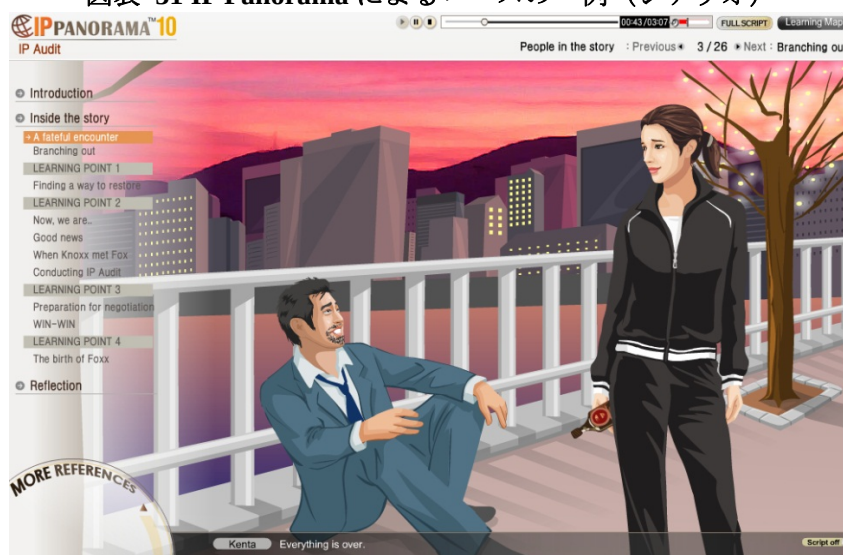
²⁵⁵ KIPO. “Bilateral & Multilateral Cooperation”.

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf.jsessionid=9863ca6bce6e6165ee3422f42fdb47abce8240e569.oR1JrQjwaxCNaN0McybtahiM-xyT-x8KawSLa3qImxvAc39y-AnyaqeSn6aSmhqlI-huKa30xoR1JrQjwawTFq6XRnk8M-AHDq6WInQWIoR8xb30PbxyPch0xf2bRrRqxn6jAmljGr5XDqQLvpAe_?a=user.english.html.HtmlApp&c=100014&catmenu=ek02_02_01_04# [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

モジュール	内容
Module 3	発明と特許
Module 4	企業機密
Module 5	著作権及び関連する権利
Module 6	特許情報
Module 7	技術ライセンスと戦略的連携
Module 8	デジタル経済における知的財産
Module 9	知的財産と国際貿易
Module 10	知的財産の監査
Module 11	知的財産の価値評価
Module 12	商標のライセンス
Module 13	知的財産フランチャイズ

各モジュールは、内容の概観、ケーススタディ、まとめで構成されている。ケーススタディは架空のシナリオに基づいており、物語が展開される中で、知的財産に関する教訓が説明されている。例えば、モジュール 10 では、経営難に陥った企業が知的財産の監査を通して自社の戦略を見直し、新製品の開発に成功したというシナリオが展開されている。登場人物は全てアニメーションで、全てのセリフ及び説明は、画面下に字幕がついている（下図表参照）。

図表 31 IP Panorama によるコースの一例（シナリオ）



出典：IP Panorama²⁵⁶

²⁵⁶ IP Panorama, “IP Audit”. http://www.ipacademy.net/Files/LectureContents2/C0000000593/10/ip10_001.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

図表 32 IP Panorama によるコースの一例（説明）



出典：IP Panorama²⁵⁷

IP Panorama は英語で作成されたが、プログラムの成功に伴い、アラブ語、スペイン語、フランス語などの国連の公用語バージョンも作成されている。これらは、KIPO が WIPO 及び KIPA と協力して作成したものであるが、国連公用語以外の言語については、KIPO がライセンスを提供した国が母国語でのバージョンを作成している。これまでに KIPO と母国語バージョンの作成で合意した国には、タイ、モンゴル、ポルトガル、エストニア、ハンガリー、ケニア、バングラディシュ、ベトナムが名を連ねている²⁵⁸。ウェブサイトで提供されているプログラムは英語であるが、英語以外の言語は CD で配布されている²⁵⁹。

② IP Xpedite

IP Xpedite は、KIPO が APEC 及び KIPA と協力して作成したプログラムで、KIPO 及び APEC のウェブサイトで提供されている。内容は、先行技術サーチなど特許情報に関するもので、以下の 14 モジュールで構成されている²⁶⁰。

モジュール	内容
Module 1	知的財産情報の価値
Module 2	主要国における知的財産制度の特徴
Module 3	知的財産データベース
Module 4	特許情報の概要とサーチ
Module 5	商標情報の概要とサーチ

²⁵⁷ IP Panorama. “IP Audit”. http://www.ipacademy.net/Files/LectureContents2/C0000000593/10/ip10_001.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁵⁸ KIPO. “Bilateral & Multilateral Cooperation”. http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf.jsessionid=9863ca6bce6e6165ee3422f42fdb47abce8240e569.oR1JrQjwaxCNaN0McybtahiM-xyT-x8KawSLa3qImxvAc39y-AnyaqeSn6aSmhqI-huKa30xoR1JrQjwawTFq6XRnk8M-AHDq6WInQWIoR8xb30PbxyPch0xf2bRrRqxn6jAmljGr5XDqQLvpAe_?a=user.english.html.HtmlApp&c=100014&catmenu=ek02_02_01_04# [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁵⁹ KIPO 情報政策局技術協力部とのヒアリングより。

²⁶⁰ KIPO. “Bilateral & Multilateral Cooperation”. http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf.jsessionid=9863ca6bce6e6165ee3422f42fdb47abce8240e569.oR1JrQjwaxCNaN0McybtahiM-xyT-x8KawSLa3qImxvAc39y-AnyaqeSn6aSmhqI-huKa30xoR1JrQjwawTFq6XRnk8M-AHDq6WInQWIoR8xb30PbxyPch0xf2bRrRqxn6jAmljGr5XDqQLvpAe_?a=user.english.html.HtmlApp&c=100014&catmenu=ek02_02_01_04# [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

モジュール	内容
Module 6	特許指標
Module 7	特許マップ
Module 8	特許マップの作成
Module 9	IPC 分類と F タームを使ったサーチ
Module 10	PCT を使った国際出願とその戦略
Module 11	マドリッドプロトコルを使った国際出願とその戦略
Module 12	米国における特許書類の草案と解釈
Module 13	日本と韓国における特許書類の草案と解釈
Module 14	EPO とオーストラリアにおける特許書類の草案と解釈

また、2009 年には、IP Xpedite と対面での教育プログラムを組み合わせた APEC IPi ファシリテーター研修コース（APEC IPi Facilitator Training Course）を実施した。このコースでは、WIPO、韓国、米国、日本、オーストラリアからの知的財産専門家が講義を実施しており、これらの内容を基に、IP Xpedite Practical という新たな E-Learning プログラムも作成されている。IP Xpedite Practical は以下の 7 つのモジュールから成る²⁶¹。

モジュール	内容
Module 1	特許情報サーチに基づく特許分析
Module 2	KIPRIS を用いた特許情報サーチ
Module 3	IPDL を用いた特許情報サーチ
Module 4	USPTO データベースを用いた特許情報サーチ
Module 5	Esp@ceNet を用いた特許情報サーチ
Module 6	AusPat を用いた特許情報サーチ
Module 7	WIPO PATENTSCOPE を用いた特許情報サーチ

IP Xpedite の構成は、モジュールの紹介、問題意識に関するエピソード、内容に関する講義、まとめとなっている。エピソードは IP Panorama と同様に、架空のシナリオとアニメーションで構成されているが、IP Panorama より短い。講義はスライドとナレーションによるもので、ナレーションは画面下に字幕でも表示される。

²⁶¹ KIPO. “Bilateral & Multilateral Cooperation”.

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf.jsessionid=9863ca6bce6e6165ee3422f42fdb47abce8240e569.oR1JrQjwaxCNaN0McybtahiM-xyT-x8KawSLa3qImxvAc39y-AnyaoQeSn6aSmhqI-huKa30xoR1JrQjwawTFq6XRnk8M-AHDq6WInQWIoR8xb30PbxyPch0xf2bRrRqxn6jAmljGr5XDqQLvpAe_?a=user.english.html.HtmlApp&c=100014&catmenu=ek02_02_01_04# [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

IP Academy. “IP Xpedite Practical”.

http://global.ipacademy.net/servlet/ContentsController?cmd=1&componentSeq=500&sd=IP&md=IP_ECFRE&ms=130&aspseq=8&CT=6&clas_cd=117 [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

図表 33 IP Xpedite によるコースの一例

The figure displays two screenshots of the IP Xpedite e-learning platform. The top screenshot shows 'Module 01. Value of IPR information' with a sidebar menu listing various topics under 'Contents'. The main content area is titled 'III. Case Studies: Successes and Failures of Intellectual Property Rights' and features a 'Case Study' section. This section includes images of the Paramount logo, a portrait of George Lucas, and a scene from the movie 'Forest Gump'. Text describes the significance of entertainment technologies, a patent dispute over 'Forest Gump', and a scene where Tom Hanks shakes hands with President Kennedy. The bottom screenshot shows 'Module 06. Patent Indicators' with a sidebar menu. The main content area is titled 'I. What are patent indicators?' and includes a diagram showing 'A Patent document' broken down into 'Technology' and 'Bibliographic data', which are then processed into 'Patent indicators' (Quantitative or Qualitative statistical information). A footer note states: 'In this point, quantitative or qualitative analysis can be made from patent documents. Therefore, patent indicators can be defined as quantitative or qualitative statistical information from patent documents.'

出典：IP Xpedite²⁶²

③ DL-101

DL-101 は、KIPO が、KIPA 及び WIPO と共同で作成中のプログラムである。これは、WIPO アカデミーが提供している国際法に関する講義の内容を E-Learning 形式にするものであり、以下の 6 つのモジュールから構成される予定である²⁶³。

²⁶² IP Xpedite. “Value of IPR Information”.

<http://www.ipacademy.net/Files/LectureContents2/C0000000646/ver8/01/index.htm> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

IP Xpedite. “Patent Indicators”. <http://www.ipacademy.net/Files/LectureContents2/C0000000646/ver8/06/index.htm> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁶³ KIPO. “Bilateral & Multilateral Cooperation”.

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf.jsessionid=9863ca6bce6e6165ee3422f42fdb47abce8240e569.oR1JrQjwaxCNaN0McybtahiM-xyT-x8KawSLa3qImxvAc39y-AnyaqeSn6aSmhql-huKa30xoR1JrQjwawTFq6XRnk8M-AHDq6WInQWIoR8xb30PbxyPch0xf2bRrRqxn6jAmljGr5XDqQLvpAe_?a=user.english.html.HtmlApp&c=100014&catmenu=ek02_02_01_04# [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

モジュール	内容
Module 1	オリエンテーション
Module 2	知的財産入門
Module 3	特許
Module 4	商標
Module 5	地理的表示
Module 6	意匠

IP Panorama と IP Xpedite にあったように、KIPO の E-Learning プログラムはストリーミング動画が中心となっている。KIPO は今後、携帯機器での受講が可能になるようなプログラムの作成を検討しているが、ウェビナーは予定していない²⁶⁴。

<研修>

IIPTI による研修は通常 2 週間程度で、KIPO の審査ガイドラインを基に、進歩性や新規性などについて紹介している。研修ではガイドラインに関するケーススタディを取り上げることが多いが、審判や訴訟について取り上げることもある。OJT は日本ほどは行っていないという²⁶⁵。

また IIPTI は、知的財産に関する理論と現実を理解してもらうべく、研修に視察や見学を取り入れるようにしている。その際には、出来る限り、知的財産人材センターを持つ大手企業へ訪問できるように調整するが、大手企業の多くはソウルに所在しており、研修の開催場所となる IIPTI が所在する大田から離れているため²⁶⁶、調整は容易ではないという。また、企業には、英語で自社を紹介・説明できる知的財産担当者が少ないため、企業に訪問する場合でも、英語を話す社員の多い広報部を訪問するのみになることもある。なお、企業訪問を調整できなかったときには、大田に数多く所在する研究機関への訪問を調整することが多い²⁶⁷。

(4) 支援実績

<実施回数>

KIPO は、2010 年に 13 件、2011 年に 21 件、2012 年に 10 件の支援活動を実施している。うち、セミナー等、専門家派遣、招へい研修の実施数は以下の通りとなる。

支援手法	2010 年	2011 年	2012 年
セミナー等	5	3	1
専門家派遣	2	3	0
招へい研修	5	15	8

<年間予算額>

IIPTI による支援活動の年間予算は約 24 億ウォンとなっている²⁶⁸。

<参加人数>

IIPTI の最新データによると、IIPTI による支援活動の参加人数は、2009 年に 133 人、2010 年に 170 人、2011 年に 502 人となっている。なお、創設から 2011 年までにおける支援活動の参加人数の総数は、2,123 人となっている²⁶⁹。

²⁶⁴ KIPO 情報政策局技術協力部とのヒアリングより。

²⁶⁵ IIPTI とのヒアリングより。

²⁶⁶ 高速鉄道で約 1 時間の距離。

²⁶⁷ IIPTI とのヒアリングより。

²⁶⁸ IIPTI によるアンケート回答より。

²⁶⁹ IIPTI による電子版パンフレット（2012 年）より。パンフレットは以下よりダウンロード可：
<http://iipti.kipo.go.kr/upload/2012IIPTIBrochure.zip>

＜開催場所＞

IIPTI による支援活動のほとんどは、韓国大田に所在する IIPTI で行われている²⁷⁰。

(5) レシピエントに対する支援後のフォローアップの手法

毎年約 200 人のレシピエントがいるため、IIPTI では、レシピエントに対するフォローアップは行っていない²⁷¹。

2.4.3 産業界の関与のあり方

IIPTI による支援活動における産業界の関与には寄付などの金銭的な関係はなく、上述のように、講師としての参加や企業訪問の受け入れとなっている。講師や訪問の要請は、IIPTI からの依頼によるもので、企業が、支援活動に能動的に関与するべく、IIPTI に働きかけることはない²⁷²。

2.4.4 今後の支援活動予定

今後、IIPTI による支援活動の予算は拡大する見通しで、既に支援を提供している国との関係を維持しつつ、新たな支援対象国を加える予定である。特定の国における支援の拡大についても検討されているところである²⁷³。

2.4.5 支援活動に関する評価

参加者による支援活動への評価は、取り上げたトピックの難易度などによって異なっている。また、講義を望む参加者もいれば、ディスカッションを中心とすることを好む参加者もあり、参加者の好みによっても評価が変わる。IIPTI 以外の機関による評価としては、行政安全部（Ministry of Public Administration and Security）が IIPTI の活動を評価している他、KIPO も内部評価を実施している²⁷⁴。

2.4.6 開発途上国のニーズへの対応

IIPTI では、支援対象国・機関による要請に基づいて支援活動の内容を定めている。支援対象国による希望（トピックなど）は、通常電子メールで連絡される²⁷⁵。

2.4.7 参考：支援活動詳細

次ページ参照。

²⁷⁰ IIPTI とのヒアリングより。

²⁷¹ IIPTI によるアンケート回答より。

²⁷² IIPTI によるアンケート回答及びヒアリングより。

²⁷³ IIPTI によるアンケート回答より。なお、支援拡大の具体的内容については、公式に決定していないとの理由で回答は得られなかった。

²⁷⁴ IIPTI によるアンケート回答より。なお、行政安全部や KIPO による評価内容については回答は得られなかった。

²⁷⁵ IIPTI によるアンケート回答より。

支援活動名	支援対象国	支援分野	支援手法	参加人数	支援対象者	備考
特許法及び審査に関する WIPO 研修コース		審査実務支援	招へい研修	20		
商標審査に関する WIPO 研修コース		審査実務支援	招へい研修	20	知的財産庁職員	
ベトナム国家知的財産権庁 (Nat'l IP Office of Vietnam : NOIP) 職員対象特許審査に関する研修コース	ベトナム	審査実務支援	招へい研修	20	知的財産庁職員	
WIPO アジア太平洋地域セミナー			セミナー等		知的財産庁職員	
東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations : ASEAN) 加盟国対象知的財産制度に関する KOICA 研修コース	インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナム、タイ		招へい研修		知的財産庁職員	
開発途上国対象知的財産制度に関する KOICA 研修コース			招へい研修			
NOIP 職員対象商標制度に関する研修コース	ベトナム		招へい研修	15	知的財産庁職員	
中国公務員対象知的財産権保護に関する講習会	中国		招へい研修	28	知的財産庁職員	見学・視察する企業数：4 (Cheong-Kwan-Jang, Hynix Semiconductor, LG Electronics and Samsung Electronics) 見学・視察内容：（工場見学、企業知的財産担当者との面談等）民間実務者（弁理士、弁護士等）
開発途上国対象研修コース			招へい研修	15	知的財産庁職員	
特許法及び審査に関する WIPO 研修コース		審査実務支援	招へい研修	18	知的財産庁職員	

支援活動名	支援対象国	支援分野	支援手法	参加人数	支援対象者	備考
WIPO アジア太平洋地域セミナー			セミナー等	30	知的財産庁職員	
開発途上国知的財産関係事業体対象 WIPO の韓国信託ファンド (Korean Trust Fund: KTF) 活用に関するコース			招へい研修			
WIPO アジア太平洋地域セミナー「人材育成政策と戦略」	中国、インド、イラン、フィリピン		セミナー等			
特許及び標準化マネジメントに関する韓国・チュニジア知的財産権研修コース	チュニジア		招へい研修	12	知的財産庁職員	
韓国・ASEAN 知的財産権研修コース			招へい研修	17	知的財産庁職員	
タイ知的財産職員対象マドリッド制度研修コース	タイ		招へい研修	6	知的財産庁職員	
NOIP 職員対象特許審査研修コース	ベトナム	審査実務支援	招へい研修		知的財産庁職員	
開発途上国対象知的財産研修コース	不明		招へい研修	13	知的財産庁職員	
NOIP 審査官対象商標審査研修コース	ベトナム	審査実務支援	招へい研修	11	知的財産庁職員	
第4回韓国・中国共同知的財産権セミナー	中国		セミナー等	50	校長、教師、その他教育機関職員	中国知的財産研修センター (China Intellectual Property Training Center : CIPTC) との覚書に基づく特許弁護士や企業関係者を募ったセミナー。
特許情報及び適正技術に関する研修コース	不明		招へい研修			

支援活動名	支援対象国	支援分野	支援手法	参加人数	支援対象者	備考
ビジネスにおける知的財産資産管理に関する KIPO-WIPO-KAIST (Korea Advanced Institute of Science and Technology : 韓国科学技術院) - KIPA (Korea Invention Promotion Association : 韓国発明振興会) 年次上級国際検定コース			招へい研修			
特許庁自動化システムプロジェクト- モンゴル特許庁 + ネットワーク (IPOMnet)	モンゴル	審査実務支援	専門家派遣		知的財産庁職員	派遣先での活動は指導。
KOICA 知的財産情報研修コース (エチオピア)	エチオピア		招へい研修	15	知的財産庁職員	
KOICA 知的財産情報研修コース (エチオピア)	アゼルバイジャン		専門家派遣		知的財産庁職員	
アフリカ地域知的財産機関 (ARIPO) 特許庁自動化システム	ボツワナ、 ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、モザンビーク、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、ウガンダ、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ	審査実務支援	専門家派遣		知的財産庁職員	
審査官及びその他公務員向けに設計した研修コース	タイ			15	知的財産庁職員	
知的財産管理に関する特注研修コース	エチオピア		招へい研修			
NOIP 審査官向けに設計した知的財産管理研修コース	ベトナム	審査実務支援	招へい研修		知的財産庁職員	
WIPO 特許法及び特許実務				20	知的財産庁職員	

支援活動名	支援対象国	支援分野	支援手法	参加人数	支援対象者	備考
WIPO アジア太平洋地域セミナー			セミナー等	40	知的財産庁職員	
特許法及び特許実務に関する WIPO 研修コース		審査実務支援	招へい研修		知的財産庁職員	
韓国・イラク知的財産権教育 (KOICA コース)	イラク		招へい研修	21	知的財産庁職員	
ベトナム国家知的財産権庁商標・意匠審査官対象研修	ベトナム	審査実務支援	招へい研修	10	知的財産庁職員	
特許法及び特許審査手続に関する知的財産審査官対象コース/セミナー	ブラジル、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム	審査実務支援	セミナー等	19	知的財産庁職員	
ビジネスにおける知的財産有効活用に関するワークショップ	途上国		セミナー等		知的財産庁職員	
第3回韓国・中国共同知的財産権セミナー (中国)	中国		セミナー等	100	校長、教師	
環境成長と知的財産に関するフォーラム	中国、インド、イラン、フィリピン		セミナー等	37-40	知的財産庁職員	知的財産、経済、環境、ビジネス政策を担当する政府関係者 37～40 人を世界 18 か国から募ったフォーラム。
韓国-ASEAN 知的財産権教育	不明		招へい研修	20	知的財産庁職員	
ASEAN 諸国対象 KOICA 知的財産権研修コース	インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナム、タイ		招へい研修		知的財産庁職員	

支援活動名	支援対象国	支援分野	支援手法	参加人数	支援対象者	備考
エジプトへの専門家派遣	エジプト		専門家派遣			
マレーシアへの専門家派遣	マレーシア		専門家派遣			

注：空欄は下記資料にも情報が記載されていなかったもの。

出典：KIPO ウェブサイト²⁷⁶や IIPTI の電子パンフレット（E-Brochure²⁷⁷）などを基に作成

²⁷⁶ KIPO. “International Courses 2010, 2011, 2012”. http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=910041&catmenu=ek02_03_02_06 (2010 年) [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日] http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=910042&catmenu=ek02_03_02_07 (2011 年) [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日] http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=91004&catmenu=ek02_03_02 (2012 年) [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁷⁷ IIPTI. “The International Intellectual Property Training Institute E-Brochure 2010, 2011, 2012”. <http://iipiti.kipo.go.kr/EN/servlet/EComponentController?cmd=10&goDiv=component&sd=EN&ms=04020000&gs=04000000> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

2.5 中国

本節では、中国国家知識産権局（State Intellectual Property Office of the People's Republic of China：SIPO）による人材育成支援活動について紹介する。

2.5.1 支援機関概要

<機関概要>

SIPO は 1980 年、国務院（State Council）の承認を受けて、中国特許庁（Patent Office of the People's Republic of China）として設立された。その後、1998 年の組織再編後、国務院の直接傘下に置かれ、中国国家知識産権局（SIPO）として改名されている²⁷⁸。

SIPO の事業概要は以下の通りとなる²⁷⁹。

1. 知的財産権の保護とその保護システムの強化、知的財産法エンフォースメントのメカニズム構築における関連省庁間の協力体制の確立、知的財産関連情報の啓もう活動、関連省庁との連携による国家知的財産戦略の実施
2. 特許管理の標準化、知的財産法・特許法及び関連規制の起草、特許管理ポリシー及びシステムの実施、特許技術の交換の標準化に関するポリシー及び手法の起草、特許侵害や模倣品の取り締まりにおける規制当局の統括、関連省庁との連携による知的財産関連の無形資産の評価の標準化
3. 知的財産関連の外交政策の起草、海外の知的財産開発トレンドの調査、知的財産の外交問題の包括的な計画、知的財産セクタの対外交渉、特許関連の国際連携、協力、交換
4. 国内の特許プログラムの策定、特許の審査・登録計画の起草、国家特許情報提供サービスシステムの構築、特許統計データを取り扱う関係省庁との連携による特許情報の利用及び提供の奨励
5. 特許の独占権の承認基準の確立、特許侵害の基準の確立、特許出願代理人やその他の仲介サービスの開発及び監督に関するポリシーの策定
6. 特許法、規制、政策の啓もう活動及び知的財産関連の教育・研修計画の起草
7. 国務院によって与えられた知的財産関連のその他の任務の遂行

2011 年の時点における SIPO の職員数は 7,200 人となっている²⁸⁰。同局の組織体制は下図の通り²⁸¹。

²⁷⁸ IROSSCO. “Patent Information : State Intellectual Property Office of the People's Republic of China”

<http://www.irossco.com/patents/16.htm> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁷⁹ SIPO. “Overview”. http://english.sipo.gov.cn/about/basicfacts/200904/t20090415_451001.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

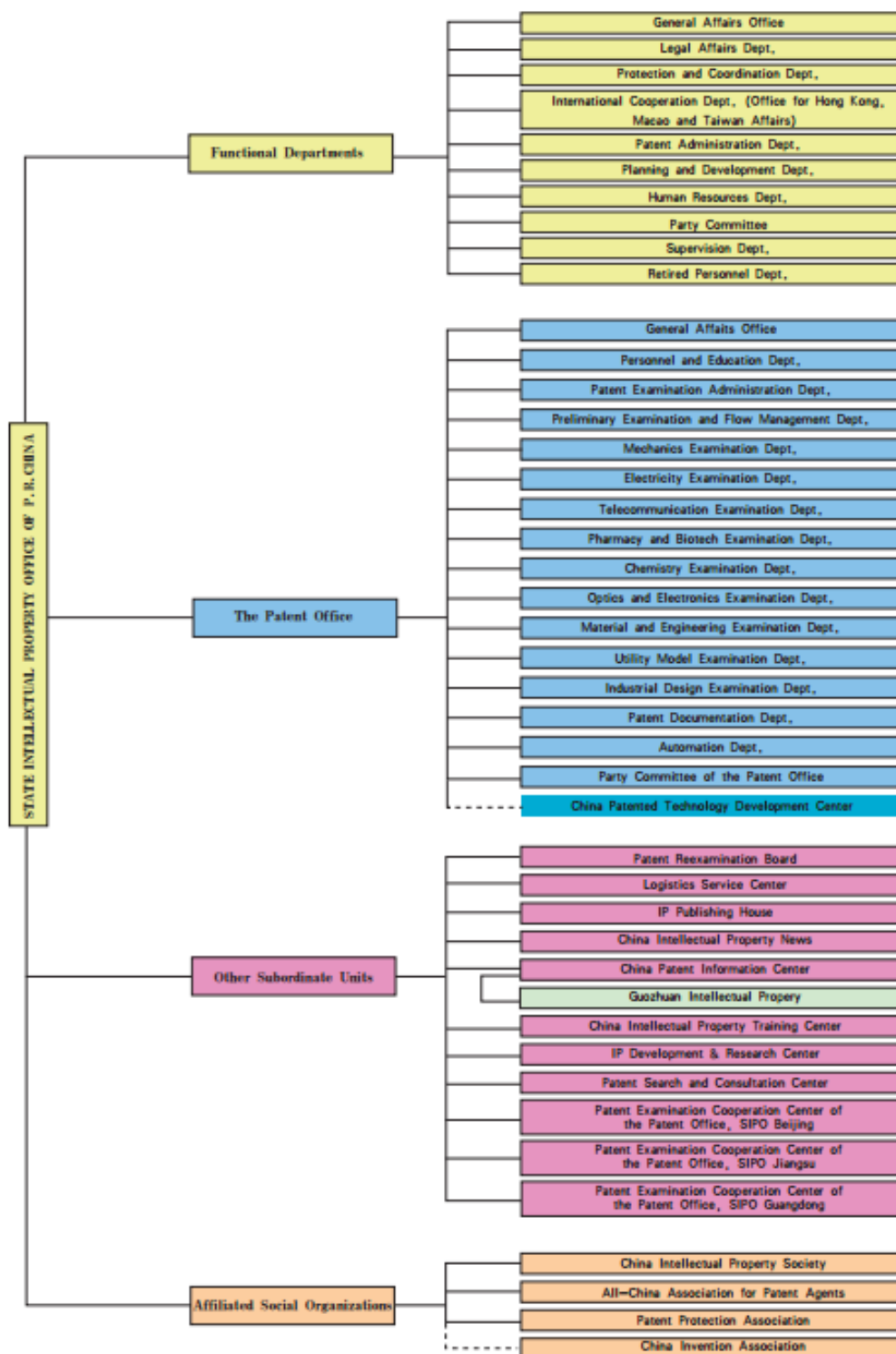
²⁸⁰ SIPO. “Brief introduction of State Intellectual Property Office”.

http://www.google.com/url?sa=t&ret=j&q=&esrc=s&source=web&cd=3&cad=rja&ved=0CCsQFjAC&url=http%3A%2F%2Foami.europa.eu%2Fows%2Fw%2Fresourc%2Fdocuments%2FOHIM%2Fnews%2Fevents%2Foving_seminars_presentation-1.ppt&ei=NjqGUMvXI4P20gHh7oCIBA&usg=AFQjCNHdGoDqseCTvLh7Qt4W_k1Ewq7uN [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁸¹ SIPO. “SIPO 2011 Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731385721016374.pdf> P.143 [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

図表 34 SIPO 組織図



出典：SIPO 2011 Annual Report²⁸²

²⁸² SIPO. “SIPO 2011 Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731385721016374.pdf> P.143 [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

＜支援活動担当部署＞

中国における知的財産研修支援活動を実施している組織として、中国知的財産権研修センター（China Intellectual Property Training Center: CIPTC）がある。CIPTC は、知的財産に関する教育を目的とする国立研修センターとして²⁸³、中国政府の下に1993年9月に設立された²⁸⁴。WIPO の知的財産国際研修機関ネットワークにおけるパートナーの一つであり²⁸⁵、WIPO や EPO との共催によるシンポジウム及びセミナー運営にも従事している²⁸⁶。CIPTC には110人の職員が在籍しており、うち26人は研修の専門家である（2007年の時点）²⁸⁷。また、2009年、CIPTC の研修における指導者は230人で、基礎指導員は約150人であった²⁸⁸。

CIPTC は以下の4つの部門から構成されている²⁸⁹。

- 総務局—管理、人事、労務、資本、財務、ロジスティクスなど
- 第一教育部—法学修士教育、規定研修、国際協力、講義・指導員など
- 第二教育部—通信教育、ウェブ管理、教科書、図書室など
- 管理受付部—建物管理、受付、メンテナンス、改装など

＜他の機関との関係＞

SIPO は、設立時から、知的財産国際コミュニティに対し、オープンポリシーを打ち出し、積極的に、安定かつ効果的に国際協力に向けた活動に従事してきた。SIPO は、WIPO や WTO の指揮下で、国際知的財産の規範の策定及び調整における交渉や協議に積極的に参加している。また、SIPO は知的財産関連問題の取り組みにおいて、その他の国際機関とも二国間及び多国間での協力体制を築いている²⁹⁰。

SIPO が諸外国と関わってきた近年の活動例を以下に示す。人材育成に関わらないものや、他国が中国に対して提供した支援活動も含まれているが、SIPO の国際的な活動の広がりや多様な活動内容がうかがわれる。

²⁸³ Marquette “Coercion Will Not Protect Trademark Owners in China, but an Understanding of China's Culture Will: A Lesson the United States Has to Learn”.

<http://scholarship.law.marquette.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1176&context=iplr> [最終アクセス日 2013年2月27日]

²⁸⁴ WIPO. http://www.wipo.int/export/sites/www/academy/en/ipacademies/rio_symposium/presentation_dr_li.pdf [最終アクセス日 2012年10月2日]

²⁸⁵ WIPO. “Trainees and Training Programs”. http://www.wipo.int/edocs/mdocs/aspac/en/wipo_ip_jkt_10/wipo_ip_jkt_10_topic04_01.pdf [最終アクセス日 2013年2月27日]

²⁸⁶ WIPO. http://www.wipo.int/export/sites/www/academy/en/ipacademies/rio_symposium/presentation_dr_li.pdf [最終アクセス日 2012年10月2日]

²⁸⁷ WIPO. http://www.wipo.int/export/sites/www/academy/en/ipacademies/rio_symposium/presentation_dr_li.pdf [最終アクセス日 2012年10月2日]

²⁸⁸ WIPO. “Strengthen cooperation, Enhance Training Capacity”. http://www.wipo.int/edocs/mdocs/aspac/en/wipo_ip_jkt_10/wipo_ip_jkt_10_topic06_01.pdf [最終アクセス日 2013年2月27日]

²⁸⁹ Li Xun. “Research on the competency which is required for the institution in charge of development of IP human resources”. http://www.ipo.go.jp/torikumi_e/kokusai_e/pdf/ipcoop_asia-pacific_e/2008jpo_china.pdf [最終アクセス日 2013年2月27日]

²⁹⁰ SIPO. “International Cooperation”. http://english.sipo.gov.cn/about/basicfacts/200904/t20090415_451004.html [最終アクセス日 2013年2月27日]

国	活動内容
ドイツ	ドイツと中国は、知的財産共同研修「MIPLC-SIPO IP Training Program」を 2007 年から始め、2012 年には 5 回目のプログラムを実施した。2012 年は、「IP 戦略及びエンフォースメント」と題するプログラムを実施し、中国全土から 23 人が参加した。Ningxia Hui 自治領の知的財産事務所の副部長、Liao Bin 氏がリーダーとなり、2012 年 9 月 3 日から 13 日までプログラムに参加している ²⁹¹ 。
朝鮮民主主義人民共和国	SIPO は、2011 年 4 月、朝鮮民主主義人民共和国の発名局の局長がリードする高官レベルの研修プログラムを提供した ²⁹² 。
ベトナム	• SIPO は、2011 年、ベトナム知的財産庁の審査官への研修サービスを提供した²⁹³。 • 2009 年 4 月 11 日から 26 日まで、ベトナム国家産業財産省から 10 人の審査官が SIPO において特許審査に関する研修を受けた²⁹⁴。
韓国	CIPTC は、韓国国際知的財産研修所 (IIPTI) と提携関係を構築し、相互訪問を毎年行っている ²⁹⁵ 。
アラブ諸国	• 2011 年 5 月、アラブ湾岸協力会議 (Cooperation Council for the Arab States of the Gulf) の特許庁職員を対象に、2 週間の特許審査に関する研修プログラムを実施した。この研修プログラムは、包括的かつ詳細にわたるものであり、中国の知的財産制度の理論から、特許サーチ、特許審査にいたるまで幅広くカバーしており、受講したアラブ湾岸協力会議の関係者からは高い評価を得ている²⁹⁶。 • 2009 年にも、発展途上国協力基金 (the Developing Countries Cooperation Fund) を利用し、湾岸諸国向けに 2 週間の特許審査研修を提供した²⁹⁷。
モンゴル	• 2011 年 6 月 12 日から 18 日までモンゴルの特許庁 (MIPO) 職員 (副長官が引率) が、SIPO が提供する研修プログラムを受講。 • 2011 年 7 月 27 日、28 日は、モンゴル内部のハイテクゾーン (Baotou Rare-earth Hi-tech Zone) において国家知的財産産業パークに関するワークショップを実施している²⁹⁸。
アフリカ諸国	• SIPO は、2011 年、アフリカ諸国 (ARIPO) 向けの研修を提供した²⁹⁹。

²⁹¹ MIPLC. “5th MIPLC-SIPO IP Training Program”.

<http://www.miplc.de/news/details/article/5th-MIPLC-SIPO-IP-Training-Program/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁹² SIPO. “2011 SIPO Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731384806175334.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁹³ SIPO. “2011 SIPO Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731384806175334.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁹⁴ SIPO. “2009 SIPO Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/AnnualReport2009/201008/P020100813594430895464.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁹⁵ WIPO. http://www.wipo.int/export/sites/www/academy/en/ipacademies/rio_symposium/presentation_dr_li.pdf [最終アクセス日 2012 年 10 月 2 日]

²⁹⁶ <http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731384806175334.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁹⁷ SIPO. “2011 SIPO Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/AnnualReport2009/201008/P020100813594430895464.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁹⁸ SIPO. “2011 SIPO Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731380766793675.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

²⁹⁹ SIPO. “2011 SIPO Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731380766793675.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

国	活動内容
	2011年9月16日には、OAPI（African Intellectual Property Organization）から高官交流の一環として5人に対し研修を提供した。この際、OAPIのグループは、OAPI会長と副会長が代表団のヘッドを務めている³⁰⁰。 2011年11月13日、ARIPO、SIPO、WIPOは共同でワークショップを開催しており、SIPOのTian Lipu長官は、ワークショップ開催中にARIPOの代表団と懇談した³⁰¹。 2009年6月には、OAPI職員6人が、研修・視察の目的で、中国を1週間訪問している。OAPI職員は研修を受けることで、中国の知的財産制度の全体像を理解し、将来に向けた協力体制に更なる弾みがつくことが期待されている。 2009年8月18日から24日、ARIPOの招待を受けて、モザンビークにSIPOから3人の専門家が「ARIPOノレッジセミナー」に参加した。このセミナーでは、中国の伝統医療やその他のテーマについて講義が行われている。 2009年12月、SIPOは、WIPOと協力し、ARIPOメンバー諸国における24人の上級政府職員及びOAPI職員も28人に対して、CIPTCにおいて研修を提供した。この研修は、開発途上国協力基金のもとで行われた³⁰²。
カンボジア	SIPOは、2011年9月13日～17日にかけて、カンボジアの特許庁との高官レベルの交流を行い、覚書を締結。同時期に、カンボジアの商務副長官（Vice Minister of the Cambodian Ministry of Commerce Diss Tina）率いる一行が、SIPOの研修プログラムを受講した ³⁰³ 。
シリア	2011年12月、シリアの特許庁からの6人の審査官に対して、特許審査に関する研修を提供した ³⁰⁴ 。
欧州	2010年1月に、SINO-EU 特許業務エンフォースメント研修が厦門で行われた。 2010年3月にイタリア、フランスで、中国におけるコミュニティデザイン保護に関するミーティングが開催された。 2010年6月24日、北京でEU中国知的財産ワーキンググループのミーティングが開かれた³⁰⁵。 - EPOとの協力を得て、2009年6月と10月に、SIPO-EPO 審査研修コース（Examiner Training Courses）が北京で開催された。 2009年7月29から8月3日において、北京、南京、鄭州において、欧州特許システムに関するセミナーが開催された。 2009年12月には、ミュンヘン、ストックホルム、ヘーグ、ミランで、中国の特許法第三条項についてセミナーが開かれた³⁰⁶。

³⁰⁰ SIPO. “2011 SIPO Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731384806175334.pdf> [最終アクセス日 2013年2月27日]

³⁰¹ SIPO. “2011 SIPO Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731380766793675.pdf> [最終アクセス日 2013年2月27日]

³⁰² SIPO. “2009 SIPO Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/AnnualReport2009/201008/P020100813594430895464.pdf> [最終アクセス日 2013年2月27日]

³⁰³ SIPO. “2011 SIPO Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731384806175334.pdf> [最終アクセス日 2013年2月27日]

³⁰⁴ SIPO. “2011 SIPO Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731384806175334.pdf> [最終アクセス日 2013年2月27日]

³⁰⁵ SIPO. “2010 SIPO Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2010/201104/P020110420385122188933.pdf> [最終アクセス日 2013年2月27日]

³⁰⁶ SIPO. “2009 SIPO Annual Report”.

国	活動内容
アジア	2009年9月7日から12日まで、テンプラススリー「10 plus 3 (ASEAN, China, Japan and Republic of Korea)」と言われるグループがアジア諸国の中小企業向けに知的財産セミナーをCIPTCで開催した。そのセミナーには、16か国のアジア諸国や機関から22人が参加した ³⁰⁷ 。
複数国	2011年10月16日から31日にかけて、モンゴル、コスタリカ、キューバの特許庁職員それぞれ2人ずつが北京と上海において知的財産に関する研修を受けた³⁰⁸。 2009年12月9日から20日まで、パキスタン、キューバ、タイ、モンゴル、ベトナムからのグループに対して、中国の知的財産制度に関する研修を提供した。また、別の海外からのグループは、北京、広東、天津の知的財産職員を訪問し、意見交換した³⁰⁹。

2.5.2 支援活動状況

CIPTCの海外に関係する活動として以下が挙げられる³¹⁰。

2000年～	知的財産の基礎知識に関するセミナー：2000年以降、チベットで年1回研修セミナーを開催している。研修の内容は、知的財産の基礎知識、医薬品の知的財産保護などである ³¹¹ 。
2001年	- WIPOより委託された3つの大きなシンポジウムを行う他、WIPO国際アカデミーと協力し通信教育を行った。 - E-Learningでは、WIPO国際アカデミーの知的所有権入門テキストを中国語に翻訳し、一連のコースに体系化した。コースの90%以上の受講者が試験に合格し、34%がAレベルをマークした。 - 米国ジョンマーシャルロースクール（John Marshal Law School）の修士・研修プログラムに関する協力プログラムを実施。同ロースクールの教官はCIPTCで50日近くの講義を行った。CIPTCとジョンマーシャルロースクールとの協定により、14人を米国に送り、研修を継続している。 2001年、CIPTCは米国・日本・英国・フランス・ドイツ・韓国・オーストラリア・ハンガリー・ブルガリア・WIPO・EPO・台湾から総勢184人の専門家を迎えた³¹²。

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/AnnualReport2009/201008/P020100813594430895464.pdf> [最終アクセス日 2013年2月27日]

³⁰⁷ SIPO. “2009 SIPO Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/AnnualReport2009/201008/P020100813594430895464.pdf> [最終アクセス日 2013年2月27日]

³⁰⁸ SIPO. “2011 SIPO Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731384806175334.pdf> [最終アクセス日 2013年2月27日]

³⁰⁹ SIPO. “2009 SIPO Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/AnnualReport2009/201008/P020100813594430895464.pdf> [最終アクセス日 2013年2月27日]

³¹⁰ これらの活動は、CIPTCの海外諸国との活動に関連する活動内容であり、必ずしもすべてが海外の人材育成に関するものではない。

³¹¹ WIPO. http://www.wipo.int/export/sites/www/academy/en/ipacademies/rio_symposium/presentation_dr_li.pdf [最終アクセス日 2012年10月2日]

³¹² SIPO. “2001 SIPO Annual Report”.

http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/ndbg2001/200804/t20080416_380285.html [最終アクセス日 2013年2月27日]

2002 年	• WIPO-SIPO 特許協力条約移動セミナーと、EPO-SIPO 知的財産セミナーが CIPTC で開催された。 • CIPTC は WIPO アカデミーによる E-Learning 3 コースを編成し、400 人以上が受講した。 • CIPTC はタイ・日本・オーストリア・米国・韓国・英国の知的財産局や大学から約 100 人を招いた³¹³。 • CIPTC と 韓国国際知的財産研修所もまた協力草案の合意に達した³¹⁴。
2003 年	• チベットのニーズに合わせ、SIPO のいくつかの部門の支援を受け、CIPTC は政党とチベット政府の高官に向けて知的財産権研修コースを開講した³¹⁵。 • CIPTC は中国・香港・マカオ知的財産権シンポジウムを主催した。 • 引き続きジョンマーシャル ロースクールと提携し、大学院生がロースクールに進学する前に受ける研修を編成した³¹⁶。 • CIPTIC と韓国 IIPTI の間で協力プログラムが発足した。両者は相互に訪問し、研修を行った³¹⁷。 • CIPTIC は WIPO による E-Learning の中国語版を引き続き運営し、開講した 3 講座には 759 人の受講があった。 • 米国、欧州、日本、韓国の知的財産局や大学から合計 20 人以上の訪問を受けた³¹⁸。
2004 年	• CIPTC は第 2 回国際知的財産研修コースを開講。 • 引き続き米国のジョンマーシャル ロースクールと提携し、同ロースクールへ入学予定の新入職員に向け事前研修を行った。 • 韓国 IIPTI と更なる交流を目的に、引き続き提携を行った。 • 2004 年には、CIPTC が引き続き運営する WIPO アカデミーによる中国語の E-Learning を、1,061 人が受講した。 • CIPTC は EPO、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)、米国、オーストラリア、日本、韓国から合計 100 人を超える訪問を受け入れた³¹⁹。

³¹³ SIPO. “2002 SIPO Annual Report”.

http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/ndbg2002/200804/t20080416_380268.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³¹⁴ SIPO. “2002 SIPO Annual Report”.

http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/ndbg2002/200804/t20080416_380268.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³¹⁵ SIPO. “2003 SIPO Annual Report”.

http://www.sipo.gov.cn/sipo_English/laws/annualreports/ndbg2003/200804/t20080416_380253.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³¹⁶ SIPO. “2003 SIPO Annual Report”.

http://www.sipo.gov.cn/sipo_English/laws/annualreports/ndbg2003/200804/t20080416_380253.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³¹⁷ SIPO. “2003 SIPO Annual Report”.

http://www.sipo.gov.cn/sipo_English/laws/annualreports/ndbg2003/200804/t20080416_380253.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³¹⁸ SIPO. “2003 SIPO Annual Report”.

http://www.sipo.gov.cn/sipo_English/laws/annualreports/ndbg2003/200804/t20080416_380253.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³¹⁹ SIPO. “2004 SIPO Annual Report”.

http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/ndbg2004/200804/t20080416_380236.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

2005 年	● CIPTC と EPO は、特許付与におけるワークフローに関する管理事項についての第 3 回国際共同研修セミナーを CIPTC において共同開催した。研修生には当局からの審査官及びクロアチア・韓国・北朝鮮・カンボジア・インド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイ・ベトナム・エジプトの特許審査官及び専門家、13 国 33 人が含まれていた³²⁰。 ● CIPTC は 7 つの国際知的財産研修コースを開講。 ● 米国のジョンマーシャルロースクールとの提携を継続。 ● IITPI との連携を継続。 ● WIPO アカデミーにより E-Learning の運営を継続。2005 年の受講者数は 1,300 人であった。 ● CIPTC は WIPO、EPO、米国、メキシコ、スペイン、ベトナム、韓国から合計 60 人を超える訪問を受けた³²¹。
2006 年	● CIPTC は当局から委託された様々な研修業務を完了した。開催された研修は異なるテーマの 50 にわたるコースで、1 万 1,500 人近くが受講した。このうち 45 のコースは 5,200 人の研修生（6 つの国際コースにおける 220 人の受講者を含む）が受講した既定のコースで、4 つが E-Learning、1 つが 6,248 人の研修生が受講した対面コースであった³²²。 ● 知的財産の司法保障に関する上級ワークショップが北京市第一中級人民法院と共同で開催された。研修に関する国際間、地域間の協力を拡大させるため、職員 2 人がメキシコと韓国へ派遣され、指導者 8 人が米国・シンガポールなどの国々から招待された。 ● IITPI との連携を継続³²³。
2007 年	● SIPO は CIPTC において 9 つの国際研修コースを開講し、630 人の受講があった。 ● 政治家向け WIPO コース開催。 ● 米国のジョンマーシャルロースクールとの提携を継続。 ● IITPI との連携を継続。 ● WIPO アカデミーにより E-Learning の運営を継続³²⁴。 ● 知的財産アカデミーのための国際シンポジウム（Symposium for Intellectual Property Academies）が 2007 年 3 月 21 日から 23 日までリオデジャネイロで開催され、知的財産教育促進のための事例及び戦略について議論された。オーストラリア知的財産権関連機関（IPRIA）、ブラジル産業財産庁（INPI）、SIPO、クロアチア国家知的所有権庁（SIPO）、キューバ産業資産局（OCPI）、メキシコ工業所有権機関（IMPI）、韓国 IITPI、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）、欧州特許アカデミー（EPA）、世界知的所有権機関（WIPO）といった様々な知的財産アカデミー、研修センター、研究機関の代表者が一堂に会した³²⁵。
2008 年	知的財産アカデミー責任者のための第 2 回シンポジウム（Second Symposium for

³²⁰ SIPO. “2005 SIPO Annual Report”.

http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/ndbg2005/200804/t20080416_380217.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³²¹ SIPO. “2005 SIPO Annual Report”.

http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/ndbg2005/200804/t20080416_380217.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³²² SIPO. “2006 SIPO Annual Report”.

http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/ndbg2006/200804/t20080416_380200.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³²³ SIPO. “2006 SIPO Annual Report”.

http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/ndbg2006/200804/t20080416_380200.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³²⁴ SIPO. “2007 SIPO Annual Report”.

<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/ndbg2007/200904/P020090409585900806233.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³²⁵ WIPO. “A Global Network of IP Academies Launched in Brazil to Boost IP Education”.

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2007/article_0022.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

	Heads of IP Academies) は、CIPTC の支援を受けて WIPO と SIPO の共催により 2008 年 5 月 8 日、9 日に北京で開催された。このシンポジウムでは、北京宣言と知的財産教育機関ネットワークにおける提携の更なる強化にねらいを定めた実行計画が採択された ³²⁶ 。
2009 年	- ベトナム特許庁及び湾岸協力理事会向け研修コース、新人審査官向け EPO-SIPO 共同研修コース、上級審査官向け EPO-SIPO 共同研修コース、アフリカの上級職員及び審査官向け研修コースを開講し、EPO 及びドイツ特許商標庁の職員を招聘した。 - WIPO の国際的パートナーとして、CIPTIC は 19 の国際関係研修コースを開講し、海外研修前の国内における準備段階の講義のため 18 人の外国人講師を招いた³²⁷。
2010 年	- CIPTIC は 101 の研修クラスを開講し、3 万 8,000 人が受講。これらには 21 の国際研修クラスが含まれているが、前年比で 16%増加し、1 年の研修クラス全体の 20%以上を占める。 - 中国知的財産 E-Learning プログラムでは 13 の新たなコースを導入し、全体のコース数は 43 となった。知的財産通信教育プラットフォーム分局は従来の 10 から新たに 4 つ増えている³²⁸。
2011 年	2011 年、CIPTIC は 117 の研修クラスを開講し、4 万 4,000 人が受講。これらには、8,380 人が受講した国内向け研修クラスが含まれている。 - E-Learning の受講者数は 3 万 4,327 人。E-Learning プラットフォームの利用者数は 2 万 9,899 人であった。 - E-Learning は 42 コースが開講された³²⁹。
2011 年	知的財産教育機関ネットワーク-第 5 回シンポジウム（世界規模の課題に関する 各地域での知的財産教育方法と研修（IP Teaching and Training in the Areas Related to Global Challenges）ワシントン D.C.（GNIPA - Fifth Symposium, Washington D.C.）に参加した³³⁰。 プロジェクトメンバー： 工業所有権情報・研修館-日本（INPIT） CIPTC、SIPO 欧州特許アカデミー（EPA） WIPO

これまでに紹介した活動の中から、2010 年から 2012 年にかけて、中国が開発途上国に対して提供した人材育成支援活動についての詳細を以下にまとめる。

(1) 支援対象国

SIPO による支援活動の対象国を、①調査対象国・地域等及び先進国、②途上国、③調査対

³²⁶ WIPO. <http://www.wipo.int/academy/en/ipacademies/> [最終アクセス日 2012 年 10 月 7 日]

³²⁷ SIPO. “2009 SIPO Annual Report”.
<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/AnnualReport2009/201008/P020100813588306675385.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³²⁸ SIPO. “2011 SIPO Annual Report”.
<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2010/201104/P020110420374386719968.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³²⁹ SIPO. “2011 SIPO Annual Report”.
<http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731383935706938.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³³⁰ WIPO. “Symposium of IP Academies - Washington, USA”.
http://www.wipo.int/academy/en/about/global_network/washington_2011/ [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

象国・地域等及び先進国と途上国の両方の区分で見ると、途上国のみを支援対象とした活動が殆どを占めている。2010 年は活動 3 件中 2 件、2011 年は活動 9 件中 6 件、2012 年は活動 4 件中 2 件が途上国のみを支援対象としており、2012 年に 1 件だけ調査対象国・地域等及び先進国と途上国の両方を対象とした活動が見られた³³¹。

(2) 支援対象分野

SIPO の支援対象分野については、その詳細が不明のことが多いが、実態がわかっているものに限れば、2010 年に民間実務者育成活動が 1 件、2011 年に審査実務支援活動が 3 件、実施されており³³²、審査実務支援に力を入れていることがうかがえる。

支援対象者に関しては、知的財産庁職員を対象とした活動が最も多く、2010 年に 1 件企業・業界関係者を対象とした会議が上海で実施されている。スピーカーや研修講師に関する情報は殆ど見つからなかったが、2010 年開催の ASEAN 加盟国の知的財産庁の職員代表団を迎えた会議では、知的財産庁職員が講師として出席した模様である³³³。

(3) 支援手法

支援手法については、セミナー等が最も多く、2010 年に 2 件、2012 年に 3 件の実施が確認されている。次いで、招へい研修が 2010 年と 2011 年に 1 件ずつ実施されているが、詳細が不明の活動も多い³³⁴。

<E-Learning>

CIPTC は、そのウェブサイトを通じて、中国の特許法と特許システム（An introduction to the Chinese Patent Law & Patent System）と称する E-Learning モジュールを、英語で無料提供している。モジュールは、CIPTC 所属の Xikai Wen 氏を講師としており、画面右上に解説する講師の映像、画面中央には講義内容に関連したスライドが表示されるストリーミング動画の形式となっている。

構成は、モジュールの概説（2 分 15 秒）の後に加え、①中国特許システムの概観（46 分 30 秒）、②特許出願（45 分 4 秒）、③特許審査・付与（47 分 3 秒）、④特許保有者の権利と義務（55 分 46 秒）、⑤特許権のエンフォースメント（49 分 57 秒）の 5 つのセクションで構成されている。受講は無料で、受講者と講師の交流や、受講修了証書などはない³³⁵。

³³¹ 各種資料より（資料の詳細は「支援活動詳細」を参照）。

³³² 各種資料より（資料の詳細は「支援活動詳細」を参照）。

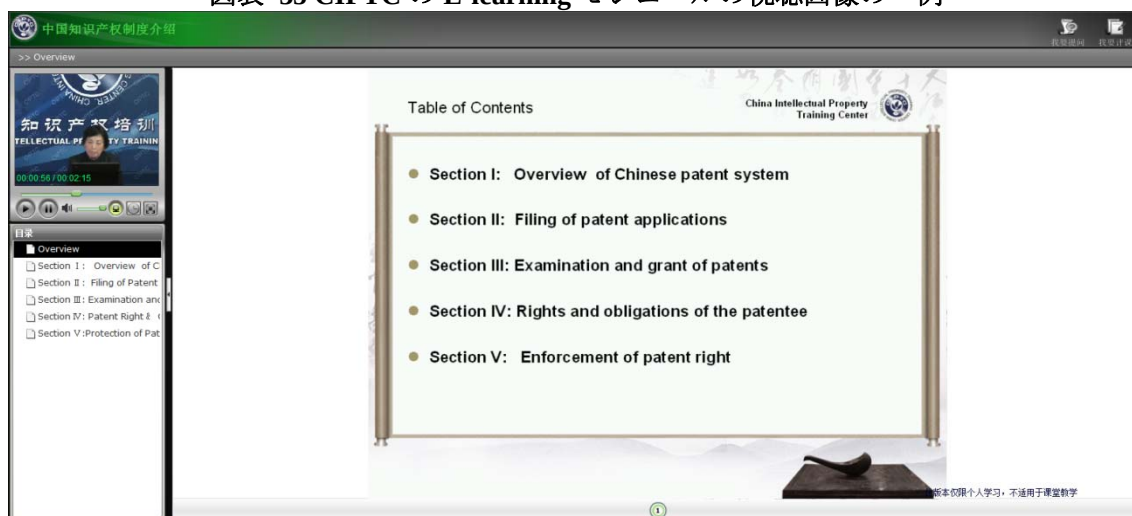
³³³ 各種資料より（資料の詳細は「支援活動詳細」を参照）。

³³⁴ 各種資料より（資料の詳細は「支援活動詳細」を参照）。

³³⁵ CIPTC. “An introduction to the Chinese Patent Law & Patent System”.

http://resource.ciptc.org.cn/pri/courses/duanqikecheng/zhongguoIPzhidujieshao/index_normal.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

図表 35 CIPTC の E-learning モジュールの視聴画像の一例



出典：CIPTC³³⁶

なお、CIPTC は、「中国の特許法と特許システム（An introduction to the Chinese Patent Law & Patent System）」の他にも、「米国における 337 条調査の手続き（Section 337 Proceedings in The United States）」、「米国の特許法の基礎（Fundamentals of U.S. Patent Law）」、「第 3 回中国・米国間の知的財産に関する模擬法廷（The Third Sino-US Moot Court of Intellectual Property）」といった動画ストリーミングのモジュールを提供しているが、これらは CIPTC が開催したセミナーなどに招へいした米国のスピーカーによる、米国の知的財産制度の中国への紹介を目的としているものと見られる³³⁷。

<研修>

2010 年 9 月に北朝鮮を対象として実施した招へい研修、中国特許システム研修（the course of Chinese patent system）において、知的財産権の侵害ケースの報告を受け付けている北京知的財産権侵害報告センター（Beijing IPR Reporting Center³³⁸）とその関連企業（詳細は不明）を視察している³³⁹。

(4) 支援実績

<実施回数>

SIPO は、2010 年に 3 件、2011 年に 9 件、2012 年に 4 件の支援活動を実施している。うち、セミナー等及び招へい研修の実施数は以下の通りとなる³⁴⁰。

支援手法	2012 年	2011 年	2010 年
セミナー等	3	0	2
招へい研修	0	1	1

³³⁶ CIPTC. “An introduction to the Chinese Patent Law & Patent System”.

http://resource.ciptc.org.cn/pri/courses/duanqikecheng/zhongguoIPzhidujieshao/index_normal.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³³⁷ CIPTC. “Courses”. <http://elearning.ciptc.org.cn/elms/public/site/course/index?offset=0> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³³⁸ Xinhuanet. “Beijing to set up reporting center for IPR violation”. http://news.xinhuanet.com/english/2006-04/14/content_4424685.htm [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³³⁹ SIPO. “Deputy Director Li Yuguang Meets with the Delegation from Invention Office of the DPRK in Beijing”. http://english.sipo.gov.cn/news/official/201009/t20100902_534635.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁴⁰ その他の活動の詳細は不明。

＜年間予算額＞

文献調査及びアンケート調査を実施したが、該当する文献情報は公開されておらず、アンケート調査で回答を得られなかったため、該当する情報を収集することは出来なかった。

＜参加人数＞

参加人数が確認された支援活動においては、2012 年の参加人数は 33 人以上、過去 3 年間の参加人数は合計 96 人以上となっている（支援活動ごとの参加人数は 2.5.7 を参照）。

＜開催場所＞

SIPO による支援活動は、北京及び上海で実施されることが多い（各支援活動の開催場所は 2.5.7 を参照）。

(5) レシピエントに対する支援後のフォローアップの手法

文献調査及びアンケート調査を実施したが、該当する文献情報は公開されておらず、アンケート調査で回答を得られなかったため、該当する情報を収集することは出来なかった。

2.5.3 産業界の関与のあり方

文献調査及びアンケート調査を実施したが、該当する文献情報は公開されておらず、アンケート調査で回答を得られなかったため、該当する情報を収集することは出来なかった。

2.5.4 今後の支援活動予定

文献調査及びアンケート調査を実施したが、該当する文献情報は公開されておらず、アンケート調査で回答を得られなかったため、該当する情報を収集することは出来なかった。

2.5.5 支援活動に関する評価

文献調査及びアンケート調査を実施したが、該当する文献情報は公開されておらず、アンケート調査で回答を得られなかったため、該当する情報を収集することは出来なかった。

2.5.6 開発途上国のニーズへの対応

文献調査及びアンケート調査を実施したが、該当する文献情報は公開されておらず、アンケート調査で回答を得られなかったため、該当する情報を収集することは出来なかった。

2.5.7 参考：支援活動詳細

以下参照。

活動名	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	支援対象者	講師/スピーカー	開催場所	備考
2012 年中国-ASEAN セミナー 「知的財産と伝統的知識・遺伝資源の保護」 ³⁴¹	ASEAN 加盟国		セミナー等		1			北京	
中国-ロシア共同セミナー「知的財産制度研修」 ³⁴²	ロシア		セミナー等					北京	
政府高官交換研修プログラム（北朝鮮） ³⁴³	北朝鮮					北朝鮮発明室長が率いる派遣団			
2012 年（秋）研修セミナー「発展途上国のための知的財産セミナー」 ³⁴⁴	アルゼンチン、ブラジル、チリ、韓国、キルギス、メキシコ、モンゴル、ベトナム		セミナー等	年間 2 回	32			北京	
政府高官交換研修プログラム（アフリカ） ³⁴⁵	アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）加盟国				5				

³⁴¹ SIPO. “田力普出席中国—东盟知识产权与传统知识及遗传资源保护研讨会开幕式并致辞”. http://www.sipo.gov.cn/yw/2012/201209/t20120912_751036.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁴² Chinaipr.gov.cn. “Sino-Russian IP System Training conducted in Beijing”. http://www.chinaipr.gov.cn/newsarticle/news/chinaworld/201206/1668682_1.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁴³ SIPO. “VIII: International Cooperation”. <http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731384806175334.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁴⁴ SIPO. “田力普出席 2012 发展中国家知识产权(秋季)培训班开幕式并致辞”. http://www.sipo.gov.cn/yw/2012/201209/t20120913_751330.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁴⁵ SIPO. “VIII: International Cooperation”. <http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731384806175334.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

活動名	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	支援対象者	講師/スピーカー	開催場所	備考
政府高官交換研修プログラム（カンボジア） ³⁴⁶	カンボジア								
特許審査研修（湾岸アラブ諸国） ³⁴⁷	湾岸アラブ諸国協力理事会（GCCPO）加盟国	審査実務支援			6	知的財産庁職員			
特許審査研修（ベトナム） ³⁴⁸	ベトナム	審査実務支援				知的財産庁職員			
特許審査研修（シリア） ³⁴⁹	シリア	審査実務支援		年間 2 回	6 人（12 月実施時）	知的財産庁職員			
研修プログラム（モンゴル） ³⁵⁰	モンゴル					知的財産庁職員			支援対象者は、モンゴル知的財産庁（Mongolian Intellectual Property Office : MIPO）の副長官率いる派遣団
研修プログラム（アフリカ） ³⁵¹	アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）加盟国								

³⁴⁶ SIPO. “VIII: International Cooperation”. <http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731384806175334.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁴⁷ SIPO. “VIII: International Cooperation”. <http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731384806175334.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁴⁸ SIPO. “VIII: International Cooperation”. <http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731384806175334.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁴⁹ SIPO. “VIII: International Cooperation”. <http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731384806175334.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁵⁰ SIPO. “VIII: International Cooperation”. <http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731384806175334.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁵¹ SIPO. “VIII: International Cooperation”. <http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731384806175334.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

活動名	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	支援対象者	講師/スピーカー	開催場所	備考
研修プログラム（北朝鮮） ³⁵²	北朝鮮					知的財産庁職員			支援対象者は、北朝鮮知的財産庁の職員
研修プログラム（モンゴル、キューバ、コスタリカ） ³⁵³	モンゴル、キューバ、コスタリカ		招へい研修		6人 (3カ国から2人ずつ)	知的財産庁職員		上海、北京	支援対象者は、モンゴル知的財産庁、キューバ産業財産庁、コスタリカ産業財産登録庁の職員
シンガポール-中国共同会議「知的財産会議」 ³⁵⁴	シンガポール	民間実務者養成	セミナー等			企業・業界関係者		上海	
ASEAN-中国共同会議「知的財産会議」 ³⁵⁵	ASEAN 加盟国		セミナー等		40人以上	知的財産庁職員	知的財産庁職員		支援対象者は、ASEAN加盟国の知的財産庁の職員代表団。講師/スピーカーは、SIPO 長官及び WIPO 長官
中国特許システム研修 ³⁵⁶	北朝鮮		招へい研修					北京	知的財産権の侵害ケースの報告を受け付けている北京知的財産権侵害報告センター（Beijing IPR Reporting Center）とそ

³⁵² SIPO, “VIII: International Cooperation”. <http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731384806175334.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁵³ SIPO, “VIII: International Cooperation”. <http://english.sipo.gov.cn/laws/annualreports/2011/201207/P020120731384806175334.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁵⁴ SIPO, “The Forth Singapore-China IP Conference Held in Shanghai”. http://english.sipo.gov.cn/news/official/201009/t20100910_535961.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁵⁵ SIPO, “ASEAN-China Intellectual Property Cooperation Conference Held in Beijing”. http://english.sipo.gov.cn/news/official/201004/t20100428_515806.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁵⁶ SIPO, “Deputy Director Li Yuguang Meets with the Delegation from Invention Office of the DPRK in Beijing”. http://english.sipo.gov.cn/news/official/201009/t20100902_534635.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

活動名	支援対象国	支援分野	支援手法	実施回数	参加人数	支援対象者	講師/スピーカー	開催場所	備考
									の関連企業を視察

注：空欄は下記資料にも情報が記載されていなかったもの。

出典：SIPO ウェブサイトなどを基に作成

2.6 豪州

本節では、オーストラリア特許庁にあたる IP オーストラリア (IP Australia) による開発途上国向けの IP 育成支援活動について紹介する。

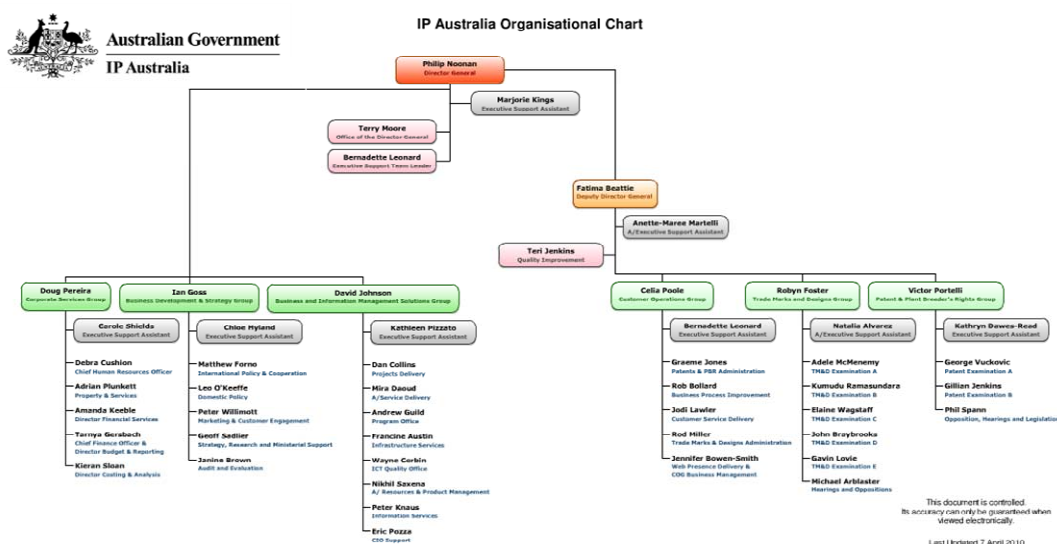
2.6.1 支援機関概要

<機関概要>

IP オーストラリアは、1904 年に設立された³⁵⁷、特許権、商標権、意匠権、育成者権に関する法律の実施機関である³⁵⁸。オーストラリア政府の産業・イノベーション・化学・研究・教育省 (Department of Industry, Innovation, Science, Research and Tertiary Education) に属し³⁵⁹、オーストラリア国民にとって技術革新、投資、国際競争力を促進する知的財産制度を実現することを目的としている³⁶⁰。

IP オーストラリアはオーストラリアのキャンベラに本拠地を構え、2012 年 6 月の時点で 1,099 人³⁶¹の職員を抱える。IP オーストラリアの組織体制は下図表の通りとなる。

図表 36 IP Australia 組織図



出典：DOCSTOC³⁶²

IP オーストラリアのビジネスグループは、次の 6 つから構成される³⁶³。

- ビジネス開発・戦略グループ

³⁵⁷ IP Australia. "History". <http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/what-we-do/our-history/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁵⁸ IP Australia. "What we do". <http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/what-we-do/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁵⁹ IP Australia. "About us". <http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁶⁰ IP Australia. "What we do". <http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/what-we-do/strategic-statement/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁶¹ 同データは、IP オーストラリア回投票から得る。

³⁶² DOCSTOC "IP Australia Organisation Chart"

<http://www.docstoc.com/docs/35019984/IP-Australia-Organisation-Chart> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁶³ IP Australia. "What we do". <http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/what-we-do/organisational-structure/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

- ビジネスと情報管理手法グループ
- 顧客活動グループ
- 企業サービスグループ
- 特許・育成者権グループ
- 商標・意匠グループ

うち、ビジネス開発・戦略グループが、対外的な援助活動を実施している³⁶⁴。同グループは、以下のような業務を実施している。

- 啓もう教育イニシアティブプログラムの管理
- 知的財産政策及び戦略的方向性の策定
- 知的財産業務の拡大に関する戦略策定
- 本組織のパフォーマンス管理
- 諸外国の知的財産政府機関、国際機関、顧客、ステークホルダー全体の関係構築及び戦略策定
- 議会・立法への説明管理及び責任対応

<他の機関との関係>

IP オーストラリアはオーストラリアの国内の政府機関や国際組織と共にさまざまな知的財産関連の国際協力活動に取り組んでいる。具体的には、自由貿易協定の交渉における知的財産問題について外務・貿易省に助言を行なっている³⁶⁵。

また 2000 年以来、IP オーストラリアは WIPO と連携し、開発途上国や後発開発途上国に対する知的財産に対する技術支援を行う年間作業計画を実施している³⁶⁶。更に、2012 年 6 月、オーストラリア政府は、WIPO が発展途上国や後発開発途上国が知的財産制度の整備や技術革新、投資、技術移転を促進するための機能向上を続ける支援のため、200 万豪ドルを投じて WIPO 信託基金を設立することで合意している³⁶⁷。この合意では、両機関が今後、以下の 4 つの優先テーマに沿った支援活動で協力することが定められている³⁶⁸。

優先テーマ A：知的財産制度の開発

加盟国の知的財産制度開発をサポートする。アジア太平洋諸国、更には、アジア太平洋以外の国々にある知的財産制度の格差、ならびに、知的財産管理のいくつかの側面における経験の深さの違いに対処することを目的とする。これら格差の中、いくつかのものへの対処を支援し、また、加盟国により特定された個々のニーズに対する、WIPO のより迅速な対応を助力するために、信託基金は、以下の活動を含んだ、一連の広範な活動に活用されるものとする。

- 後発開発途上国において実施が可能かつ適切である限りにおいて、TRIPS 協定の実施に関連するニーズ評価と連動させた、国家知的財産戦略の開発及び実施
- 後発開発途上国と、いくつかの開発途上国とによる、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書、特許協力条約など、WIPO 条約への加盟及び実施を支援する。

³⁶⁴ IP Australia. “Organisational Structure”.

<http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/what-we-do/organisational-structure/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁶⁵ IP Australia. “International Activity”.

<http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/what-we-do/international-activity/bilateral-multilateral-agreements/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁶⁶ IP Australia. “International Activity”.

<http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/what-we-do/international-activity/bilateral-multilateral-agreements/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁶⁷ WIPO. “Australia and WIPO Sign Agreement in Favor of Least-Developed and Developing Countries”.

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2012/article_0010.html [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁶⁸ Keionline. <http://keionline.org/sites/default/files/WIPOAustraliaMOU.pdf> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

- 人材、審査官マニュアルの開発、上級審査官または聴聞官の研修、一般を対象とした教育及び啓もう活動の実施、自動化情報技術などにおける専門性の格差または欠如に対応し、知的財産庁と、集中管理組織など、その他の知的財産機関とをサポートするために専門家を派遣する。

優先テーマ B：技術移転

オーストラリア信託基金は、適正技術の発掘、協力的パートナーまたは商業パートナーの特定、科学研究における技術的スキルの獲得及び、技術移転交渉スキルの開発において、後発開発途上国及び開発途上国を支援する。移転技術の受容能力向上における、国ごとのニーズに対応することを目的とする。活動のプログラム案においては、これらの国における技術移転へのニーズが、先進国における技術移転へのニーズとは、性質上大きく異なることが認識されている。従って、プログラムの内容は、後発開発途上国及び開発途上国における独自のニーズとの関連性を有し、かつ、それらニーズに対応するものである。

プログラム案では、ターゲットとして、2つのグループが設定されている。1つ目のグループは、大学、民間セクタ、政府などから参加する、技術移転スキル獲得の必要がある者である。2つ目のグループは、技術移転の重要性と経済的利益とを理解している者で、政府、大学、または企業レベルでの政策立案に影響を与える立場にいる参加者である。プログラムの内容は、技術移転スキルをほとんど、または、全く有さない参加者及び、ある程度の技術移転スキルを有する参加者を対象とする。各国に対して、国ごとにモジュールを特別に設計するアプローチをとる。

オーストラリア信託基金プログラムのこの構成要素では、モジュール制研修プログラムの提供と共に、技術移転ツールボックスの開発につながる研究要素も視野に入れている。このツールボックスは、知的財産政策モデル、秘密保持契約テンプレート、物質移動合意書テンプレート、共同研究合意書テンプレート、これらに付随する指針書など、技術移転及び商業化活動を支援するための定型書式を含むものであり、モジュールが実施される国々において、利用可能とすることを構想している。

優先テーマ C：顧みられない熱帯病への対応

オーストラリア信託基金は、WIPO Re:Search への支援を行うこととする。多くの後発開発途上国に影響を及ぼす、世界的な保健問題への取り組みにおいて、知的財産を効果的に活用するために、WIPO を助力すると共に、国際連合におけるミレニアム開発目標の達成に対する、継続的支援を提供することを目的とする。更に、これに関連して、科学者、特に後発開発途上国の科学者を対象とした技術移転の促進も目的とする。

優先テーマ D：著作権及び隣接権

オーストラリア信託基金は、信頼における媒介機関におけるグローバル・アクセシブル・リソース (Trusted Intermediary Global Accessible Resources : TIGAR) プロジェクトを支援する。TIGAR は、国立図書館と、盲人、視覚障害者及び、その他の印刷物読字障害者のための慈善団体 (信頼における媒介機関) との間における、著作権で保護された書籍の電子ファイルの、アクセス可能なフォーマットでの国際共有促進を目的とするものである。

IP オーストラリアはまた、東南アジア諸国連合 (ASEAN) やアジア太平洋経済協力会議 (APEC) など、アジア太平洋地域における地域の組織とも協力している³⁶⁹。ASEAN との具体的な協力として、AANZFTA 経済協力支援プログラムが挙げられる。同プログラムは ASEAN 事務局内の支援ユニットと 5 年間で 2,500 万豪ドルを投資し、さまざまな経済協力支援活動を提供するもので、オーストラリアは約 2,000 万豪ドルをこれらの活動に提供している。同プログラムの下で提供される知的財産関連の支援は、知的財産の審査官や他の政府高官、裁判官、弁理士、学者、産業界への直接的な研修や、研究訪問、政策協議、そしてセ

³⁶⁹ IP Australia, “Single Economic Market”.

<http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/what-we-do/international-activity/single-economic-market/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

ミナーとして提供されると想定されている³⁷⁰。

更に、IP オーストラリアはカナダ、英国、インド、米国、欧州連合の知的財産関連政府機関とも2国間協定を結んでいる。また、ニュージーランド政府とともに、経済統合市場（the Single Economic Market）の設立にも取り組んでいる³⁷¹。この他、2012年2月には、ARIPOと工業所有権の協力における覚書に署名し、知的財産審査能力を拡張するとともに、研修と質的基準に関連する情報の提供・交換を促進することで合意している³⁷²。

2.6.2 支援活動状況

(1) 支援対象国

IP オーストラリアによる支援活動の対象国を、①調査対象国・地域等及び先進国、②途上国、③調査対象国・地域等及び先進国と途上国の両方の区分で見ると、途上国のみを支援対象とした活動が最も多い（図表 37 参照）。調査対象国・地域等及び先進国と途上国の両方を対象とした支援も過去3年間毎年実施されている一方で、調査対象国・地域等及び先進国のみを対象とした支援活動は2011年に1回実施されたのみとなっている。

支援対象国の多くはオーストラリアが属するアジア・太平洋地域の発展途上国における取り組みだが、2012年からはアフリカ、特に ARIPO 及び南アフリカ共和国との協力を通じて、IP への取り組みを増加させている。また、WIPO、APEC 事務局、APEC 知的財産専門家会合（Intellectual Property Rights Expert Group: APEC IPEG）、東南アジア諸国連合事務局と緊密に連携し、発展途上国や後発開発途上国の知的財産対応能力や知的財産管理制度の構築を支援している³⁷³。

³⁷⁰ WTO, “TECHNICAL COOPERATION ACTIVITIES: INFORMATION FROM MEMBERS”.

<http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=129069> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁷¹ IP Australia, “Single Economic Market”.

<http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/what-we-do/international-activity/single-economic-market/> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

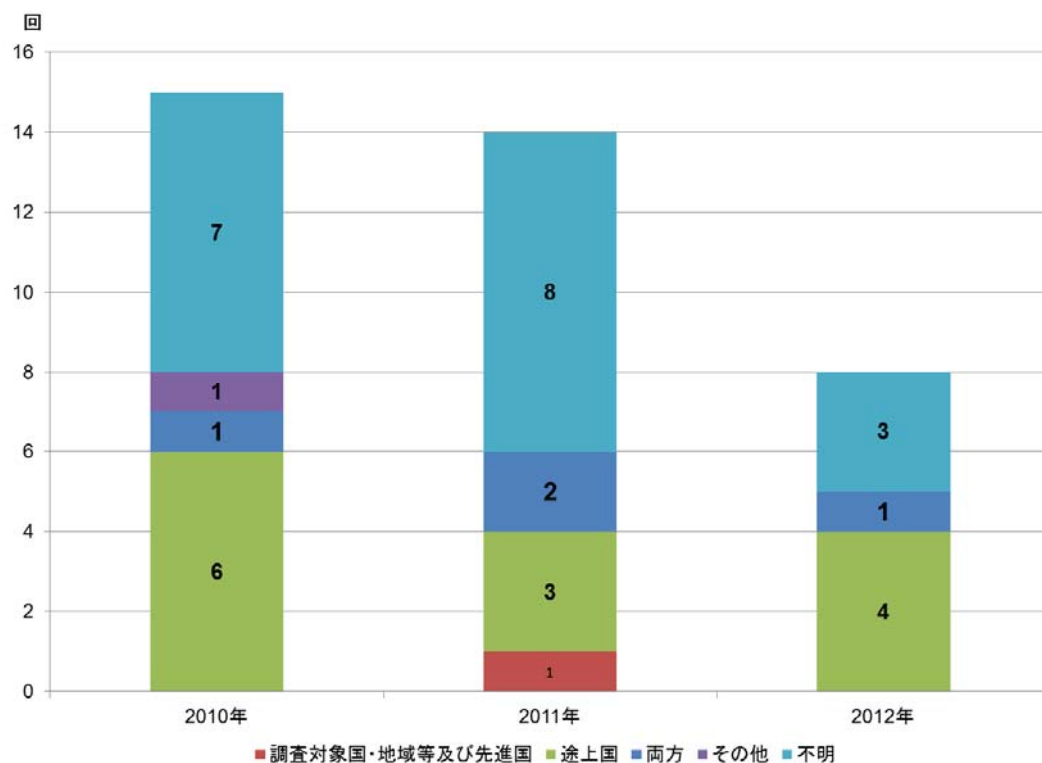
³⁷² WTO, “TECHNICAL COOPERATION ACTIVITIES: INFORMATION FROM MEMBERS”.

<http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=129069> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁷³ WTO, “TECHNICAL COOPERATION ACTIVITIES: INFORMATION FROM MEMBERS”.

<http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=129069> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

図表 37 IP オーストラリアによる支援活動（支援対象国別）



出典： IP オーストラリアからのアンケート回答を基に作成

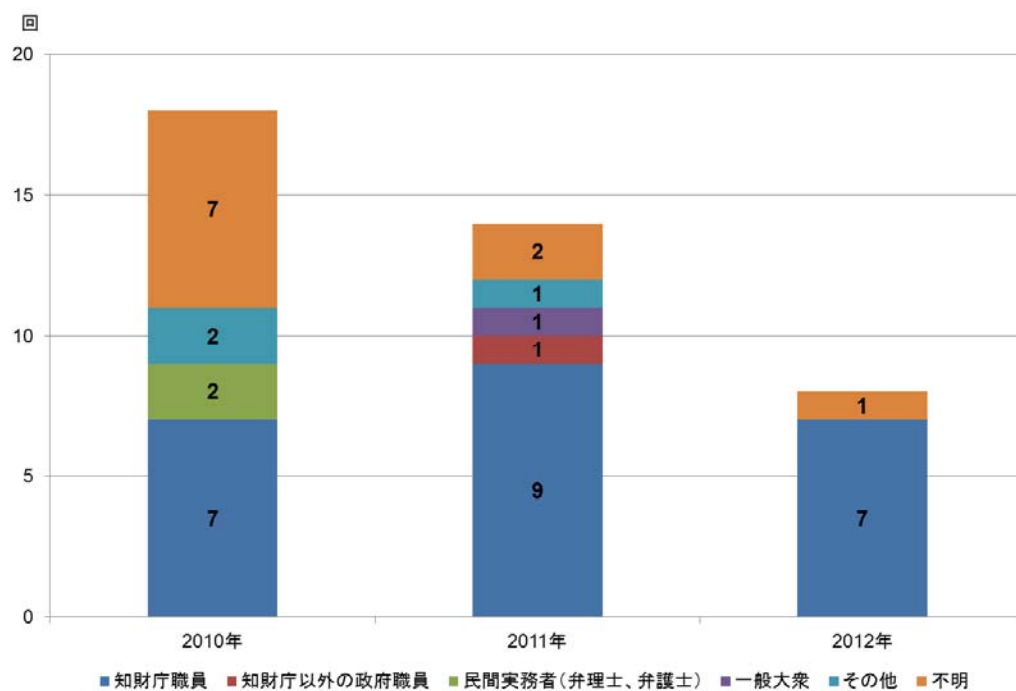
(2) 支援対象分野

IP オーストラリアによる支援対象分野は、商標に関する事務手続きや、知的財産庁の運営などに関するものが多い。また、2011 年と 2012 年には、審査実務支援が 1 回ずつ、2011 年には知的財産に関する啓もう活動が 1 回実施されている³⁷⁴。

支援対象者別では、知的財産庁職員を対象とした活動が最も多い（下図表参照）。

³⁷⁴ IP オーストラリアからのアンケート回答より。

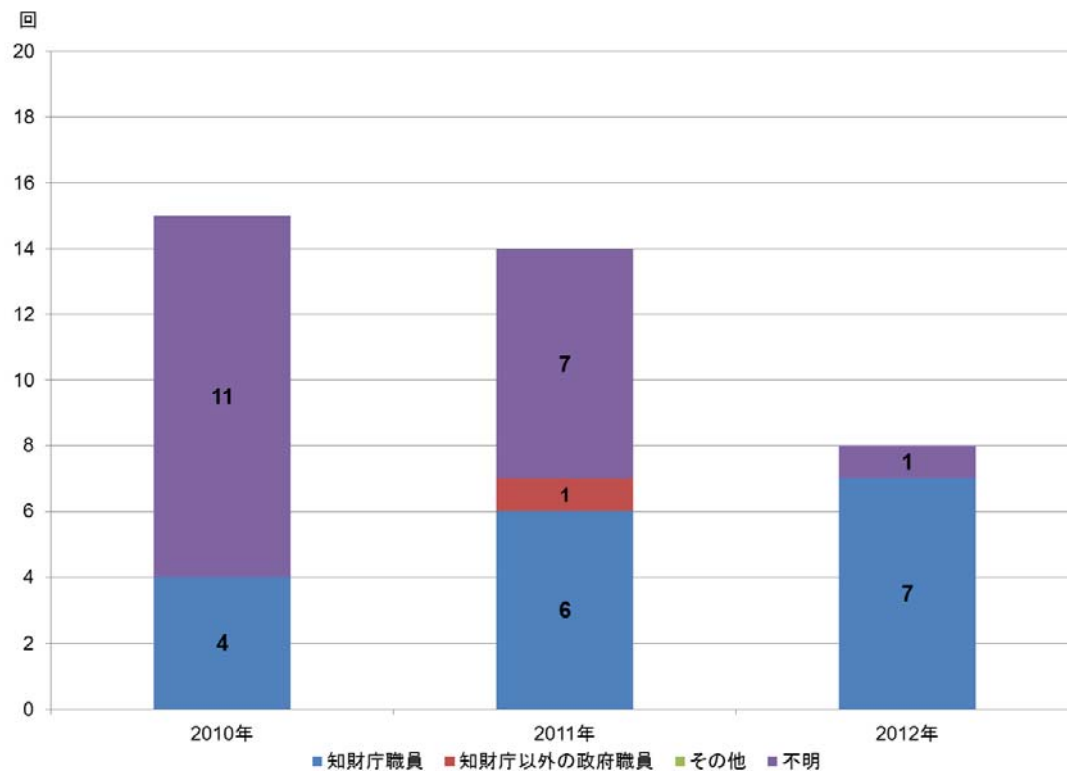
図表 38 IP オーストラリアによる支援活動（支援対象者別）



出典： IP オーストラリアからのアンケート回答を基に作成

支援活動のスピーカー及び研修講師については、支援対象者に対応するように、知的財産庁職員を講師とスピーカーや講師とした活動が多く見られる（下図表参照）。

図表 39 IP オーストラリアによる支援活動（スピーカー・研修講師別）

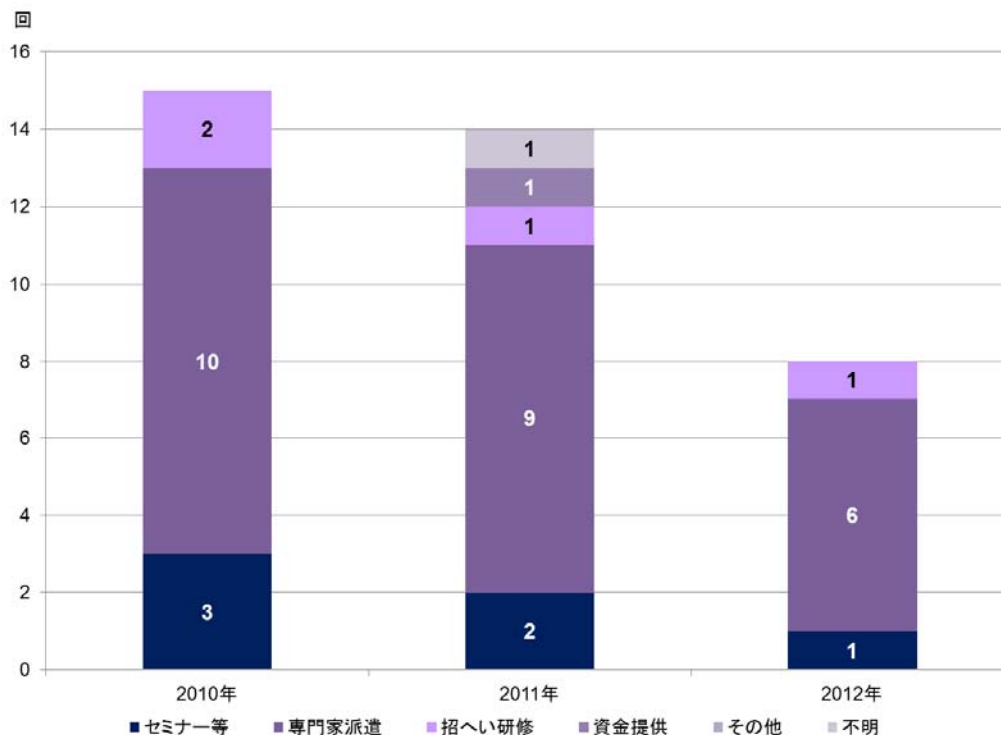


出典： IP オーストラリアからのアンケート回答を基に作成

(3) 支援手法

支援手法については、IP オーストラリアでは専門家派遣を積極的に行っており、2010 年から 2012 年を通じて最も回数が多い（図表 40 参照）。派遣する専門家は、主に IP オーストラリアの職員となっており、派遣先は WIPO の開催するセミナーなど多種多様なテーマのものとなっている。その他には、セミナー等や招へい研修も毎年実施されている。

図表 40 IP オーストラリアによる支援活動（支援手法別）



出典：IP オーストラリアからのアンケート回答を基に作成

<E-Learning>

IP オーストラリアでは現在、開発途上国向けの E-learning は行われていない。しかし、2013 年には、諸外国の知的財産庁を対象とした特許審査向け研修として、従来の対面での研修に加えて、E-Learning 形式の研修も提供することを予定しているという。ただし、この E-Learning については、IP オーストラリア所属の研修官が指導すること以外の具体的な内容は明らかになっていない。なお、この研修プログラムは、ASEAN オーストラリア・ニュージーランド自由貿易地域経済協力支援プログラム（ASEAN Australia New Zealand Free Trade Area Economic Cooperation Support Program: AANZFTA ECSP）の支援に基づいて、IP オーストラリアが現在策定中となっている³⁷⁵。

<セミナー>

支援活動の詳細を見ると、例えば 2012 年 2 月にマレーシアのクアラルンプールで開催された WIPO と IP オーストラリアが共同で主催した、「知的財産教育及び研修」と題するワークショップがある。この会議は、2012 年 2 月 21 日から 24 日まで開催され、以下のトピックに関する講義及びディスカッションが行われている。同ワークショップの最終日には、マレーシア国内取引・協同組合・消費者省（Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism）傘下機関であるマレーシア知的財産公社³⁷⁶（Intellectual Property Corporation of Malaysia : MyIPO）が組織した、マレーシア青年スポーツ省の設立した自動車産業界の人材育成センター IKBN Chembong³⁷⁷における知的財産教育の視察などが実施された³⁷⁸。

³⁷⁵ WTO. “TECHNICAL COOPERATION ACTIVITIES: INFORMATION FROM MEMBERS”.

<http://www.wto.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=129069> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁷⁶ マレーシアの知的財産庁のこと。MyIPO. <http://www.myipo.gov.my/maklumat-korporat> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁷⁷ IKBN CB. “ABOUT IKBN CHEMBONG”.

http://www.ikbn.gov.my/index.php?option=com_content&view=article&id=249&Itemid=214&lang=en

³⁷⁸ WTO. “TECHNICAL COOPERATION ACTIVITIES: INFORMATION FROM MEMBERS”.

日にち	時間	トピック
2月21日	9時～9時45分	知的財産権の教育及び研修：課題と機会
	10時15分～11時30分	知的財産教育及び研修に関するWIPOのプログラムと活動
	11時30分～12時30分	知的財産分野における教育手法・研修・教育：マレーシアのケーススタディ
	14時～15時	知的財産分野における教育手法・研修・教育：各国のケーススタディ
	15時～15時30分	マレーシア知的財産公社（MyIPO）の代表による講演
		WIPOアジア・太平洋課による講演
	16時～17時30分	IP オーストラリア・マーケティング顧客対応部長による講演
2月22日	9時～9時45分	知的財産分野における教育手法・研修・教育：各国のケーススタディ
	9時45分～10時30分	ビジネスリタラシー形成するため知的財産保護及び知的財産研修の重要性 オーストラリアにおける一般向け教育及び啓もうに関するプログラム及びアプローチ
	10時30分～11時45分	知的財産教育と研修：教育における各ステージにおけるイニシアティブ
	11時30分～11時45分	知的財産教育における職業研修：ステージ1（計画）及びステージ2（スコーピング見直し）
	11時45分～12時30分	知的財産教育における職業研修の概観：ステージ3（開発、コンサルテーション、確認）及び確認、ステージ4（奨励）
	12時半～13時	知的財産教育における職業研修の概観：ステージ5（研修員及び修得ガイドブック、確認）及び確認、ステージ4（奨励）
	14時半～16時	教育のための文献資料を各国ごとに設け、教育を提供するにあたり問題点を把握する
2月23日	9時～10時	パネルディスカッション：救済措置
	10時30分～12時30分	イントラアクティブ実践研修：「オンライン知的財産研修パッケージ」
	14時～17時30分	視察：IKBN Chembong の知的財産教育見学（MyIPO によってアレンジ）

出典：IP オーストラリアからのアンケート回答を基に作成

また、IP オーストラリアは2011年2月、WIPO 及び ASEAN との共催により、「商標に関する国際登録に関するマドリッドシステム³⁷⁹（The Madrid System of International Registration of Marks）」に関する地域ワークショップをキャンベラにて開催した。この会議は、2011年2月21日から23日まで開催され、以下のトピックに関する講義及びディスカッションが行われている。マドリッドシステムについて、基本的な法的なフレームワークから、利用者の視点からのメリット、既に参加している各国の特許庁の体験談、そして準拠を検討している政府において必要な対応、マドリッドシステムの仕組み・利点などを説明したものである。セッションの中では、ビデオプレゼンテーションもあり、ユーザーや知的財産庁におけるマドリッドシステムの利点について説明している。また最終日には、IP オーストラリアのマド

<http://www.wtcenter.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=129069> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁷⁹ マドリッドシステムとは、外国での商標保護の確立を支援するための出願システムであると同時に、一括更新を通じて国際的な商標管理を支援する制度である。

http://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/japan_madrid.html

リッド審査実行部を見学している³⁸⁰。

日にち	時間	トピック
2月21日	9時30分～10時30分	マドリッドシステムの法的フレームワーク、基本的な仕組みと最近の動向
	11時～12時30分	国際申請を行う際の基本的な概念 * 申請手続き * オンライン国際申請及びその他のオンラインサービス
	13時30分～15時	国際商標手続き * 原産国事務所（Office of Origin）と指定事務所（Designated Office）としての知的財産事務所の役割
	15時30分～17時	国際商標手続き（継続） * 原産国事務所（Office of Origin）と指定事務所（Designated Office）に関するこれまでの経験
2月22日	9時～10時	ステークホルダーにとってマドリッドシステムの利点及びメリット
		オーストラリアにおける一般向け教育及び啓もうに関するプログラム及びアプローチ
	10時30分～12時30分	各国のマドリッドシステム利用をめぐる経験：課題、機会とメリット
	13時30分～15時30分	利用者の観点：商標の所有者及び企業によるマドリッドシステム利用をめぐる体験： ビデオプレゼンテーション「マドリッドシステムを使って～利用者の視点から」
2月23日	16時～17時30分	WIPO による国際商標登録に関する情報提供及び支援サービス
	9時～10時	マドリッドプロトコルに参画するにあたり政府及び特許庁が取らなければならない措置（1）
	11時～12時30分	マドリッドプロトコルに参画するにあたり政府及び特許庁が取らなければならない措置（2）
	14時半～17時	IP オーストラリアのマドリッド審査実行部を見学

出典：IP オーストラリアからのアンケート回答を基に作成

上記の「商標に関する国際登録に関するマドリッドシステム」に関する地域ワークショップに続き、IP オーストラリアは、WIPO 及び ASEAN と共同で、マドリッドシステムに関するワークショップをキャンベラで実施している。これは、「ASEAN 諸国におけるマドリッドシステムの実践的導入（The Madrid Protocol for the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN): Practical Implementation）」をテーマに、2011年2月24日及び25日の2日間にわたって開催されたもので、マドリッドシステムを導入するための取るべき対応策やインフラ整備など、実質的な内容が中心となっている。また、IT ツールや料金体系、WIPO による各国の知的財産庁職員への研修など、実践的なテーマを議論し、次なるステップに向けて具体的なアクションが提案された³⁸¹。

日にち	時間	トピック
2月24日	10時～12時	マドリッドシステムに関連した情報技術（IT）システムインフラストラクチャ
	12時～13時	マドリッドシステムの管理及び料金体系
	15時～16時30分	マドリッドシステム普及のための啓もう活動及びステ

³⁸⁰ IP オーストラリアからのアンケート回答にて提供された会議アジェンダに基づく。

³⁸¹ IP オーストラリアからのアンケート回答にて提供された会議アジェンダに基づく。

日にち	時間	トピック
2月25日		ークホルダーへのコンサルテーション
		グループディスカッション：マドリッドシステム導入にあたり、各特許庁は WIPO に対してどのような支援を求めることが期待されるか
	9時15分～10時30分	前日のツールの復習 グループディスカッション：ワークショップの結果と、マドリッドシステム導入に向けて ASEAN 諸国が取れば望ましいと考えられる措置に関する提言（1）
	11時～12時30分	グループディスカッション：ワークショップの結果と、マドリッドシステム導入に向けて ASEAN 諸国が取れば望ましいと考えられる措置に関する提言（2）
	13時30分～15時	グループディスカッション：ワークショップの結果と、マドリッドシステム導入に向けて ASEAN 諸国が取れば望ましいと考えられる措置に関する提言（3）
	15時30分～16時	マドリッドシステム参加のための次なるステップ

出典：IP オーストラリアからのアンケート回答を基に作成

（4） 支援実績

＜実施回数＞

IP オーストラリアは、2010年に15件、2011年に14件、2012年に8件の支援活動を実施している。うち、セミナー等、専門家派遣、招へい研修の実施数は以下の通りとなる。

支援手法	2012年	2011年	2010年
セミナー等	1	2	3
専門家派遣	6	9	10
招へい研修	1	1	2

＜年間予算額＞

2011年度のIP オーストラリア予算のうち、支援活動への資金となっていると思われる「啓もう・教育・国際プログラム（Awareness, Education and International Engagement programs）」向けの予算は、773万豪ドルとなっている³⁸²。また、同プログラムの過去数年の予算額は2008年が790万豪ドル、2009年が980万豪ドル、2010年が840万豪ドル³⁸³と2009年以降若干ながら減少傾向にある。

なお、IP オーストラリアの2011-2012会計年度における予算は2億3840万豪ドルとなっている³⁸⁴。

＜参加人数＞

参加人数が明らかになったIP オーストラリアによる支援活動のうち、2012年の参加人数は53人以上、過去3年間では合計631人以上となっている（支援活動ごとの参加人数は2.3.7を参照）。

³⁸² IP Australia. “2011-2012 Annual Report”.

<http://www.innovation.gov.au/AboutUs/CorporatePublications/AnnualReports/Documents/11-12AnnualReport/PartBIPAustralia.pdf> [最終アクセス日 2013年2月27日]

³⁸³ IP Australia. “2008-2009 Annual Report”.

http://www.innovation.gov.au/AboutUs/CorporatePublications/AnnualReports/Documents/0809AnnualReport/resources/pdf/DIISR_AR_2009.pdf

³⁸⁴ 各種資料より（資料の詳細は「支援活動詳細」を参照）。

＜開催場所＞

IP オーストラリアによる支援活動は世界各地で開催されているが、特にオーストラリアで行うことが多い（各支援活動の開催場所は 2.3.7 を参照）。

(5) レシピエントに対する支援後のフォローアップの手法

IP オーストラリアでは、支援活動参加者に対して、筆記式の評価シートや非公式のフィードバックといった手法でフォローアップしている³⁸⁵。

2.6.3 産業界の関与のあり方

IP オーストラリアは、技術支援を提供するにあたり、適宜、産業界からの意見を組み入れている。特定のテーマ、業界、状況に応じて、IP オーストラリアが適切だと考える民間企業の代表者やコンサルタントなどを起用し、技術支援を実施している。また、状況に応じて、技術支援を実際に提供している組織に対し、民間人を推薦する場合もある。産業界の意見を吸い上げるための公式なメカニズムはなく、非公式な形での関与となっている³⁸⁶。

2.6.4 今後の支援活動予定

IP オーストラリアでは、今後、支援予算を変更する計画はなく、オーストラリアによる国際戦略に基づき、どの国にどのような支援を提供していくかをケースバイケースで決める予定となっている³⁸⁷。

また IP オーストラリアは、現在、アジア・太平洋諸国への特許研修プログラムに関する計画を策定中である。ASEAN オーストラリア・ニュージーランド自由貿易地域経済協力支援プログラム（ASEAN Australia New Zealand Free Trade Area Economic Cooperation Support Program: AANZFTA ECSP）の一環として提供されるもので、アジア・太平洋諸国における特許審査官への研修を提供することで、特許審査基準を引き上げることを目指している。このプログラムでは、対面での研修のみならず、IP オーストラリアの専門研修員による遠隔指導なども含まれる予定であり、マレーシア、インドネシア、フィリピンの特許庁が他に先駆けてこのプログラムに参加し、2013 年から 2 年間にわたり指導を受けることになっている。このプログラムの予算は、AANZFTA ECSP と IP オーストラリアの両方から提供されている³⁸⁸。

また、WIPO の資金を受けて、南アフリカ及び ARIPO も、同様の特許審査研修に参加する予定である³⁸⁹。2012 年 2 月、IP オーストラリアと ARIPO は、IP 分野での協力を進めていくことで合意した。この合意書では、IP 研修の提供及び特許の質に関する情報提供などで連携を深め、アフリカ諸国の IP 審査キャパシティを構築するために協力していくことが決められている³⁹⁰。

2.6.5 支援活動に関する評価

³⁸⁵ IP オーストラリアによるアンケート回答より。

³⁸⁶ IP オーストラリアによるアンケート回答より。

³⁸⁷ IP オーストラリアによるアンケート回答より。

³⁸⁸ WTO, “TECHNICAL COOPERATION ACTIVITIES: INFORMATION FROM MEMBERS”.

<http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=129069> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁸⁹ WTO, “TECHNICAL COOPERATION ACTIVITIES: INFORMATION FROM MEMBERS”.

<http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=129069> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁹⁰ WTO, “TECHNICAL COOPERATION ACTIVITIES: INFORMATION FROM MEMBERS”.

<http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=129069> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

評価に関しては、技術支援の内容や種類によってケースバイケースで行われる³⁹¹。

2.6.6 開発途上国のニーズへの対応

開発途上国のニーズについては、関係機関から要望を聞く形で対応している。援助を受ける国からのフィードバックと、これまで経験や情報蓄積などに基づき、その国ごとに技術支援内容を調整している³⁹²。

2.6.7 参考：支援活動詳細

次ページ参照。

³⁹¹ IP オーストラリアによるアンケート回答より。具体的な評価内容、過去の実施状況、実施機関に関する情報は提供されなかった。

³⁹² IP オーストラリアによるアンケート回答より。

各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究

活動名	活動日時	支援分野	支援手法	参加人数	支援対象者	講師/スピーカー	開催場所	備考
知的財産教育・研修に関するワークショップ		その他	セミナー等	33	知的財産庁職員	知的財産庁職員		IP オーストラリアは WIPO と共に、2012 年 2 月にマレーシアで IP 教育研修についての 4 日間ワークショップを ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定 (AANZFTA) の経済協力支援プログラムからの支援を受け、開催した。このワークショップは ASEAN 地域とニュージーランドから 33 の参加者を集めた。これはそれぞれの国にとって、中堅企業 (SMEs) を対象にした IP 研修製品パッケージを開発、導入、管理する助けとなるようデザインされ、職業教育研修学校 (専門学校や技術専門学校など) によって提供された。次の 2 つがその目標とされた。 ①参加者に IP オーストラリアの職業教育研修パッケージを通じた実務経験を提供し、IP 研修開発の経験を共有すること ②同じ地域における他の IP 省庁と IP 研修製品を共有する機会を論議すること
商標分野に関する研修受け入れ		その他	招へい研修		知的財産庁職員	知的財産庁職員		商標ヒアリング研修。OJT あり

活動名	活動日時	支援分野	支援手法	参加人数	支援対象者	講師/スピーカー	開催場所	備考
オーストラリア政府職員によるワークショップ及びセミナーでのプレゼンテーション (WIPO 地域ワークショップ：知的財産一般向け教育及び啓もうキャンペーン)	2011 年 10 月	知財に関する啓蒙活動	専門家派遣		知的財産庁職員		シンガポール	派遣先での活動は講義
オーストラリア政府職員によるワークショップ及びセミナーでのプレゼンテーション(商標実務管理に関する国際セミナー)	2011 年 10 月	その他	専門家派遣			知的財産庁職員	台湾	派遣先での活動は講義
商標審査に関する研修 (WIPO 専門家ミッション)	2012 年 7 月	その他	専門家派遣		知的財産庁職員	知的財産庁職員		派遣先での活動は助言の提供
特許審査官研修 (職員・専門家の派遣)		審査実務支援	専門家派遣	20	知的財産庁職員	知的財産庁職員		派遣先での活動は研修
オーストラリア政府職員によるワークショップ及びセミナーでのプレゼンテーション (WIPO のマドリッドシステムに関するセミナー)	2011 年 10 月	その他	専門家派遣		知的財産庁職員	知的財産庁職員		派遣先での活動は講義
オーストラリア政府職員によるワークショップ及びセミナーでのプレゼンテーション (WIPO 結果重視知的財産アクションの構築及び実施に関する小地域セミナー)	2011 年 7 月	その他	専門家派遣		知的財産庁職員	知的財産庁職員	インドネシア	派遣先での活動は講義
マドリッド・プロトコールに関する上級研修ワークショップ		その他	セミナー等		知的財産庁職員	知的財産庁職員	豪州	
マドリッド・プロトコールに関する上級研修ワークショップ		その他	セミナー等		知的財産庁職員	知的財産庁職員	豪州	

各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究

活動名	活動日時	支援分野	支援手法	参加人数	支援対象者	講師/スピーカー	開催場所	備考
商標審査研修		その他	招へい研修	2	知的財産庁職員	知的財産庁職員	台湾	IP オーストラリアは、台湾特許庁商標審査官に対し、審査及びサーチ業務に関して1週間の研修を提供した。企業見学や視察はなし
クイーンズ大学における技術・WIPO 知的財産法修士課程コース		その他	資金提供		一般大衆、その他			企業見学や視察はなし。OJT あり
ワークショップ・セミナー（異なる管轄区域における特許審査の比較に関する中国知的財産シンポジウム）でのオーストラリア政府職員によるプレゼンテーション	2011 年 6 月	不明	専門家派遣			知的財産庁職員		派遣先での活動は講義
ワークショップ・セミナー（地理的示唆の保護に関するWIPO/インドネシア国際フォーラム）でのオーストラリア政府職員によるプレゼンテーション	2011 年 4 月	その他	専門家派遣	約 250	知的財産庁職員			派遣先での活動は講義
オーストラリア職員によるプレゼンテーション（APEC 知的財産専門家グループ＝IPEG ミーティング）IP オーストラリアによる”ドリーム・イニシアティブ”（原住民族及び Torres 海峡島民たちへのデザイン、ブランド、発明に関するガイド）	2011 年 3 月	その他	専門家派遣		知的財産庁職員	知的財産庁職員	米国	派遣先での活動は講義

活動名	活動日時	支援分野	支援手法	参加人数	支援対象者	講師/スピーカー	開催場所	備考
オーストラリア政府職員によるプレゼンテーション ASEAN オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定知的財産関連犯罪会議 この会議はオーストラリア連邦警察によって企画・実施されたものであり、IP オーストラリアは参加していない。	2011 年 2 月	不明	専門家派遣			知的財産庁以外の政府職員		派遣先での活動は講義
WIPO 知的財産管理セミナーにおいてオーストラリア職員によるプレゼンテーション	2011 年 1 月	その他	専門家派遣		知的財産庁職員			派遣先での活動は講義
国際著作権フォーラムにてオーストラリア政府職員によるプレゼンテーション。IP オーストラリアは参加しなかった。	2010 年 11 月	不明	専門家派遣		知的財産庁以外の政府職員			派遣先での活動は講義
WIPO-ASEAN 小地域フォーラム「特許審査での効果的な協力体制を通してイノベーションを促進」でのオーストラリア政府職員によるプレゼンテーション	2010 年 10 月	その他	8 : 不明		知的財産庁職員			派遣先での活動は講義
日本政府による仙台での「IP を通してのイノベーション」APEC セミナーにおいて「IP 商用化」と題するセッションにおいて IP オーストラリアが司会を務める。	2010 年 9 月	その他	専門家派遣	132	知的財産庁職員			

各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究

活動名	活動日時	支援分野	支援手法	参加人数	支援対象者	講師/スピーカー	開催場所	備考
東アジア植物保護フォーラムにおけるオーストラリア政府職員によるプレゼンテーション	2010年8月	その他	専門家派遣		知的財産庁職員			派遣先での活動は講義
WIPO-IPOS 政策ダイアログ「商標に関する最近議論される論点」でオーストラリア政府職員のプレゼンテーション	2010年7月	その他	専門家派遣		知的財産庁職員	知的財産庁職員		派遣先での活動は講義
オーストラリア・リーダーシップ賞フェローシップ	2010年	その他	招へい研修	5	知的財産庁職員			OJT あり
知的財産制度の施行及び知的財産庁マネジメント	2010年	その他	招へい研修	13	知的財産庁職員			OJT なし
商標審査研修ワークショップ	2010年	その他	セミナー等	34	知的財産庁職員	知的財産庁職員		
植物育成権に関する研修ワークショップ	2010年	その他	セミナー等		知的財産庁職員、実務関係者、その他	知的財産庁職員	オーストラリア	
植物育成権に関する研修ワークショップ	2010年	その他	セミナー等		知的財産庁職員、実務関係者、その他	知的財産庁職員	オーストラリア	
公共セクタにおける植物多様性保護に関するワークショップ及びセミナー	2010年4月	不明	専門家派遣					派遣先での活動は講義
イノベーションを促進するために必要なグローバル知的財産情報インフラの WIPO 高官レベルフォーラム	2010年3月	その他	専門家派遣		知的財産庁職員			派遣先での活動は講義

各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究

活動名	活動日時	支援分野	支援手法	参加人数	支援対象者	講師/スピーカー	開催場所	備考
WIPO 著作権に関する国家セミナーにおけるオーストラリア政府職員によるプレゼンテーション	2009 年 12 月	不明	専門家派遣					派遣先での活動は講義
APEC セミナー「融合する世界における侵害、規制、執行」でのオーストラリア政府職員によるプレゼンテーション。IP オーストラリアではなく、司法省が本セミナーに参加。	2009 年 12 月 14-15 日	不明	専門家派遣				インドネシア	派遣先での活動は講義
WIPO アジア・太平洋シンポジウム：地理的指標及び農村地域経済開発へのインパクトにおけるオーストラリア政府職員によるプレゼンテーション	2009 年 11 月	不明	専門家派遣					派遣先での活動は講義
WIPO 地域シンポジウム「知的財産管理、知的資産及び知的財産」でのオーストラリア政府職員によるプレゼンテーション	2009 年 10 月	その他	専門家派遣					派遣先での活動は講義
APEC IPEG セミナー「ジェネリックな資源及び伝統的なノレッジを保護し、適切なアクセスを推進す目の政策形成のための洞察及び意識の向上」においてオーストラリア政府は、先住民をめぐる課題と対応について 2007 年から情報提供を行っている。	2009 年 8 月	その他	専門家派遣		知的財産 庁職員			派遣先での活動は講義

各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究

活動名	活動日時	支援分野	支援手法	参加人数	支援対象者	講師/スピーカー	開催場所	備考
植物多様性保護に関するシンポジウムにおいてオーストラリア政府職員によるプレゼンテーション	2009年8月	その他	専門家派遣					派遣先での活動は講義
Testing ハーモナイゼーションのテストガイドラインおよびDUS1テストをめぐる協力のためのワークショップにてオーストラリア政府職員によるプレゼンテーション	2009年8月	その他	専門家派遣	約60				派遣先での活動は講義
APEC IP i-Facilitator 研修コース。韓国 Daejeon にて開催。KIPO 及び韓国発明振興協会によるコース企画・実施。オーストラリア政府職員が、AusPat や実践例などを紹介する講義を行った。	2009年8月24日から28日	その他	専門家派遣	約42		知的財産庁職員	韓国	派遣先での活動は講義

出典：IP オーストラリアからのアンケート回答を基に作成

2.7 仏国

本節では、フランス産業財産権庁（Institut national de la propriété industrielle: INPI）による人材育成支援活動について紹介する。

2.7.1 支援機関概要

<機関概要>

INPI は 1951 年に設立されており³⁹³、特許、商標、意匠の付与や、産業財産に関する情報提供を目的に、産業財産や模倣品防止に関する公共政策の策定・実施に積極的に取り組んでいる。具体的な活動としては、知的財産に関する啓もう活動や研修の提供や、知的財産に関する情報提供（法律・技術書類のデータベース）などが挙げられる³⁹⁴。INPI の職員数は、本拠地のパリと 23 の地方事務局合わせて 742 人である³⁹⁵。

<他の機関との関係>

INPI は、1978 年より、ストラスブール大学国際産業財産研究所（Centre for International Intellectual Property Studies: CEIPI）及び WIPO と提携し、WIPO-CEIPI-INPI 共同知的財産の法律・行政・経済的側面に関する上級研修コース（WIPO/CEIPI-INPI Advanced Training Course on the Legal, Administrative and Economic Aspects of Intellectual Property）を提供している³⁹⁶。同コースの目的は、途上国の知的財産庁職員に対して、知的財産権が開発にもたらす影響についての意識を向上させることとなっている。同コースは CEIPI のスタッフが中心となって運営しており、助教授がコースの指導、研究助手がコースの調整、イベントマネージャがコースの組織をそれぞれ担当している³⁹⁷。

また、INPI は WIPO を通じて様々なワークショップやセミナーを主催している。例えば、アフリカの司法関係者向けの地域セミナーや、市場販売認可の取得手続きに関するブラジルの製菓会社との会合などを実施した実績がある。更に INPI は、EPO 及び OHIM の理事会メンバーでもあり、欧州連合の欧州理事会やその他の国際組織が結成するワーキンググループにも参画している³⁹⁸。INPI は、国際組織が実施する模倣品対策に関するプログラムに参加しており、特に途上国での知的財産の保護強化に積極的に取り組んでいる³⁹⁹。

2.7.2 支援活動状況

³⁹³ CNCPI. “INPI (Institut National de la Propriété Industrielle)”.

<http://www.cncpi.fr/LEX--lexique-I-INPI-abecedaire-propriete-industrielle.htm>

[最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁹⁴ INPI. “Nos missions” <http://www.inpi.fr/fr/l-inpi/qui-sommes-nous/nos-missions.html>

[最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁹⁵ INPI. “L'INPI en chiffres”. <http://www.inpi.fr/fr/l-inpi/qui-sommes-nous/l-inpi-en-chiffres.html>

[最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

なお INPI 組織図については、文献調査及びアンケート調査を実施したが、該当する文献情報は公開されておらず、アンケート調査で回答を得られなかったため、該当する情報を収集することは出来なかった。

³⁹⁶ CEIPI. “WIPO/INPI/CEIPI Course on Legal, Administrative and Economic Aspects of Intellectual Property”

<http://www.ceipi.edu/index.php?id=9851&L=2>

[最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁹⁷ CEIPI. “WIPO/CEIPI/INPI ADVANCED TRAINING COURSE ON THE LEGAL, ADMINISTRATIVE AND ECONOMIC ASPECTS OF INTELLECTUAL PROPERTY”

http://www.ceipi.edu/fileadmin/upload/DUN/CEIPI/Documents/Brochures/WIPO-CEIPI_Advanced_Training_Course_program_sept_2012.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁹⁸ INPI. “RAPPORT ANNUEL” http://www.inpi.fr/fileadmin/HTML5/data/Rapport_annuel_INPI_2011.pdf

[最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

³⁹⁹ INPI. “L'INPI, acteur majeur de la lutte anti-contrefaçon”

<http://www.inpi.fr/fr/connaitre-la-pi/lutte-anti-contrefacon/l-inpi-acteur-majeur-de-la-lutte-anti-contrefacon.html> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

(1) 支援対象国

INPI による支援活動の対象国を、①調査対象国・地域等及び先進国、②途上国、③調査対象国・地域等及び先進国と途上国の両方の区分で見ると、途上国への支援がその多くを占めているが、調査対象国・地域等及び先進国を対象とした活動も多くなっている(下図表参照)。その内訳は、殆どが中国と韓国を対象としたもので、中国を対象とした活動が3年間で13件、韓国を対象とした活動が1件となっている。また、韓国と途上国の双方を対象とした活動も2011年に2件確認されており、これらは、韓国を除くと、カンボジア、レバノン、モロッコ、クロアチア、南アフリカ共和国など世界各地の複数の途上国が対象となっている。

図表 41 INPI による支援活動（支援対象国別）



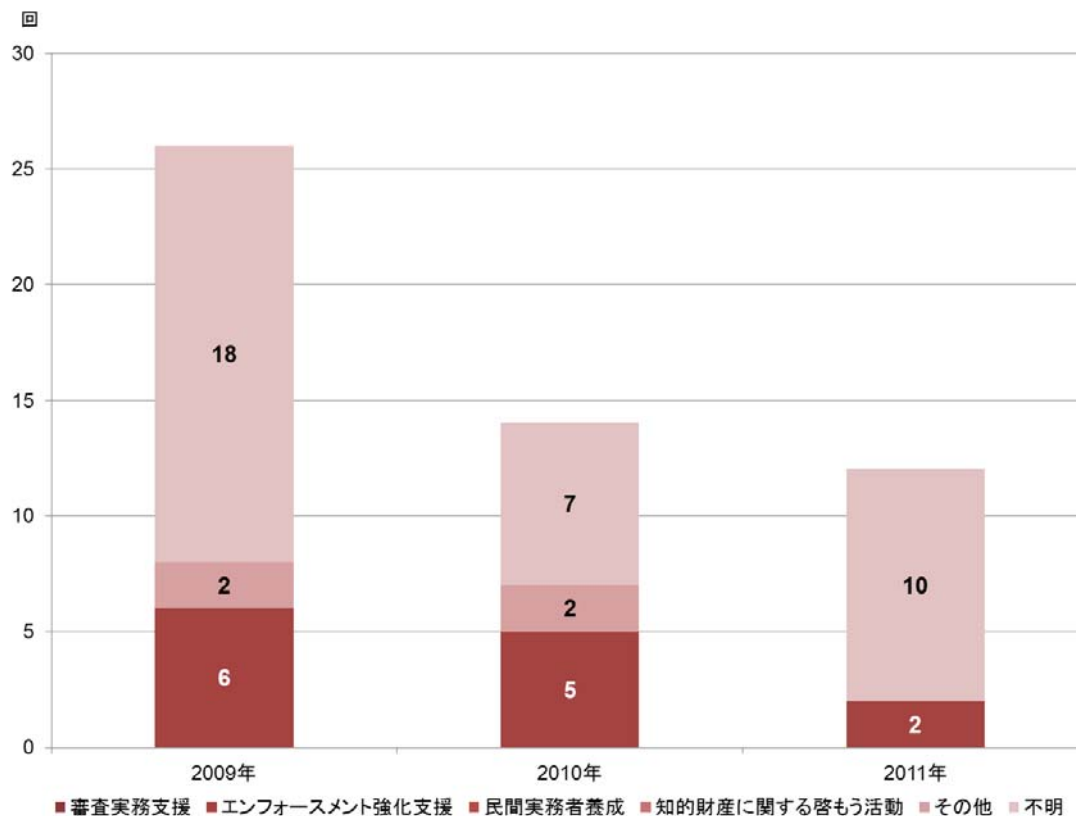
出典：EU による WTO 関連資料⁴⁰⁰を基に作成

(2) 支援対象分野

支援対象分野が明らかとなった活動に関しては、エンフォースメント強化支援が2009年に6件、2010年に5件、2011年に2件とあり、エンフォースメント強化に注力してことがうかがえる(下図表参照)。また、「その他」として、技術移転、イノベーション、情報化といった支援分野の活動も特定されている。

⁴⁰⁰ European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/560/Add.7) <http://www.wtoctr.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=123530> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]
 European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/550/Add.7) <http://www.wtoctr.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=117682> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]
 European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/539/Add.7) <http://www.wtoctr.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=107934> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

図表 42 INPI による支援活動（支援分野別）

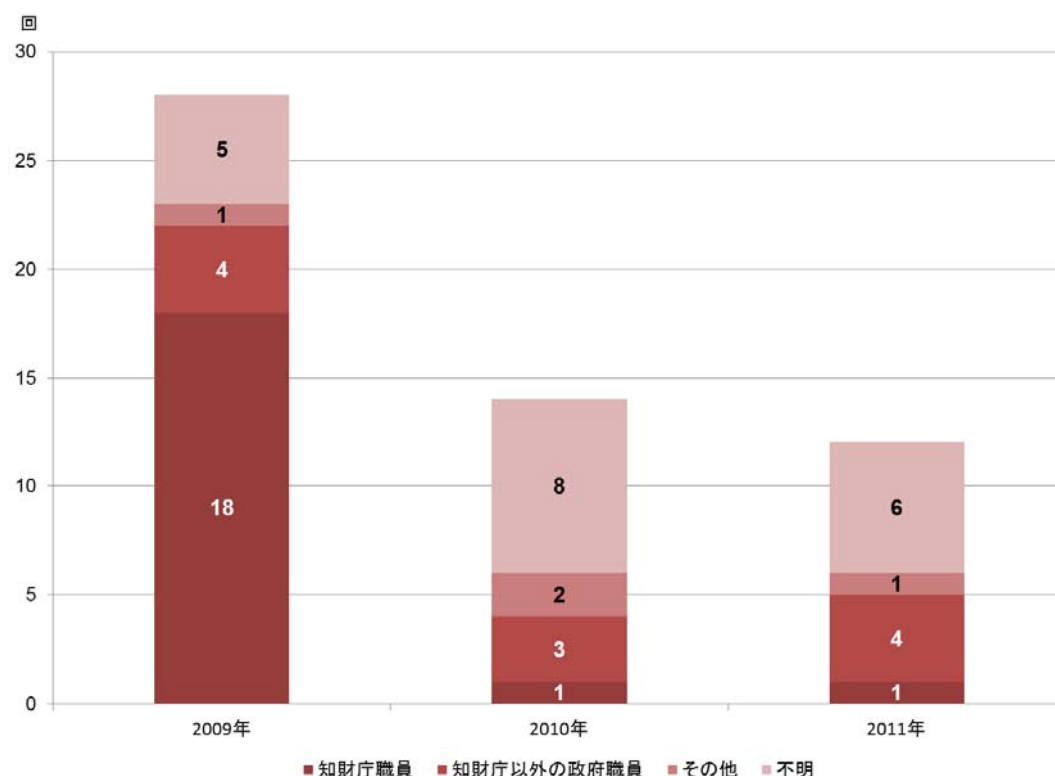


出典：EU による WTO 関連資料⁴⁰¹を基に作成

支援対象者が判明した支援活動では、知的財産庁職員と知的財産庁以外の政府職員、もしくは知的財産庁所属か特定できない政府職員が対象となっており、政府関係者の支援が中心であることがわかる。

⁴⁰¹ European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/560/Add.7) <http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=123530> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]
 European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/550/Add.7) <http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=117682> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]
 European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/539/Add.7) <http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=107934> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

図表 43 INPI による支援活動（支援対象者別）



出典：EU による WTO 関連資料⁴⁰²を基に作成

(3) 支援手法

支援手法については、招へい研修が最も多く（下図表参照）、海外知的財産庁職員をフランスの大学に招待するという手法が多くとられている。他にも、中国の政府関係者をフランスに招へいするエンフォースメント強化支援活動なども実施している。また、セミナー等も多く実施しているが、こちらも支援分野はエンフォースメント強化支援のものが多い。活動の具体例としては、2011 年 7 月には、カンボジア警察模倣品対策担当者をフランスに招待した招へい研修、2010 年 5 月には、アブダビ税関職員を対象とした、模倣品対策セミナーを実施するなど、模倣品対策に向け積極的に取り組んでいる。

⁴⁰² European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/560/Add.7) <http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=123530> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]
 European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/550/Add.7) <http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=117682> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]
 European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/539/Add.7) <http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=107934> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

図表 44 INPI による支援活動（支援手法別）



出典：EU による WTO 関連資料⁴⁰³を基に作成

<セミナー>

WIPO-CEIPI-INPI 共同知的財産の法律・行政・経済的側面に関する上級研修コースでは、2012 年 6 月 25 日から 7 月 6 日にわたり、セミナーを開催している。セミナーのアジェンダは以下の通りである。

日にち	時間	トピック
6 月 25 日	10 時 30 分～12 時 30 分	特許法とその欧州の開発への貢献：法律的観点
	13 時 30 分～15 時 30 分	自由貿易協定における知的財産エンフォースメント条項とその開発との関係
	15 時 45 分～17 時 45 分	欧州における知的財産エンフォースメント
6 月 26 日	10 時～12 時	INPI によるプレゼンテーション
	14 時～16 時	開発における著作権の共同管理のポテンシャル：経済的観点
6 月 27 日	9 時～11 時	知的財産、農業、世界の食料安全保障
	11 時 45 分～14 時 15 分	コミュニティ商標（欧州共同体商標意匠庁：OHIM）
	15 時 30 分～17 時 30 分	知的財産と人権：開発とのかかわり
6 月 28 日	9 時～12 時 15 分	知的財産とイノベーションの奨励
	13 時 30 分～15 時 30 分	医薬品の製造・供給のためのローカルキャパシティ開発における知的財産の役割
	15 時 45 分～17 時 30 分	知的財産、気候変動、グリーン技術へのアクセス

⁴⁰³ European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/560/Add.7) <http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=123530> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]
 European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/550/Add.7) <http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=117682> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]
 European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/539/Add.7) <http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=107934> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

日にち	時間	トピック
6月29日	9時～11時15分	薬剤イノベーション、公衆衛生、知的財産法
	13時～15時30分	開発におけるエンフォースメント問題
7月2日	9時～12時	知的財産と持続性のある開発
	15時～17時	国際知的財産法と開発における柔軟性の利用
7月3日	9時～11時	著作権と知識へのアクセス：デジタル化と権利の所在が不明な著作物（orphan works）に関するトラブルの課題
	11時45分～13時30分	開発のための意匠権の重要性に対する理解
	15時～17時	伝統知識、医薬の発見、特許の付与
7月4日	9時～11時	自由貿易協定におけるエンフォースメントの知的財産条項の起草に関するワークショップ
7月5日	9時～12時	TRIPS 協定のエンフォースメント規則、紛争解決、開発
	13時15分～15時15分	商標法：EU 及び国際条約
	15時30分～17時30分	開発戦略における商標やブランドの使い方
7月6日	9時～11時	著作権法に関する最新動向：国際的及び国内の観点
	11時15分～12時30分	海賊版対策条約（ACTA）と知的財産エンフォースメントに関する国際規則

出典：CEIPI⁴⁰⁴

(4) 支援実績

<実施回数>

INPI は、2009 年に 26 件、2010 年に 14 件、2011 年に 12 件の支援活動を実施している。うち、セミナー等と招へい研修の実施数は以下の通りとなる。

支援手法	2011 年	2010 年	2009 年
セミナー等	4	7	6
招へい研修	7	4	17

<年間予算額>

文献調査及びアンケート調査を実施したが、該当する文献情報は公開されておらず、アンケート調査で回答を得られなかったため、該当する情報を収集することは出来なかった。

<参加人数>

参加人数が明らかとなった INPI の支援活動のうち、2011 年の参加人数は 4 人以上、2009 年から 2011 年までの 3 年間では 36 人以上となっている（支援活動ごとの参加人数は 2.3.7 を参照）。

<開催場所>

開催場所はフランスが多いが、中国、ベトナム、ロシア、モロッコなど海外の一部地域でもセミナーなどを主催している（各支援活動の開催場所は 2.3.7 を参照）。

(4) レシピエントに対する支援後のフォローアップの手法

文献調査及びアンケート調査を実施したが、該当する文献情報は公開されておらず、アンケ

⁴⁰⁴ CEIPI.” WIPO/CEIPI/INPI ADVANCED TRAINING COURSE ON THE LEGAL, ADMINISTRATIVE AND ECONOMIC ASPECTS OF INTELLECTUAL PROPERTY”
http://www.ceipi.edu/fileadmin/upload/DUN/CEIPI/Documents/Brochures/WIPO-CEIPI_Advanced_Training_Course_program_sept_2012.pdf [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

ート調査で回答を得られなかったため、該当する情報を収集することは出来なかった。

2.7.3 産業界の関与のあり方

INPI では、産業界との協議の基、偽造対策の必要な国に対して、教育、研修、協力体制といった支援を提供している⁴⁰⁵。

2.7.4 今後の支援活動予定

文献調査及びアンケート調査を実施したが、該当する文献情報は公開されておらず、アンケート調査で回答を得られなかったため、該当する情報を収集することは出来なかった。

2.7.5 支援活動に関する評価

文献調査及びアンケート調査を実施したが、該当する文献情報は公開されておらず、アンケート調査で回答を得られなかったため、該当する情報を収集することは出来なかった。

2.7.6 開発途上国のニーズへの対応

文献調査及びアンケート調査を実施したが、該当する文献情報は公開されておらず、アンケート調査で回答を得られなかったため、該当する情報を収集することは出来なかった。

2.7.7 参考：支援活動詳細

次ページ参照。

⁴⁰⁵ INPI, “L'INPI, acteur majeur de la lutte anti-contrefaçon”
<http://www.inpi.fr/fr/connaitre-la-pi/lutte-anti-contrefacon/l-inpi-acteur-majeur-de-la-lutte-anti-contrefacon.html> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

動名	年	日	支援対象国	開催場所	支援手法	支援分野	支援対象者	参加人数	備考
模倣品・侵害対策のための国際セミナー	2011	2/2	全世界	フランス	セミナー等	エンフォースメント強化支援	不明		
WIPO 共催による産業権に関するセミナー	2011	6/14-6/24	アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルキナファソ、カンボジア、コンゴ民主共和国、韓国、レバノン、マケドニア、ニジェール、南アフリカ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、ザンビア	フランス	セミナー等	不明	不明		
WIPO 共催による産業権に関するセミナー	2011	6/14-6/24	アルジェリア、ブルキナファソ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ、クロアチア、韓国、マダガスカル、マリ、モロッコ、チュニジア	フランス	セミナー等	不明	不明		
中国第二次知的財産協力プログラム	2011	9/13	中国	不明	セミナー等	不明	不明		
フランスーモロッコツイニング知的財産ミッション	2011	3/23	モロッコ	モロッコ	不明	不明	不明		
地理的表示に関する訪問	2011	6/16	ブラジル	フランス	招へい研修	不明	不明		

動名	年	日	支援対象国	開催場所	支援手法	支援分野	支援対象者	参加人数	備考
大学教育	2011	2/2-6/30	トーゴ	フランス	招へい研修	不明	知的財産庁以外の政府職員		知的財産庁以外の政府職員を対象とした、大学講義の受講
大学教育	2011	2/2-6/30	マリ	フランス	招へい研修	不明	知的財産庁以外の政府職員		知的財産庁以外の政府職員を対象とした、大学講義の受講
大学教育	2011	2/2-6/30	ガボン	フランス	招へい研修	不明	知的財産庁以外の政府職員		知的財産庁以外の政府職員を対象とした、大学講義の受講
大学研修	2011	2/2-6/30	ブラジル	フランス	招へい研修	不明	知的財産庁職員	2	
大学教育	2011	2/2-6/30	メキシコ	フランス	招へい研修	不明	その他	2	政府職員（知的財産庁職員であるかは不明）を対象とした、大学講義の受講
模倣品対策に関する訪問	2011	7/4	カンボジア	フランス	招へい研修	エンフォースメント強化支援	知的財産庁以外の政府職員		支援対象者は、カンボジア警察模倣品対策担当者
第二次知的財産協力プログラムセミナー	2010	3/26	中国	フランス	セミナー等	不明	不明		
視察	2010	5/15	中国		不明	不明	不明		
模倣品対策セミナー	2010	5/30	アブダビ	不明	セミナー等	エンフォースメント強化支援	知的財産庁以外の政府職員		支援対象者は、アブダビ税関職員

動名	年	日	支援対象国	開催場所	支援手法	支援分野	支援対象者	参加人数	備考
セミナー	2010	6/3	中国	中国	セミナー等	エンフォースメント強化支援	不明		
産業財産とイノベーション	2010	6/7	モロッコ	不明	セミナー等	その他	不明		支援対象分野は、産業財産とイノベーション
産業財産に関する世界的知的所有権機関(WIPO)との共同セミナー	2010	6/14-6/25	アルジェリア、アルメニア、ブルキナファソ、ブルンジ、キューバ、ジブチ、ガボン、赤道ギニア、マリ、モロッコ、タジキスタン、カメルーン、マダガスカル、中央アフリカ共和国	フランス	不明	不明	不明		
産業財産に関する世界的知的所有権機関(WIPO)との共同セミナー	2010	6/14-6/25	アルジェリア、ブラジル、カメルーン、中央アフリカ共和国、インドネシア、ケニア、韓国、メキシコ、パキスタン、セネガル、セルビア、シンガポール、スリナム、タジキスタン、チュニジア、ウズベキスタン	フランス	不明	不明	不明		

動名	年	日	支援対象国	開催場所	支援手法	支援分野	支援対象者	参加人数	備考
大学水準教育	2010	2/1-6/30	ブラジル、メキシコ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チュニジア	フランス	招へい研修	不明	その他	6（ブラジル2、メキシコ2、中央アフリカ共和国1、アフリカ地域1）	政府職員（知的財産庁職員であるかは不明）を対象とした、大学講義の受講
模倣品対策セミナー	2010	10/5	チュニジア	不明	セミナー等	エンフォースメント強化支援	その他		政府職員（知的財産庁職員であるかは不明）
模倣品対策	2010	10/6	チュニジア	不明	セミナー等	エンフォースメント強化支援	不明		
中国第二次知的財産協力プログラム訪問	2010	10/28	中国	不明	招へい研修	その他	知的財産庁以外の政府職員		支援対象者は、科学技術部職員。支援対象分野は、技術移転
知的財産権保護	2010	11/6	中国	不明	セミナー等	不明	不明		
中国第二次知的財産協力プログラム訪問	2010	12/9	中国	不明	招へい研修	エンフォースメント強化支援	知的財産庁以外の政府職員		検事
産業財産訪問	2010	12/16	中国	不明	招へい研修	不明	知的財産庁職員		支援対象者は、知的財産庁の地方政府職員
地理的表示に関するセミナー	2009	3/23	チュニジア	不明	セミナー等	不明	不明		
事前分析	2009	3/30	チュニジア	不明	不明	不明	知的財産庁職員		
事前分析	2009	3/30	モロッコ	不明	不明	不明	知的財産		

動名	年	日	支援対象国	開催場所	支援手法	支援分野	支援対象者	参加人数	備考
							庁職員		
データベース	2009	4/28	中国	フランス	招へい研修	その他	知的財産庁職員		支援分野は情報化
知的財産権保護に関する視察	2009	4/29	ロシア	フランス	招へい研修	エンフォースメント強化支援	知的財産庁職員		
知的財産権に関するセミナー	2009	5/9	中国	中国	セミナー等	不明	不明		
視察	2009	5/18	ベトナム	フランス	招へい研修	その他	その他	6	支援対象者は、政府職員（知的財産庁職員であるかは不明）。支援分野はイノベーション
知的財産権エンフォースメントに関するセミナー	2009	6/8-6/9	ロシア	ロシア	セミナー等	エンフォースメント強化支援	不明		
知的財産権に関するセミナー	2009	6/22, 6/24	ベトナム	ベトナム	セミナー等	不明	不明		
視察	2009	6/29	アフリカ知的財産機関（OAPI）	フランス	招へい研修	不明	知的財産庁職員	3	
大学水準教育	2009	2/1-6/30	ブラジル、カメルーン、コートジボワール、ガボン、メキシコ	フランス	招へい研修	不明	知的財産庁職員、知的財産庁以外の職員	7（ブラジル2、メキシコ2、ガボン1、コートジボワール1、アフリカ地域1）	大学講義の受講

動名	年	日	支援対象国	開催場所	支援手法	支援分野	支援対象者	参加人数	備考
産業財産に関する世界的知的所有権機関（WIPO）との共同セミナー	2009	6/22-7/3	アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボツワナ、ブルキナファソ、コンゴ民主共和国、キューバ、エジプト、フィジー、ラトビア、リトアニア、マケドニア、マリ、モンゴル、ナミビア、ナイジェリア、モルドバ共和国、タイ、ウガンダ、ベトナム	フランス	不明	不明	不明		
事前分析視察	2009	7/6	ブラジル	フランス	招へい研修	不明	知的財産庁職員	2	
視察	2009	7/6	ベトナム	フランス	招へい研修	不明	知的財産庁職員		
視察訪問	2009	9/7	中国	フランス	招へい研修	エンフォースメント強化支援	知的財産庁以外の政府職員		
知的財産の事前分析に関する視察	2009	6/16	メキシコ	フランス	招へい研修	不明	知的財産庁職員	3	
権利エンフォースメントと模倣品対策に関するセミナー	2009	11/16	エジプト	不明	セミナー等	エンフォースメント強化支援	知的財産庁職員、知的財産庁以外の職員		

動名	年	日	支援対象国	開催場所	支援手法	支援分野	支援対象者	参加人数	備考
権利エンフォースメントと模倣品対策に関するセミナー	2009	11/16	モロッコ	不明	セミナー等	エンフォースメント強化支援	知的財産庁職員		
商標に関する視察	2009	11/23	台湾	フランス	招へい研修	不明	知的財産庁職員		
商標に関する視察	2009	11/26	韓国	フランス	招へい研修	エンフォースメント強化支援	知的財産庁職員		
知的財産権に関する視察	2009	12/14	パキスタン	フランス	招へい研修	不明	知的財産庁以外の政府職員		
知的財産に関する視察訪問	2009	12/17	中国	フランス	招へい研修	不明	知的財産庁職員		
大学水準教育	2009-2010	9/14-1/30	チュニジア	フランス	招へい研修	不明	知的財産庁職員	1	大学講義の受講
大学水準教育	2009-2010	9/14-1/30	ブラジル	フランス	招へい研修	不明	知的財産庁職員	2	大学講義の受講
大学水準教育	2009-2010	9/14-1/30	メキシコ	フランス	招へい研修	不明	知的財産庁職員	2	大学講義の受講
大学水準教育	2009-2010	9/14-1/30	中国	フランス	招へい研修	不明	知的財産庁職員	2	大学講義の受講

出典：EU による WTO 関連資料⁴⁰⁶を基に作成

⁴⁰⁶ European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/560/Add.7)

<http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=123530> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/550/Add.7)

<http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=117682> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]

European Union. "Technical Cooperation Activities: Information From Members" (IP/C/W/539/Add.7)

<http://www.wtocommerce.org.tw/SmartKMS/fileviewer?id=107934> [最終アクセス日 2013 年 2 月 27 日]